



Title	安定的な皇位継承と南北朝正閨問題：明治天皇による「御歴代ニ関スル件」の「聖裁」とその歴史的影響
Author(s)	野村, 玄
Citation	大阪大学大学院文学研究科紀要. 2019, 59, p. 1-125
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/72105
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

安定的な皇位継承と南北朝正閏問題

——明治天皇による「御歴代ニ闕スル件」の「聖裁」とその歴史的影响——

野 村 玄

はじめに

平成二十九年（一〇一七）十二月十三日、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行期日を定める政令」が公布され、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」の施行年月日は平成三十一年（一〇一九）四月三十日となつた。⁽¹⁾

いっぽう、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」が衆参両院の本会議で審議・可決されるにあたり、両院の委員会では附帯決議が行われており、その決議文には「政府は、安定的な皇位継承を確保するための諸課題、女性宮家の創設等について、皇族方の御年齢からしても先延ばしすることはできない重要な課題であることに鑑み、本法施行後速やかに、皇族方の御事情等を踏まえ、全体として整合性が取れるよう検討を行い、その結果を、速やかに国会に報告すること。」という文言が盛り込まれ、決議後に国務大臣の菅義偉内閣官房長官は「ただいま御決議をいただきました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重してまいりたいと存じます。」と発言している（本稿では、天皇・皇族・政治家・研究者等に対する敬称・敬語を省略する）。

周知のように「皇室典範」第一条は「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する。」と定めている。⁽³⁾なぜいま附帯決議において「安定的な皇位継承を確保するための諸課題」が認識されているのかといえば、「皇室典範」第二条によると（以下の皇族の身分・

年齢は平成三十一年（二〇一九）三月三十一日現在のもの）、皇太子徳仁親王（五十九歳）・秋篠宮文仁親王（五十三歳）・秋篠宮悠仁親王（十二歳）の順で継承されるが、そのほかの男系男子は常陸宮正仁親王（八十三歳）しかいないからである。すなわち、今回の今上天皇の退位の年齢（八十五歳）をふまえ、歴代の天皇が健康ならば八十歳過ぎまで在位できると仮定すると、二十一年後に徳仁親王は八十五歳となり、文仁親王は七十四歳、悠仁親王は三十三歳となる。三十三歳の悠仁親王が婚姻して男子をもうけていればよいが、もし男子がないなければ、悠仁親王の段階で皇位継承者はいなくなる危険性が高い。しかも、その頃には、現在複数いる女性皇族も民間に降嫁していると思われるから、悠仁親王の世代には同親王以外の皇族の不在という状況が生じるおそれもある。もし憲法上の制度である皇室制度を維持するならば、悠仁親王への重圧は相当なものとなることが予想される。

この将来に予想される状況は、政府関係者や有識者の間でも共有・認識されていようが、問題は、その将来あり得る問題に対処しようとするにあたり、皇位継承者の確保の必要性については一致しているものの、確保の方法をめぐって深刻な意見の対立があることである。

とくに皇位継承者が極端に少なくなるのだから、その皇位継承候補者を増やす必要があるが、その方法論として、かつて小泉純一郎内閣が検討したように、女性皇族にも皇位継承資格を認めようとする議論がある。⁽⁴⁾これに対しても、男系男子による皇位継承を重視する立場からの根強い批判があり、男系男子による皇位継承を重視する立場からは、昭和二十二年（一九四七）に皇籍離脱した旧皇族・元皇族の男性子孫を皇族に復帰させるか女性皇族と婚姻させるなどの案が提起されている。⁽⁵⁾両案の差は皇位の正統性をめぐる認識の差であり、正統性の根拠を、憲法のいう世襲の維持のための安定性や皇位継承候補者が皇族として皇室において育つてきたことへの国民の理解と支持、家族のあり方と男女の役割の変化などに求める考え方と、古代から現代まで続いてきたとされる男系男子による皇位継承方法に求められる考え方の差である。⁽⁶⁾両案の差は大きいといわざるを得ず、意見の一一致を見る気配はない。⁽⁷⁾このまま時間が経過すれば、皇族の減少は確実に進行し、気がつけば女性皇族が全員民間に降嫁してしまっているということにもなりかねない。そこで、野田佳彦内閣において、まずは皇位継承問題と切り離す形で、婚姻した女性皇族に皇族としての身分を維持させて宮家を創立させるか、または民間に降嫁する女性皇族に婚姻後も民間人の公務員として皇室の務めを補佐させる案などによる皇族減少対策が先行して議論されたが、これも政権交代により頓挫した。このような経緯をふまえての前述の附帯決議なのである。⁽⁸⁾⁽⁹⁾

附帯決議によると「安定的な皇位継承を確保するための諸課題、女性宮家の創設等について」は「本法施行後速やかに、皇族方の御事情等を踏まえ、全体として整合性が取れるよう検討を行」うようにとある。すなわち、国会は、これまで頓挫していた皇室制度の存続に関する議論について「本法施行後速やかに」すなわち「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」の施行日である平成三十一年（二〇一九）四月三十日から速やかに開始し、検討結果の報告を政府に求めたのである。

さて、問題は、附帯決議がその「諸課題」を例示して、「女性宮家の創設等」と表現したことである。衆議院議長の大島理森が附帯決議の基となつた文章を説明した時の発言によれば、「昔の宮家を復帰させるとかそういう問題は、この「等」の中で読んでいただきたい。」⁽¹⁰⁾とのことであった。だとすると、今後予想される議論では、女性皇族への処遇のみならず、男系男子による皇位継承方法を存続させるか否かも当然議論され、その具体的方法の一つとして旧皇族・元皇族の男性子孫への処遇も問題となる可能性がある。

このような「安定的な皇位継承を確保するための諸課題」に関する議論の困難な点は、これまでの議論の経緯をふまえると、前述のように女性皇族を活用し、さしあたり皇族の減少に歯止めをかけながらも将来的には女帝を容認してその子孫による女系天皇も可とする案（以下、△案という）と、旧皇族・元皇族の男性子孫を活用した男系男子による皇位継承または女性皇族との婚姻を進める案（以下、B案という）とに別れざるを得ず、両案の間において、それぞれの案に基づく皇位継承候補者の正統性をめぐる議論の応酬が続いてしまう恐れがある点である。最終的には、両案の内包する不安や問題点を少しずつ解決し、両案を組み合わせていくしか方法はないようと思われるが、仮にA案がB案について国民からの認知と同意が得られにくく主張し、B案がA案について皇位の正統性に反すると主張した場合、今のところB案がA案について投げかけた主張がそのままB案に跳ね返ってくる恐れがあるということを本稿では指摘しておきたい。

確かにB案によると、「皇室典範」の第九条や第十五条を改正すれば、形式上は男系男子による皇位継承を存続させられるかもしれない。なぜ旧皇族・元皇族の男性子孫がそのような存在として把握され得るかというと、昭和二十二年（一九四七）に皇籍離脱した旧皇族・元皇族は伏見宮家とそこから別れた各宮家を出自とし、各家とも男系で相続されていると考えられるからである。しかし、これら伏見宮家と各分家は後花園天皇の父、後崇光院（伏見宮貞成親王）の系譜を引く存在として宮家の由緒を有しており、とくに伏見宮家は中・近世を通じて後崇光院の父栄仁親王から崇光天皇へとさかのぼる由緒を誇りとしてきたが、その崇光天皇は、現行制度下における皇

統譜、すなわち明治二十八年（一八九五）編輯の「旧譜・皇統譜」（後掲【写真A-1】から【写真A-18】）上、歴代外となつていて⁽¹²⁾したがつて、現状では、歴代外の天皇を祖先に持つ旧皇族・元皇族の男性子孫に今後の皇位繼承を託すのかという問題が生じるのである。

管見の限り、「皇室典範に関する有識者会議報告書」や「皇室制度に関する有識者ヒアリングを踏まえた論点整理」における説明を除き、北朝の第三代とされる崇光天皇に言及した現代の皇室制度論には接していないが、なぜ旧皇族・元皇族の共通の祖先、そして後花園天皇を通じて今上天皇の祖先でもある崇光天皇は歴代外となつているのだろうか（したがつて、現在の皇室は北朝の系統である）。

その理由について、日本史学の観点からは、明治四十四年（一九一二）に推移した南北朝正閏問題とその決着過程においてなされた明治天皇の判断によるということになるが、そのことはもはや国民からほとんど忘却されているといつてよいかもしない。⁽¹³⁾

いっぽう、その南北朝正閏問題に関する先行研究を繙くと、明治四十四年（一九一二）三月三日の、明治天皇による歴代天皇の系譜に関する南朝正統論の立場での勅裁に至るまでの政治過程については、山本四郎や大久保利謙、大日方純夫、千葉功による研究で尽くされているといえようが、近年、南北朝正閏問題については、「原因をどこに求め、なぜイデオロギー強化に結果したのかを整合的に説明することは益々難しくなつてきている」中で「学問弾圧だとすれば、世論主導という発端と国体論的主張をもつ歴史学者が批判された理由が説明できず、論争的側面を強調して正閏問題の結果に世論の勝利を読み取り、勝利した南朝正統論に天皇・国家・国民を結び付ける性格があるとすれば、その上なぜ政治主導によるイデオロギー強化が行われたのかが説明できない」という指摘があり⁽¹⁴⁾、また「単に史実が政府の介入により抑圧された事例としてのみみなすこと、そして政府による抑圧に対する反応という観点からのみ歴史学の発展を説明することは、過度の単純化である」との批判がなされるなど、南北朝正閏問題の評価の観点・方法をめぐる新たな研究も生まれている。⁽¹⁵⁾

しかし、南北朝正閏問題の特異性と重要性は、問題の解決に際して当時の内閣と明治天皇によつて示された判断が現代の皇室制度にまで影響している点にあるように思われ、筆者はこの問題の持つ現代性にもう少し注目したいという立場である。その意味で、南北朝正閏問題を論ずるためには、なお大きな課題が残されているといわざるを得ない。すなわち、当時の第二次桂太郎内閣はなぜ明治天皇をこの問題に巻き込むことを決断したのか、そして、そのような内閣の動きに対しても天皇はどのような態度を示したのかということである。先行研究は南北朝正閏問題を議論するに際し、国定歴史教科書の問題などを重視するあまり、肝心の上奏・仰裁の実態とその成功如何を問

うて い な い。また、南北朝正閏問題における上奏・仰裁への動きを扱った研究においても、例えば、山本四郎は基本的な事実を誤認しているし、さらに主要な明治天皇の伝記や評伝も南北朝正閏問題を扱っていない。⁽¹⁸⁾これらのことが影響し、我々は現代の皇室制度に内包される南北朝正閏問題の遺産に対してもどのように向き合えばよいのか、答えを出せないでいる。したがって、本稿は、南北朝正閏問題のうち、現代の皇室制度に影響を与えることになった深奥部分について、新史料を用いながら可能な限り迫つてみたい。

一、桂太郎による上奏・仰裁の決断とその理由

もともと南北朝正閏問題の政治的決着の方法については、内閣として、明治天皇の勅裁を仰ぐべきだという確たる方針が最初からあつたわけではなかった。むしろ閣内には勅裁を避けるべきではないかという考え方をもつ閣僚もいたらしいことは、「明治四十四年二月二十五日付山県有朋宛二宮熊次郎書簡」に「南北孰れか正統なりやに就き勅裁を仰ぐ様之事ありては大変につき、夫等之事なしに済ませ度と云ふが内相之真意と被察候。」⁽¹⁹⁾とあることからもうかがわれる。また、後述するように原敬は内閣總理大臣の桂太郎から勅裁を仰ぐ決心など極秘事項を打ち明けられているのだが、原は日記で桂の内話のことを記す中で「余は聖斷を仰ぐ迄もなく責任を以て之を定めて可なる様に思ふも」と記しているから、当時の主要な政治家も勅裁を問題解決の必須条件として捉えていたわけではないらしい。

それもそのはずで、明治四十四年（一九一）一月十九日の読売新聞の「論議」⁽²¹⁾などによって提起された国定歴史教科書における天皇の記述への疑義が、わずか約一ヶ月余の間に南北朝正閏問題という当時の政界を揺るがす一大事案へと拡大・深刻化するなどということ自体、首相である桂でさえ「明治四十四年二月二十六日付山県有朋桂太郎書簡」で「過日来教科書問題突然相起り、最初之程は文部当局と議員問位之間答に留り居候ものと相見へ、小生も聞き及ばざる位の情勢なりしも、追々火の手を挙げ比日之一大事件と相成、初めて事の容易ならざるを研究發見仕候」と告白しているように、予想外のことであった。しかし、なぜ桂は問題の拡大を予想できず、またなぜ政治家の中には最初から勅裁の必要を感じない者がいたのだろうか。

例えは、原は日記で「教科書に至りては学者の議論としては何れにても差支なき事ながら児童に教ゆる教科書には從來の通に据置きても差支なき事なるが、之を改めたるは適當の処置とも思はれざるなり、但し右教科書なるもの、実は教師用に右様の説を載せ尋常高等の

小学用には左までの事なし、又或者の説によれば三十六年已來同様の記載をなし居るものなりと云ふ、果して然るや否や判然せざるも兎に角穩当の事にはあらず⁽²³⁾と述べており、そもそも国定歴史教科書改訂は必要ないと考へてゐた。また、桂は「明治四十四年二月二十六日付山県有朋宛桂太郎書簡」で「維新已來王事に従事仕候輩に於ては決して一点之疑もなく、又疑ふべき心念も出つべき筈無之候事件に候」というように南朝正統論を疑つたことはなかつたと述べるいっぽう、「明治四十四年二月二十七日付井上馨宛桂太郎書簡」では「教科書中恐多くも皇統之正閏論を議論し、其結果我々腦中些かたりとも不審を生せざる南北并立論を論議するに至り」とも述べており、南北朝並立論にも不審を抱いてはいなかつたとしているから、桂にとつて従来の南朝正統論に力点を置いた南北朝並立論に疑問の余地はないはずなのであつた。

しかし、問題の拡大を予期できなかつた桂は「明治四十四年二月二十六日付山県有朋宛桂太郎書簡」で山県有朋に「畢竟平素之監督不充分之段は實に恐縮仕居申候。」と詫びざるを得ず、彼は「大義明文^(名分)之根本を確定し置かされば、不文不決之儘にては将来之事実に案しられ申候」として「其根本之問題に至りては文部当局之不注意は勿論なれども、一方根本不定の結果に有之候。爰に於て根本之定議を一決仕置き不申候半而は将来國民指導之方針を誤り、不可言之情勢に立至り可申候に付断然決意、其根本確定之方針上奏、決定を仰ぎ候事に決心仕候。」と天皇への上奏と仰裁の決意を表明することになる。⁽²⁶⁾この桂の所見と決意は「明治四十四年二月二十七日付井上馨宛桂太郎書簡」にも「大義名分を誤まる一大事件に付、此際に於て而断然たる所置に出でさるときは、今後如何なる事に立至り候も難計」とあり、「明日は参内右に關する事件親しく奏上仕、大義名分之大根本御確定を仰ぎ候筈」と表明されてゐる。⁽²⁷⁾

いっぽう山県は「明治四十四年二月二十七日付桂太郎宛山県有朋書簡」で「勿論南朝正統論は既に事實上決定致し候事は何人も所不疑」と述べ、桂と若干異なる徹底した南朝正統論を示しており、「一般教科書中南北朝并立之大事件を議院に提出し、遂に政事問題と相成」つたうえは「斷然たる御^(既)所置可有之」との考へから「^(山県有朋)老生之意見を陛下に奉呈し、南朝之為以一死答君恩我事畢矣と実は決心罷在次第に候」として、自らが明治天皇に意見するつもりであった。⁽²⁸⁾しかし、山県は前述の桂の決意を聞いて「鬱憤を一掃し」たという。⁽²⁹⁾

ここまで検討から桂は、山県とは異なつて南北朝並立論を問題視はしておらず、その枠内での南朝正統論者であつたと推測されるのだが、「将来之事実」または「将来國民指導之方針」に過誤を来さぬよう天皇への上奏・仰裁を決意したことがわかる。だが、なるほどそのように「将来」のことを慮つての上奏・仰裁であつたとしても、それのみで桂の行動の理由の総てを説明できるわけではない。なぜ

第二次桂太郎内閣に至るまで、南北朝の取り扱いに関する明治天皇の判断は求められてこなかったのかという点についても説明を要するようと思われる所以である。

いつた桂はいつ天皇への上奏・仰裁を決断したのだろうか。この点について、原敬は自らの日記の明治四十四年一月二十五日条で桂から聞かされた話を次のように書き留めている。⁽³¹⁾

又南北朝の事に関しては自分は奏聞して御取極めを仰ぐ積りなり、楠^{桂太郎}、新田^{楠木正成}の贈位を始めとして殆んど疑念なき事なれども（事実上には）如此問題起きたる已上は陛下^{明治天皇}の御裁断により教育方針を定むる事最も適當なりと考ふるに因り右様の処置を取る筈なり、夫れに付き先刻も自分宅に渡邊宮相^{千秋}を招き話合居たる次第なり（之れが為め遅く出院せり）、但し聖斷を仰ぎたる已上は陛下直に御裁断あるとも枢密院に御下問あるとも一に聖慮次第なれども、自分よりは将来の為め枢密院に御下問ある様に申上ぐる筈なりと云ふに付、（以下略）

ここからは、少なくとも桂が明治四十四年（一九一二）二月二十五日までに「奏聞」などを決意していたことがわかり、それまでも南北朝の功臣への顕彰で南朝の正統性は明らかであったけれども、今回のように政治問題化した以上は天皇の裁断を求めざるを得ず、そのように考えた桂は宮内大臣の渡邊千秋と打ち合わせていたという。桂はその場で裁断するも枢密院に諮詢するも天皇の判断だが、桂としては枢密院への諮詢を天皇に進言するつもりだと原に打ち明けている。⁽³²⁾また、二月二十七日には桂が原に「南北朝問題解決の為め勅裁を仰ぐ事に本日閣議決定したりとて其案を内示^{桂太郎}」しており、その内容は「要するに南北朝何れを正統とすべきやは維新後朝廷の御処置振りにて明かなるも、別に決定したるものなきに因り惑を生ずる事あるに因り、南朝を正として御歴代の御順位を定められたく且つ此事は枢密院に御諮詢ありて御決定ありたしと云ふにありき」というものであった。⁽³³⁾ここまでする桂の決意は当然の事ながら並大抵のことではなかつたが、なぜこの時までそのような行動はとられなかつたのだろうか。この点について、桂は原に次のように説明している。⁽³⁴⁾

桂は維新後此事を極め置かざるは一の欠点なりと思ふに付自分は責任を以て之をなすべき考なり、元來如此問題の生じたるは、先年田中光顯宮相たりし時代に学者等を集めて御系譜の調査をなしたるが、其時歴代主上の御日記様のものありて学者等は宮内省の参考に供せんと云ふよりは宮内省より参考材料を取出して正闇なき説などを出したるが如し、二上^{參次}、喜田^{貞吉}博士など皆其委員たりと云ふ事なり、之が即ち今回の如き間違を生じたる基なるが故に此際聖斷を仰ぎて之を決定し置く事必要なりと云へり、（以下略）

桂によると、田中光顕宮内大臣の時に「御系譜の調査」が行われたが、三上參次や喜田貞吉らがその委員であり、そこでは宮内省のために議論するというよりも宮内省を使う形で南北朝に「正閏なき説などを出したるが如し」という状況であったという。この田中宮相の時の「御系譜の調査」とは何であるのかが判然としないが、これはおそらく次の『明治天皇紀』の記述に關わるものであろう。⁽³⁵⁾

抑々両朝合一より江戸時代の初期に至る間、南北朝御歴代は北朝によりて数へられたるのみならず、史家の皇統を記す者亦多く北朝を正統とせり、徳川光圀大に国史を研究して大義名分を論じ、大日本史に於て南朝の天皇を正位に置きたてまつりし以来、南朝を正統とするの主義有力となり、王政復古の運動の如きも實に此の主義に由りて起り、又維新以後にありても、此の主義に基づきて追賞の典其の他の取扱を行へる例尠からず、然れども未だ其の正閏を公定するに至らず、三十七年四月宮内省に於て年表草案調査委員会を設置し、翌三十八年^(明治)二月に至るまで御歴代の年表を調査せしが、南北両朝に対する方針は未だ決定せずして会議停頓す、東京帝国大學史料編纂掛に於て大日本史料を編纂するに当りても、唯史実を編纂するの方針を持せるを以て、亦南北両朝の間に正閏の別を立てず、文部省は蓋し姑く此の方針に準拠せるのみ、(以下略)

ここに言及のある「年表草案調査委員会」は、明治三十七年(一九〇四)四月に宮内省に設置され、明治三十八年(一九〇五)二月まで活動したというから、田中光顕の宮内大臣在職中にあたり、桂のいう系譜調査とはこの委員会のことを指すのであろう。しかも第一次桂太郎内閣の時でもあつたから、桂としては内心忸怩たるものがあつたはずである。桂の言を信すれば、この年表草案調査委員会の活動如何が明治四十四年(一九一二)二月下旬の決断の主要因であつたということだから、年表草案調査委員会の実態の究明が必要となる。しかし、管見の限り、この委員会について解明した先行研究は見当たらず、また関連する史料も見出すことができない。かといって、公刊された『明治天皇紀』の記述のみでは限界がある。したがつて、公刊本の『明治天皇紀』を参照しながらも、その典拠史料にまで遡り、研究の水準を上げることが求められる。

二、年表草案調査委員会における議論とその限界

『明治天皇紀』の典拠史料名は、公刊本の綱文末尾に列記されているが、全てに遡ることができるわけではない。しかし、綱文作成の

基となつた『明治天皇御紀資料稿本』には、典拠史料として筆写された史料が綴じ込まれている。この『明治天皇御紀資料稿本』は宮内庁宮内公文書館に所蔵されているが、まだその大半が要審査であり、⁽³⁶⁾ 研究者もほとんど使用していないようである。事実、筆者は本稿の検討のために、『明治天皇紀』第十二の明治四十四年二月二十八日条と明治四十四年三月一日条に該当する『明治天皇御紀資料稿本』を初めて利用請求し、一部利用の利用決定を受けたから、南北朝正闇問題の上奏と勅裁についても、本稿が『明治天皇御紀資料稿本』を用いた初めての研究となる。⁽³⁷⁾ 本稿で後掲する【写真B-1】から【写真B-4】と【写真C-1】から【写真C-85】が『明治天皇紀』第十二の明治四十四年二月二十八日条と明治四十四年三月一日条に該当する『明治天皇御紀資料稿本』である。

さて、その『明治天皇御紀資料稿本』を検討すると、必ずしも『明治天皇紀』の公刊本の典拠史料（枢密院会議筆記、公文類聚、侍従日録、御歴代ノ代数年紀及院号ニ関スル調査ノ沿革資料、徳大寺実則日記、加藤弘之書翰、寺内正毅書翰、桂太郎書翰、二宮熊次郎書翰、山県有朋書翰、公爵桂太郎伝、尋常小学日本歴史、官報、恩賜録）と一致するわけではなく、公刊本には示されていない史料が含まれていることがわかる。例えば、侍従日記、内閣記録課、内大臣府文書、明治廿五年祭祀録（不開示）、儒教時言講經新義である。

ここでは、とくに桂が自ら上奏・仰裁に追い込まれた原因として語り、また『明治天皇紀』第十二も言及していた年表草案調査委員会について、その実態を究明したいが、その分析に資する典拠史料が後掲の【写真C-42】から【写真C-46】の内大臣府文書である。この内大臣府文書については、「本史料群は、宮内卿・侍従長・内大臣といった職掌を通じて明治天皇の秘書的役割を担つていた徳大寺実則の所管史料という性格が強いものであり、『明治天皇紀』の典拠史料として「明治天皇御手許書類」の名称が使用されなかつたのも以上述べてきたような性格に基づくものであろうと考えられる。また「内大臣府文書」の名も、昭和初年段階で内大臣府に所蔵されていたといふ以上の意味を持つものではなく、実態を示すものとしては「徳大寺実則内大臣・侍従長旧蔵書類」というべき性格のものであると考えられる」という真辺将之の指摘がある。⁽³⁸⁾ この【写真C-42】から【写真C-46】の内大臣府文書について、さらに週り得る史料は臨時帝室編集局による写本の内大臣府文書であろう。真辺は、原本の所在は不明であるものの、「藤波による収集本と、昭和の収集本との二種類の内大臣府文書写本が存在しているのではないかと推測される」としている。⁽³⁹⁾ 真辺論文の執筆当時、まだ内大臣府文書の写本は全部公開されていなかったが、現在は特定歴史公文書等として宮内庁宮内公文書館で閲覧可能である。実際に大正期と昭和期の二種類の写本があり、昭和期の写本のほうが収録文書数も多い。筆者が【写真C-42】から【写真C-46】の内大臣府文書を含む写本を

検討したところ、南北朝正閏問題の検討に資するものは『内大臣府文書 明治四十四年』である。⁽⁴⁰⁾これは同本の裏表紙によると昭和四年（一九二九年）から昭和七年（一九三二）にかけて採集されたものであり、後掲の【写真D-2】から【写真D-15】が南北朝正閏問題に関わるものである。それぞれ興味深い事実を示すが、詳しくは順次検討することとし、ここでは年表草案調査委員会について検討してみよう。『内大臣府文書 明治四十四年』には次のような記述がある（後掲【写真D-11】から【写真D-13】）。

一 宮内省ニ於ケル御京譜取調ノ儀ハ明治初年内務省御京譜掛時代ノ事務引繼從事致來候次第二テ、明治二十六年^(マニ)月ニ至リ圖書頭ヨリ皇統譜稿本ヲ提出シ、宮内大臣意見ヲ條陳シテ、之ヲ奏上セシモ、尋テ二十七八年ノ役アリ其儘御處分無之候事一年表調査ノ儀ハ國史ノ根本トシテ先以テ御歴代ノ御次第ヲ一覽シ易カラシメントノ旨趣ニテ、帝國年表ヲ官撰セントシ、明治三十一年五月宮内大臣^(田中光顯)ヨリ奏請シテ左ノ諸員年表草案調査委員ヲ仰付ラレ

東京帝國大學文科大學教授文學博士 星野 恒

東京帝國大學文科大學教授文學博士 井上哲次郎

東京帝國大學文科大學教授文學博士 坪井九馬三

明治四十三年十月六日薨 文學博士 重野安繹

東京帝國大學文科大學教授文學博士 三上參次

從四位 谷森善臣

爾後、其月ヨリ翌年一月マテノ間ニ於テ數回ノ會議ヲ重ネ、元弘元年間ノ問題ニ入りテ、未夕終結ニ到ラス候事

一 宮内大臣ヨリ前件委員會ニ諮問致候議題ハ

（中略）

第六元弘元年間ノ事

朝廷正史ナク、後醍醐天皇ヨリ後小松天皇マテノ間、世論歸一スル所ナシ、其說如何ト云フニ在リ

大要右ノ通ニ候事

ここからは、まず皇室の系譜については、内務省御系譜掛以来の事業を基礎としながらも、そこに明治二十六年（一八九三）の「皇統

「譜稿本」作成の動きも加わり、それが日清戦争で頓挫して以降は、「帝國年表」の作成により歴代天皇の一覧化を進めようとした経緯であつたことがわかる。なお、ここで注意すべきは皇統譜の問題であり、西川誠による大正十五年（一九二六）の皇統譜令と皇統譜令施行規則の制定過程の検討では「大正期皇室制度整備の遅延の理由は、御歴代調査という歴史の確定のためであった。そして、皇統譜は大正後期まで存在しなかつたこと」が明らかとなっている。⁽⁴¹⁾これは、なぜ現代に至っても明治天皇から今上天皇の「大統譜」に加えて【写真A-1】以下に示すような明治二十八年（一八九五）編輯の「旧譜・皇統譜」が現用文書として運用・併用され続いているのかという問題につながるのだが、この点の歴史的な評価については後考を期したい。その皇統譜の問題が積み残され続ける中、「帝國年表」の「官撰」の動きが生じ、年表草案調査委員会が設置され、六名の委員が任命されたということのようであるが、桂のいう喜田貞吉は含まれていなかつたことに注意したい。また、委員会名にある「年表」とは「帝國年表」のことであったが、同委員会には六つの諮問事項があつたことがわかり、その六つ目が「元弘元中年間ノ事」であった。委員会では、その六名の委員で一つ目以外の五つの事項について明治三十七年（一九〇四）五月から明治三十八年（一九〇五）二月まで「數回」の検討を重ねたようだが、詳しい回数は記されていない。管見の限りでは、議事録も発見できなかつた。しかし、『内大臣府文書 明治四十四年』所収の文書からは、その六つ目の諮問事項で委員会の議論は暗礁に乗り上げ、「未タ終結ニ到ラス」という事態となつたことがわかる。

六つ目の諮問事項の「元弘元中年間ノ事」とは「朝廷正史ナク、後醍醐天皇ヨリ後小松天皇マテノ間、世論歸一スル所ナシ、其說如何ト云フニ在リ」であり、これはまさしくのちに南北朝正閏問題として顕在化してしまう問題そのものであつた。この委員会で結論を得られていればと桂が後悔したことも首肯されよう。そして実際には、結論を得られなかつたのである。具体的には、どのような状況で委員会は機能しなくなつたのであろうか。議事録を得られないために詳細は不明とせざるを得ないが、『内大臣府文書 明治四十四年』所収文書中に、当時の状況の一端をうかがうことのできる記述がある（後掲【写真D-15】）。

第六元弘元中年間ノ事ニ對スル意見

井（舊次郎）
上
委
員

谷（義臣）
森
委
員

右南北両統説

右未タ意見ヲ發言セス

一明治三十八年三月以後會議中絶、以テ今日ニ至リ候事

坪^{九馬二}
星^(鉄)
重^(安繹)
三^(參次)
上 委員

野 委員

すなわち、「元弘元中年間ノ事」については、南朝正統説が二名、南北両統説が三名、意見を表明しなかつた者が一名と意見が割れた状態であった。重野安繹の態度によつては南朝正統説と南北両統説が同数で並ぶか、またはどちらかに決するという際どい情勢であった。そもそも学説の妥当性を多数決で決せられるのかという根本問題があるが、年表草案調査委員会の手には負えず、しかも形としては南北両統説の数のほうが多かつたため、委員会としては膠着状態に陥つたということなのかもしれない。そこへ態度を明らかにしなかつた重野が明治四十三年（一九一〇）に没した以上、年表草案調査委員会としては、南北両統説の優勢が記録として確定していたのである。南北両朝について、南朝を正統とするか、南北朝の両立とするかの問題は、宮内大臣の主導する委員会という枠組みを以てしても容易に決着させられる問題ではなかつた。そこに政治が関与することは危うく、政治の立場としては先送りが最も安全な方法であつたろう。

三、桂太郎による上奏・仰裁への明治天皇の反応

だが、今回、桂太郎はこれ以上の問題の先送りを選択しなかつた。選択できなかつたというべきかもしれないが、そのように決断した桂の意図と立場については、追い込まれての決断というよりは、そこに積極的な意図を見出す研究もある。例えば、廣木尚は桂らの進めた国定歴史教科書の改訂に注目して「教科書改訂は国定教科書の記述に対し公然と異を唱え、天皇に勅裁を迫るほどの「殆と不知所底止」世論を押さえ込むことを意図したものだつた」とし、「政府が「吉野の朝廷」の採用にこだわった理由」について「「吉野朝」と

は唯一の王朝が吉野に遷都した姿である。「北朝」と抗争する「南朝」ではない。そもそも天皇は一人しかいないのだから正閏の問題は生じようもない。「南北朝」の対立がなければ「草莽」の出番もない。もつとも「忠臣」は存在する。それは唯一の王朝の「忠臣」である。ちょうど桂内閣がそうであるように。」と見て「桂内閣は南朝正統の世論を受け入れて批判をかわしつつ、実際は北朝の抹殺を通じて「南北朝」という問題系そのものを抹消することで『太平記』的対抗図式を消滅させ、尊皇論の無秩序な氾濫状態を押さえ込もうとしたと考えられる」という見解を示している。⁽⁴³⁾

国体論の問題を考えるうえでも重要な学説と思われるが、本稿の関心からは、桂が行った上奏と仰裁の実際のほうが問題である。「はじめに」でも述べたが、廣木を含め、先行研究は南北朝正閏問題を議論するに際し、国定歴史教科書の問題を重視するあまり、肝心の上奏・仰裁の実態とその成功如何を問うていない。桂の主觀的意図は廣木の見立てのようであつたと仮定しても、なぜ先行研究が国定歴史教科書の問題に注目せざるを得なかつたかといえば、南北朝正閏問題の決着は主として国定歴史教科書の改訂という手法で図られたからである。⁽⁴⁵⁾ いっぽう、明治天皇が桂の上奏・仰裁時に国定歴史教科書の問題についてどのような姿勢を示したのか、そもそも発言したのかどうかについては不明である。当時、原敬が国定歴史教科書の改訂は必要ないと見ていたことを思い起こしてみて欲しい。なぜ第二次桂太郎内閣が明治天皇への上奏・仰裁という最後の手段を探りながらも、国定歴史教科書の改訂に前のめりとなつたのかについては、上奏・仰裁の実態からも説明を試みることが必要なのである。

それでは、明治四十四年（一九一）二月二十八日の桂による上奏・仰裁の実態とはどのようなものであったのだろうか。『明治天皇御紀資料稿本』によると（後掲【写真B-2】から【写真B-3】）、桂の拝謁時間は午前十時半から午後十二時半までの二時間であり、侍従長の徳大寺実則は侍立していたかもしれないが、閣僚が連れ立つての拝謁ではなく、桂単独での拝謁であったようである。

興味深いことに、公刊本の『明治天皇紀』と『明治天皇御紀資料稿本』の双方とともに典拠史料である『公爵桂太郎傳』坤巻は上奏と仰裁のことに一切言及しておらず、国定歴史教科書問題とそれに伴い小松原英太郎文部大臣とともにに行つた進退伺のことを主に述べている。⁽⁴⁶⁾ なぜ桂の功績として上奏・仰裁を誇らないのか、いや事の性格上、誇るべきではないとしても、全く言及がない点については、そもそも上奏・仰裁の事実を公表すべきではないという判断があつた可能性はある。だとすると、ますます上奏・仰裁の内容を追究することには困難となるが、前述の明治四十四年（一九一）二月二十五日に桂が原に打ち明けた内容によれば、桂は明治天皇に南北朝正閏問題に

ついて取極めを仰ぐつもりであること、そして天皇の裁断によつて教育方針を定めるとも述べ、さらに枢密院へ諮詢するよう申し上げる予定であると付け加えていた。これによると、桂は歴史教育の問題についても仰裁する考え方であつたとも読める。果たして二時間の会話内容はどのようなものであつたのだろうか。

まず、参考となる史料は『明治天皇御紀資料稿本』の【写真C-6】から【写真C-7】における『徳大寺実則日記』であろう。『徳大寺実則日記』の原本は長らく非公開であつたが、近年、宮内庁書陵部の図書叢文庫での閲覧が可能となつた。次の史料は、その『徳大寺実則日記』の明治四十四年二月二十八日条である。⁽⁴⁷⁾

廿八日、参、桂首相協議アリ、参 内申来

皇統正閏論世上説紛々、如左首相伺済

光嚴天皇北条利種立 光明 崇光 後光嚴 後円融各天皇山陵祭典御崇尊ノ典ハ從前ノ如変更セラレザル事、御歴代ニ算セス

後醍醐

九十六後西後醍醐九十七後村上九十八後龜山○光嚴○光明○崇光○後光嚴○後円融九十六後小松南北統百称光 篆輯御系図明治十年福羽美静

樞密院へ諮詢セラル

ここからは、桂が徳大寺との協議後、参内を申し入れたことがわかる。この記述から推すと、両名の協議は当日の拝謁前の時間となる。おそらく何をどこまで上奏し、仰裁するかの打ち合わせを行つたものと思われる。それまでも桂は原に、宮内大臣の渡邊千秋とも打ち合わせていると述べていたが、最終的には北朝の五帝の陵と祭典は従来のままとしながらも、北朝の五帝を歴代には算入しないこと、かつて福羽美静の編んだ『纂輯御系図』をふまえてという意味なのか、それを根拠に歴代の数え方についても伺つたようである。この段階では、長慶天皇の在位が証明されていないため、現在の歴代数とは異同がある。なお、これらのこととは、伺い済みとはされながらも、樞密院へ諮詢の運びとなつたとある。概ね桂が原に話した通りであつたということになろうか。だが、桂が原に天皇の裁断によつて教育方針を定めると述べていたことはどのように捉えればよいのか。徳大寺の日記には、その点についての言及はない。これについては、同じく『明治天皇御紀資料稿本』の【写真C-26】から【写真C-32】における「公文類聚第三十五編卷二」を参照する必要があろう。これらの原本は、現在、国立公文書館において特定歴史公文書等として閲覧が可能である。後掲の【写真E-1】から【写真E-13】である。ここで注意を要する点は、国立公文書館デジタルアーカイブにおいて、「御歴代ニ関スル件」と題されている文書は、上奏・仰裁する

ことを閣議決定した文書ではなく、上奏・仰裁に関する閣議決定書の原本は「皇室喪服規程案」と題する文書中に含まれてしまっているということである（【写真E-1】から【写真E-6】）。

これらの原本を検討してわかることは、まず上奏書類ではない閣議決定書を天皇の御覽に供していること自体、手続き的に珍しい事例なのではないかということである。天皇が求めたことなのか、内閣の判断によることなのかは不明である。あるいは拝謁時に桂が宮中へ持参していたのであろうか。そして、「御歴代ニ閏スル件」には、閣議書、宮内大臣・枢密院議長への通牒案、侍従長聖旨伝宣書（この名称は【写真D-2】から【写真D-4】による）、枢密院議長奉答書（この名称は【写真D-7】から【写真D-8】による）、「聖裁」を仰ぐべき内容を記した文書という五種類の文書が綴じ込まれているということもわかる。ここで注目する文書は五つ目の「聖裁」を仰ぐべき内容を記した文書である。これは内閣の罫紙を用いているから、枢密院の罫紙を用いた山県有朋の奉答書とは別の文書と考えられ、閣議決定書における【写真E-2】から【写真E-4】の内容とも一致するから、桂が明治天皇の「聖裁」を仰いだ時の内容と考ええて差し支えなく、だから全ての結論の前提として綴じ込まれたのである。そして、【写真E-1】と【写真E-2】によれば、枢密院への諮詢を奏請することもあらかじめ閣議決定されていたようである。

これらの検討をふまえると、桂が仰いだ「聖裁」の要旨は、次のようなものとなろう。すなわち、これまで皇統は一系で天に二日なしということが国体の根本で国民の道義の源泉であつたが、後醍醐天皇から後小松天皇の間には、北条氏の擁立した光厳天皇と足利氏の擁立した光明天皇以下の五帝が六朝にわたつて相対する現象があつた。したがつて、後世には歴史家の間で南北朝正閏論が提起されて結論が出ず、また維新以降の公文書にも南北両朝いづれが正統であるかについて明記したものがなかつた。小学校の歴史教科書の教師用書に偶々南北両朝の正閏を論議しないとの主旨を記述したため、世論を惹起してしまつた。については、この際、世論を一定し、国民に疑惑を抱かせないようにすることは最も重要なことである。思うに、維新以降の朝廷は歴史家のいう南朝の功臣や南朝正統論を主唱してきた者に優旨を賜つてきたが、その聖旨に副つて我が国民が普通の信念を維持することは当然のことであるので、爾後の教科書等において皇統を明記する場合には後醍醐天皇から後小松天皇に至るまでの皇統を、後醍醐天皇、後村上天皇、後龜山天皇、後小松天皇とし、光厳・光明・崇光・後光嚴・後円融の五帝は歴代の中に記載しないこととし、政務上においてもこの方針で処理することについて「聖裁」を仰ぐことが適切ではないか。なお、後村上天皇の次に長慶天皇を加える説を唱える歴史家もいるが、長慶天皇の在位については歴史家の見解

も一致しておらず、宮中における取り扱いも未確定であるため、現段階では歴代に算入せず、さらに他日在位の事実が判明した場合に歴代へ加えることについて併せて「聖裁」を仰ぎたいという内容である。

この内容から考えると、もともと南北朝正閏論に結論を出すことはできず、公文書にも結論を明記したものはなかつたが、国定歴史教科書の教師用書における記述が世論の関心を呼び起こしてしまったことから、その鎮定を目的に据え、まず教科書に皇統をどのように明記するかの政府案を上奏したということ、そして政務上の皇統の取り扱いについては今後の教科書における記述と同様に取り扱いたいとの政府案についても上奏し、あわせて長慶天皇の取り扱いは保留することを上奏したということである。したがつて、桂は三つの事柄を上奏・仰裁したということになる。それへの明治天皇の具体的な反応は定かではないが、前引の『徳大寺実則日記』の記述をふまえると、天皇は国定歴史教科書については政府案のように扱え、政務上もそれに準じて取り計らえというような個別の「聖裁」はせず、歴代の取り扱いについて、従来の宮中における祭祀とそれまで明治天皇が南朝関係者に示し続けてきた態度を勘案しつつ、これまでよりも南朝への態度を明確化させること、しかもその具体的な態度表明をしたとしても、既に明治十年（一八七七）の『纂輯御系図』に歴代のことは記されているのだから唐突な判断ではないということを根拠に、自らを納得させながら、政府案の方向性のみを了としたのではなかろうか。なぜなら、先行研究の明らかにする国定歴史教科書の改訂ぶりにおいても、当時の政府は天皇の「聖裁」を根拠に改訂を進めているわけではなく、あくまでも文部大臣の小松原英太郎の政治判断で決着させているからである。⁽⁴⁸⁾

四、山県有朋に対する明治天皇の勅語と枢密院における審議

ところが、このような推定を困難にさせる史料がある。それは、明治四十四年（一九一）二月二十七日の桂宛の書翰で自らも明治天皇に意見するつもりであったと述べていた山県有朋の動きに関する史料である。次の史料は、『公爵山縣有朋傳』下巻の一節である。⁽⁴⁹⁾

桂が勅裁を仰ぎ、國家教育の方針を確定せんとするの論は、〔山縣有朋〕公の意見と一致してゐることは勿論だが、其の如何に之を決定すべき乎の問題は、公の力に待たざるを得なかつた。

是に於て、公は勅裁を仰いで、南北朝正閏問題の方針を確定する必要を感じ、書柬を徳大寺侍従長に贈り、此際大義名分を明に

安定的な皇位継承と南北朝正閏問題（野村）

し、國體の尊嚴を維持せざる可からざる所以を論じた。未だ幾くならず、公は召に應じて上奏する所あつたが、終に勅裁に由りて、南北正閏の議が確定され、其の結果、國定教科書が改訂さるゝに至つた。

これでは、まるで桂ではなく山県が一連の問題を決着させたかのような記述である。筆者は、ここでいう山県が徳大寺に宛てた書簡を見出すことはできていないが、確かに山県は明治四十四年（一九一）三月一日に召されて参内している。【写真C-4】によると、山県は同日の午前十時半から午後十二時半までの明治天皇の出御中、小村寿太郎の次に拝謁している。実はこのことから、公刊本の『明治天皇紀』が小村の参内・拝謁を明治四十四年（一九一）三月一日、山県の参内・拝謁を明治四十四年（一九一）三月二日としていることの誤りがわかる。公刊本がそのようにした意図はわからないが、おそらく山本四郎は公刊本の記述を根拠に山県と明治天皇の「聖裁」の動きを叙述してしまったのだろう。⁽⁵¹⁾正しくは、明治四十四年（一九一）三月一日に、小村寿太郎の後、山県有朋は拝謁したのであり、二時間の出御時間中に小村と山県が拝謁したのだから、山県の拝謁時間は前日に単独で拝謁した桂よりも短かつたはずである。それでは、山県の拝謁の模様はどのようなものであつたのだろうか。この点について、山県から直接電話と面会で拝謁の模様を聞いた井上通泰は次のように述べている。⁽⁵²⁾

南北正閏問題の起つたときに、^{〔井上通泰〕}予は憂慮の餘、夜も碌々睡られなかつた。^{〔明治四十四年二月二十五日〕}一日、賀古鶴所、市村瓈次郎を伴ふて、^{〔有朋〕}山縣公を古稀菴に訪問し、忌憚なく南北正閏問題に關する内情の経過を詳述した。すると公爵は非常に驚かれた模様で『桂は何をして居る』と云はれたが、最後、全身に痙攣を起された。是は極度に感情を刺戟された結果であらう。蓋し公爵が激昂の餘り、痙攣を起されたのは、彼の乃木襲爵問題の起つた時と、此日との二度であつた。

やがて公爵は秘書官に命じ、電話にて河村宮内次官を東京から呼寄せられたが、我等の歸るとき、汽車で次官と入れ違になつた。公爵は其後、^{〔実則〕}徳大寺侍従長と桂首相とに對して、長文の書牘を出された。特に桂首相に對しては『大義親を滅す』とまで極言された詰問状であつたことを聞てる。同時に、^{〔正義〕}寺内陸相にも言ふてやることだが、夫れは書牘であつたか、判然としてゐなかつた。斯くて數日を経ると、^{〔明治四十四年三月一日〕}一日宮中より電話があつた。取敢へず、出て見ると、公爵の直電話であつた。『唯今陛下から南朝正統の勅裁があつた。今晚からは、枕を高うしてやすみなされて宜からう』と。此の問題の爲に、予が憂慮の餘り、睡られないと話したのに對し、特に『今晚から』と云はれたのである。早速公爵の電話の趣を市村、^{〔瓈次郎〕}賀古の兩君に傳達し、其晩は予は心からの太白を浮べて喜

んだのであつた。

其の翌日、^(明治四十年二月二日)予は御禮旁、古稀庵に至り、公爵を訪問し、公爵が盡力された経過を聞いたが、其時桂公に宛てた手簡に就ても、親しく話された。『若し今日の如くに、北朝の天皇が依然として皇位に登載され、南朝正統の大義が確定せざるが如きことあらば、畏れ多くも、我が皇室の前途は申すに及ばず、王政維新の鴻業が、全く其の結末がつかぬことになり、國家の將來は實に寒心に勝へざるものがある。是れ予が桂に對して『大義親を滅す』と云ふた所以である』と云はれた。

又た公爵が徳大寺侍従長に致された書牘は、其儘天覽に供し參らせ、さてこそ公爵を御召しに相成つた次第であつた。公爵は小田原より出京して、天顏に咫尺した處、畏れ多くも、親ら南朝正統の御勅裁があつた御思召の程、今更ら感激に堪へなかつたと。公爵は泣然として語られた。

井上は市村や賀古と古稀庵を明治四十四年（一九一二）二月二十五日に訪問すると山県に約して ⁽⁵³⁾いたから、⁽⁵⁴⁾話はそこから始まつてゐる。井上の話によると、山県は井上らとの面会後、二月二十五日のうちに宮内次官の河村金五郎を呼び、また徳大寺実則と桂太郎、寺内正毅に書簡を出したというが、徳大寺宛の書簡とは、前述の『公爵山縣有朋傳』下巻の本文でも言及されていたそれであろう。寺内宛のものは国立国会図書館に現存するものかもしれないが、徳大寺宛・桂宛ともに、井上のいう書簡の案文等は『山縣有朋關係文書』三に含まれておらず、井上のいう桂宛の書簡も千葉功編『桂太郎關係文書』には收められていない。しかし、いずれにせよ、徳大寺宛の書簡の内容が徳大寺を通じて天皇に見せられ、それが明治四十四年（一九一二）三月一日の召し出しのきっかけとなつたようである。

山県は宮中から直接井上に電話をかけ、「唯今陛下から南朝正統の勅裁があつた」と告げている。宮中からの電話で「唯今」とあるから、三月一日の参内中に電話をしたのである。その電話をうけた翌日、井上はあらためて山県を訪問し、山県から直接「天顏に咫尺した處、畏れ多くも、親ら南朝正統の御勅裁があつた御思召の程、今更ら感激に堪へなかつたと」聞かされている。⁽⁵⁵⁾これほどまでに山県を感激させる明治天皇とのやりとりとはどのようなものであつたのだろうか。

この点について、山県の没後、生前の山県から聞いた話などをまとめた牧野謙次郎の『儒教時言講經新義』が『明治天皇御紀資料稿本』に収録されているが、そこで説明されている明治天皇と山県とのやりとりとは、次のようなものであつた（写真C-80⁽⁵⁶⁾）。

樞密院議長元帥陸軍大將山縣有朋入朝謁覲、^(明治天皇)天皇特賜坐便殿、^(山縣)有朋進見、將發言、

天皇正色曰、卿遠來自小田原、無乃由南北両朝論而然耶、南朝正統之議定久矣、明治維新之大業、實繼建武中興之遺猷而成、
此事朕曩告之于（ママ明治天皇存命は吉野宮）吉野神宮、乃今何遽變更為、人或可欺、祖宗神靈豈可罔哉、卿其安意可也、有朋感激、潸然淚下、拜稽首而退、

天皇は小田原から上京した山県の労をねぎらうとともに、南朝正統が議定されてから久しいこと、明治維新の大業は実に建武中興の道筋によつて成立したこと、このことはすでに後醍醐天皇を祀る吉野宮に告げていること、それらのことを今どうして変更することができようか、人を欺くことはできるとしても、祖宗祖靈を欺くことができようか、山県よ安心せよという趣旨を述べたという。これに山県は感激し、涙して退出したとある。

牧野は南朝正統論者であり、衆議院議員の藤澤元造を南北朝正闘問題に巻き込んだ人物だが、これを一つの証言として見ると、明治天皇の発言は從来の姿勢の再確認と口頭での慰撫の域を出ない。南北朝正闘問題の発端の一つとなつた読売新聞の「論議」でさえ、一応それまでの明治天皇の行動については「是を以て維新後（明治天皇）聖上（明治天皇）は御身實に北朝の皇胤に亘らせ給ふにも拘はらず、果然南朝の元勲に贈位し、別格官幣社に祀り、將た其子孫をも華族に列し、以て丕に斯の大義名分を明にせさせ給へり。」と評価していたが、天皇は今まで明言せずに南朝関係者への優遇を態度で示してきたのであって、周囲は天皇の口から南朝が正統であるとの発言を聞いたことはなかつた。北朝の血を引く明治天皇とすれば、明言せずに態度で示し続けることで南朝正統論者の理解を得たかつたに違ひない。しかし、それではもはや不足であると上奏されてきた今、天皇としては桂に對しても山県に對しても、それまでより踏み込んで南朝正統の旨を發言せざるを得なくなつたということが真相ではなかつたか。そして、その発言が實際以上に「聖裁」や「勅裁」と解釈されたのだろう。一見、桂に対する消極的な「聖裁」という前述の想定を否定するかに見えた山県への「勅裁」は、かえつて明治天皇のぎりぎりの抵抗、抵抗という語が適切でないなら、明治天皇による桂と山県への消極的同意を浮かび上がらせているように思われる。

さらに山県について確実なことは、彼に賜つた「皇室歷代ニ關シ諮詢ノ件ハ時機緊急ヲ要スルニ付其心得ヲ以テ審議ヲ為スヘシ」という勅語に明らかのように、天皇が山県に期待した役割は枢密院議長としてのそれであるということであった。もともと枢密院総委員会が明治四十四年（一九一）三月一日の午前十時に開催されることは二月二十五日に決まつており、諮詢のタイミングとしては好機であつた。枢密院での議論について、桂が五日後の三月六日に原に内話した内容は次のようなものであつた。

桂の内話によれば、過日南北朝正闘問題に付枢密院にて全院委員会を開らき種々打合せたるに顧問官の一人なる加藤弘之は教科書

審査委員長なるにより当時の事情を説明し、自己の腦中には正閏論固より定り居たるも恐懼に堪へざるに因り（今上陛下の御血統に對しての意ならん）兩立の如き説を其儘に置きたりと、又米国史家より尋ねありたるときに正閏なき様に返答したる事ありと云ふに對し当時の文相たりし牧野伸顕は明かに記憶せざと答へたる様の次第にて一人の異議者なく可決上奏し陛下よりは南朝を正となすべき旨御沙汰ありて宮中に於ても其論一致せりと。（以下略）^{〔明治天皇〕}

ここでは、加藤弘之が国定歴史教科書の内容に関わった責任からであろう、なぜ南北朝の両立の記述を残してきたかを弁明したこと、また、『太陽』誌上で二上参次も証言している明治四十年（一九〇七）の米国からの「世界各國の帝王の世系代數を調査して一定したいから回答を乞ふ」との照会に対して「文部省では恰も教科書の修訂中であつたが之を重要な事項として編纂關係者一同へも諮詢し尙或る筋とも協定の上で」作成した「其返答の内容と教科書の記載とは全く一致することになった」ことについて、当時の文部大臣の牧野伸顕の見解を質したが、牧野は記憶にないと答えて加藤の質疑は不発に終わり、そのまま全会一致で諮詢に対する奉答内容が可決・上奏され、「陛下よりは南朝を正となすべき旨御沙汰ありて宮中に於ても其論一致せりと」説明されている。

しかし、『明治天皇御紀資料稿本』には収録されていないが、国立公文書館デジタルアーカイブでは枢密院総委員会の委員会録が公開されている。それによると、議事の様子は桂による原への説明と少々異なつていてある。^{〔64〕}

桂内閣總理大臣ハ今回御歴代御決定ヲ奏請セルノ主意ヲ述ヘ、渡邊宮内大臣ハ從来皇室内部ノ御取扱ハ所謂南朝ヲ正統トセル旨ヲ述ブ、於此加藤顧問官ハ教科書制定ノ當時（明治三十六年）牧野顧問官文部大臣タリシ時、南北朝孰レカ正統ナリヤニ関シ未定宮内省ニ照會シタルニ、宮内省ヨリ未定ノ旨回答アリ、然ルニ渡邊宮内大臣ハ今從來南朝ヲ正統トセラレシ由ヲ述ラレタルハ如何トノ意ヲ質問シ、牧野顧問官ハ本席ニ於テ回答シ能ハスト述ヘ、渡邊宮相ハ宮中内部ノ御取扱ハ南朝ヲ正統トスルモ、明文ノ之ヲ確定セルモノナシ、因テ外部ヨリノ照會等ニハ調査中ナリトノ回答ヲナスクヲ例トセリト述ヘ、次テ船越顧問官ハ教科書委員會當時ノ誤解ヲ述ヘテ南朝正統ヲ主張シ、東久世副議長ハ明治以前ノ宮中ハ北朝ヲ尊重セルモ明治後ハ南朝ヲ以テ正統トセラレタルノ事實ヲ述ヘ、南朝ノ正統ナルヲ贊シ、九鬼顧問官亦南朝正統トセサルヘカラサルヲ主張シ、末松顧問官ハ此ル問題ノ生シタルヲ悲ミ、南朝正統タルハ既定ノ事實ニシテ一吳ノ疑ナキコトヲ熱心ニ論セラレタリ、此ニ於テ山縣議長ハ本件ニ關シ議論ナキヲ宣シ、併テ満場一致大義可決セラルヘキコトヲ希ヒ、仍テ左ノ奉答文案案ヲ朗讀セシメ衆議ヲ問ヒ、異議ナク之ヲ可決セリ

すなわち、冒頭、内閣総理大臣の桂太郎から諮詢を奏請した理由の説明があり、その後、宮内大臣の渡邊千秋が宮中では南朝を正統としている旨を発言した際、加藤弘之が立ち上がったことのようである。加藤は、牧野伸顕の文部大臣在職中であった明治三十六年（一九〇三）に国定歴史教科書の編纂に際して宮内省へ南北朝のどちらが正統なのかと照会したところ、当時の宮内省は未定と回答したのに、いま渡邊宮内大臣は宮中で南朝を正統としていると発言したが、それはどのような意味なのかと質した。明治四十年（一九〇七）の米国からの照会の件についても発言したのかどうかは記述がないため不明であるが、いずれにしてもかなり鋭い質問である。これに対して牧野はここでは回答できないと答弁を回避し、渡邊は宮中では南朝を正統としているけれども、明文の根拠があるわけではなく、外部からの照会に対しては調査中と回答することになつていて、苦しい弁明をせざるを得なかつた。渡邊の答弁は、宮内省自らが組織した年表草案調査委員会の活動とも不整合を生じさせるものであつた。渡邊としては、冒頭の総理発言を受けて一気に議論の流れを付けていた考え方であつたと思われるが、それが裏目に出で加藤の反撃を招いてしまつた。その後、この宮内大臣の発言が招いた劣勢を立て直すべく、次々と枢密顧問官が南朝正統論の線で発言し、山県議長が引き取つて満場一致での可決を求めるという異例の展開で採決が行われ、「異議ナク之ヲ可決セリ」という運びとなつた。⁽⁶⁵⁾その後、同日の午後一時二十分から枢密院会議が開かれ、「聖上不被為在」という状況であつたが、あらためて全会一致で【写真E-10】から【写真E-11】に見える奉答書を可決している。

ここからは、桂が原に全てを話したわけではないことがわかり、実際には全会一致とはいうものの、これまで決定しようにも決定できず、また本来は決められないものを押し切る形で枢密院において決議されていたことが浮き彫りとなつた。では、そのかなり無理をして導き出された結論はどのように公表されたのだろうか。

五、侍従長の聖旨伝宣書及び宮内大臣の伺定と公式令

枢密院からの奉答後、南朝正統という方針の公式決定に係る手続きがいかなるものであったのかについては、公刊本の『明治天皇紀』において次のように説明されている。⁽⁶⁶⁾

而して内閣にありては、速かに世論を統一し、国民をして疑惑ながらしむるの緊要なるを思ひ、遂に皇統の順位につきて聖裁を請

ひ、以て南朝の正統なるを定めざるべからずと為し、^(明治四十四年二月)昨一十七日閣議を以て其の議を決し、是の日太郎、^(桂)天皇に謁して聖裁を奏請せるなり、仍りて^(明治四十四年二月)三月一日、天皇之れを枢密院に諮詢したまひ、同日午後枢密院会議を東溜の間に行ふ、天皇臨御あらせられず、^(山恩)有朋以下副議長^(東久世通勝)・顧問官並びに太郎・東助及び外務大臣伯爵小村寿太郎・司法大臣子爵岡部長職等出席し、内閣上奏の如く議決奉答す、宮内大臣子爵渡邊千秋亦内閣奏請の如く認定あらせられんことを言上す、尋いで^(明治四四年三月)二日天皇、内閣總理大臣^(桂太郎)の上奏及び御諮詢に対する枢密顧問の奉答並びに宮内大臣の上奏を採納したまひ、侍従長侯爵徳大寺実則をして、後醍醐天皇より後小松天皇に至る間の皇統は、後醍醐天皇・後村上天皇・後龜山天皇・後小松天皇なることを認定したまへる旨を内閣總理大臣並びに宮内大臣に達せしめたまふ、此の御裁定に際し、宮内大臣、北朝の天皇に対する宮中の取扱方に就きて聖旨を候せしに、光嚴・光明・崇光・後光嚴・後円融の各天皇に対しては尊崇の思召により尊号・御陵・御祭典等總て從来の儘たるべき旨を命じたまふ。

これによると、枢密院の奉答後、宮内大臣の渡邊千秋が内閣の奏請どおりの認定を天皇に求め、明治四十四年（一九一一）三月三日には天皇が内閣總理大臣からの上奏、枢密院からの奉答、宮内大臣からの上奏を容れる形で侍従長より「後醍醐天皇より後小松天皇に至る間の皇統は、後醍醐天皇・後村上天皇・後龜山天皇・後小松天皇なることを認定したまへる旨を内閣總理大臣並びに宮内大臣に達せしめたまふ」たとある。また、宮内大臣が天皇に「北朝の天皇に対する宮中の取扱方」について伺つたところ、天皇は宮内大臣に「光嚴・光明・崇光・後光嚴・後圓融の各天皇に対しては尊崇の思召により尊号・御陵・御祭典等總て從来の儘たるべき旨を命じたまふ」たといふ。

これら的内容は一読した限りではいかなる問題もないようと思われるが、これまで天皇の意思決定のあり方などについて研究してきた筆者からは、どうしても疑問を拭うことのできない点がある。

まず明治天皇が内閣總理大臣からの上奏、枢密院からの奉答、宮内大臣からの上奏を容れた結果、「後醍醐天皇より後小松天皇に至る間の皇統は、後醍醐天皇・後村上天皇・後龜山天皇・後小松天皇なること」が「認定」されたのだが、そのことを「侍従長侯爵徳大寺実則をして」「内閣總理大臣並びに宮内大臣に達せしめたまふ」たとある点については、確かに文書でも裏づけられる。例えば、『内大臣府文書 明治四十四年』には「御京譜二關シ侍従長徳大寺實則ノ聖旨傳宣書」が示されており、「本案ハ淨書ノ上宮^(渡邊千秋)内大臣ヨリ御手許へ差上ケ濟」とあるから、内閣總理大臣と宮内大臣のそれぞれに宛てた伝宣書が天皇も了解のうえで作成された文書であることは間違いない

(後掲【写真D-2】から【写真D-4】)。その伝宣書のうち内閣総理大臣宛の原本は【写真E-9】から【写真E-10】で見ることができる。伝宣書は侍従長名・侍従長印で発出されており、しかも墨紙は宮内省の墨紙ではない。筆者はこの文書様式は当時の法令にはない文書、そのような表現が適切ではないとすれば、公文書としては事務連絡文書に近いものなのではないかと考えている。

というのも、当時は明治四十年（一九〇七）一月三十一日に公式令が公布されたばかりであり、その第一条は「皇室ノ大事ヲ宣誥シ及大權ノ施行ニ關スル勅旨ノ宣誥スルハ別段ノ形式ニ依ルモノヲ除クノ外詔書ヲ以テス」と定め、第二条は「文書ニ由リ發スル勅旨ニシテ宣誥セサルモノハ別段ノ形式ニ依ルモノヲ除クノ外勅書ヲ以テス」と定めているうえ、いずれも親署の後に御璽を鈐すること、詔書で皇室の大事に関わることについては宮内大臣、また詔書には内閣総理大臣、勅書で皇室の事務に関わることは宮内大臣、勅書で国務大臣の職務に関することは内閣総理大臣のそれぞれ副署を要すると規定していたからである。⁽⁶⁷⁾ 皇統の歴代に関することが皇室の大事ではないはずがなく、また桂が「聖裁」を求めた際には「世論ヲ一定シ國民ヲシテ疑惑ナカラシムル」ことが目指されていたはずであった（【写真E-3】と【写真E-12】）。ならば、この際に必要な文書は侍従長名・侍従長印の伝宣書などではなく、詔書であるべきであつたろう。⁽⁶⁸⁾

当時、詔書の形式を避け、勅書の形式をも採らなかつた背景・意図が問題なのではなかろうか。南朝正統論に基づく皇統の歴代確定についてでは、国民に宣誥できないとの判断があつたが、あるいは積極的には確定させたくないとの明治天皇の意図があつたとは考えられないだろうか。なぜなら、当時の内閣の命運を懸けて決定した事項は、官報にも告示されていないからである。

同じことは、宮内大臣が天皇に「北朝の天皇に対する宮中の取扱方」について伺い、天皇が宮内大臣に「光嚴・光明・崇光・後光嚴・後円融の各天皇に対しては尊崇の恩召により尊号・御陵・御祭典等總て従来の儘たるべき旨を命じたまふ」際の文書様式にも当てはまる。この時に作成された文書は『内大臣府文書 明治四十四年』に文書の本文のみが記されている（【写真D-5】）。いっぽう、この文書については『明治天皇御紀資料稿本』にも記載があり（【写真C-84】と【写真C-85】）、そこでは宮内省図書寮所蔵とある「附錄御歴代ノ代數年紀及院號ニ關スル調査ノ沿革資料 下」を引く形で文書の形式が写されているが、これによると、「後醍醐天皇以下皇統ニ關スル件 御裁定ノ際宮内大臣ヨリ伺定ム」とある表題の上下に宮内次官の河村金五郎と宮内大臣秘書官の近藤久敬の押印があり、本文の「光嚴光明崇光後光嚴後圓融ノ各天皇ニ對シテハ御尊崇ノ恩召ニ依リ尊號御陵御祭典等ハ從前ノ通りタルヘキ事」という文章の右肩には宮内大臣の渡邊千秋の押印がある。筆者はこの「附錄御歴代ノ代數年紀及院號ニ關スル調査ノ沿革資料 下」の原本と写された「伺

定」の原本を確認できていないが、同じ「同定」は後掲の【写真F-1】においても写されていることが確認できるから、「北朝の天皇に対する宮中の取扱方」を定めた「同定」の形式もまた、事の重大性に比して、あくまでも宮内省内部の取り扱いであることを示す形式であったことは間違いないであろう。

これらのことは、桂や山県からの働きかけに対する明治天皇の意思の在処を示しているように思われる。天皇は、やはり南朝正統論を公式に確定させることをしたくなかったのではないか。少なくとも国民に対しても、南朝正統論に基づく歴代の確定も、宮中における北朝の天皇に対する尊号や祭祀の維持も、明治天皇の意思として宣説されることはなかったのである。

このように曖昧な状態であったからこそ、大正十五年（一九二六）の皇室陵墓令案と皇統譜令案の検討過程において、北朝の天皇の埋葬施設を陵と呼称するのか否か、皇統譜に北朝の天皇を登録する際はどのように登録するのか、そして北朝の天皇を歴代の天皇と同様に取り扱うならば、国定歴史教科書における記述との整合性はどういうに確保するのかという疑問が「南北朝問題ノ如キ紛議」の再燃を危惧する立場から噴出し続けた。⁽⁶⁹⁾ このような疑問に対し、文部省は大正十五年（一九二六）になつても国定歴史教科書の記述は明治四十四年（一九一二）の方針のままでよいのかを内閣に閣議請議をしてまで再確認しなければならず、宮内省も前述の「北朝の天皇に対する宮中の取扱方」を定めた「同定」や皇室陵墓令が同省の所管に関する事柄を定めるのみで国民を拘束するものではなく、また北朝の天皇の天皇号も追尊天皇や尊称天皇の事例に類似するものだと解釈を示し、国定歴史教科書との切り離しに努めざるを得なかつたのである（後掲【写真F-1】から【写真G-4】）。

おわりに

本来、南朝正統論に基づく皇統の歴代を確定させるならば、それは詔書によつてなされるべきであつたのではないかとの推定が正しいことは、大正十五年（一九二六）に長慶天皇の在位問題が決着した際、長慶天皇を後村上天皇の次に列することは詔書で宣説されたことによつて裏づけられる（【写真H】）。しかし、この詔書を以てしても、皇統の歴代は「大統」とのみ表現されており、その中の後村上天皇の次が長慶天皇であることを述べているに過ぎないから、実は南朝正統論に基づく歴代の全容は、この詔書によつても宣説されていな

いのである。筆者の検討によれば、この詔書の文案をめぐっては、当時かなりの検討がなされたことがわかつており、それについて今は今後あらためて論じたいと思つているが、その際、詔書の文案に明治四十四年（一九一二）の「聖裁」を書き込むことが考慮されなかつたのかどうかは重要な論点である。もしそのことが考慮されていなかつたとしたら、南朝正統論に基づく皇統の歴代は、実はその全容を詔書で宣誥せずに曖昧なまま、常に北朝の天皇の存在を意識せざるを得ないものであつたにもかかわらず、いっぽうでは詔書での明文化の必要性に気づかないほどに、当時の関係者によつて既に不動のものとして認識されてしまつてゐたということであり、天皇の意思とは、いつたん示されると文書の形式を問わずに国民を拘束する力を有しているといふことにならう。あるいはそれは、現代の国民をも束縛しているのかもしれない、かつて示された天皇の意思は天皇によつてのみ変えられるということならば、果たして現代においてそのようなことが可能なかどうか、今から思考しておくことは必要なことのように思われる。

そして、この南朝正統論に基づく皇統の歴代が、その曖昧な決定方式にもかかわらず、国民のみならず皇族をも束縛する問題であつたことは、北朝の崇光天皇以来の由緒を有する伏見宮家とその分家に属する皇族の位置づけの問題に注目すると、より明らかとなる。

もともと崇光天皇以来の出自を有する皇族は多くを数え、宮内省はその把握に努めるいっぽう（後掲【写真I-1】から【写真I-4】）、浅見雅男によると、際限なく増加する皇族数にどのように歯止めをかけるかに苦慮しており、明治四十年（一九〇七）における一つの到達点が皇族の臣籍降下について規定した「皇室典範増補」の制定であり、それが可能となつた背景には、明治天皇の直系の男子が増加したことと、「皇室典範増補」の公布前に五つの宮家を創設したことにより、皇位継承者の不足という明治天皇の心配が軽減したことともあつたようである。⁽⁷⁰⁾ その四年後に南北朝正闇問題が発生し、明治天皇は南朝正統論に基づいて皇統の歴代を確定させる中で、北朝の五帝を歴代に算入しないことを決めた。このことは現に北朝の子孫である明治天皇のみならず、北朝の崇光天皇に出自を求めている伏見宮家とその分家に属する皇族の存在をも否定しかねない深刻な問題であつたはずであり、だから明治天皇は、詔書や勅書での確定には踏み込まなかつたものと思われ、そのような明治天皇とその周辺による検討・決定の背景に、「皇室典範増補」の制定を可能にしたほどの、皇位継承者不足の心配からの解放があつた可能性はある。いっぽう、当然のことながら伏見宮家とその分家に属する皇族にとつては、自らを今後どのように位置づけるのかという問題が同時に浮上していたものと予測される。

この点について検討した先行研究は管見の限り把握していないが、少なくとも史料を検討していると、崇光天皇の在位を否定された伏

見宮家とその分家に属する皇族を新たに位置づけなおすため、大正期から昭和期にかけて、その系譜を後伏見天皇にまで遡らせる動きのあつたことが断片的ながら知られる。すなわち、後掲の【写真J】から【写真K-10】に示されるように、帝室制度審議会での配付資料や皇統譜・皇族譜の作成過程において、崇光天皇系の皇族を全て後伏見天皇系の皇族として再編成しようとしていたことがうかがわれるのであり、この動きがその後どのように推移したのかを検討することは、北朝の五帝の在位を否定した後の伏見宮家とその分家に属する皇族及びその子孫の位置づけを考えるうえで、今後ますます重要ななるものと思われる。

本稿の検討によれば、南朝正統論に基づく皇統の歴代確定の根拠は、【写真E-1】から【写真E-6】に示した第二次桂太郎内閣の閣議決定書ではなかつた。閣議決定は、あくまでも「御歴代ニ関スル件」について「聖裁」を求めるということまでであり、その後の判断はまさに明治天皇の判断であつた。しかし、その明治天皇の判断は、皇統の歴代確定という皇室の大事についてのことでありながら、当時の公式令で定められていた詔書でも勅書でもない、内閣総理大臣と宮内大臣のそれぞれに宛てた侍従長の伝宣書という形式で示されていた。本稿は、そこに自らも北朝の子孫であった明治天皇の苦しい立場を読み取つた。そして、その明治天皇の判断は、北朝の崇光天皇以来の由緒を有する伏見宮家とその分家に属する皇族にも波及し、大正期から昭和期には崇光天皇系の皇族として再編成することにより、伏見宮家とその分家に属する皇族について、歴代外の天皇の子孫というわけではないことを示す動きにまでつながつていたこともうかがわれた。

これらのことふまえると、我々主権者たる国民が、憲法上の制度としての皇室制度の行く末を考えていく際、南北朝正閏問題の遺産とどのように向き合っていくのかということが、次の重要な問題となろう。

かつて瀧川政次郎は、南北朝正閏問題に伴う国定歴史教科書の修正に関連して「吉野朝、吉野時代の語が用いられるようになつたのは、この修正以後のことである。従つて大正以後終戦に至る期間に出版された歴史書は、いずれもこの語を用いているが、終戦後はまた南北朝の語が一般に用いられるに至つた。このことは、國民の大部分が、南北朝正閏論を既に返上していることを語るものといつてよい。」と述べた。⁽⁷¹⁾ そして、佐藤進一は「敗戦後は、名分論的南北朝史は影をひそめ、唯物史觀に立つ松本新八郎氏の「南北朝内乱の諸前提」が昭和二十二年に発表されると、氏の見通しの上に立つて、多数の個別莊園研究が学界をにぎわすようになったが、他面、南北朝政治史の研究はほとんど学界から忘れ去られた。われわれは今、南北朝政治史を詳細にあとづけようとすれば、少なくとも田中の『南北朝

時代史』にまで立ちもどらなければならない。むしろ田中以前の、つまり明治・大正期の、素朴ではあるが自由な史論に多くのものを学ばなければならぬ。」⁽⁷²⁾と指摘した。

戦後、日本国民は南北朝の正閏を論ずる枠組みから自由になつたはずだが、南北両朝の天皇をどのように捉えればよいのかということについての研究は、田中義成の「神器の真偽」という事実は明瞭ならず。故に只、神器の所在を以て正統となす説は、学術上には価値なし。南北朝を論ずるに事実を基礎とする史学と大義名分論との区別を明かに付して之を論ずるは可なり。二者を混同するは非ならん。」⁽⁷³⁾という姿勢をふまえ、再びやり直さなければならなくなつた。その結果、戦前・戦中の思索と蓄積をふまえた村田正志の研究が公にされ、村田は「かく見來ると南北兩朝いづれの神器が眞正であるか、當時といへども何人にも伺ひ奉ることが出來ぬのである。かりに光明天皇に渡御せられた神器が偽器であつたとすれば、これは全く後醍醐天皇御一人のみが知るしめすところである。神器の神聖なるゆゑんは、もののみに存するのではないといふ見地に立てば、光明天皇に渡御せられた神器がかりに偽器であつたとしても、この一事のみを以て光明天皇以下の北朝天皇の皇位をしりぞけ、後醍醐天皇以下の南朝天皇の皇位が正統なりと申すわけにはゆかぬのである。」⁽⁷⁴⁾と明言した。このように村田が述べた理由は「神器の眞偽存否のみに拘泥し、これを根據として南朝正統を強調するのは穩當でない。神器の眞偽存否のみにより正閏を定むとの論議を許すならば、かの嘉吉の變後における後花園天皇は如何かとの論議も生ずるわけである。神器問題は南朝正統論者の最も重大視するところである」からであった。⁽⁷⁵⁾神器の問題については、瀧川も「神器のあるところ即ち皇位のあるところで、神器なきところに皇位はない」という説は、北畠親房によつて初めて唱道せられた説であつて、それ以前にはそんな説はなかつたと思う。安徳天皇が神器を奉じて西海に赴かれた後、後鳥羽天皇は神器なくして京都で即位せられたが、後鳥羽天皇は正位の天皇は認め難いなどとは、當時の人は誰も言つていない。」⁽⁷⁶⁾とし、「神器がなければ、天皇の位がない」というならば、神器が自然の災厄によつて滅失してしまつたときには、日本國は亡びるという愚かなことになる。」⁽⁷⁷⁾と注意を喚起していた。

なぜこれほどまでにかつて神器の問題が論じられたのかといふ点について、市沢哲は「親房は、まず帝德論で正統な天皇を規定しておいた上で、帝德論が革命思想と結びつかないよう、大覺寺統＝神器の繼承者を正統の天皇とする神器論を展開したのであつた。このように、神器論の役割の一つは、分裂した天皇家のうち、大覺寺統の正統性を証明することにあつたことはいうまでもないが、これに加えて、生身の天皇に生命の危機が迫つてゐる戦争という現実のもとで、天皇家を維持、再興する目的からも、神器を正統の証とする発想が

強まつたとは考えられないだろうか。」との見解を示したうえで、「太平洋戦争末期、長野県松代に大本營とともに仮皇居がつくられた際、賢所を天皇の居所に隣接させようとした現場の計画に対し、宮内省から両所を分離するよう指導が入ったという。その指導は、天皇制を維持するために生身の天皇より神器を重視する考え方からなされたと工事関係者は回顧している」ことをも紹介している。⁽⁷⁷⁾

村田と瀧川は、南朝正統論からの脱却の契機を神器論に見出し、神器の新たな捉え方を提起したのだが、戦後、この新たな神器論が有效地に作用したとはいえない、実際には本稿の冒頭でも確認したように、現在も北朝の五帝は歴代外のままである。明治天皇が裁断しながらも宣説はしなかつた南朝正統論に基づく皇統の歴代は変わっていない。

そして、皇位繼承者の確保自体が困難になりつつある現状において、皇室制度の存続方法をめぐつては、女性皇族を活用し、さしあたり彼女らを皇族のままと続けることで皇族の減少に歯止めをかけながらも将来的には女帝を容認してその子孫による女系天皇も可とする案と、旧皇族・元皇族の男性子孫を活用した男系男子による皇位繼承または女性皇族との婚姻を進める案との間で意見の相違が見られるが、旧皇族・元皇族の男性子孫は歴代外で北朝第三代の崇光天皇を出自とするにもかかわらず、その出自を後伏見天皇にまで遡らせることによって、南朝正統論との齟齬を来さぬよう位置づけなおされた可能性のある一族であることも判明した。今後さらなる研究が必要であるが、もしそうだとすれば、旧皇族・元皇族の男性子孫もまた、南朝正統論と無縁ではなく、南朝正統論によつて歴史的に位置づけなおされた存在ということになろう。

現実には北朝の皇統を戴き、今後も女性皇族、旧皇族・元皇族の男性子孫のいすれにせよ、北朝の子孫を活用しなければ皇室制度の存続が叶わないにもかかわらず、いっぽうで南朝正統論に基づく皇統理論を維持し続けることは論理的に見て困難である。明治天皇の「聖裁」が、皇位繼承者不足の心配のない前提で行われたものならば、もはやその前提是変わつたのである。おそらく皇室制度は、歴史上、最大の危機に直面しつつあるが、ならばこの際、いま一度、実際の制度の運用面においても南北両朝の天皇の存在を認めるという田中義成以前の理解に立ち戻り、系譜を歴史的事実に即したものに整序しなおすほうが、今後の無理のない制度の存続に資するのではなかろうか。それは、明治天皇も敢えて南朝正統論に基づく皇統の歴代を詔書や勅書で確定しなかつたと思われるのだから制度的には可能であろうし、今上天皇の退位の実現過程を参照すると、国民の代表で組織される国会と内閣が現状と今後のるべき姿を歴史的事実に基づいて整理し、それらの意見に基づいて天皇が明治天皇の判断の変更を認証する手続きとなるように推測される。いっぽう、女性皇族や旧皇

族・元皇族の男性子孫に依存しなければ存続できない皇室制度となつた時、常に皇位の正統性に関する議論がなされる状況に陥るかもしれない。そのような状況においては、市沢のいうように「生身の天皇より神器を重視する考え方」⁽⁷⁸⁾が今まで以上に強固となるおそれはある。主権者たる国民には、過去の歴史に関心を持ち続け、皇室制度を存続させるならば、その制度に何を期待し、なぜ存続させるのかを論理的に考えることが今後ますます求められよう。

註

- (1) 「官報」第七一六三号（平成二十九年十二月十三日）第一面、政令第三百一号。
- (2) 「第九十三回国会衆議院議院運営委員会議録第三十一号」一八頁四段目～一九頁一段目。「第百九十三回国会参議院天皇の退位等に関する皇室典範特例法案特別委員会会議録第二号」一五頁三段目～一六頁一段目。以下、本稿における「附帯決議」の典拠は本註に同じ。
- (3) 「e-Gov法令検索」による。以下、本稿における「皇室典範」の典拠は本註に同じ。
- (4) 「皇室典範に関する有識者会議報告書」（平成十七年十一月二十四日）。ほかには例えば、高松宮妃喜久子「〈敬宮愛子さま〉誕生に想う」めでたさを何にたとへむ」（婦人公論）第八七巻第一号通巻一〇九九号、二〇〇一年一月）一三五頁、所功「皇室典範と女性宮家 なぜ皇族女子の宮家が必要か」（勉誠出版、二〇一二年）。
- (5) 例えば、「特別インタヴュー 寛仁親王殿下 皇室典範問題は歴史的一大事である 女系天皇導入を憂慮する私の真意（聞き手 小堀桂一郎）」（日本の息吹）通巻第二二九号、二〇〇六年二月）八頁・一一页、皇室典範問題研究会「皇室の弥栄を願つて 皇位の安定的継承をはかるための立法案」（『正論』通巻第四八二号、二〇一二年三月）。なお、議論の対象となる可能性のある旧皇族・元皇族の男性子孫については、保阪正康「特集平成皇室の命運 新宮家創設八人の「皇子候補」お嬢さんの大本命、旧宮家には適齡男子が八人」（『文藝春秋』第八三巻第三号、二〇〇五年二月）を参照のこと。
- (6) 前掲註（4）「皇室典範に関する有識者会議報告書」八頁～一〇頁。
- (7) 例えば、「二階堂友紀「男系維持派困惑 生前退位政府が特措法検討」（朝日新聞（大阪）、朝刊、二〇一六年九月十日付、第四面）、聞き手・二階堂友紀「生前退位 男系維持派は 八木秀次氏・公務縮小し臨時代行も活用を 桜井よし子氏・伝統との両立特措法も選択肢」（朝日新聞

(大阪)、二〇一六年九月十一日付、第四面)。

- (8) 竹中拓実「記者の目 皇位継承、議論を緒に〔天皇陛下「おいとば」から1年〕」(毎日新聞(大阪)、朝刊、二〇一七年八月二十三日付、第八面)。

(9)

- 内閣官房「皇室制度に関する有識者ヒアリングを踏まえた論点整理」(平成二十四年十月五日)六頁～一二頁。
 衆議院ホームページ(http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_anna.nsf/html/statistics/shiryo/taii_index.html)二〇一八年十月十一日閲覧)「天

皇の退位等についての立法府の対応について」における「天皇の退位等についての立法府の対応に関する全体会議(平成二十九年三月十五日)」の「議事録」PDFファイル。「天皇の退位等についての立法府の対応に関する全体会議(平成二十九年三月十五日)」の「議事録」七頁一段目。

- (11) 小田部雄次『皇族 天皇家の近現代史』(中央公論新社、二〇〇九年)第六章。十一宮家五十一名の皇籍離脱については、宮内庁『昭和天皇実録』第十(東京書籍、二〇一七年)二八六頁～二八七頁・四九一頁～四九二頁・四九六頁～四九七頁・五〇三頁～五〇六頁。

- (12) 宮内庁書陵部編『皇室制度史料』皇族四(吉川弘文館、一九八六年)第五章第二節、浅見雅男『伏見宮 もうひとつの天皇家』(講談社、二〇一二年)第一章。「旧譜・皇統譜明治一年度(白紙除く)」については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、宮内秘発甲

第二三一号・平成二十八年三月二十四日付けで開示決定を受けた。なお、明治二十八年(一八九五)編輯の「旧譜・皇統譜」が既に南朝正統論に基づいて皇統の歴代を記述していたことの意味については後考を期したい。

- (13) そのような中、井上亮「日曜に考える 热風の日本史 第31回 歴史学が抹殺された日(明治)」(日本経済新聞(東京)、二〇一四年三月三十日付、第一三面)は珍しい特集記事である。同記事は、大逆事件と国定歴史教科書問題、南北朝正閏問題を取り上げているが、「明治天皇は北朝系」であることを明記するとともに、原武史による「遠見卓見 現在まで続く北朝除外史觀」と題する記事も掲載している。

- (14) 山本四郎「南北朝正閏問題について」(『史林』第五六卷第三号、一九七三年五月)、大久保利謙「ゆがめられた歴史」(同『大久保利謙著作集』7 日本書道の成立)吉川弘文館、一九八八年)、大日方純夫「南北朝正閏問題の時代背景」(『歴史評論』No.七四〇、二〇一一年十二月)、千葉功「歴史と政治—南北朝正閏問題を中心として」(『史苑』第七四卷第一号、二〇一四年三月)。

- (15) 廣木尚「南北朝正閏問題と歴史学の展開」(『歴史評論』No.七四〇、二〇一一年十二月)一八頁。

- (16) マーガレット・メール著／千葉功・松沢裕作訳者代表『歴史と国家 19世紀日本のナショナル・アイデンティティと学問』（東京大学出版会、二〇一七年）一八四頁。
- (17) 前掲註(14)山本「南北朝正閏問題について」五三頁。
- (18) 例えば、飛鳥井雅道『明治大帝』（筑摩書房、一九八九年）、ドナルド・キーン／角地幸男訳『明治天皇』下巻（新潮社、二〇〇一年）、伊藤之雄『明治天皇 むら雲を吹く秋風にはれそめて』（ミネルヴァ書房、二〇〇六年）は、南北朝正閏問題を扱っていない。
- (19) 尚友俱楽部山縣有朋関係文書編纂委員会編『山縣有朋関係文書』三（山川出版社、二〇〇八年）四七頁。
- (20) 『原敬日記』明治四十四年一月二十五日条（原奎一郎編『原敬日記』内務大臣三、福村出版、一九六五年、九三頁）。本稿では、本書からの引用に際し、原則として漢字を常用漢字に改める。
- (21) 半嶺子「南北朝對立問題（國定教科書の失態）」（読売新聞（東京）、明治四十四年一月十九日付、第一面、読売新聞（マイクロフィルム版）No.一三五、明治四十四年一月一三月、読売新聞社、一九七四年、日本マイクロ写真株式会社撮影）。このように国定歴史教科書の問題が南北朝正閏問題と結びついた過程については、三上参次「教科書に於ける南北朝正閏問題の由來」（『太陽』第十七卷第五号、一九一一年五月）九頁（一〇頁）、瀧川政次郎「後南朝を論ず」（後南朝史編纂會編『後南朝史論』新樹社、一九五六年）三三二頁、瀧川政次郎「誰も知らない幸徳事件の裏面」（『特集人物往来』十二月号、一九五六年十二月）五八頁、前掲註(14)山本「南北朝正閏問題について」三七頁に説明があるが、本稿では取り扱わない。
- (22) 千葉功編『桂太郎発書翰集』（東京大学出版会、二〇一一年）四二一頁。同書簡は尚友俱楽部山縣有朋関係文書編纂委員会編『山縣有朋関係文書』一（山川出版社、二〇〇五年）三六九頁にも収録されている。本稿での引用は『桂太郎発書翰集』による。
- (23) 『原敬日記』明治四十四年二月二十一日条（前掲註(20)『原敬日記』九一頁）。この原の見識について、前掲註(14)山本「南北朝正閏問題について」四八頁は犬養毅と比較して「いつそう広い視野に立つて物をみている」と評している。
- (24) 前掲註(22)。
- (25) 前掲註(22)千葉編『桂太郎発書翰集』一三三頁。
- (26) 前掲註(22)。

- (27) 前掲註（25）。
- (28) 千葉功編『桂太郎関係文書』（東京大学出版会、二〇一〇年）四三七頁。同書簡とその案文は尚友俱楽部山縣有朋関係文書編纂委員会編『山縣有朋関係文書』一（山川出版社、二〇〇五年）三七〇頁と尚友俱楽部山縣有朋関係文書編纂委員会編『山縣有朋関係文書』三（山川出版社、二〇〇八年）四一一頁にそれぞれ収録されているが、文字に異同がある。本稿での引用は『桂太郎関係文書』による。
- (29) 前掲註（28）。
- (30) 前掲註（22）。
- (31) 前掲註（20）。
- (32) 当時の桂太郎と原敬との関係や原敬の政治的立場については、山本四郎・松尾尊児「原敬関係文書第九巻（書類篇六）解説」（原敬文書研究会編『原敬関係文書』第九巻・書類篇六、日本放送出版協会、一九八八年）七三五頁～七三八頁、山本四郎「桂と原」（『原敬関係文書編集室』より（第九巻附録）日本放送出版協会、一九八八年四月）一頁、伊藤之雄『原敬 外交と政治の理想』下（講談社、一〇一四年）「第二一章米欧周遊とその後の円熟—米国への高い評価と日本の指針」を参照。
- (33) 『原敬日記』明治四十四年一月二十七日条（前掲註（20）『原敬日記』九五頁）。
- (34) 『原敬日記』明治四十四年二月二十五日条（前掲註（20）『原敬日記』九三頁～九四頁）。
- (35) 宮内庁『明治天皇紀』第十二（吉川弘文館、一九七五年）五六三頁～五六四頁。本稿では、本書からの引用に際し、原則として漢字を常用漢字に改める。
- (36) 宮内庁ホームページ「書陵部所蔵資料目録・画像公開システム」。
- (37) 宮内書発甲第六二七号・平成二十九年七月二十五日付け。宮内書発甲第七一号・平成二十九年八月二十八日付け。宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号八一四八六、識別番号八一四八七。以下、本稿で検討する『明治天皇御紀資料稿本』の所蔵機関名・識別番号の註記は省略する。
- (38) 真辺将之「内大臣府文書（明治天皇御手許書類）に関する基礎的研究—深谷博治旧蔵文書を手がかりとして—」（『近代史料研究』第九号、二〇〇九年十月）一一页。
- (39) 前掲註（38）真辺「内大臣府文書（明治天皇御手許書類）に関する基礎的研究」一五頁。

- (40) 宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号三六一四九。以下、本稿で検討する『内大臣府文書 明治四十四年』の所蔵機関名・識別番号の註記は省略する。
- (41) 西川誠「大正後期皇室制度整備と宮内省」（『年報近代日本研究20 宮中・皇室と政治』山川出版社、一九九八年）一〇六頁～一〇七頁。
- (42) 明治天皇の大統譜については、拙稿「近世における天皇の地位と正統性—大刀契・剣璽—通過儀礼及び皇統の扱いに注目して」（『大阪大学大学院文学研究科紀要』第五七巻、二〇一七年三月）、今上天皇の大統譜については、拙稿「国事行為臨時代行の制度と勅書」（『二十世紀研究』第十八号、二〇一七年十二月）で扱ったことがある。
- (43) 前掲註（15）廣木「南北朝正閏問題と歴史学の展開」二五頁。
- (44) 例えば、南朝正統論をふまえながらも、国体論の構築を優先させた藤田幽谷らの動きに注目した業績として、兵藤裕己「後醍醐天皇」（岩波書店、二〇一八年）第八章がある。
- (45) 前掲註（14）千葉「歴史と政治」一一頁～一八頁。
- (46) 德富猪一郎『公爵桂太郎傳』坤巻（故桂公爵記念事業會、一九一七年）五一五頁～五二〇頁。
- (47) 『徳大寺実則日記』三十八（宮内庁書陵部所蔵原本）明治四十四年二月二十八日条。
- (48) 前掲註（45）。
- (49) 德富猪一郎『公爵山縣有朋傳』下巻（山縣有朋公記念事業會、一九三三年）七七四頁～七七五頁。なお、公刊本の『明治天皇御紀資料稿本』の双方が典拠史料として『公爵山縣有朋傳』を採用していないことは、その刊行時期を考慮に入れたとしても不思議である。
- (50) 前掲註（35）宮内庁『明治天皇紀』第十二、五六六頁。
- (51) 前掲註（17）。
- (52) 「醫學博士井上通泰の實話」（前掲註（49）『公爵山縣有朋傳』下巻、七七五頁～七七六頁）。
- (53) 「明治四十四年二月二十三日付山縣有朋宛井上通泰書簡」（尚友俱樂部山縣有朋關係文書編纂委員会編『山縣有朋關係文書』一、山川出版社、二〇〇五年、一九一頁～一九二頁）。
- (54) 現存する前掲註（28）『山縣有朋關係文書』一の三七〇頁にある桂宛の二月二十五日付書簡案は、この時の河村金五郎からの報告聽取後に記さ

れたものの、山県は二月二十六日付の桂書簡を受領し、あらためて前掲註（28）『山縣有朋関係文書』三の四一一頁にある書簡案を調べ、二月二十七日付で発信したものと思われる。

(55) 国立国会図書館憲政資料室所蔵寺内正毅関係文書三六〇一八二三。

(56) 山県の基本的認識は、いまは確認できない桂宛の書簡の内容を井上に説明する中でも示されていたように「北朝の天皇が依然として皇位に登載され、南朝正統の大義が確定せざるが如きことあらば、畏れ多くも、我が皇室の前途は申すに及ばず、王政維新の鴻業が、全く其の結果がつかぬことになり、國家の將來は實に寒心に勝へざるものがある。」（前掲註（49）『公爵山縣有朋傳』下巻、七七六頁）というものであった。皮肉なことに、現代の皇室の前途が困難に直面している一因は、まさに当時の北朝の天皇の取り扱いにあるのだが、なぜ当時の人々がそのことに思い至らなかつたのかについては後ほど考察しよう。

(57) 明治天皇と山県とのやりとりについて、前掲註（16）メール著／千葉・松沢訳『歴史と国家』一八〇頁は「明治天皇（彼自身は北朝の後裔である）は、自分は常に南朝が正統であると考えてきており、明治維新は後醍醐天皇の建武新政の実現であるとみなしていると返答した。」とすが、典拠を示していない。なお、『儀式祭典録』一・明治二十二年（宮内庁官内公文書館所蔵、識別番号一五九一）所収の「第三六號 吉野宮創立並攝社々號仰出サレノ件」によれば、吉野宮は「後醍醐天皇・尊良親王ノ聖謨遺烈ハ史乘ニ昭々シテ著キヨリ、頃日一社創立官幣社加列之儀續建言セル者有之、熟考候ニ、既ニ至尊ニ在テハ、白峯宮・赤間宮・八代宮等、何レモ官幣中社ニ列セラレ、其他人臣ニ在テモ、湊川・藤島・阿部野・結城神社等、巨多別格官幣社ニ列セラレ、後醍醐天皇・尊良親王ノ官幣社ヘ奉齋不相成ハ不權衡ニ有之、且南朝功臣ニテ、維新後贈位ヲ賜リシ内ニモ、其典ニ漏レタル者有之、旁此際大和國吉野郡吉野山ヘ官幣中社一社創立、宮号ヲ賜ヒ、右ヘ後醍醐天皇・尊良親王ヲ祭神トシ、奉齋相成」たいとの照会が明治二十二年（一八八九）六月一日付けの秘甲第一八号で内務大臣の松方正義から宮内大臣の土方久元宛になされたことに端を発して創立された。吉野宮の創立は、明治天皇の發意ではなく、内務省への建言者の行動と内務大臣の宮内大臣に対する照会が契機であつたことに留意する必要があり、吉野宮に関する明治天皇の發言を過大評価してはならない。

(58) 前掲註（14）山本「南北朝正闘問題について」三九頁。

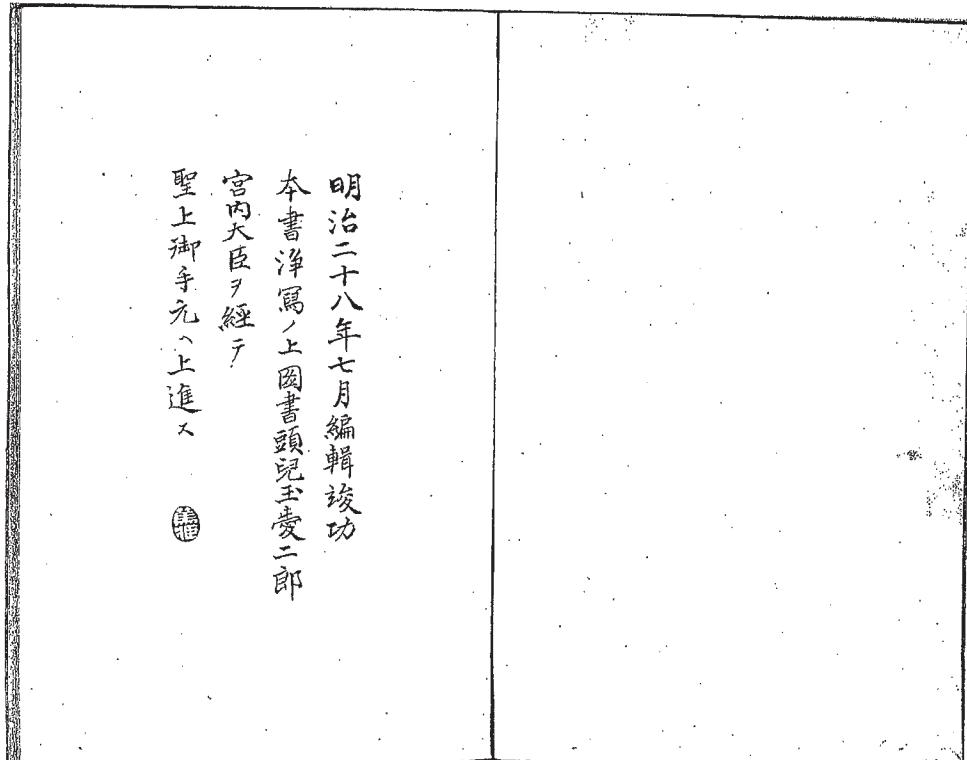
(59) 前掲註（21）半嶺子「南北朝對立問題（國定教科書の失態）」。なお、新聞記事には漢字によみがなが付されているが、本稿での引用に際しては省略した。

- (60) 枢密院文書・御歴代ニ閥スル件会議ニ際シ議長ニ賜ヘル御沙汰・明治四十四年三月一日（請求番号：枢〇〇〇二三一〇〇、保存場所：本館—二A—〇一六一〇二、明治四十四年三月一日）国立公文書館所蔵。前掲註（47）『徳大寺実則日記』三十八の明治四十四年三月一日条には「皇位歴代数速ニ確定スヘク勅語ヲ賜退入」^{〔平出〕}とある。
- (61) 御歴代ニ閥スル件・世伝御料中解除ノ件（明治四十四年）（配付案・自明治四十三年至明治四十五年、請求番号：枢E〇〇〇二一〇〇、件名番号：〇一六、保存場所：本館—二A—〇一五一〇七、明治四十四年）国立公文書館所蔵。
- (62) 『原敬日記』明治四十四年三月六日条（前掲註（20）『原敬日記』九七頁）。
- (63) 前掲註（21）三上「教科書に於ける南北朝正闇問題の由來」七頁。
- (64) 世伝御料中解除ノ件（明治四十四年三月一日）（枢密院委員録・自明治三十二年至大正四年、請求番号：枢B〇〇〇〇一一〇〇、保存場所：本館—二A—〇一五一〇七、明治三十一年—大正四年）国立公文書館所蔵。
- (65) 枢密院会議筆記（御歴代ニ閥スル件）（請求番号：枢D〇〇三一〇一〇〇、保存場所：本館—二A—〇一五一〇九、明治四十四年）国立公文書館所蔵。
- (66) 前掲註（35）宮内庁『明治天皇紀』第十一、五六五頁。
- (67) 公式令制定公文式廃止・御署名原本・明治四十年・勅令第六号（請求番号：御〇六九一六一〇〇、保存場所：分館—KS—〇〇〇一〇〇、明治四十年）国立公文書館所蔵。
- (68) 「国立国会図書館デジタルコレクション」において閲覧可能な「官報」第八二〇三号（明治四十四年二月二十八日）から「官報」第八三〇六号（明治四十四年三月三日）。
- (69) 前掲註（41）西川「大正後期皇室制度整備と宮内省」一〇六頁～一一一頁。皇室陵墓令案（四月二十四日）（枢密院委員会録・大正十五年、請求番号：枢B〇〇〇一二一〇〇、件名番号：〇〇六、保存場所：本館—二A—〇一五一〇七、大正十五年・昭和元年）国立公文書館所蔵。皇統譜令案（七月二十一日）（枢密院委員会録・大正十五年、請求番号：枢B〇〇〇一二一〇〇、件名番号：〇一〇、保存場所：本館—二A—〇一五一〇七、大正十五年・昭和元年）国立公文書館所蔵。『倉富勇三郎日記』大正十五年五月十八日条（国立国会図書館憲政資料室所蔵倉富勇三郎関係文書八一五）。なお、前掲註（41）西川「大正後期皇室制度整備と宮内省」一二二頁の註（94）は「江木の質問と宮内省の回答をまと

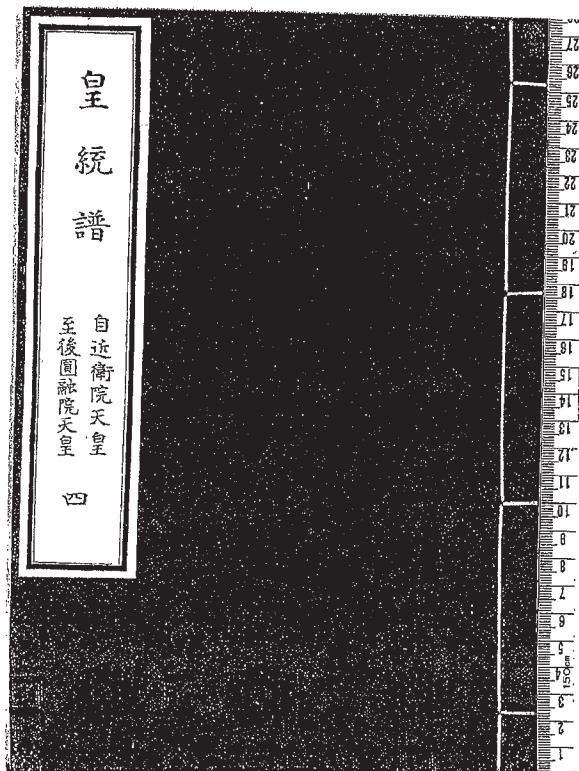
めたものに「平沼文書」二四一一四がある。」としているが、文書の資料番号と枝番号に誤りがある。正しくは三六六一三である。

- (70) 浅見雅男『皇族誕生』(角川書店、二〇〇八年、のち角川書店より二〇一一年に文庫版発行)「I 皇族の作られ方」の「第3章 皇室典範増補」、高久嶺之介「近代皇族の権威集団化過程—その一 近代宮家の編成過程—」(『社会科学』第二七号、一九八一年二月)。皇室典範増補名原本・明治四十年・皇室典範二月十一日(請求番号:御〇六八五八一〇〇、保存場所:分館—KS—〇〇〇—〇〇、明治四十年二月十一日)国立公文書館所蔵。

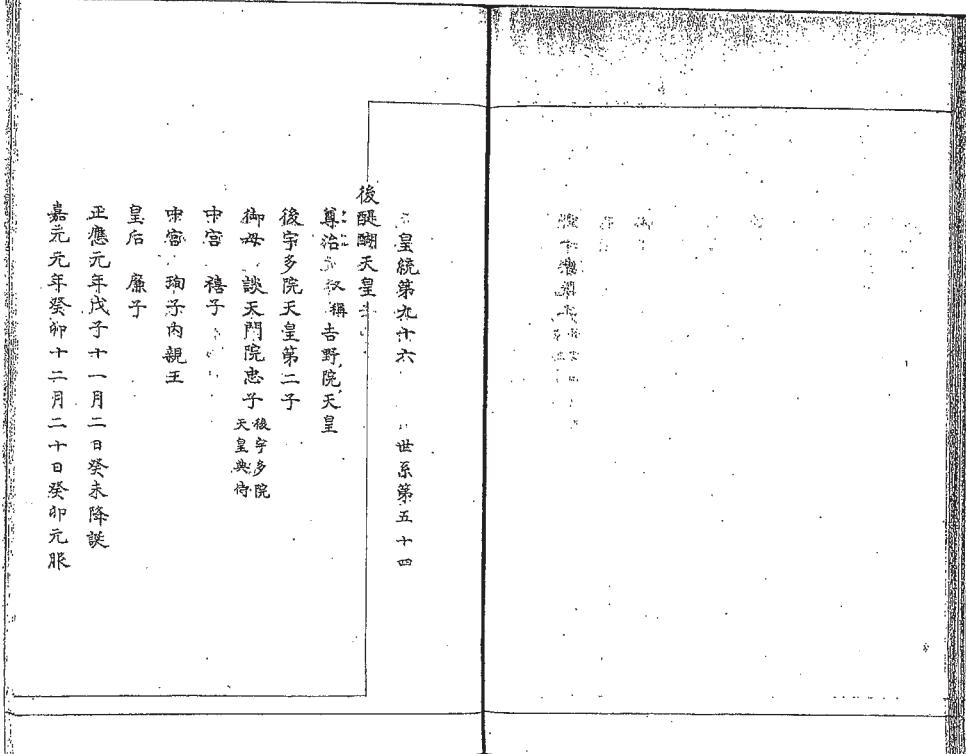
- (71) 前掲註(21)瀧川「後南朝を論ず」三五頁～三六頁。
- (72) 佐藤進一『日本の歴史9 南北朝の動乱』(中央公論新社、二〇〇五年)一九頁。
- (73) 田中義成『南北朝時代史』(講談社、一九七九年)一五一頁。
- (74) 村田正志『村田正志著作集 第一巻 増補南北朝史論』(思文閣出版、一九八三年)五七頁。
- (75) 前掲註(74)村田『増補南北朝史論』五九頁。
- (76) 前掲註(21)瀧川「後南朝を論ず」三七頁。
- (77) 市沢哲「南北朝内乱期における天皇と諸勢力」(『歴史学研究』No.六八八、一九九六年九月、同『日本中世公家政治史の研究』校倉書房、二〇一一年に再録、本稿での引用は『日本中世公家政治史の研究』による)三〇五頁～三〇六頁。
- (78) 前掲註(7)市沢「南北朝内乱期における天皇と諸勢力」三〇六頁。



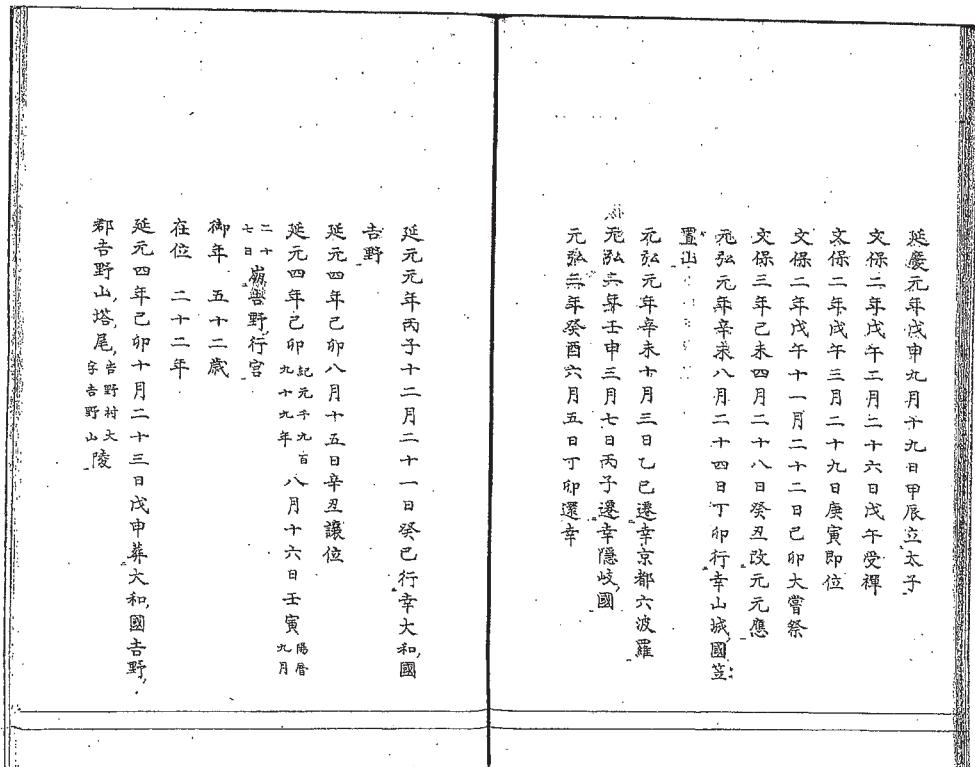
【写真 A-1】旧譜・皇統譜明治 1 年度 第 1 冊の識語（宮内庁保有行政文書）



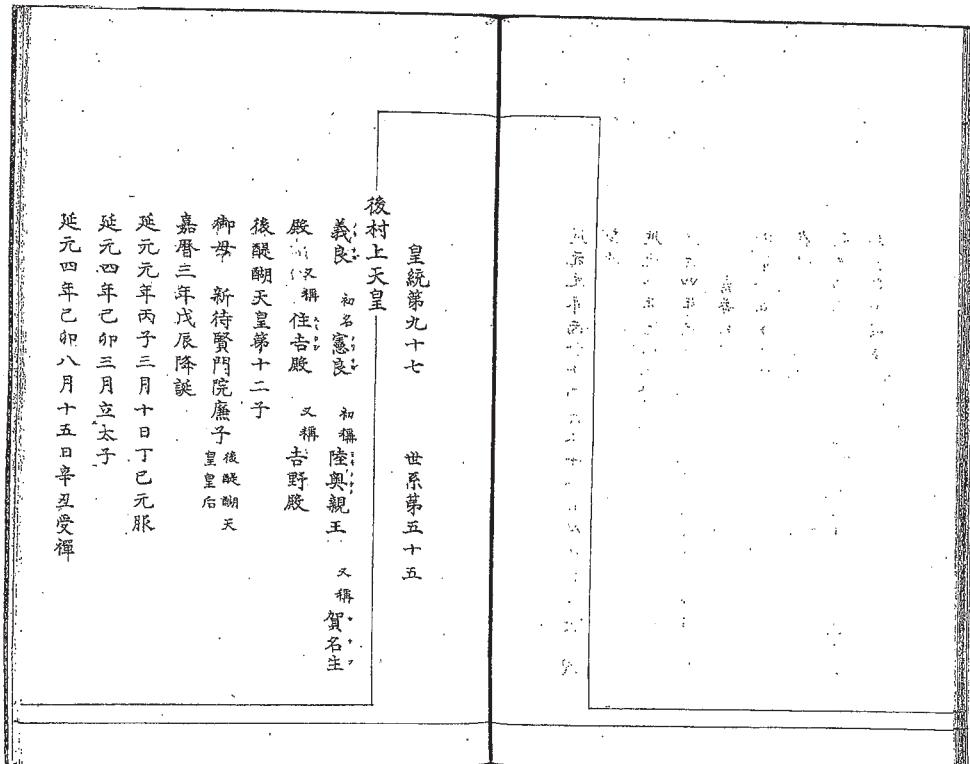
【写真 A-2】旧譜・皇統譜明治 1 年度（宮内庁保有行政文書）



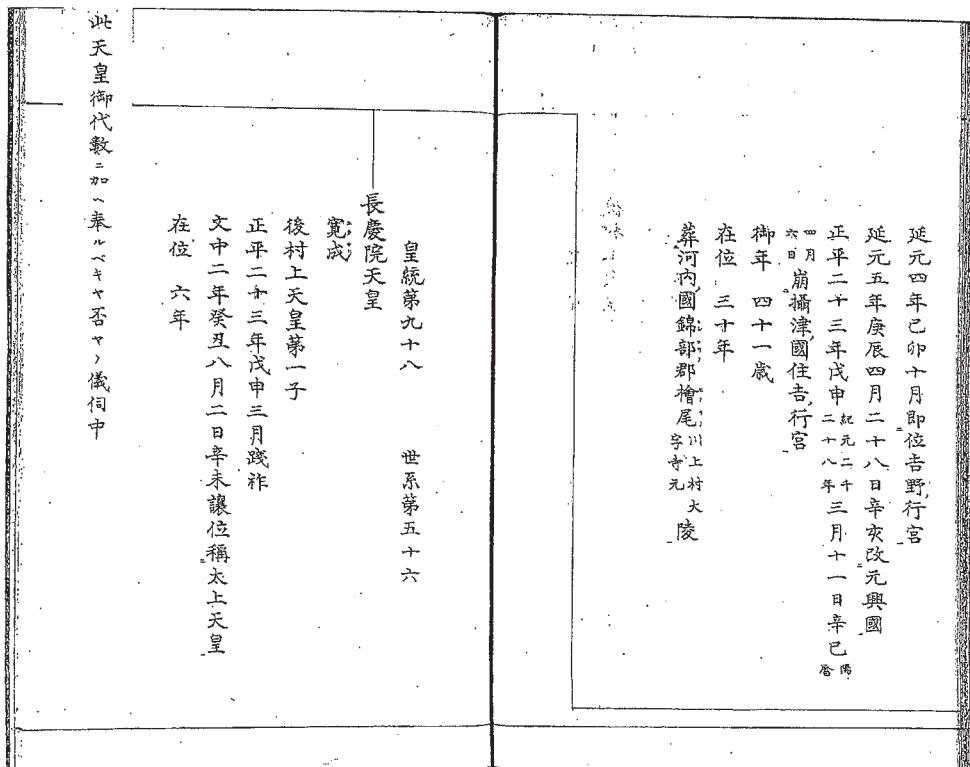
【写真 A-3】旧譜・皇統譜明治 1 年度（宮内庁保有行政文書）



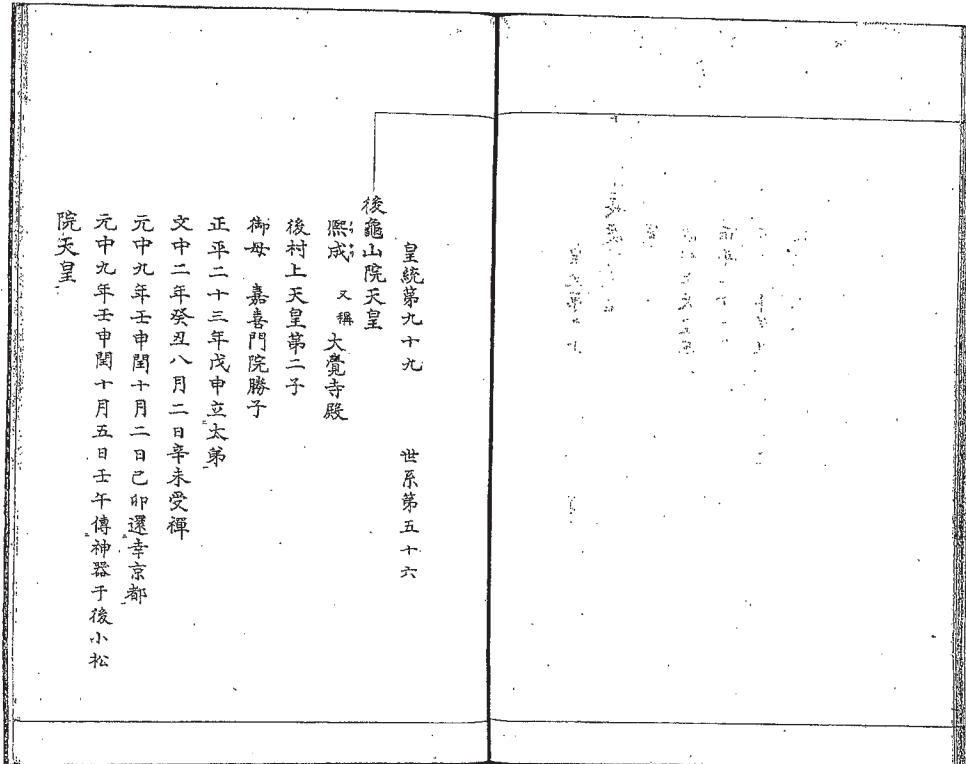
【写真 A-4】旧譜・皇統譜明治 1 年度（宮内庁保有行政文書）



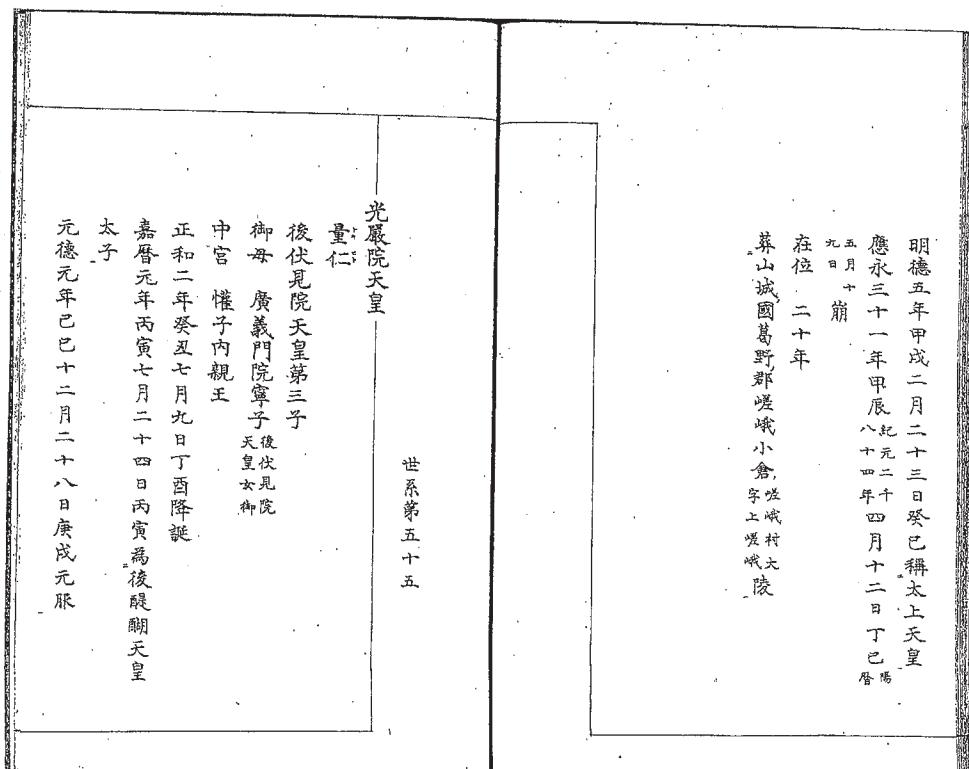
【写真 A-5】旧譜・皇統譜明治1年度（宮内庁保有行政文書）



【写真 A-6】旧譜・皇統譜明治1年度（宮内庁保有行政文書）



【写真 A-7】旧譜・皇統譜明治1年度（宮内庁保有行政文書）



【写真 A-8】旧譜・皇統譜明治1年度（宮内庁保有行政文書）

		元弘元年辛未九月二十日癸巳依花園院上皇宣旨踐祚
		元弘二年壬申三月二十二日辛卯即位
		元弘二年壬申四月二十八日丁卯改元正慶
		正慶元年壬申十一月十三日己卯大嘗祭
		正慶二年癸酉五月二十五日丁巳遷位
		元弘三年癸酉十二月十日庚午稱太上天皇
		貞治三年甲辰紀元二千二十四年七月七日己巳陽曆八月十三日
		崩丹波國山陵
		御年五十二歲
		貞治三年甲辰七月八日庚午葬丹波國桑田郡山
		國北桑田郡山陵
		村大字井戸陵
		在位三年

【写真 A-9】旧譜・皇統譜明治1年度（宮内庁保有行政文書）

		光明院天皇
		世系第五十五
		豐仁
		後伏見院天皇第九子
		御母廣義門院寧子後伏見院天皇女御
		元亨元年辛酉十二月二十三日壬戌降誕
		建武三年丙子八月十五日戊子元服
		建武三年丙子八月十五日戊子為光嚴院天皇猶
		子踐祚
		是年為元年

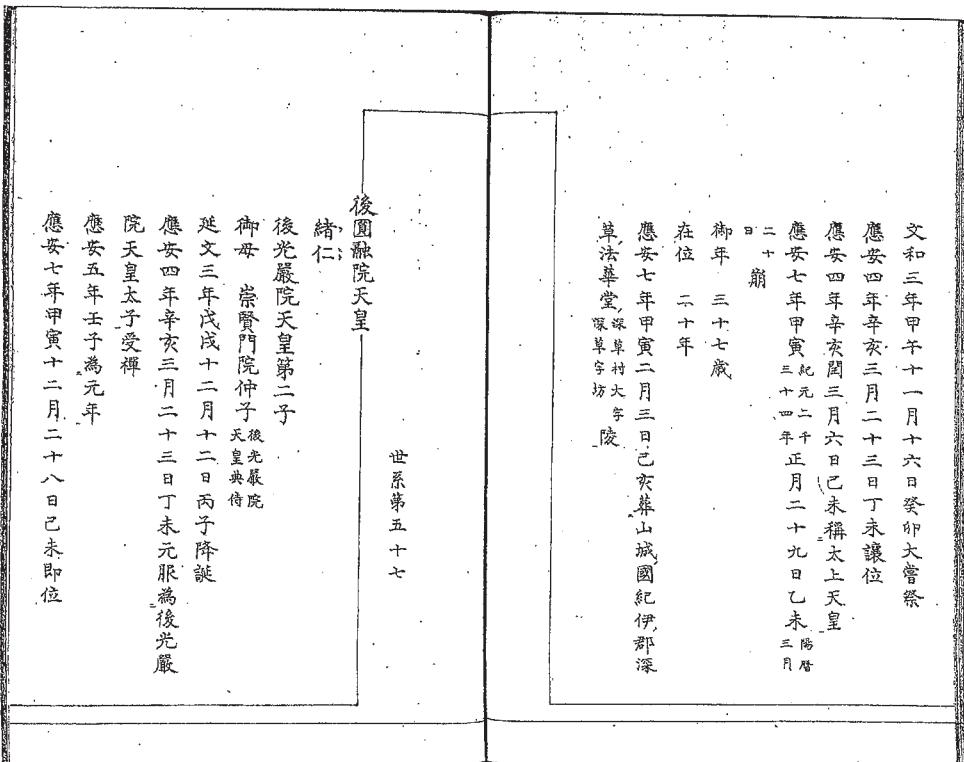
【写真 A-10】旧譜・皇統譜明治1年度（宮内庁保有行政文書）

建武四年丁丑十二月二十八日甲午即位	是年為元年
晉應元年戊寅十一月十九日己卯大嘗祭	觀應二年辛卯十一月七日癸丑遷位
貞和四年戊子十月二十七日庚寅讓位	觀應五年辛卯十二月二十八日癸卯稱太上天皇
建武四年戊子十一月二十五日戊午稱太上天皇	應永五年戊寅正月十三日辛酉陽曆八月八日崩
建武二年庚申紀元二十一年六月二十四日癸未陽曆三十一年八月八日崩	御年六十歲
御年十三年	在位十三年
崇光院天皇	世系第五十六
興仁初名益仁	
光嚴院天皇第一子	
御母陽裸門院秀子光嚴院天皇與侍	
女御藤原氏	
建武元年甲戌四月二十二日己卯降誕	
建武五年戊寅八月十三日乙亥立太子	
貞和四年戊子十月二十七日庚寅元服受光明院	
天皇禪	

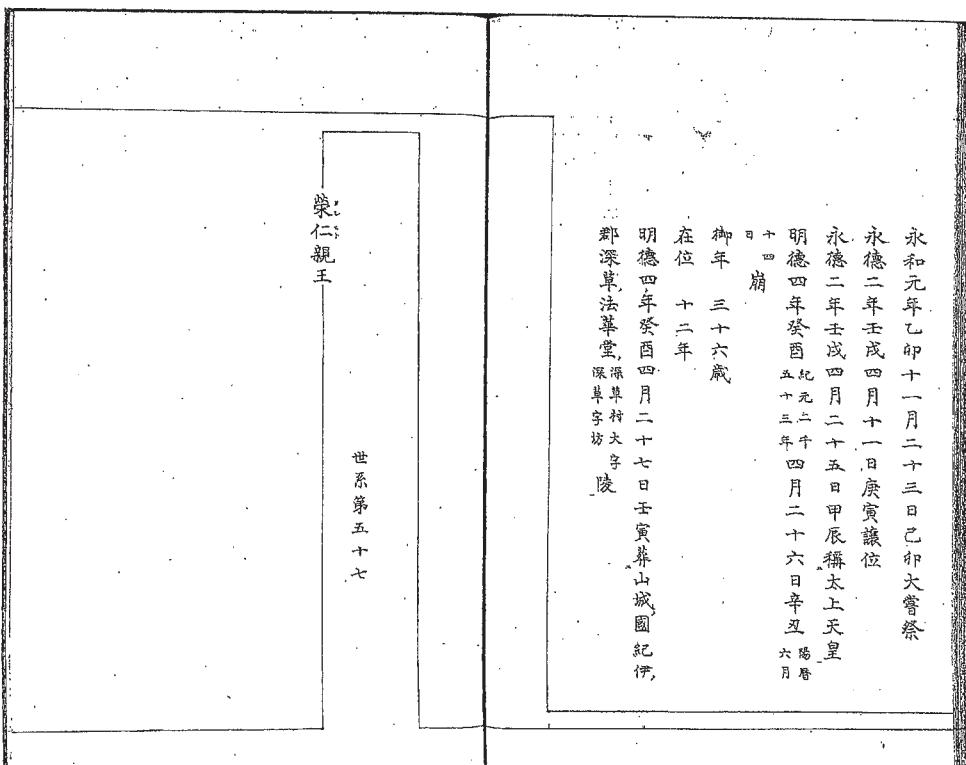
【写真 A-11】旧譜・皇統譜明治1年度（宮内庁保有行政文書）

後光嚴院天皇	世系第五十六
彌仁	
光嚴院天皇第二子	
御母陽裸門院秀子光嚴院天皇與侍	
建武五年戊寅三月二日丁酉降誕	
觀應三年壬辰八月十七日丁巳元服依廣義門院	
命踐祚	
觀應三年壬辰九月二十七日丁酉改元文和	
文和二年癸巳十二月二十七日辛酉即位	

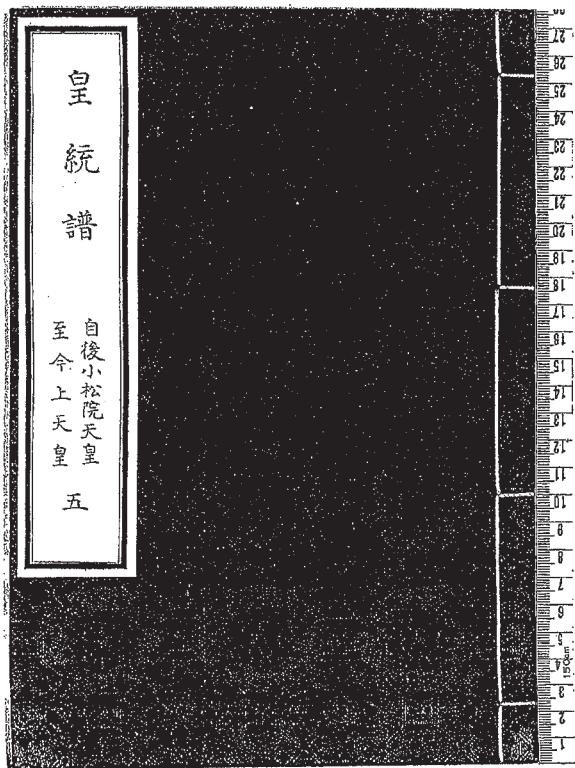
【写真 A-12】旧譜・皇統譜明治1年度（宮内庁保有行政文書）



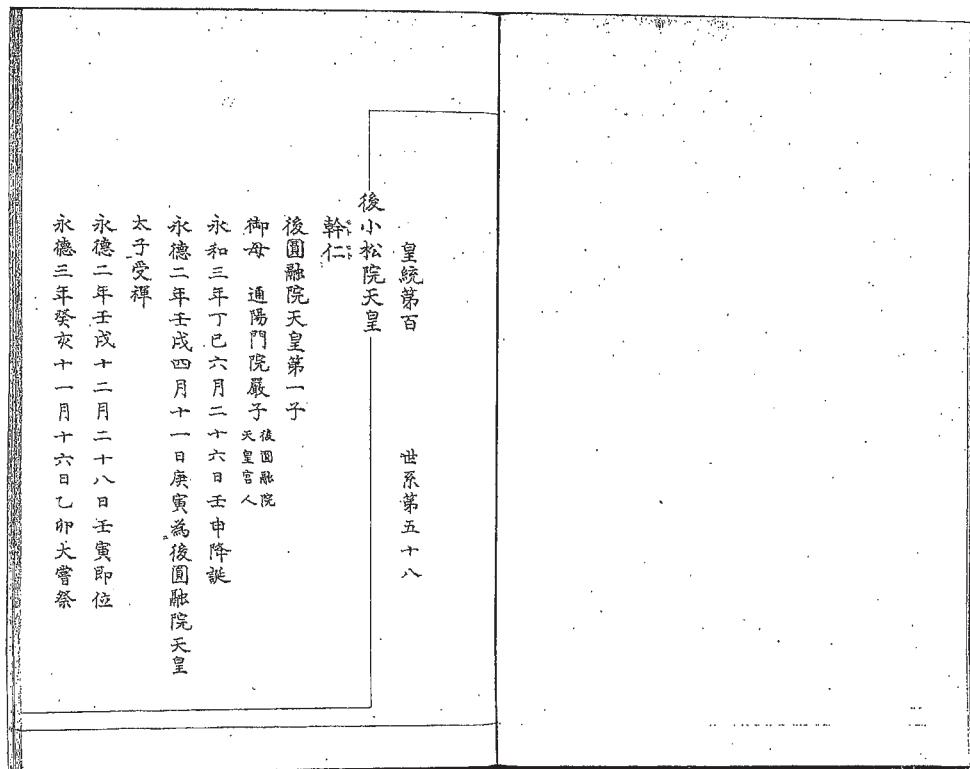
【写真 A-13】旧譜・皇統譜明治1年度（宮内庁保有行政文書）



【写真 A-14】旧譜・皇統譜明治1年度（宮内庁保有行政文書）



【写真 A-15】旧譜・皇統譜明治 1 年度（宮内庁保有行政文書）



【写真 A-16】旧譜・皇統譜明治 1 年度（宮内庁保有行政文書）

是年為元年	至德四年丁卯正月三日乙卯元服
明德三年壬申閏十月五日壬午受神器于後龜山	院天皇
應永十九年壬辰八月二十九日壬午讓位	應永十九年壬辰九月五日丁亥稱太上天皇
在位	水專五年癸丑 <small>紀元二千九百三十三年</small> 十月二十日己巳陽曆二月十日崩
御年 五十七歲	十一 <small>自永德二年壬申至明德三年壬申</small> 年
水專五年癸丑 <small>至永德五年癸丑</small> 十月二十七日丙子葬山城國紀伊郡深草法華堂深草村大字陵	水專五年癸丑 <small>紀元二千九百三十三年</small> 十月二十日己巳陽曆二月十日崩

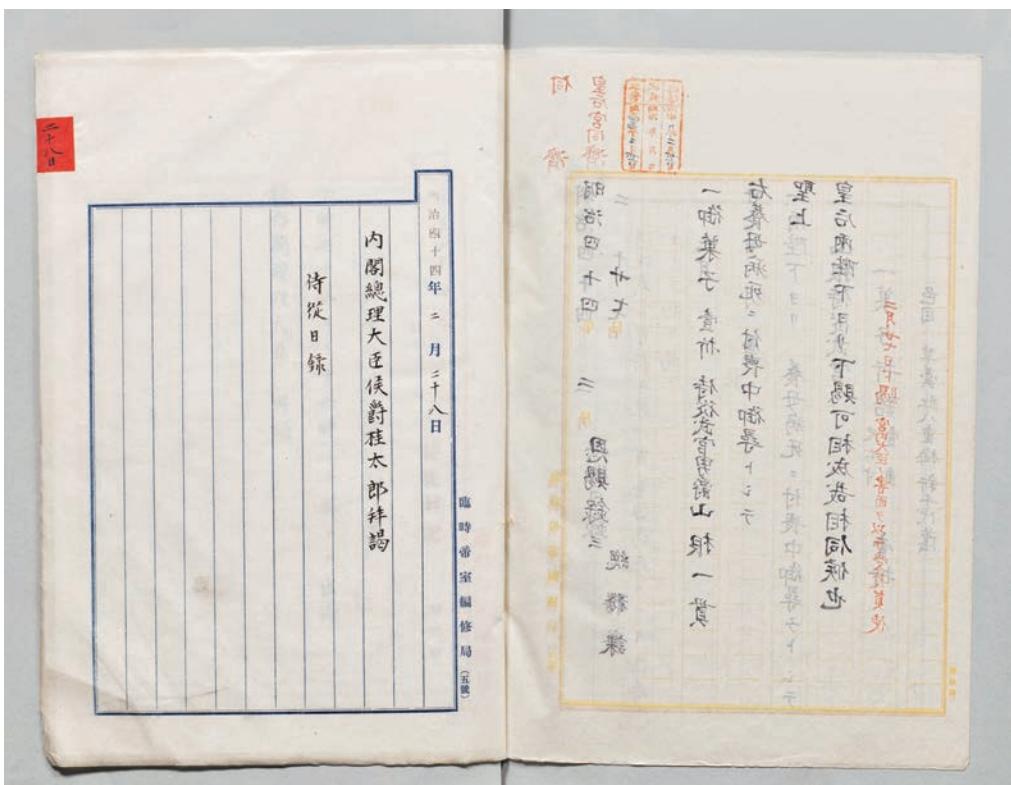
【写真 A-17】 旧譜・皇統譜明治 1 年度（宮内庁保有行政文書）

		後崇光院天皇
		世系第五十八
	皇統第一	
	世系第五十九	
稱光院天皇		
實仁		
初名躬仁		
後小松院天皇第二子		
御母光範門院資子		
後小松院天皇典侍		
應永八年辛巳三月二十九日戊午降誕		
應永十八年辛卯十一月二十八日乙酉元服		
應永十九年壬辰八月二十九日壬午受禪		
應永二十年癸巳為元年		
應永二十一年甲午十二月十九日戊子即位		

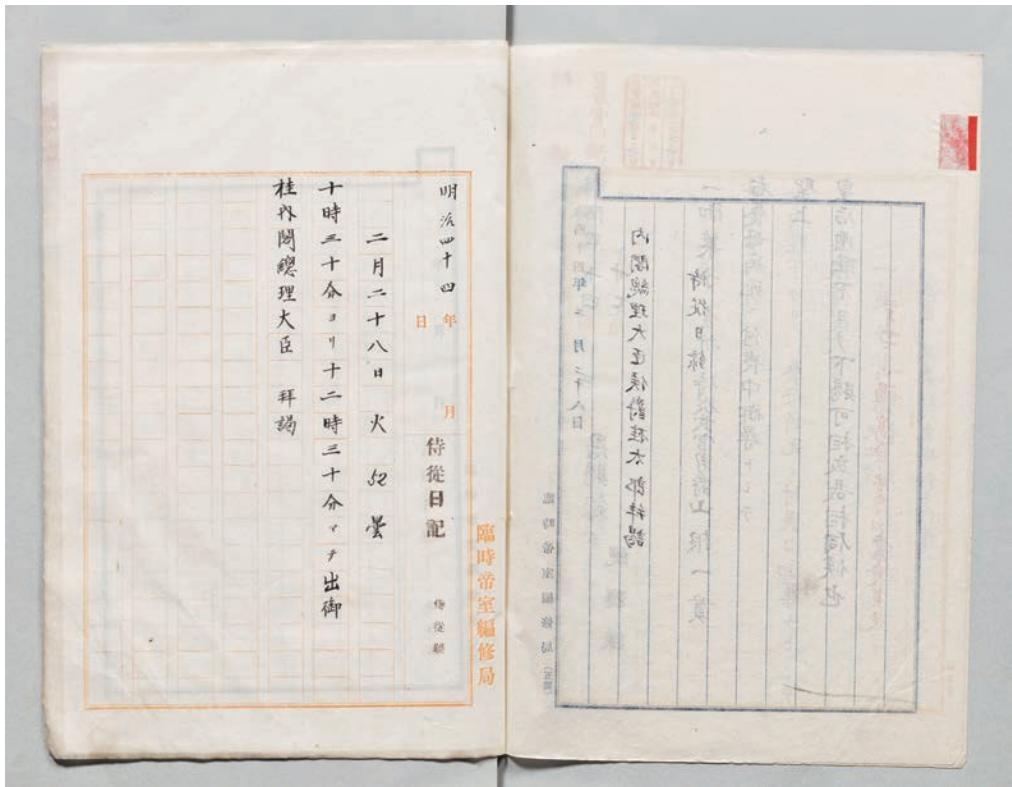
【写真 A-18】 旧譜・皇統譜明治 1 年度（宮内庁保有行政文書）



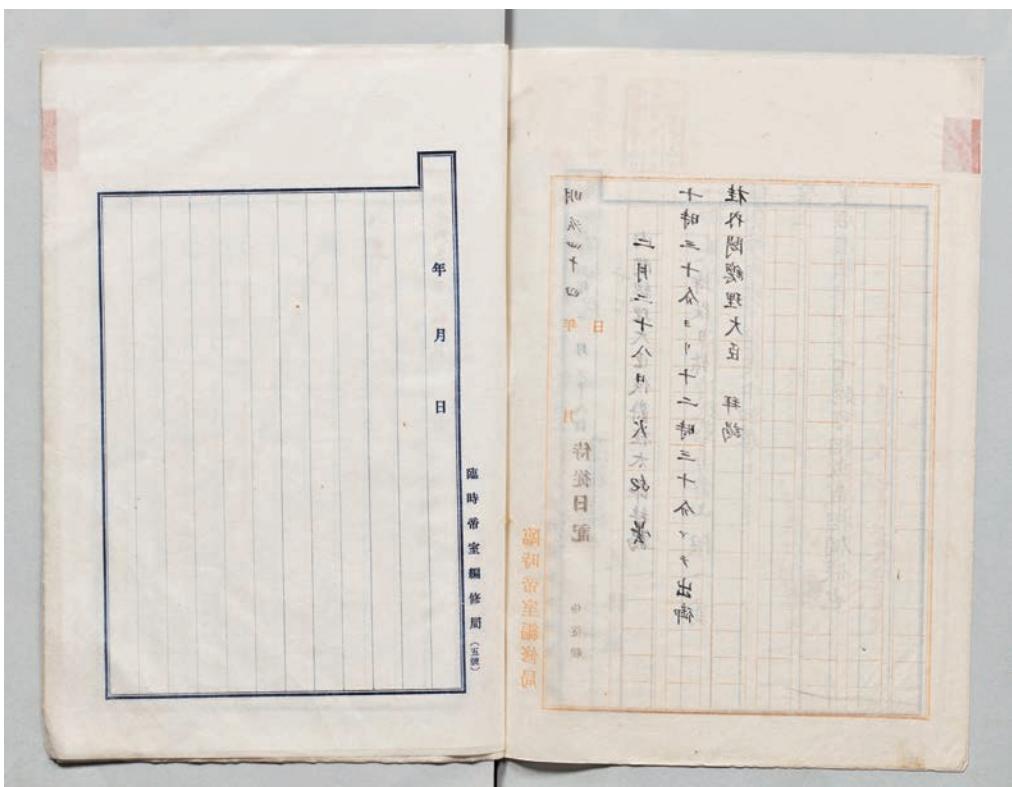
【写真 B-1】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1319／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81486）



【写真 B-2】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1319／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81486）



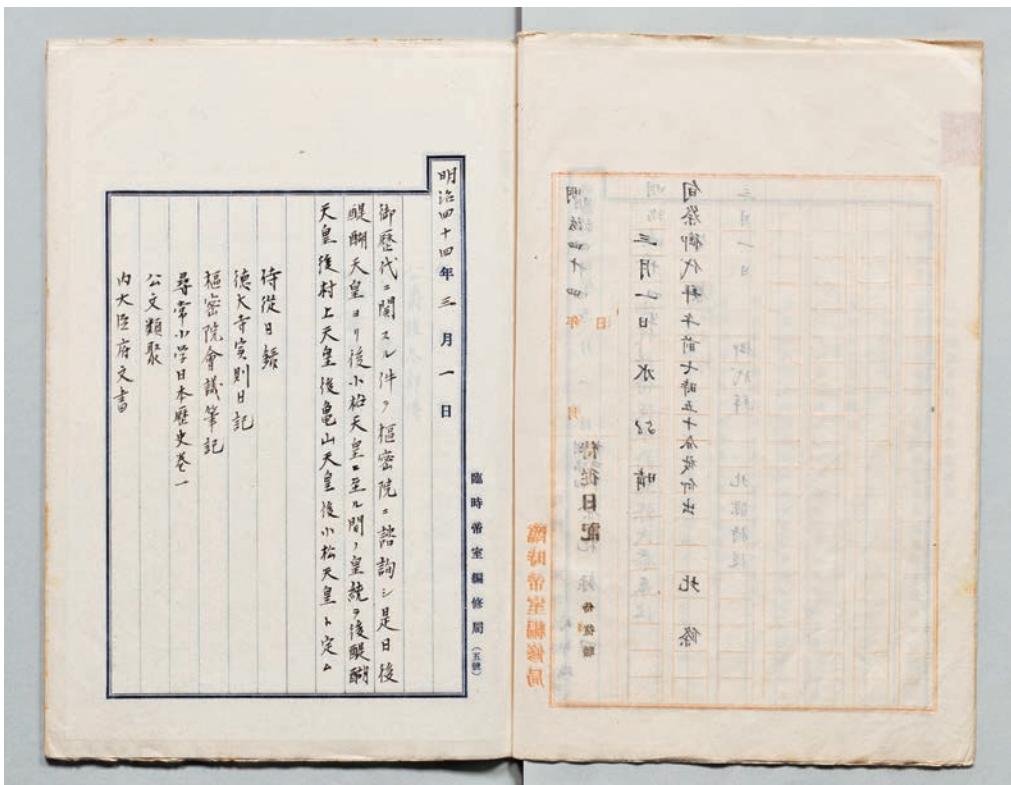
【写真 B-3】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1319／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81486）



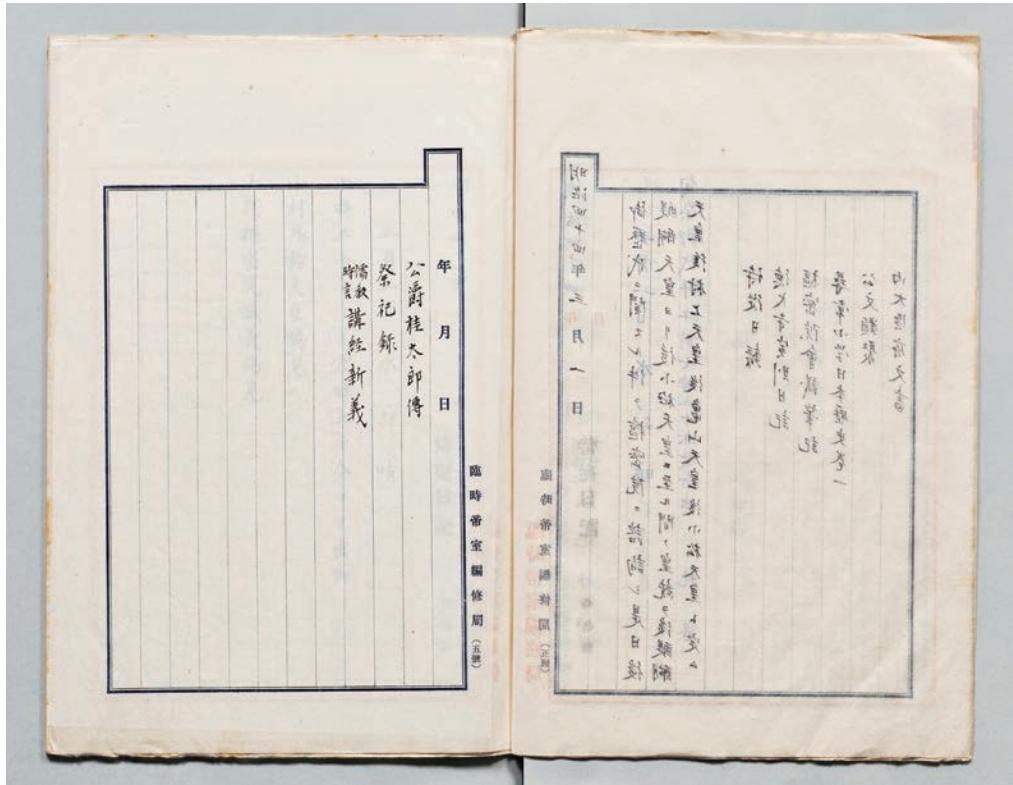
【写真 B-4】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1319／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81486）



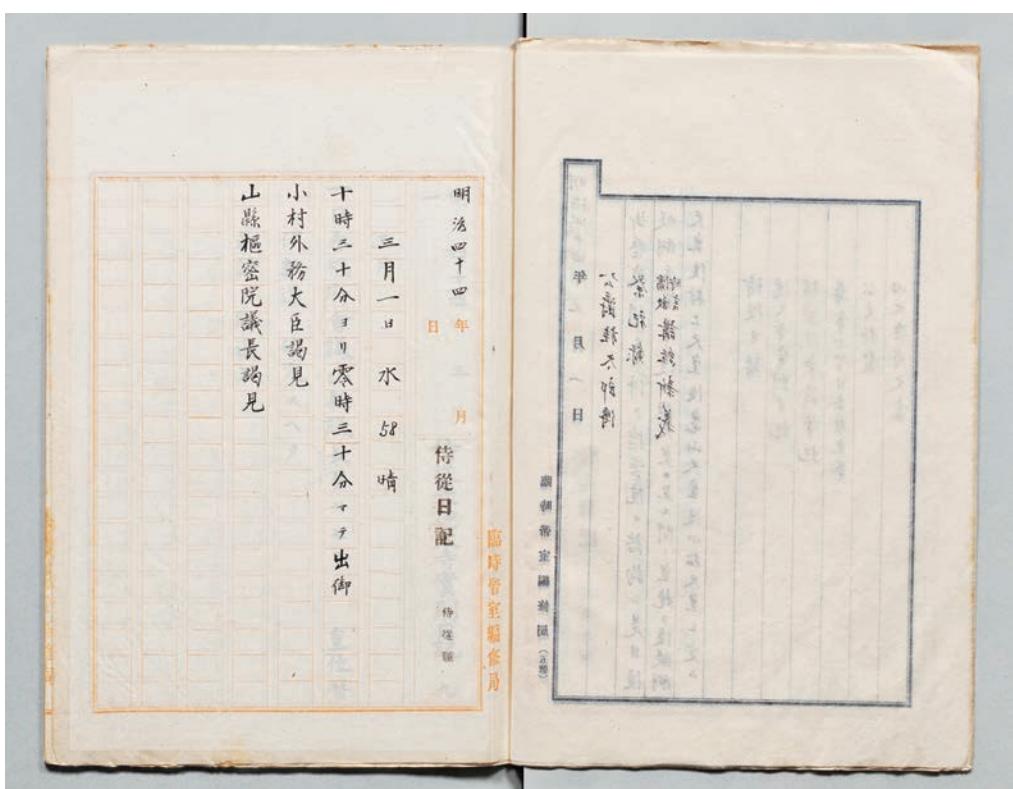
【写真 C-1】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



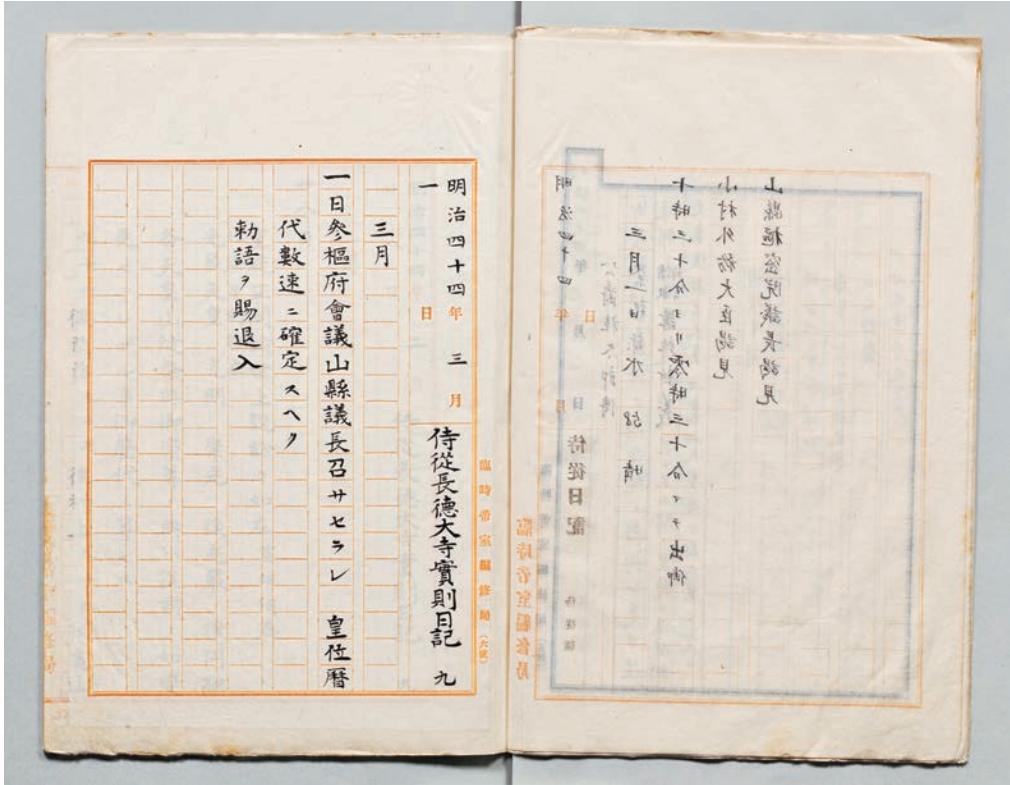
【写真 C-2】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



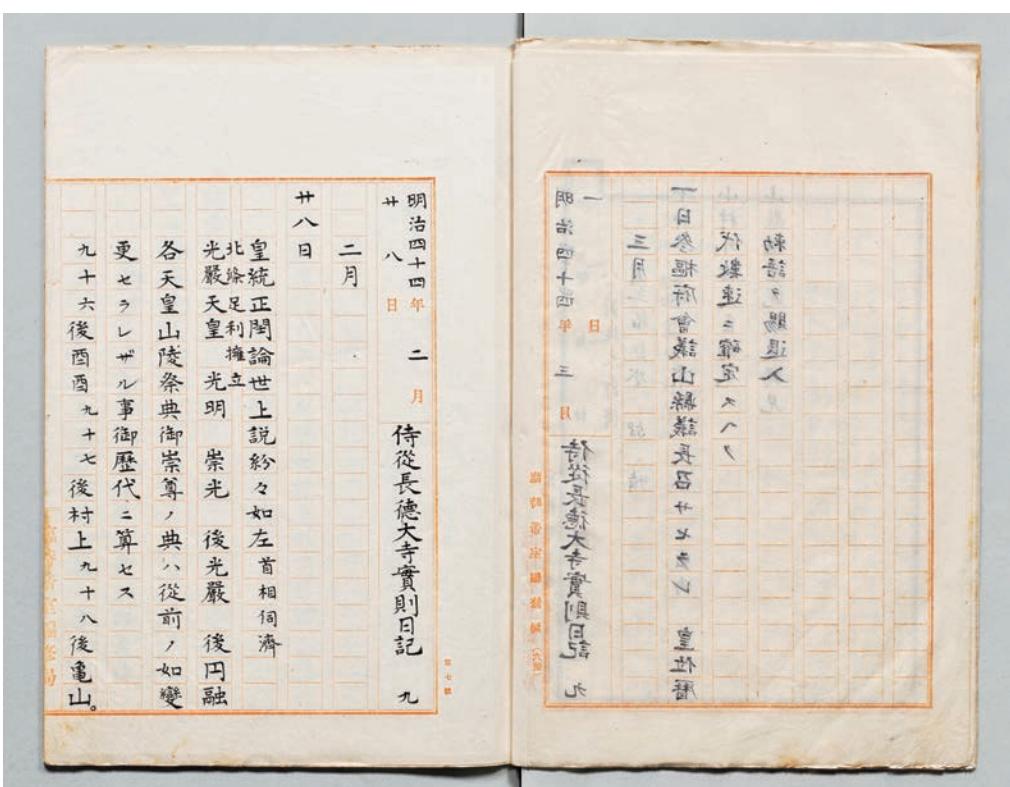
【写真 C-3】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



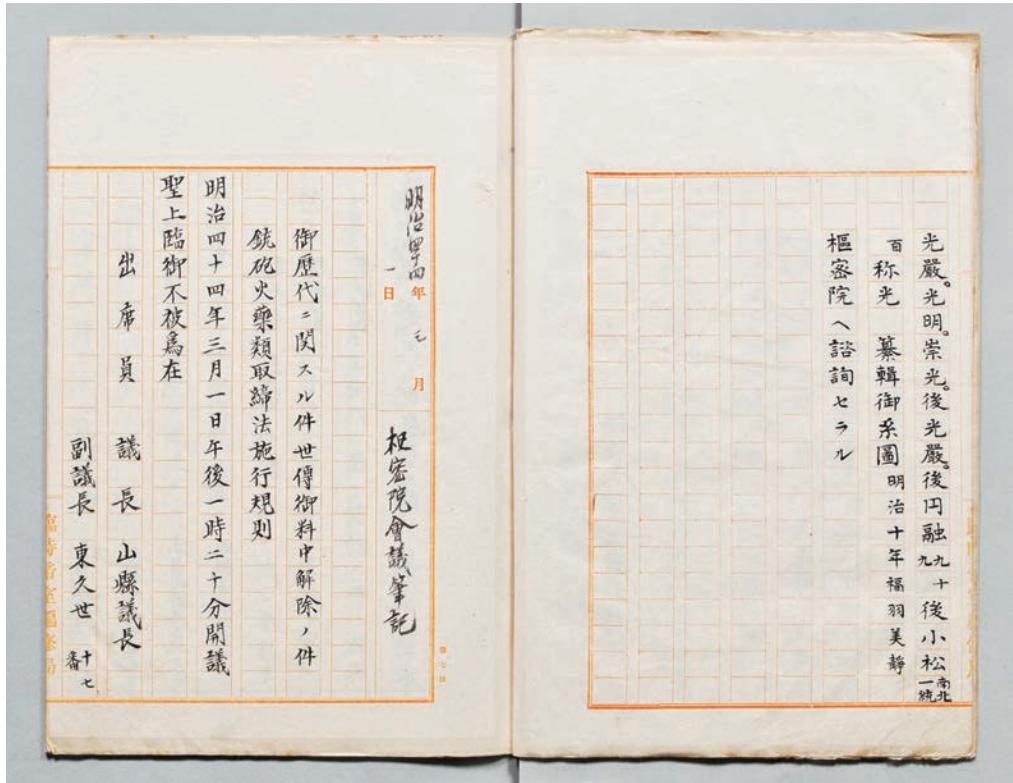
【写真 C-4】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



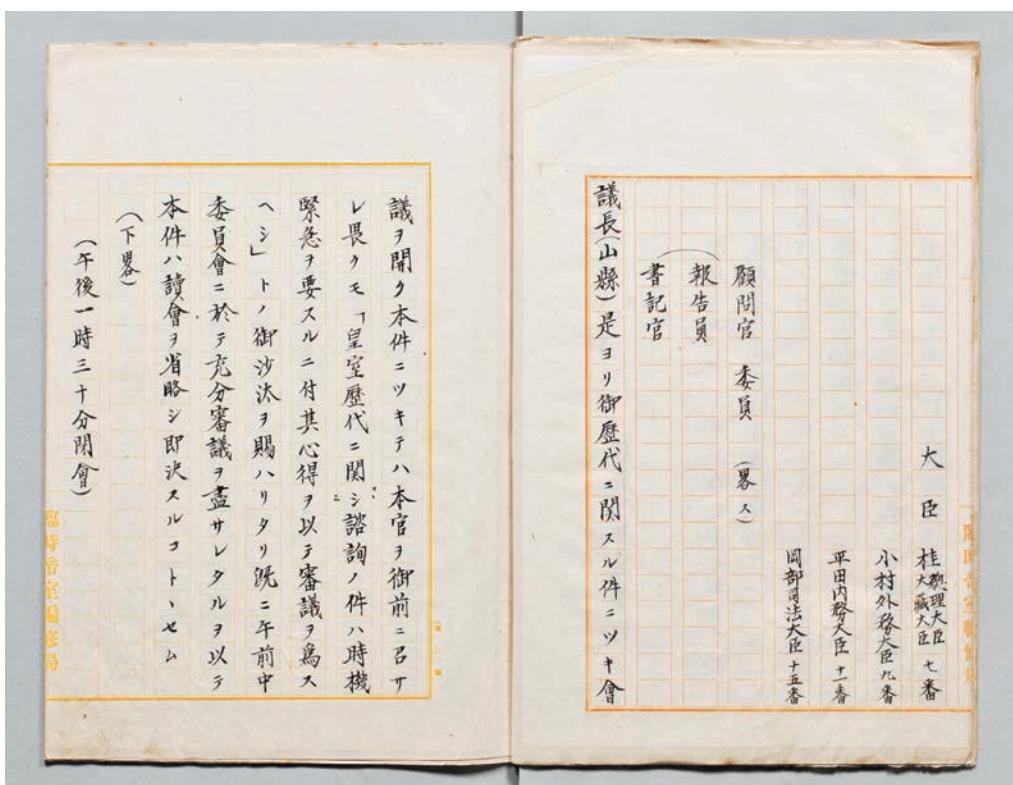
【写真 C-5】明治天皇御紀資料稿本嘉永5年～大正元年 1320／大正7・昭和8年（富内庄富内公文書館所蔵、識別番号 81487）



【写真 C-6】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 / 大正 7・昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



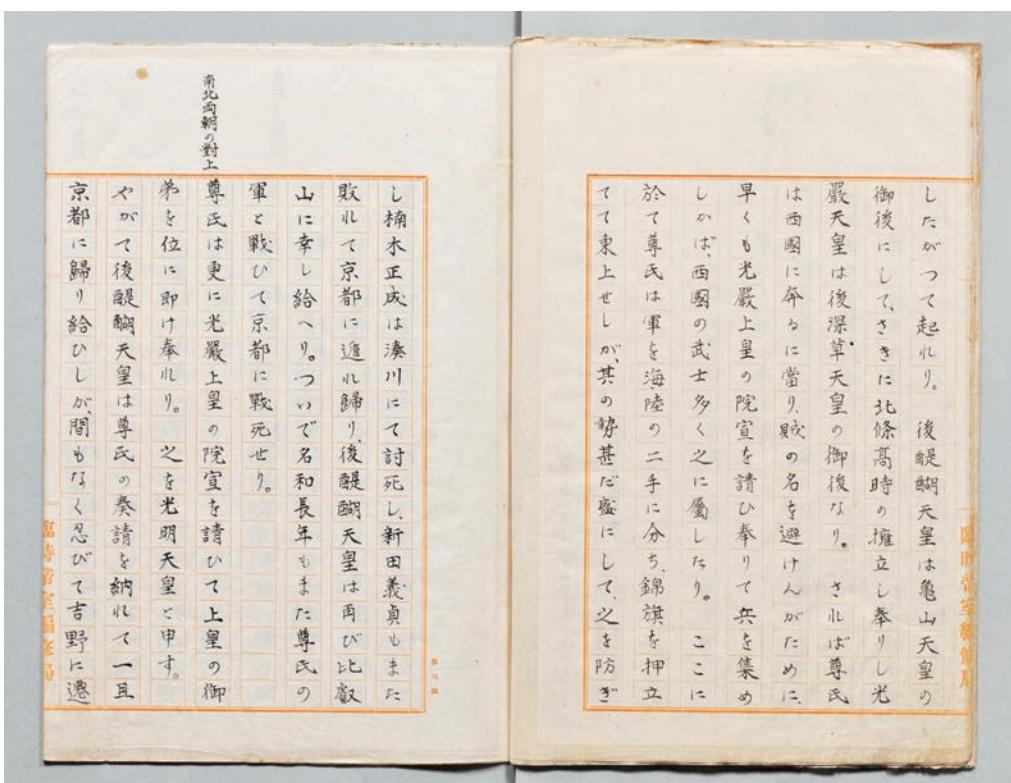
【写真 C-7】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



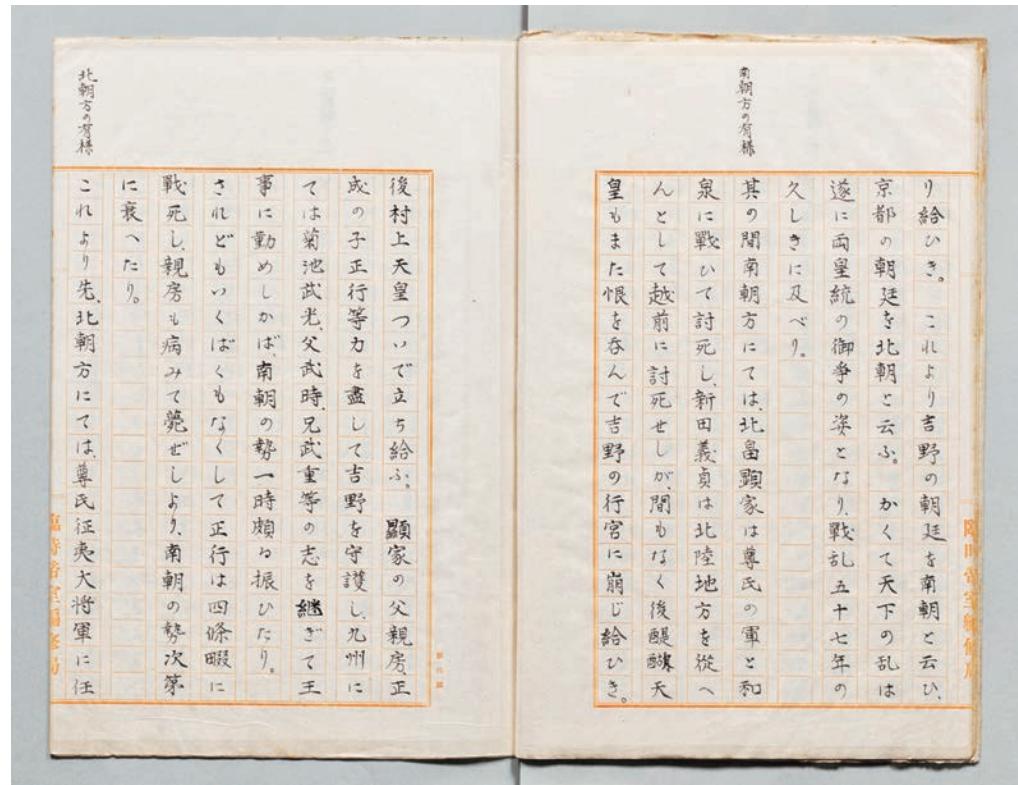
【写真 C-8】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



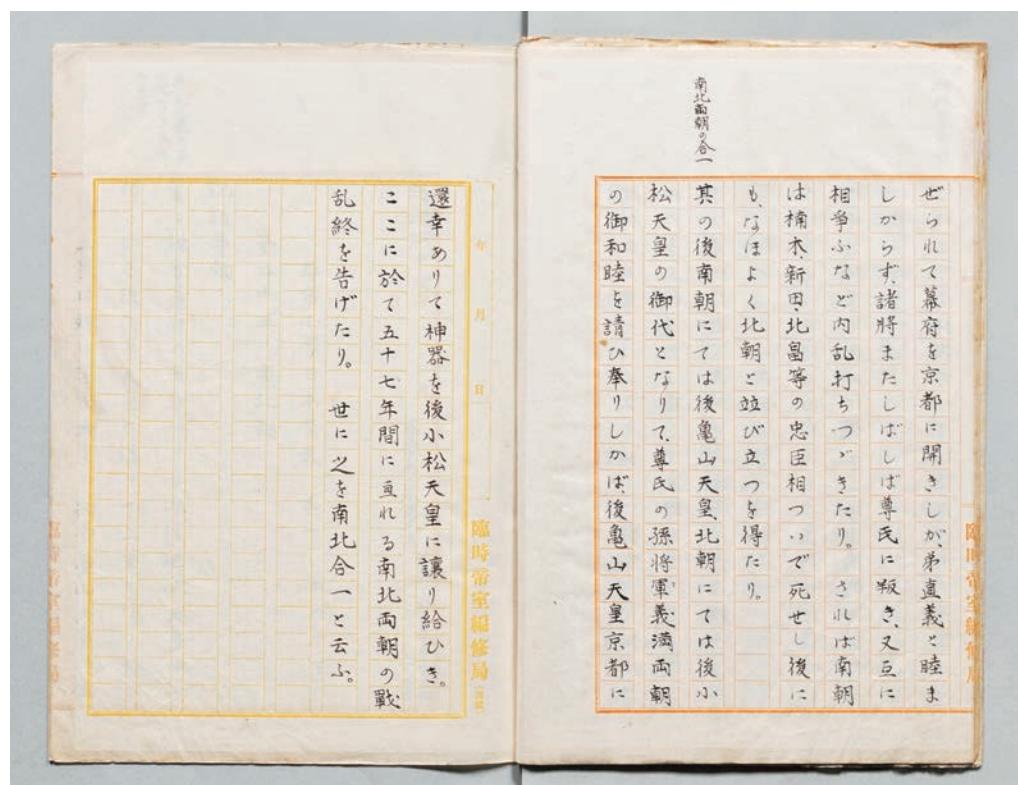
【写真 C-9】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



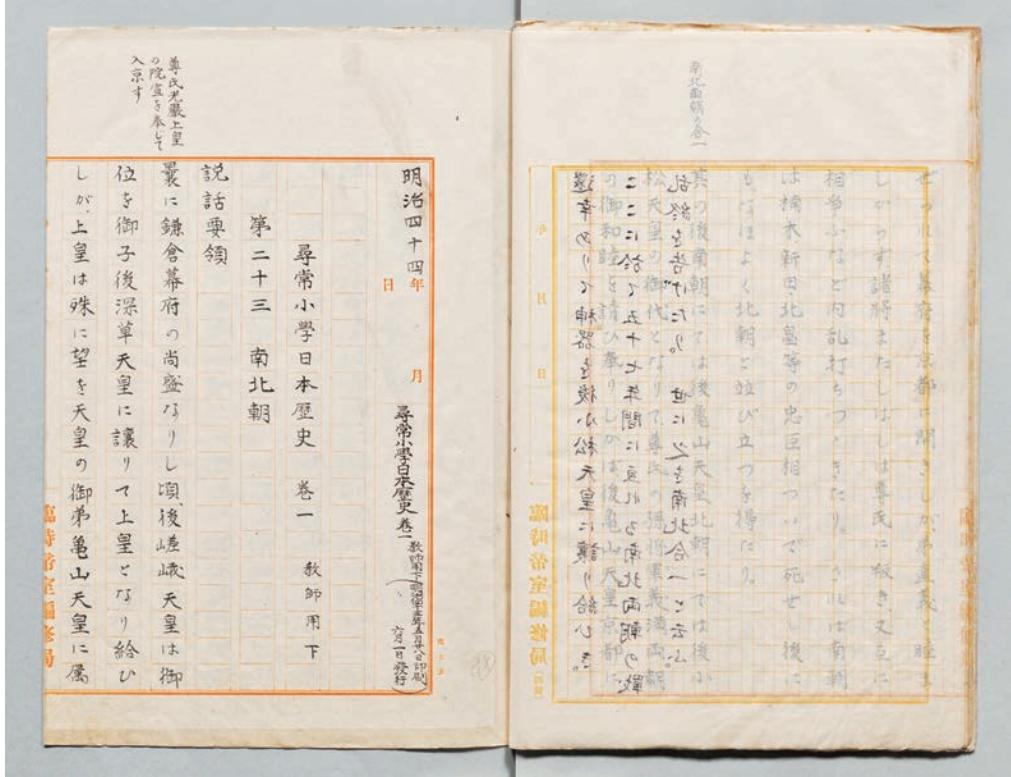
【写真 C-10】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



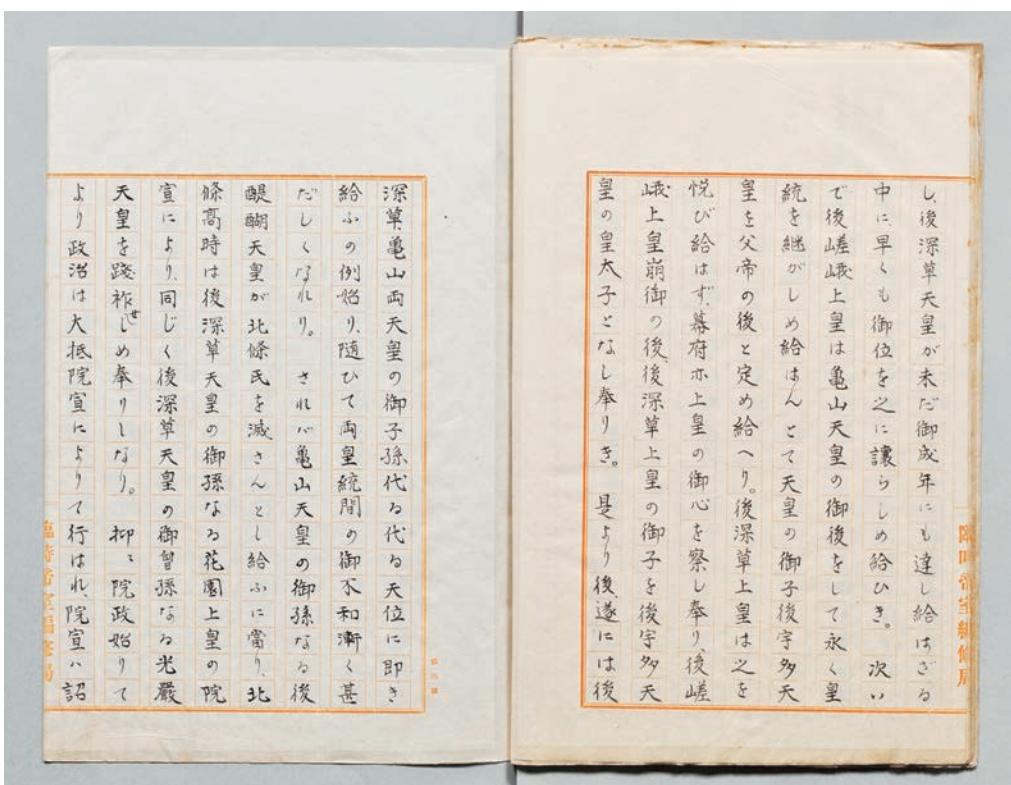
【写真 C-11】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



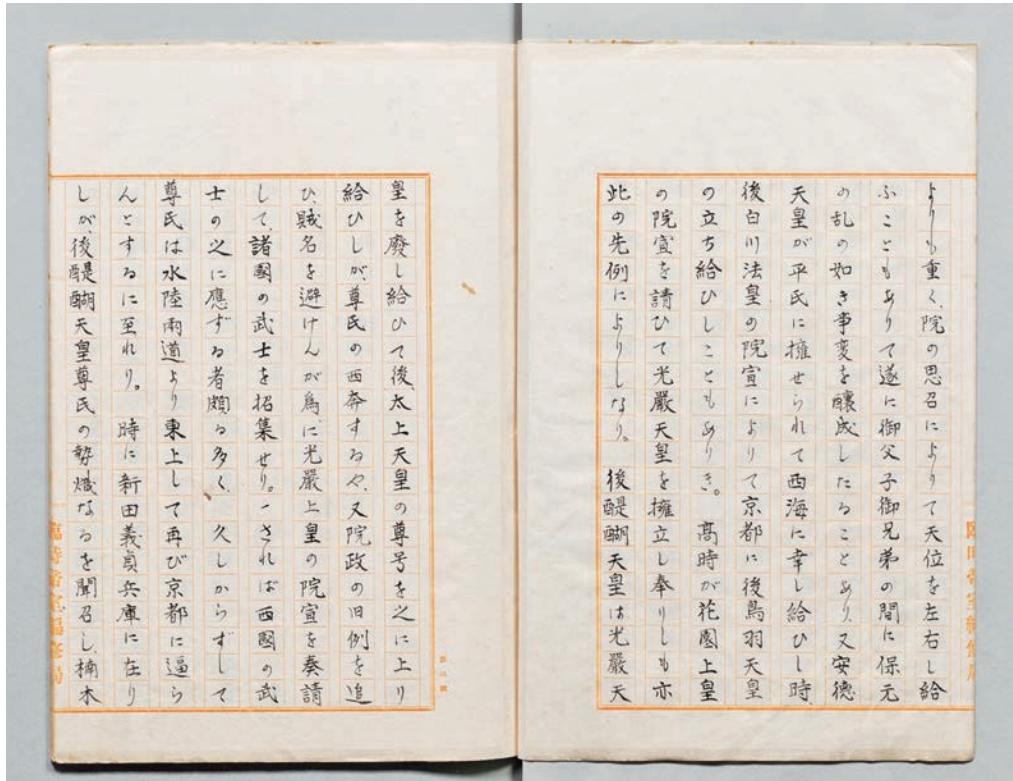
【写真 C-12】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



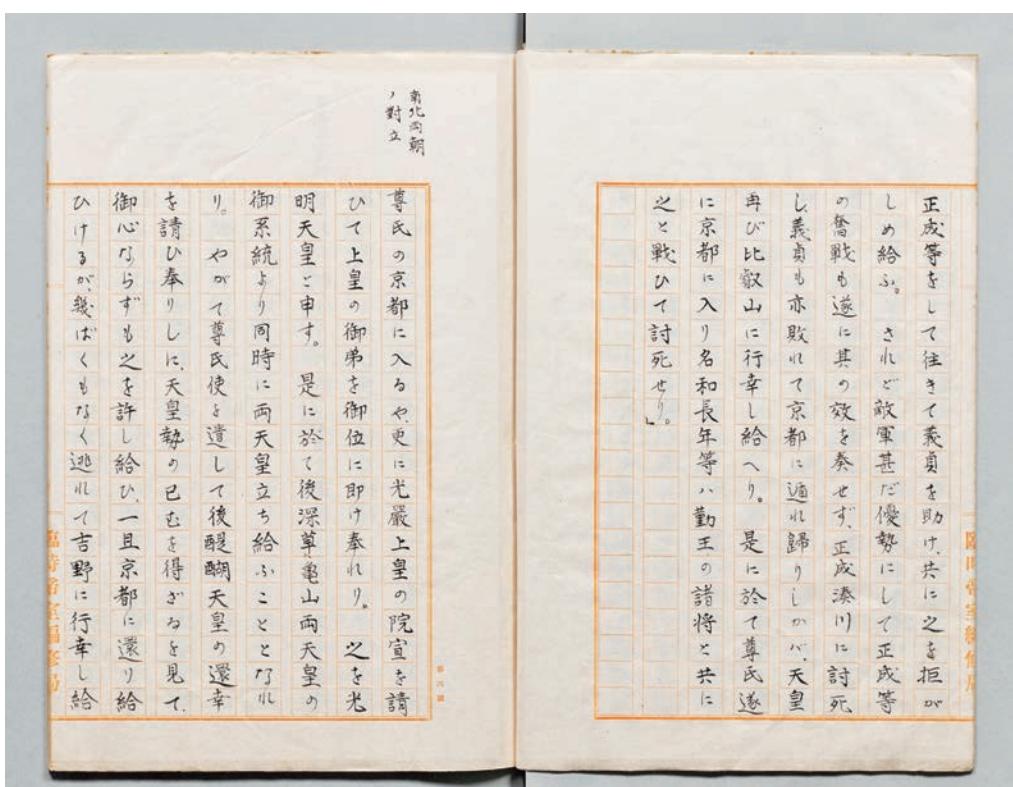
【写真 C-13】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7・昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



【写真 C-14】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7・昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



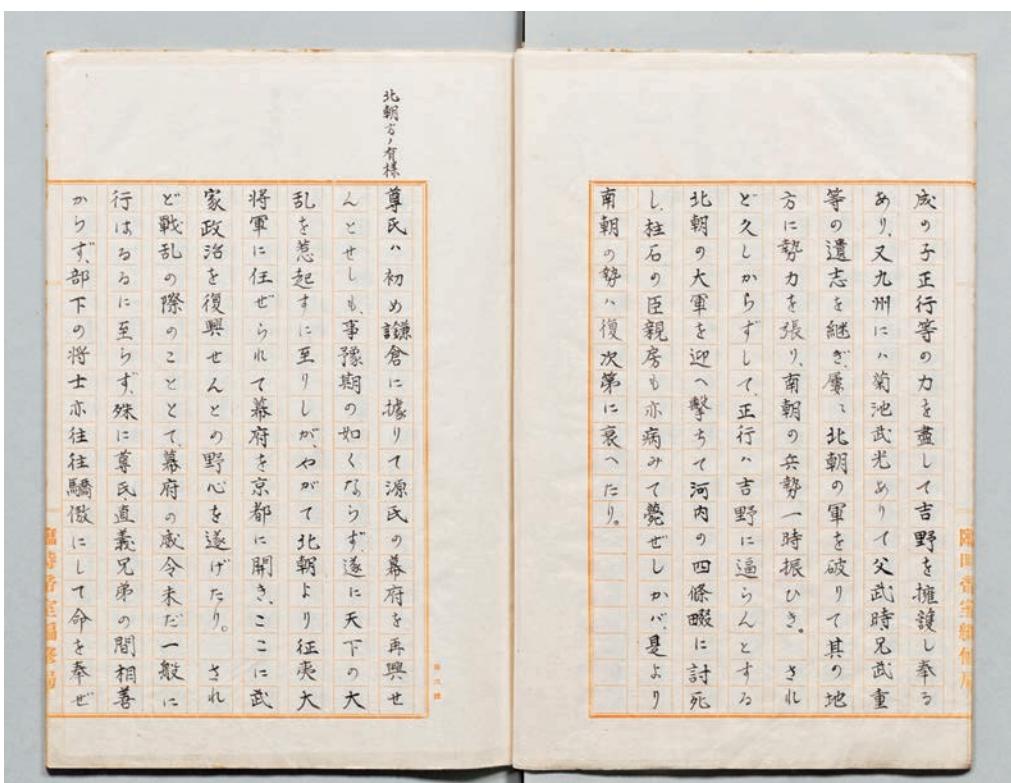
【写真 C-15】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



【写真 C-16】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



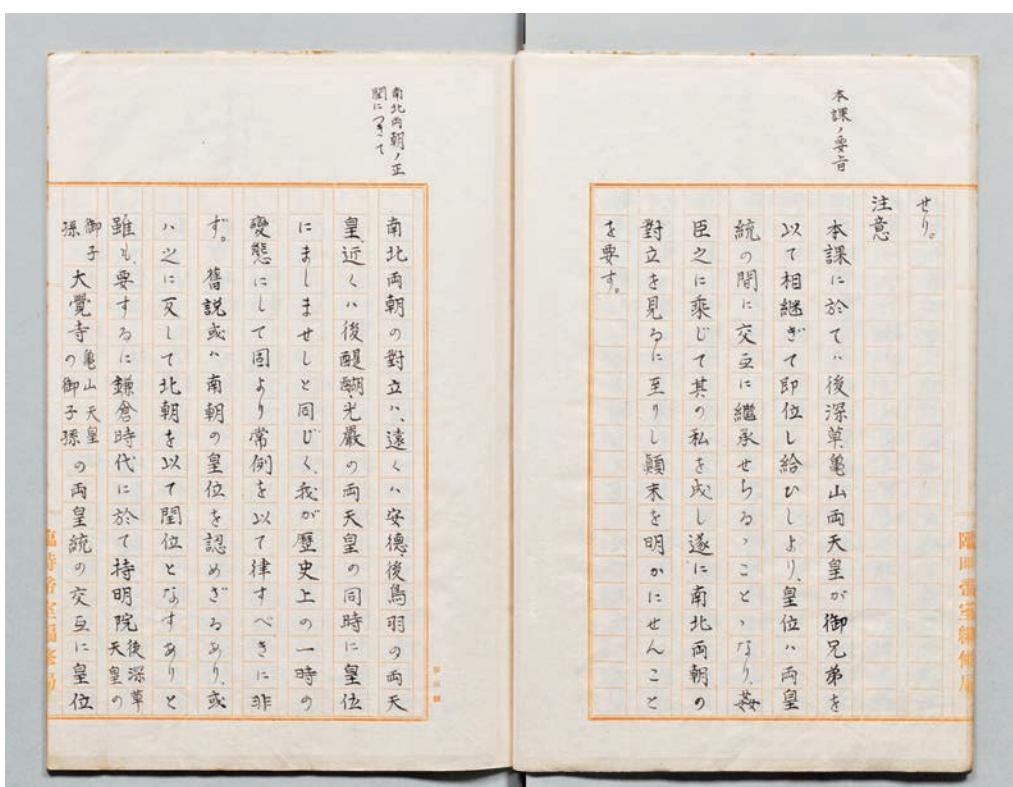
【写真 C-17】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



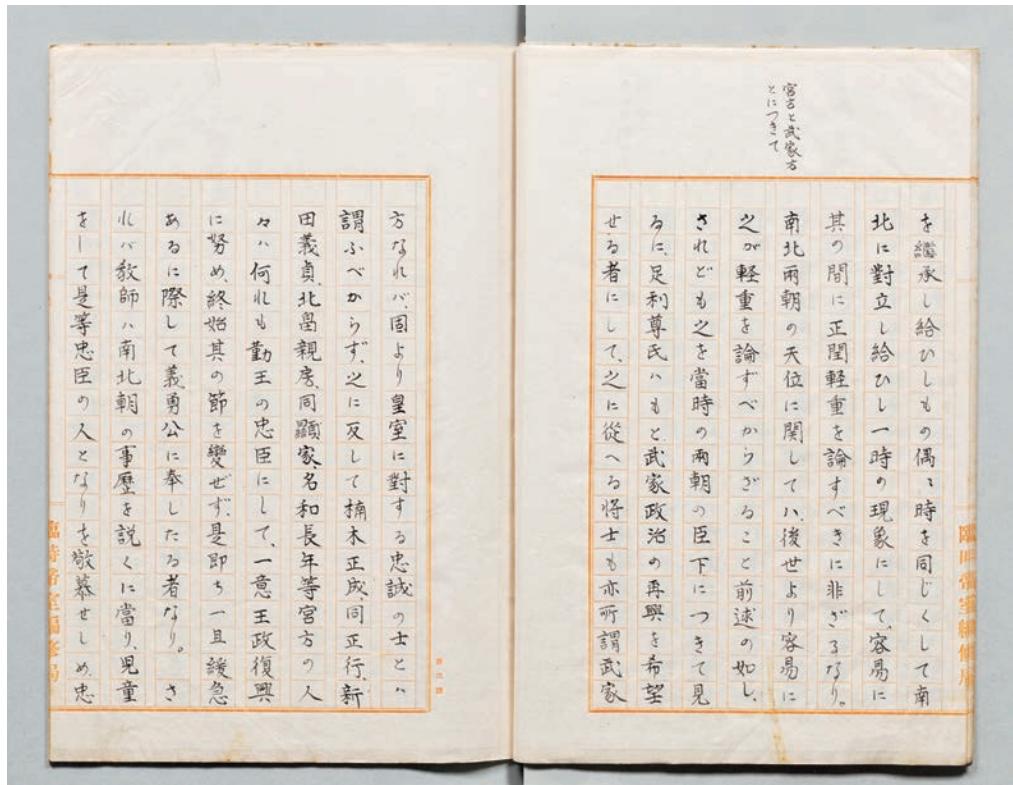
【写真 C-18】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



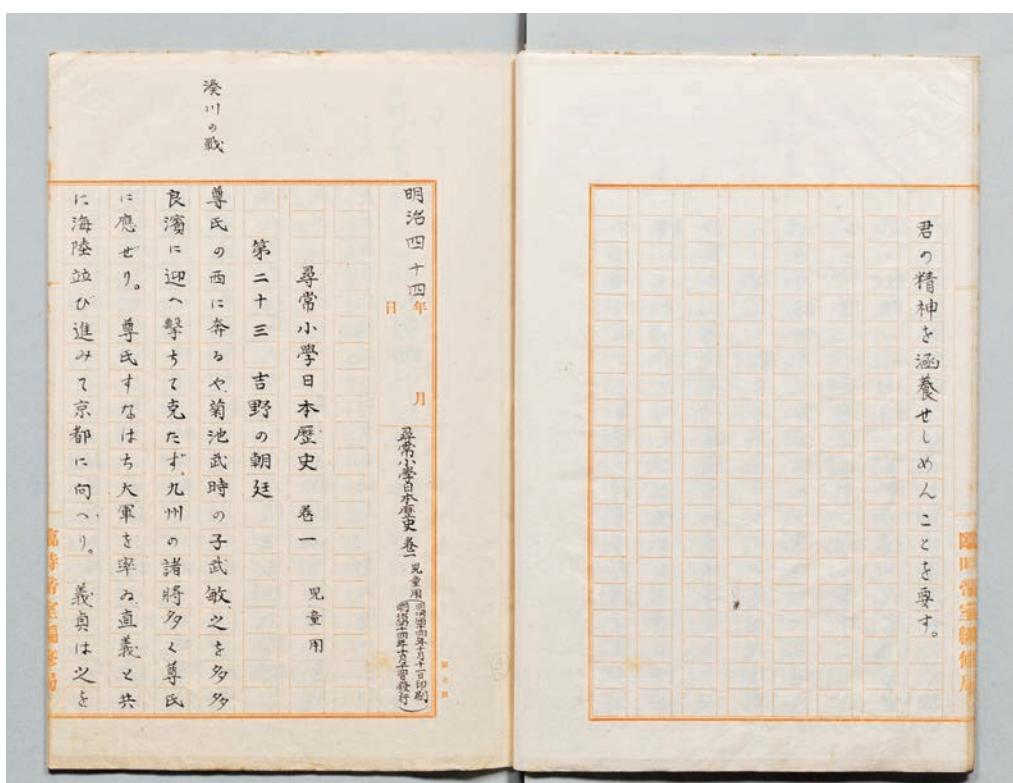
【写真 C-19】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



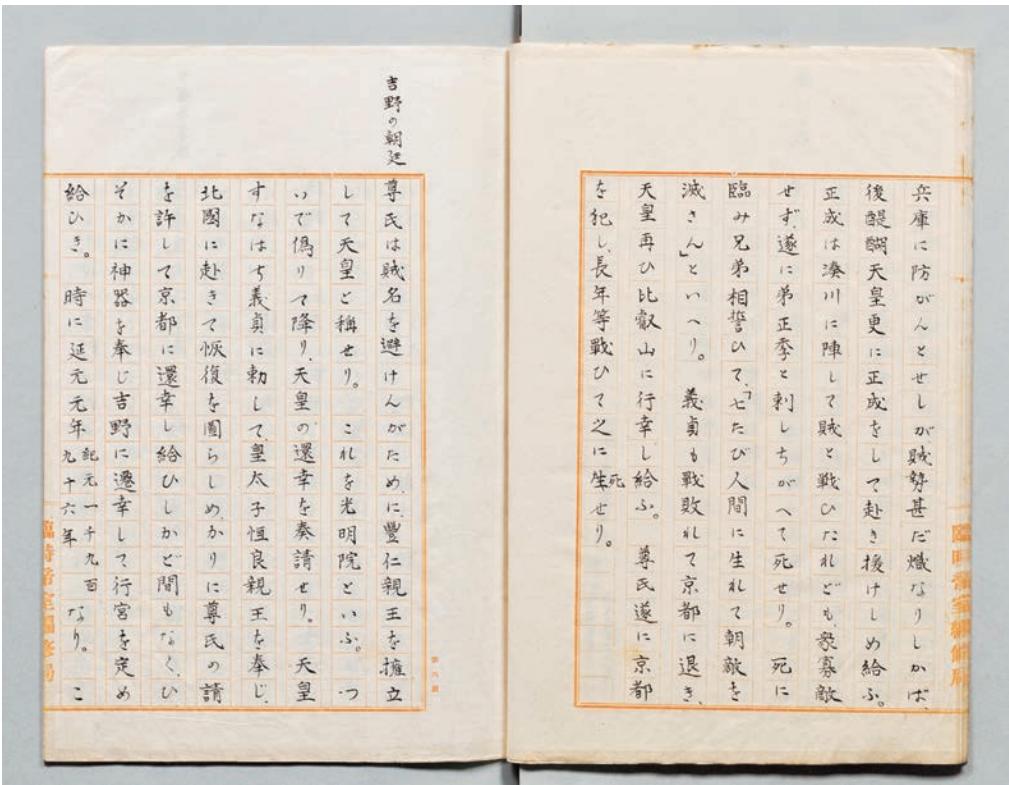
【写真 C-20】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



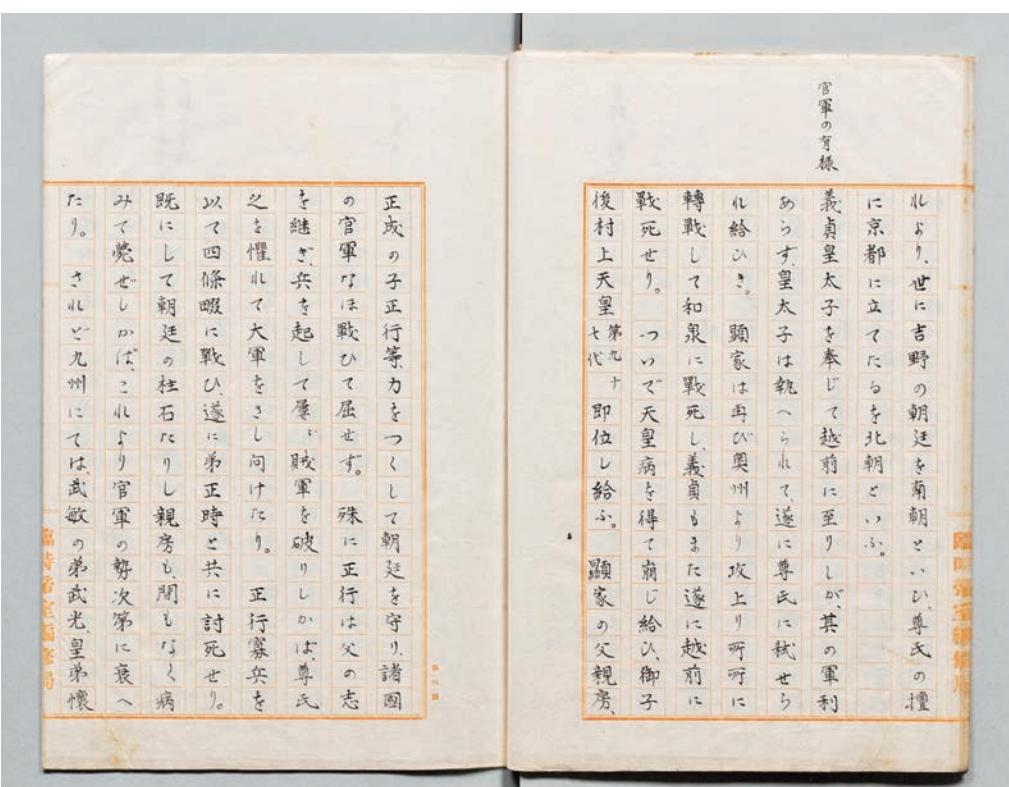
【写真 C-21】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 / 大正 7・昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



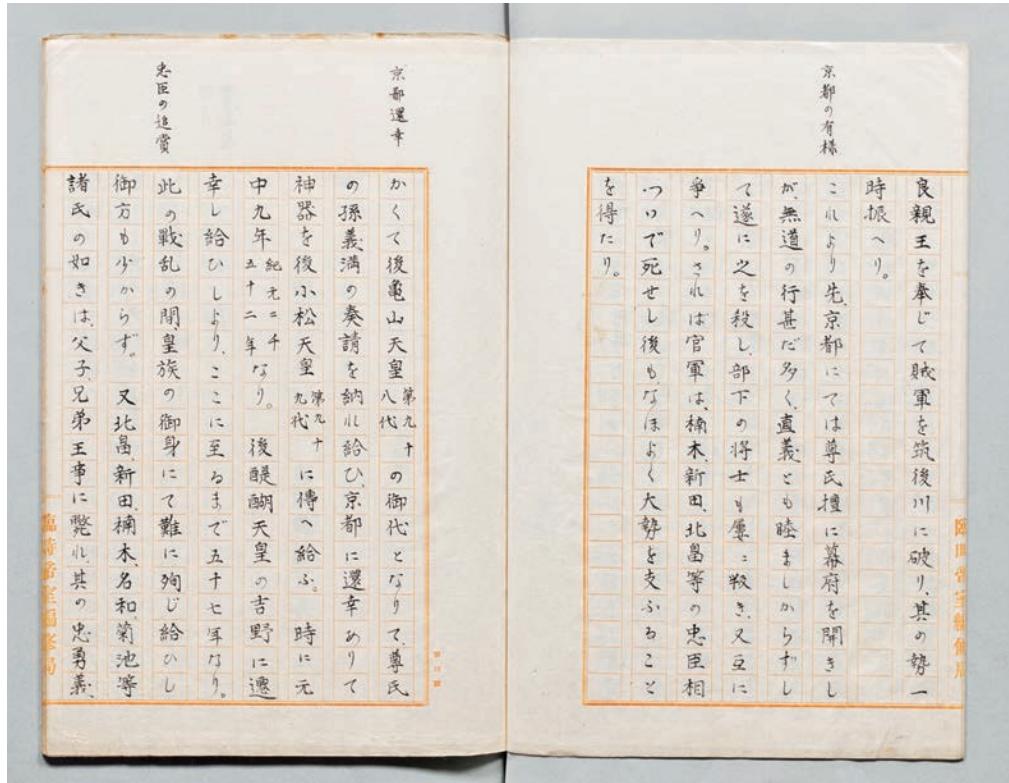
【写真 C-22】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7・昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



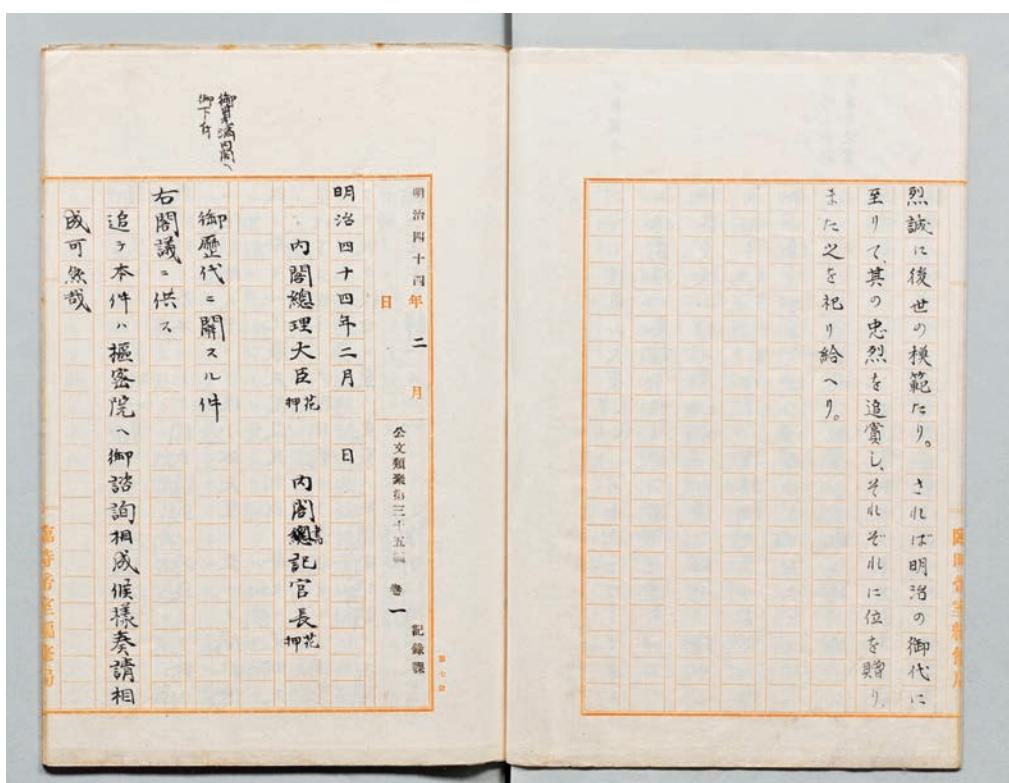
【写真 C-23】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



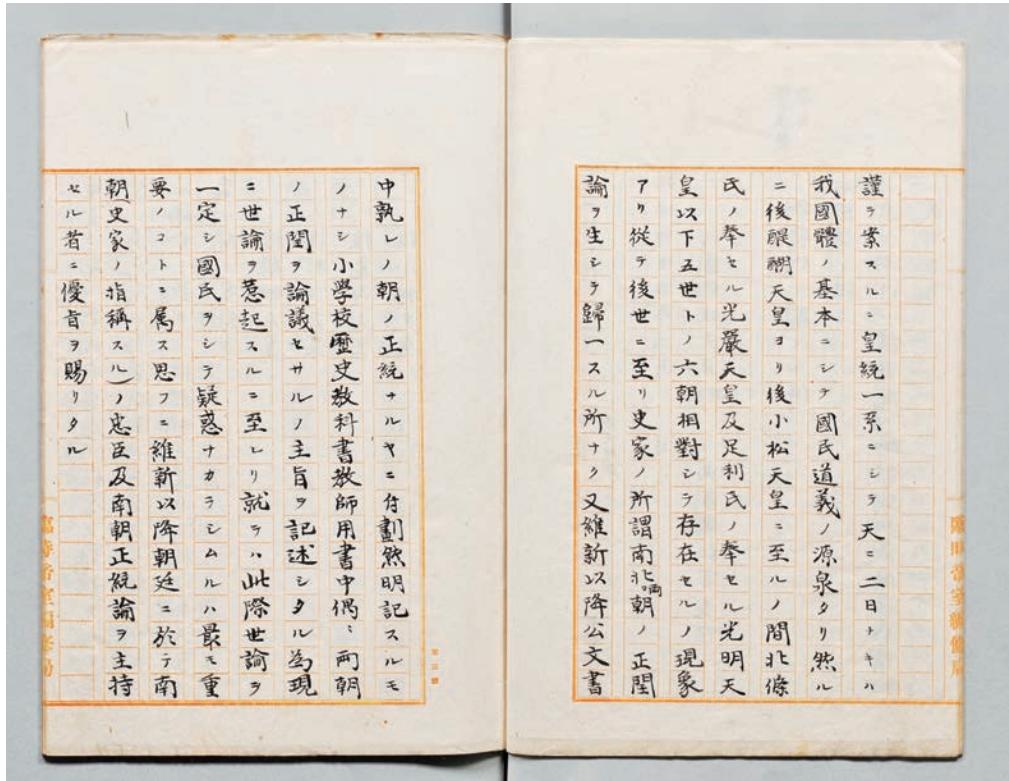
【写真 C-24】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



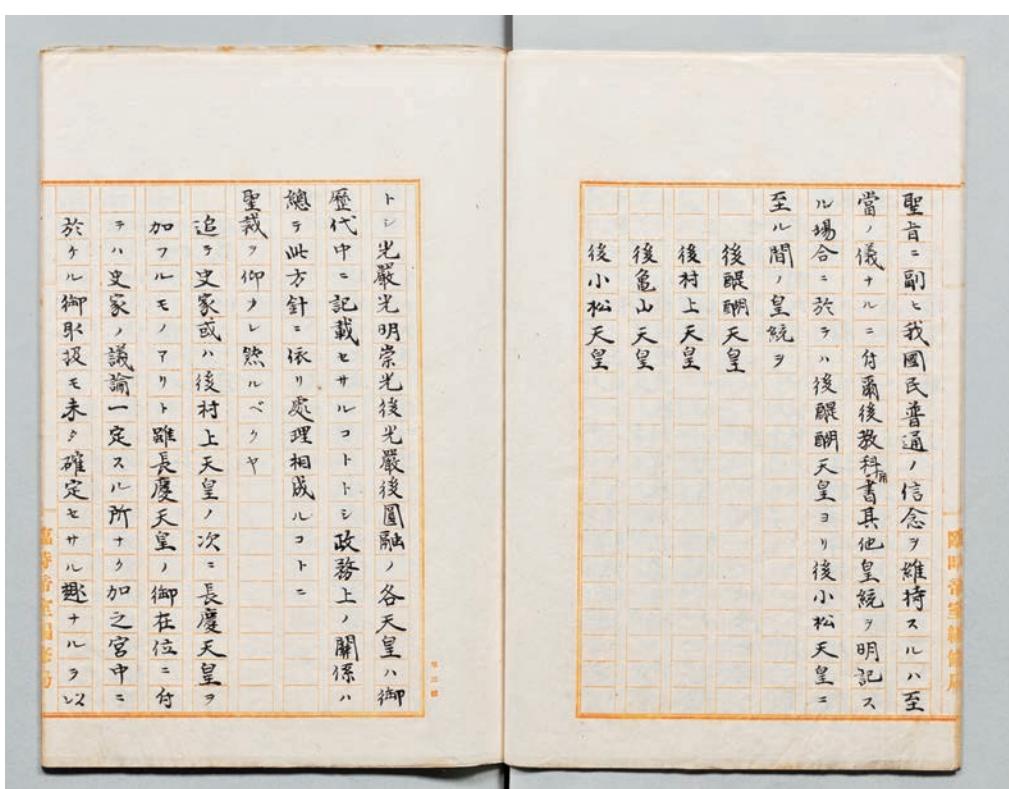
【写真 C-25】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 / 大正 7・昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



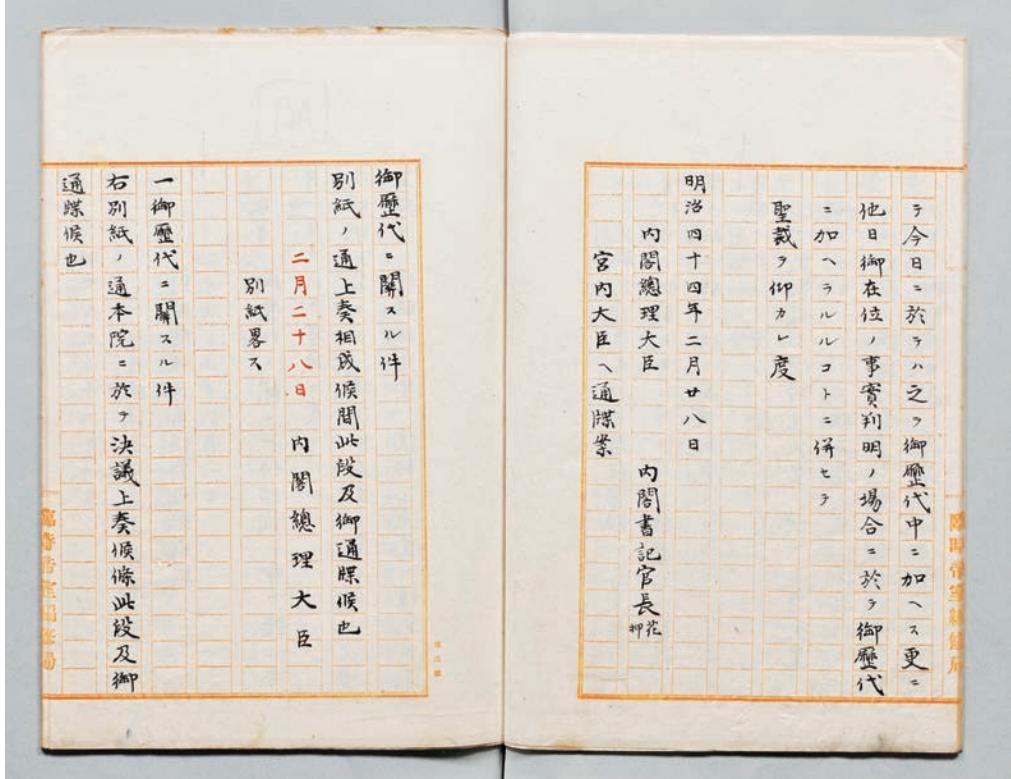
【写真 C-26】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 / 大正 7・昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



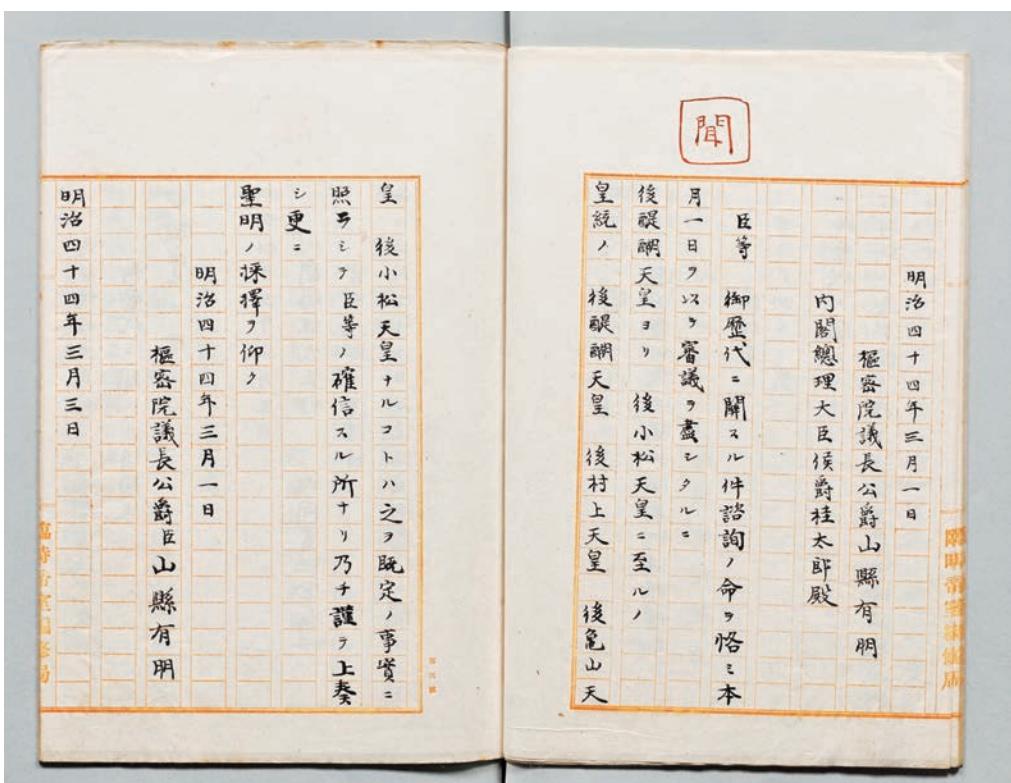
【写真 C-27】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



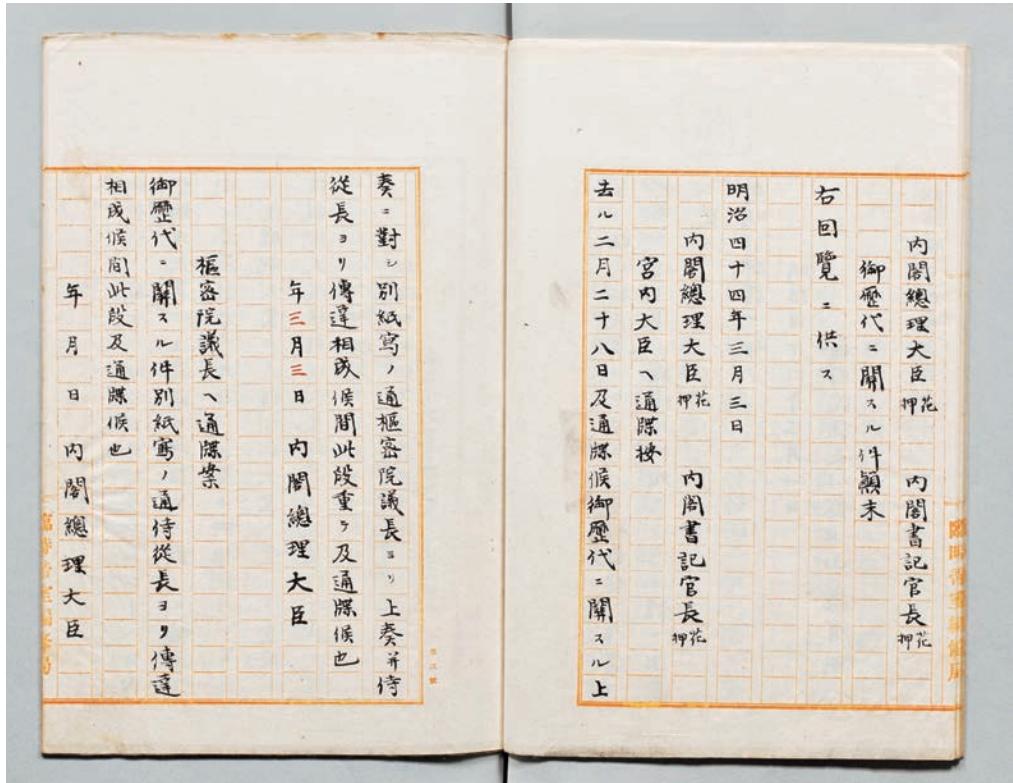
【写真 C-28】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320 / 大正 7・昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



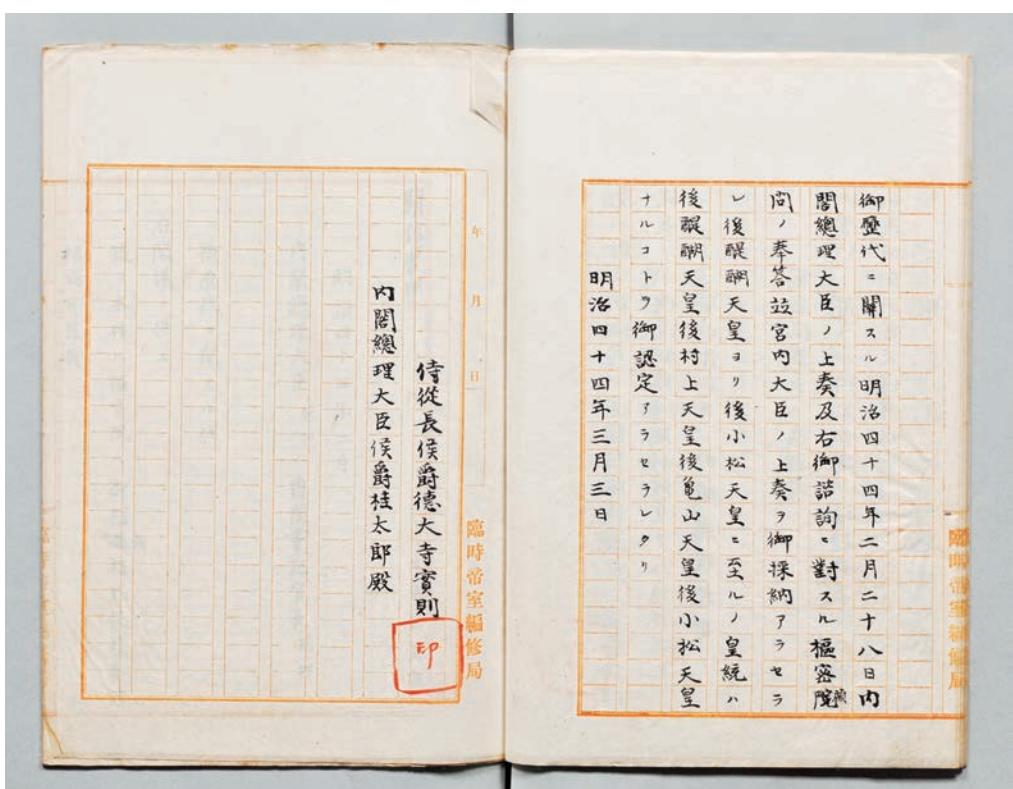
【写真 C-29】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



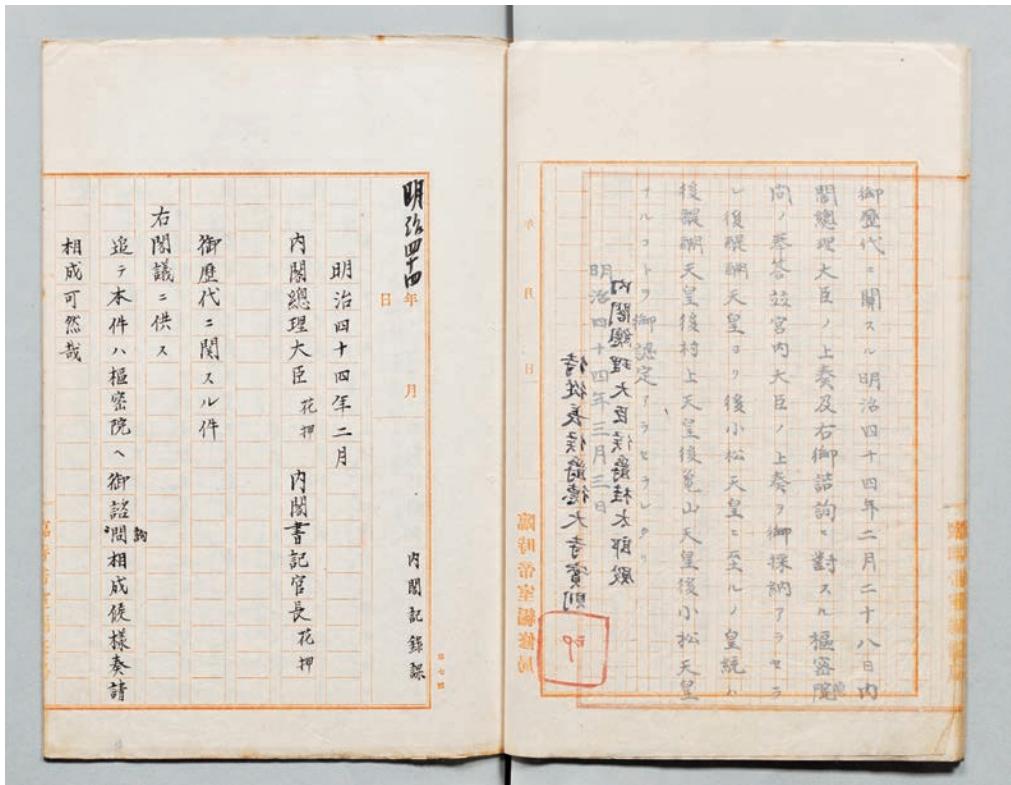
【写真 C-30】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



【写真 C-31】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



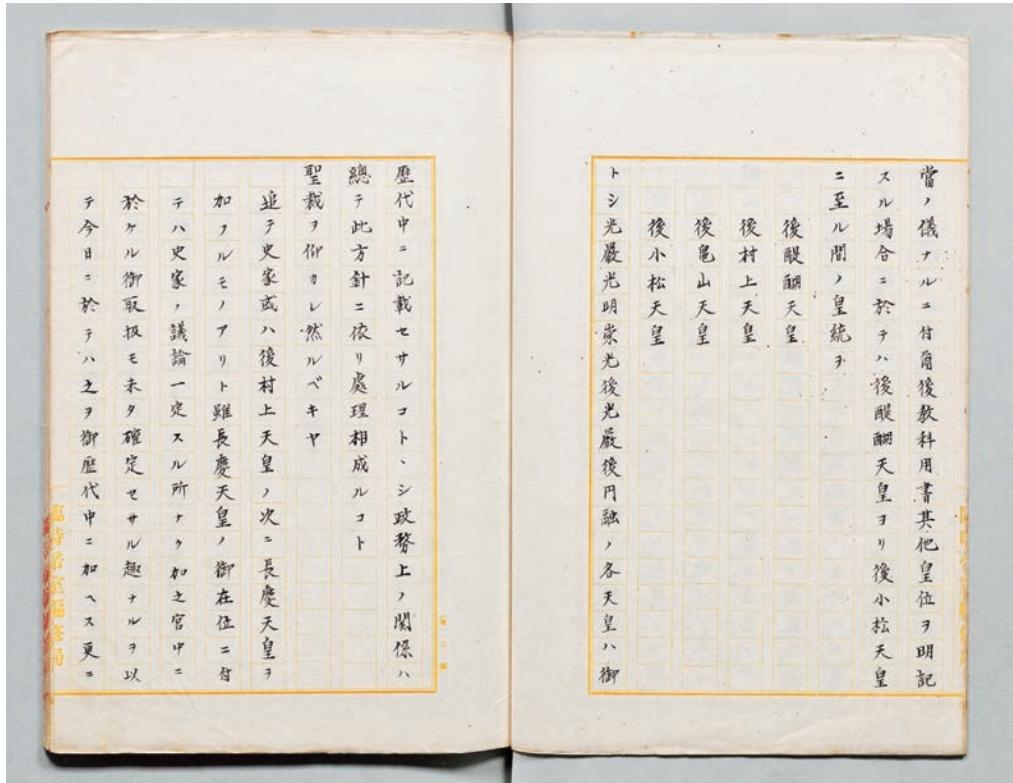
【写真 C-32】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



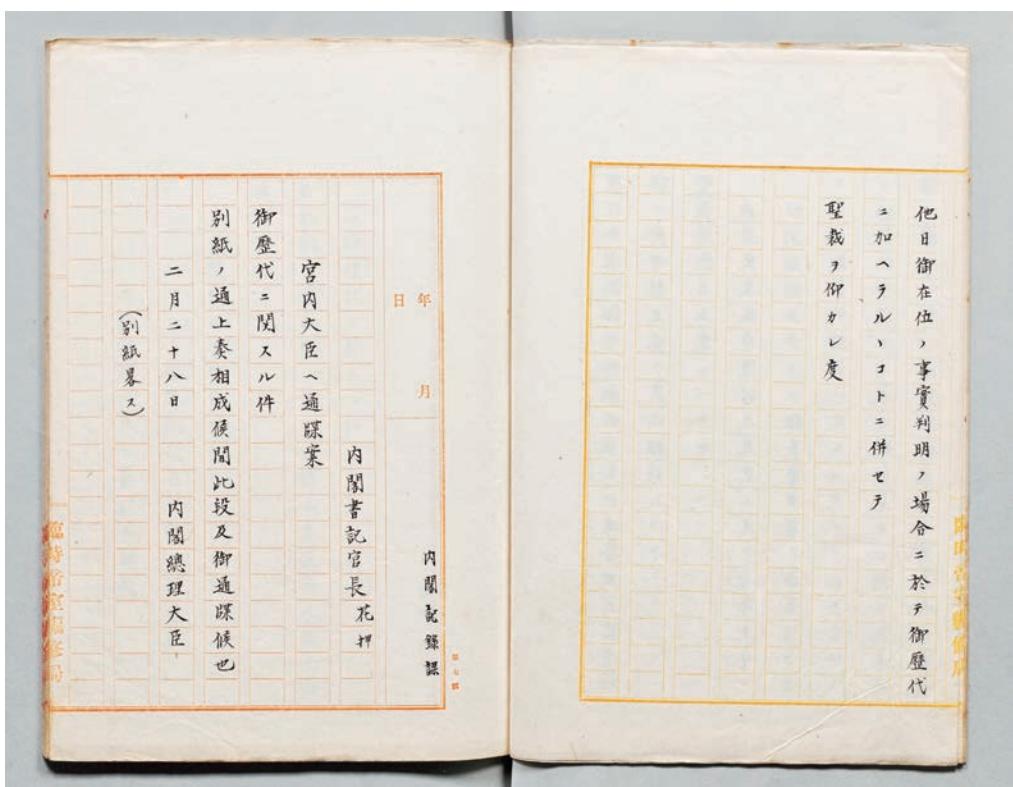
【写真 C-33】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



【写真 C-34】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



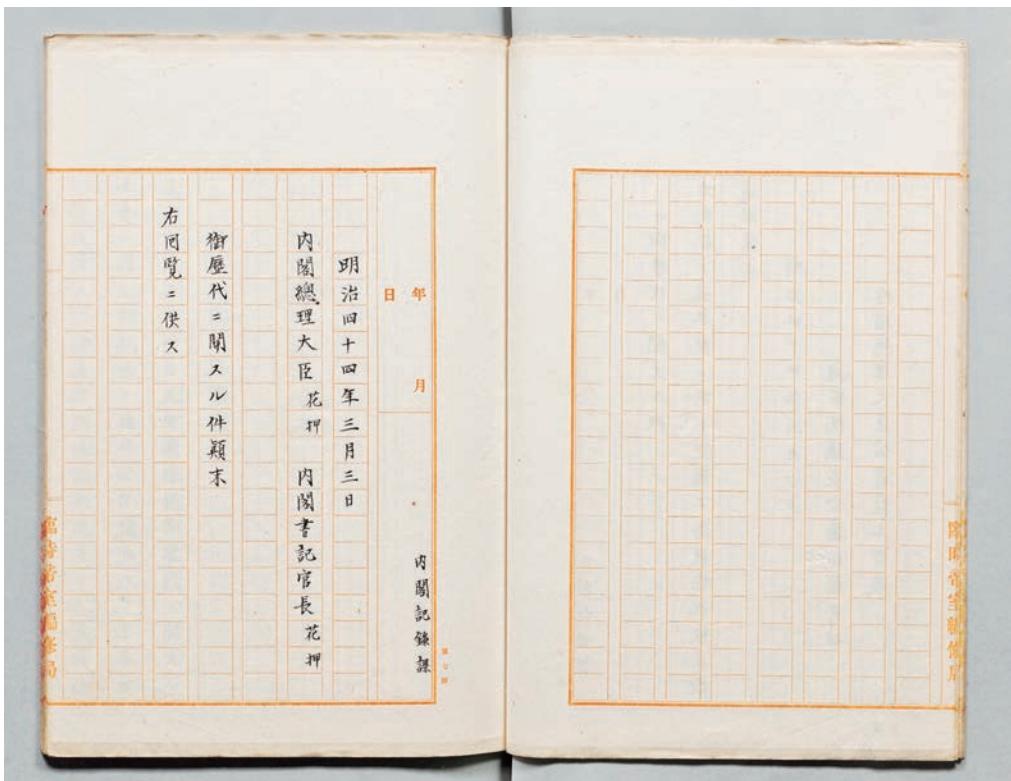
【写真 C-35】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



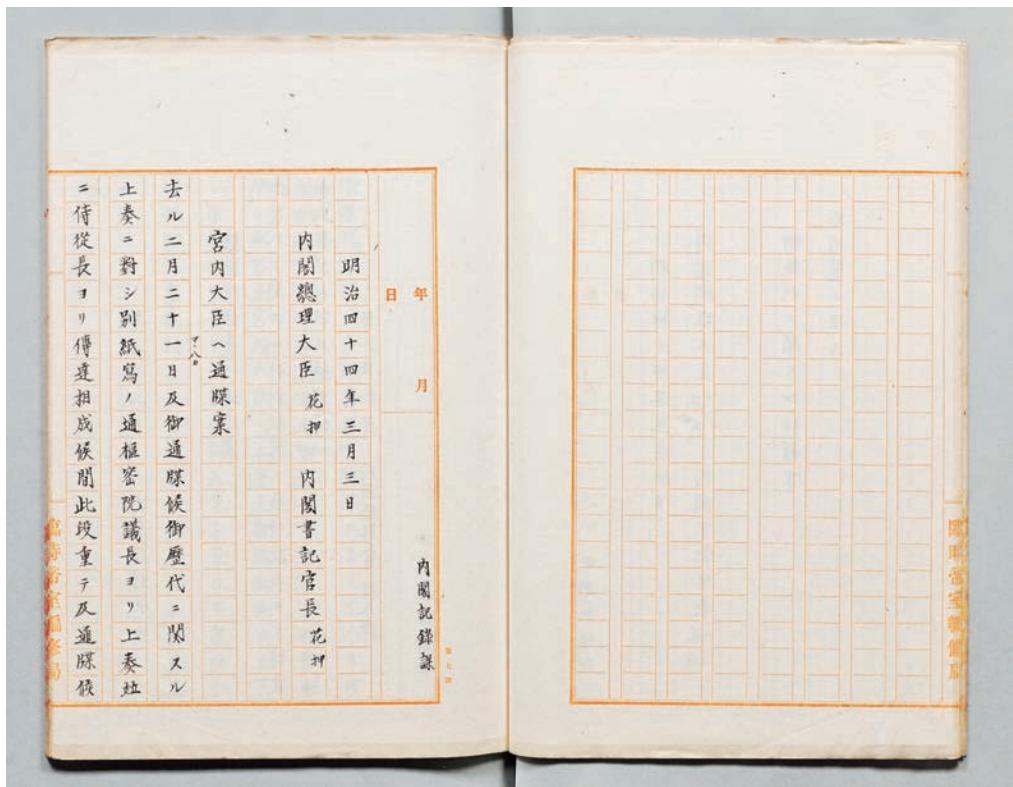
【写真 C-36】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



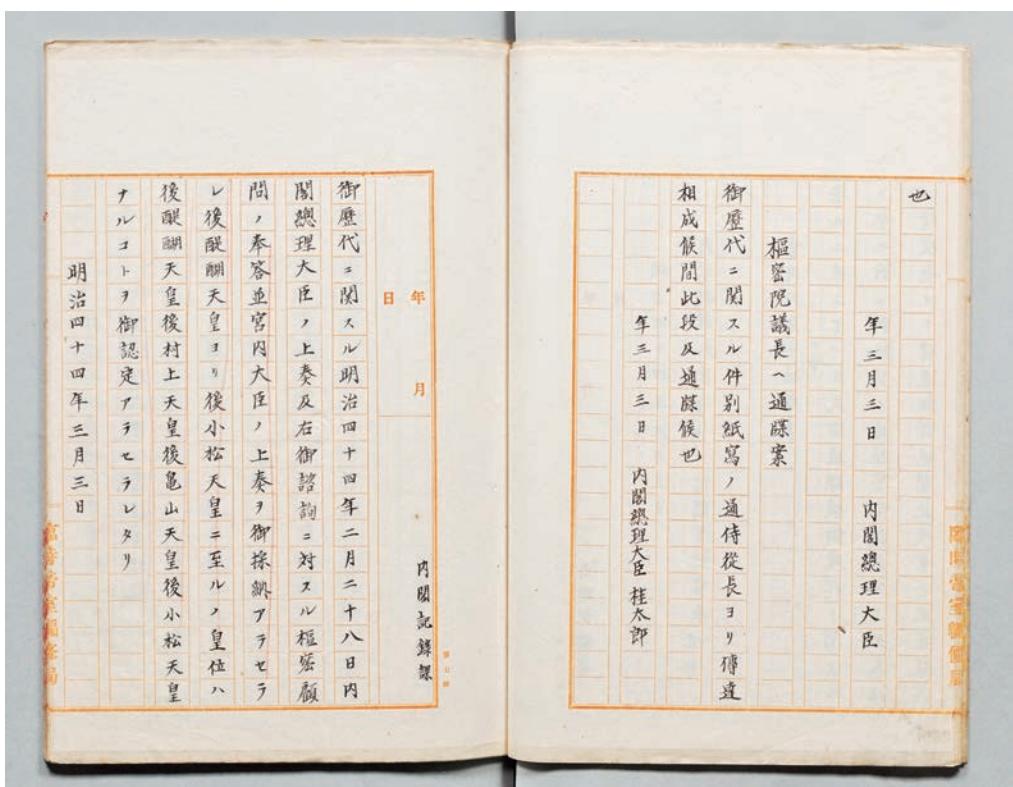
【写真 C-37】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



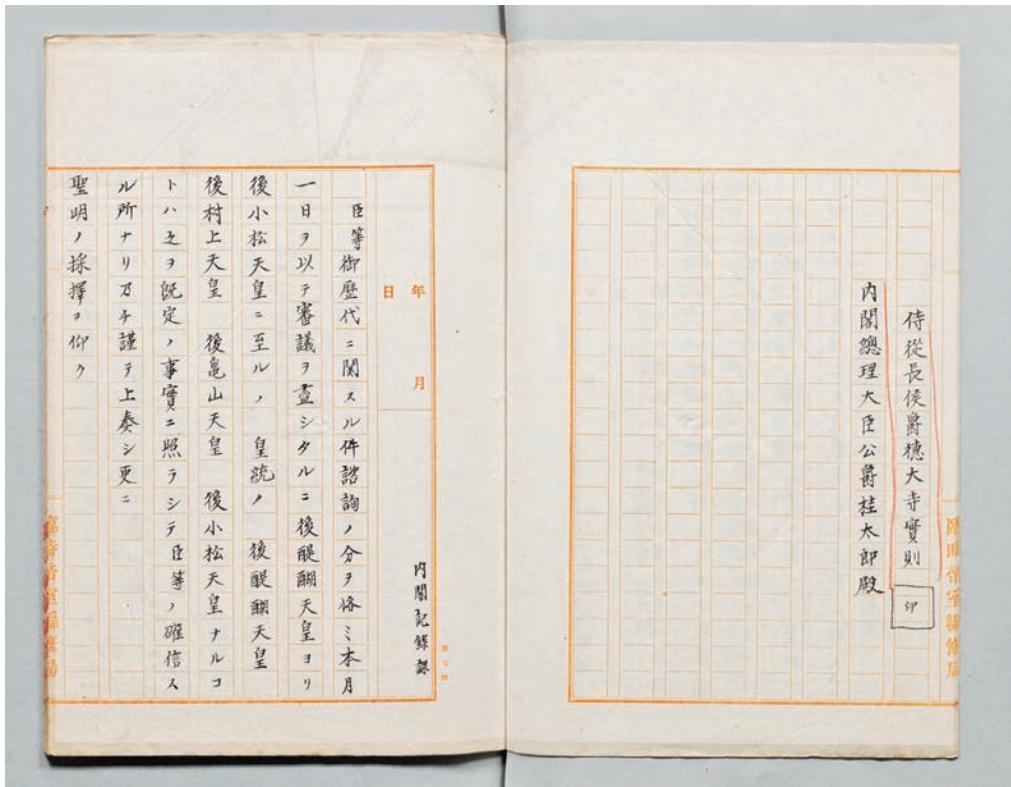
【写真 C-38】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



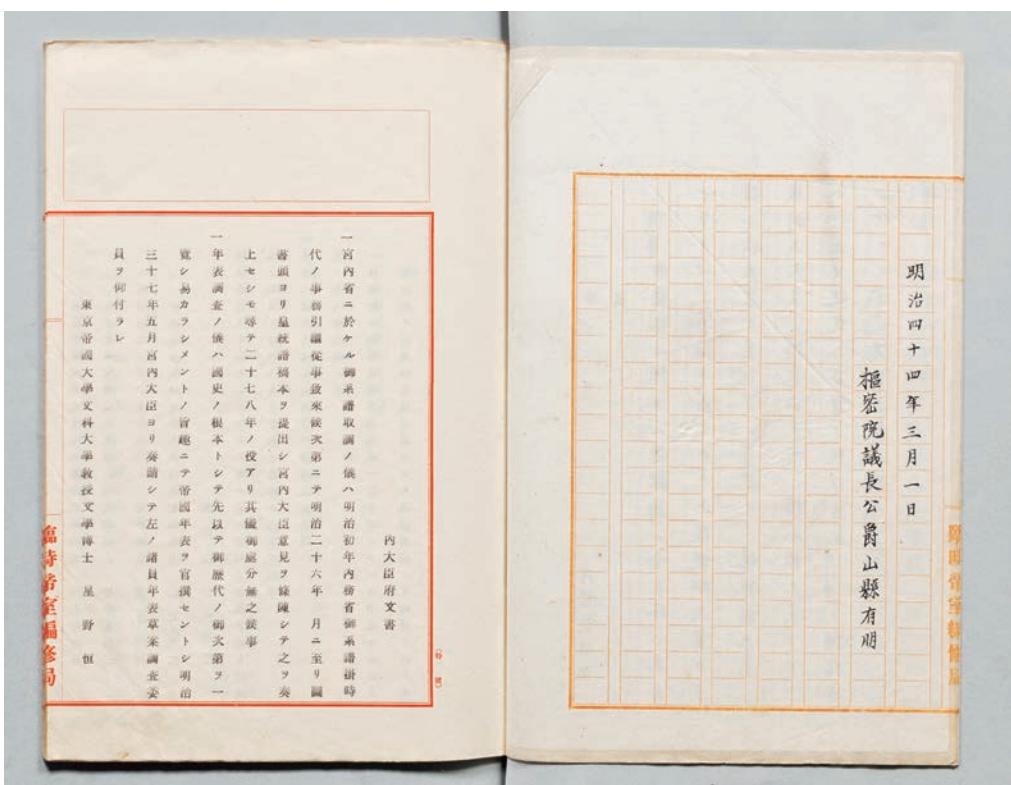
【写真 C-39】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



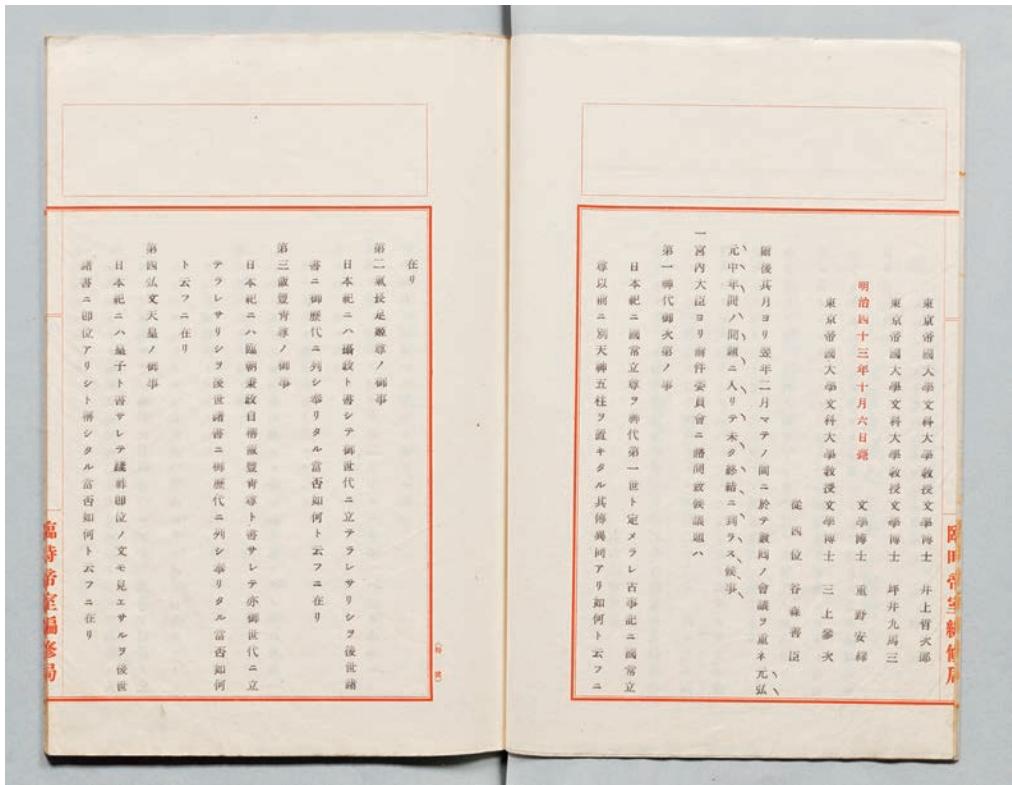
【写真 C-40】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



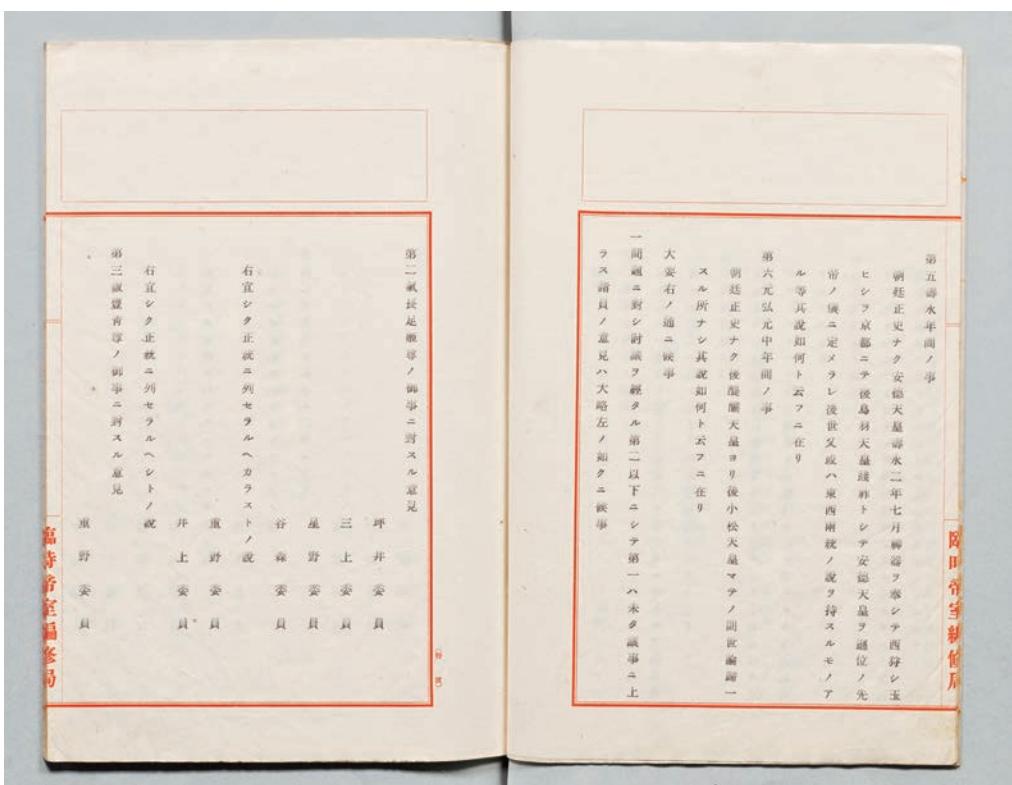
【写真 C-41】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



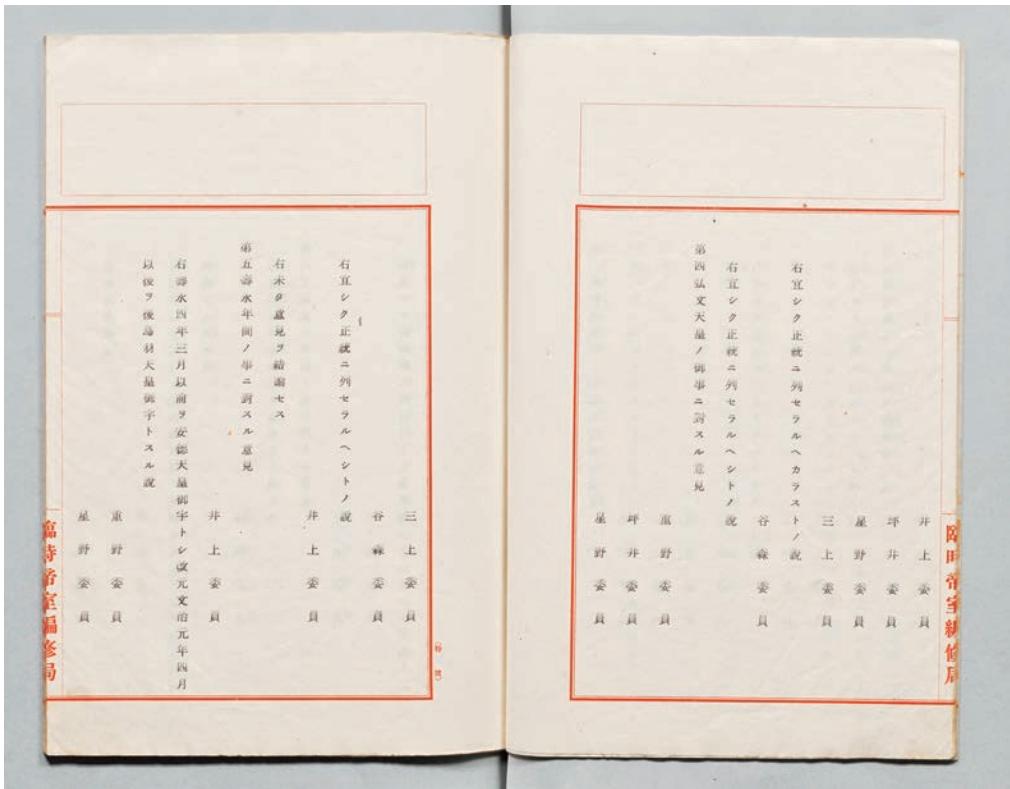
【写真 C-42】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



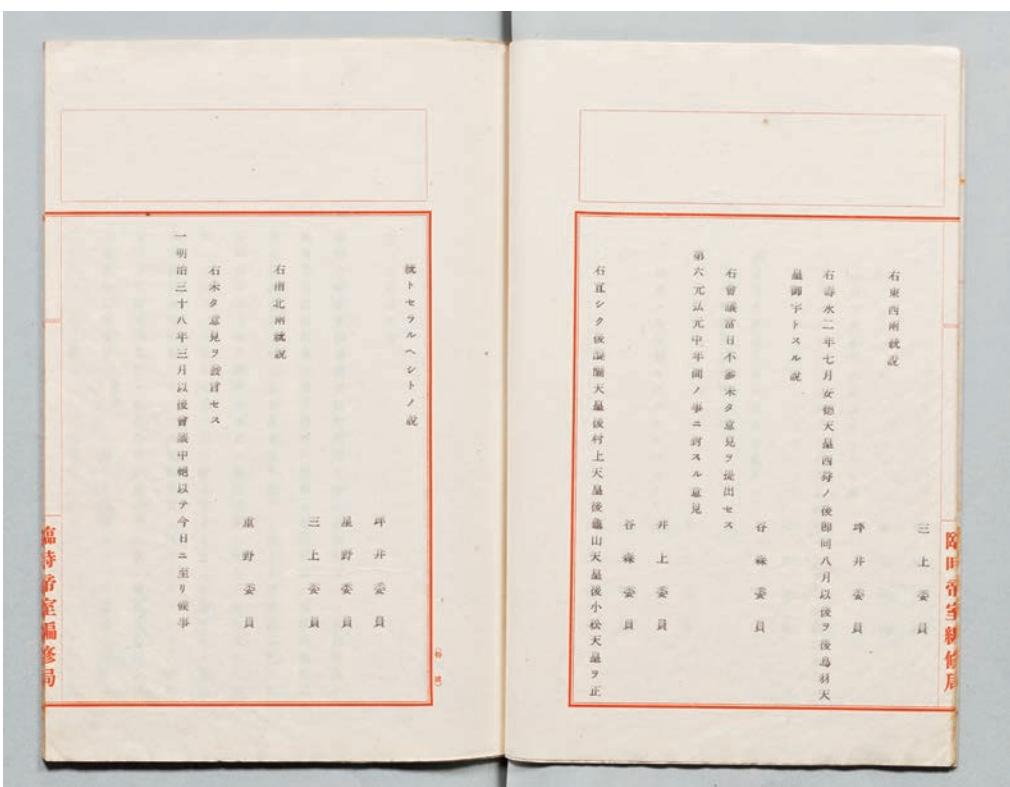
【写真 C-43】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



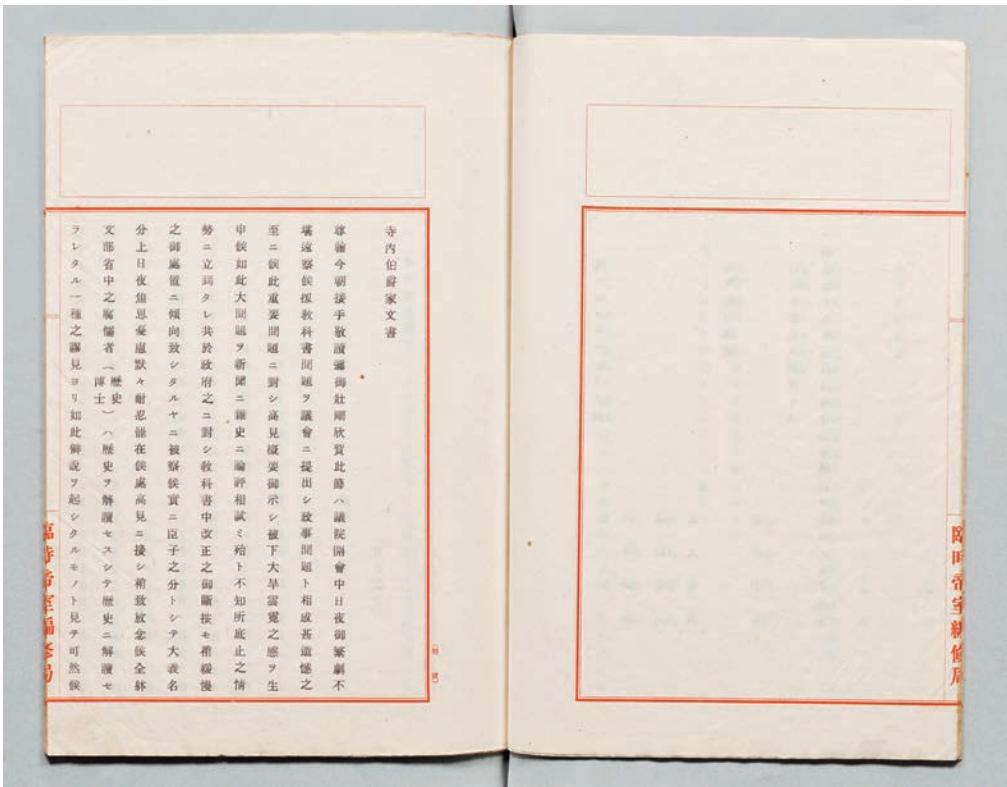
【写真 C-44】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



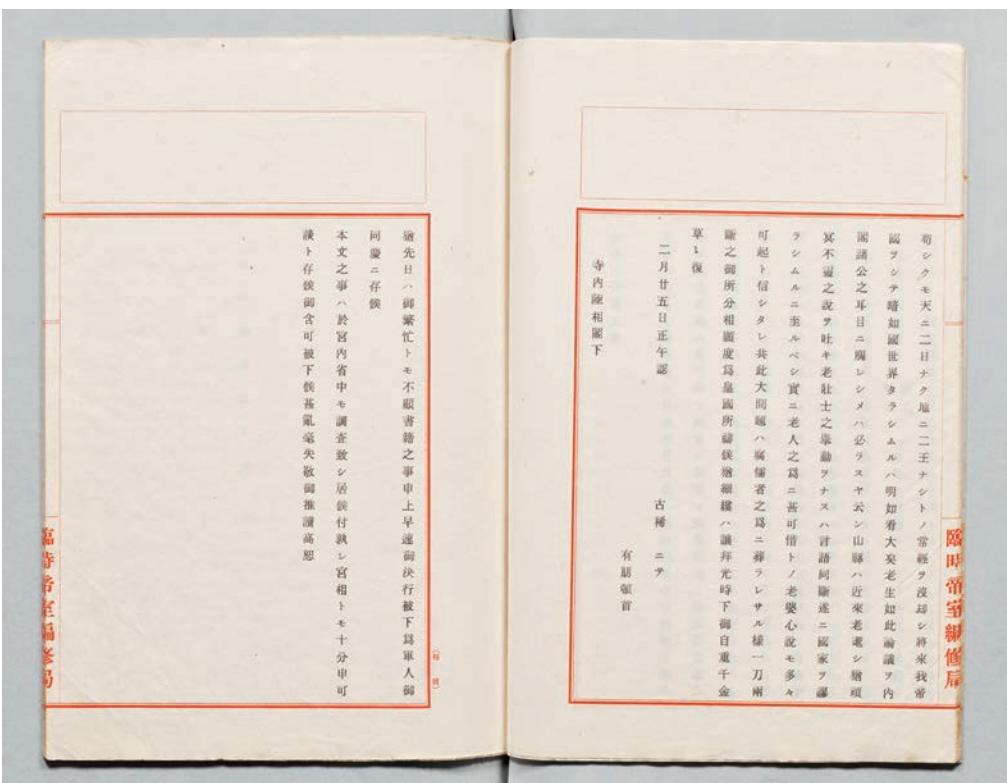
【写真 C-45】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7・昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



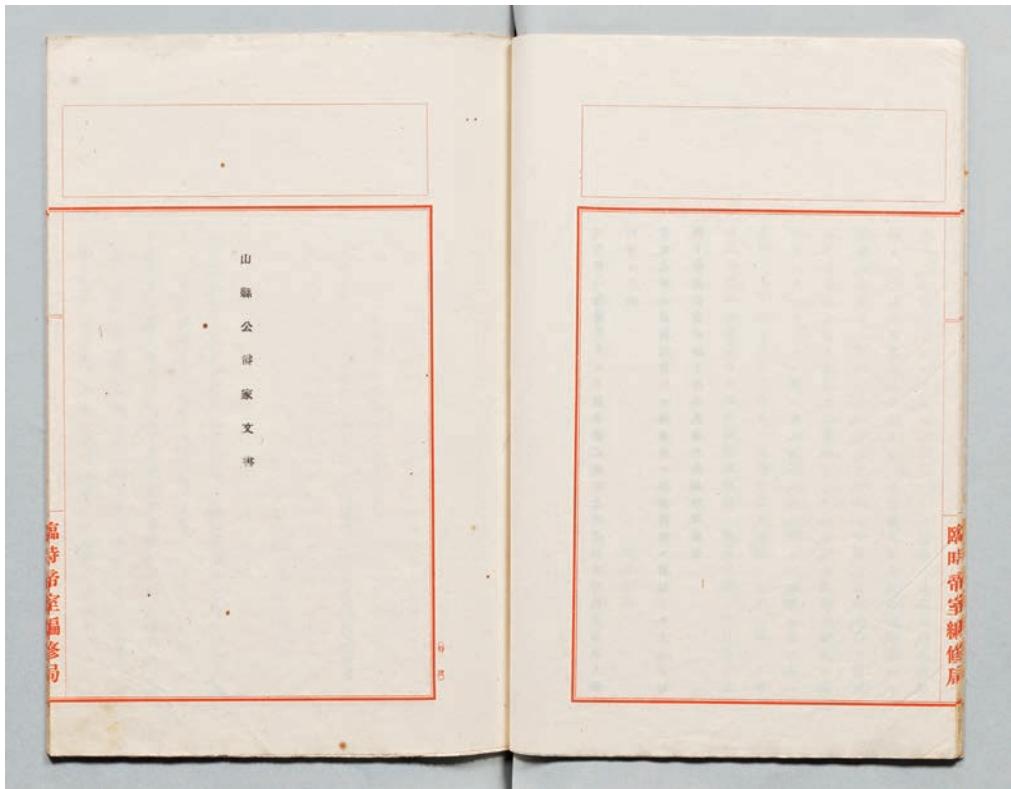
【写真 C-46】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7・昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



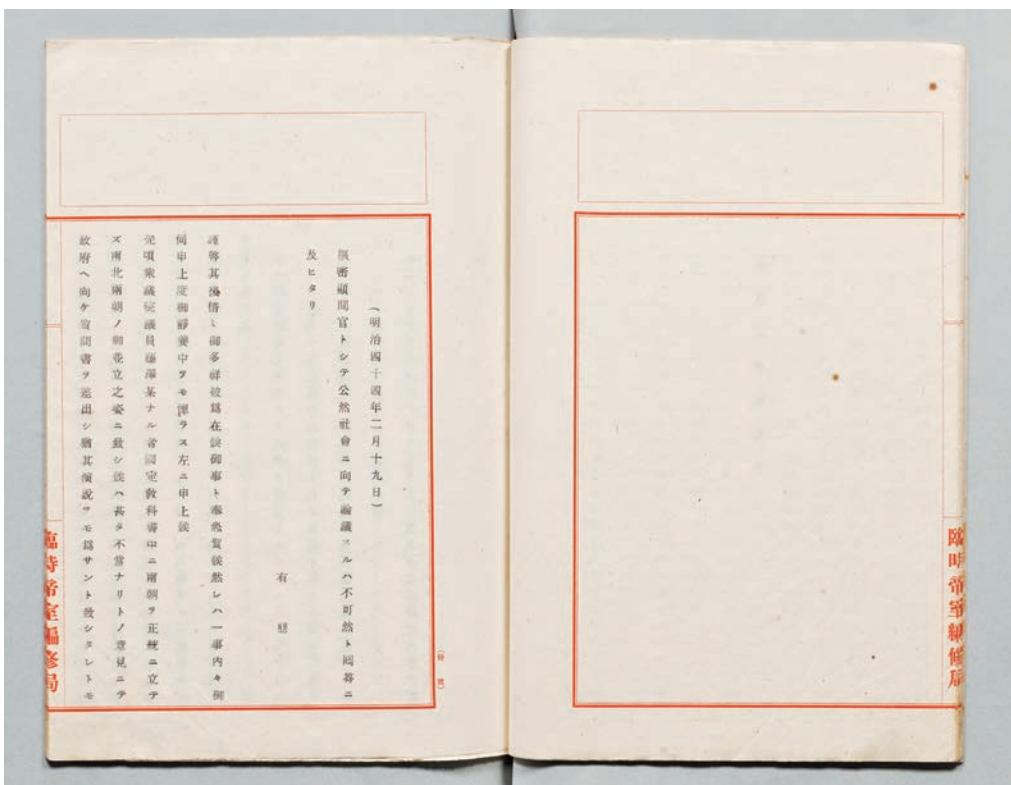
【写真 C-47】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



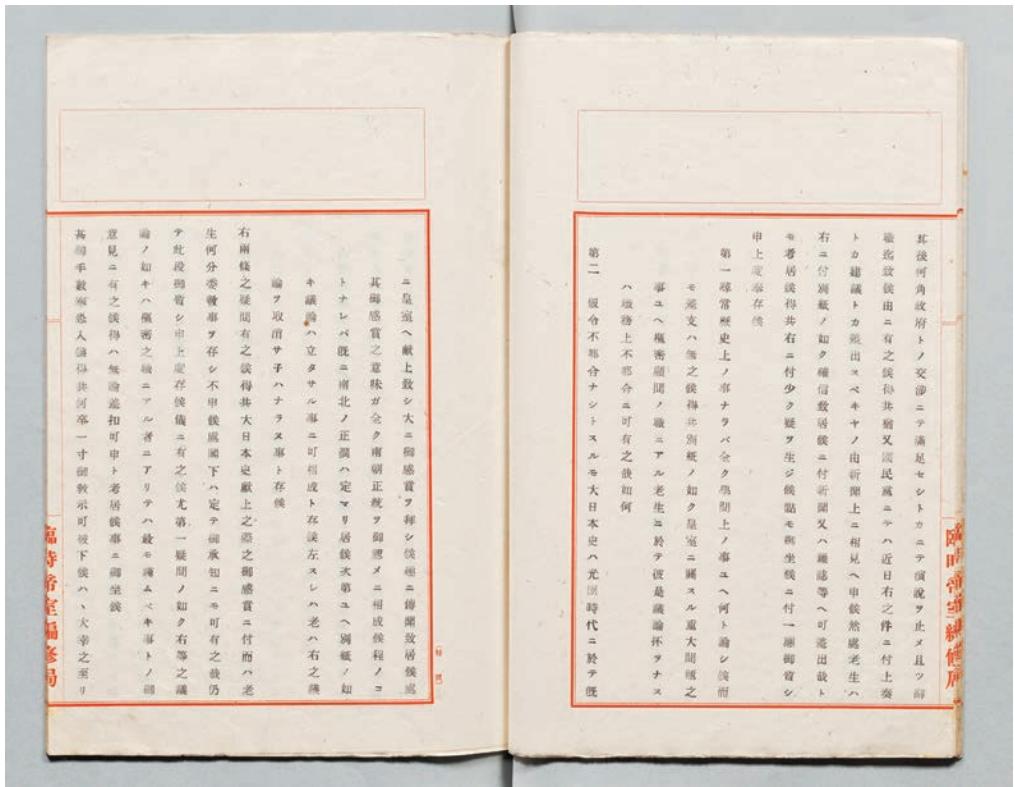
【写真 C-48】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



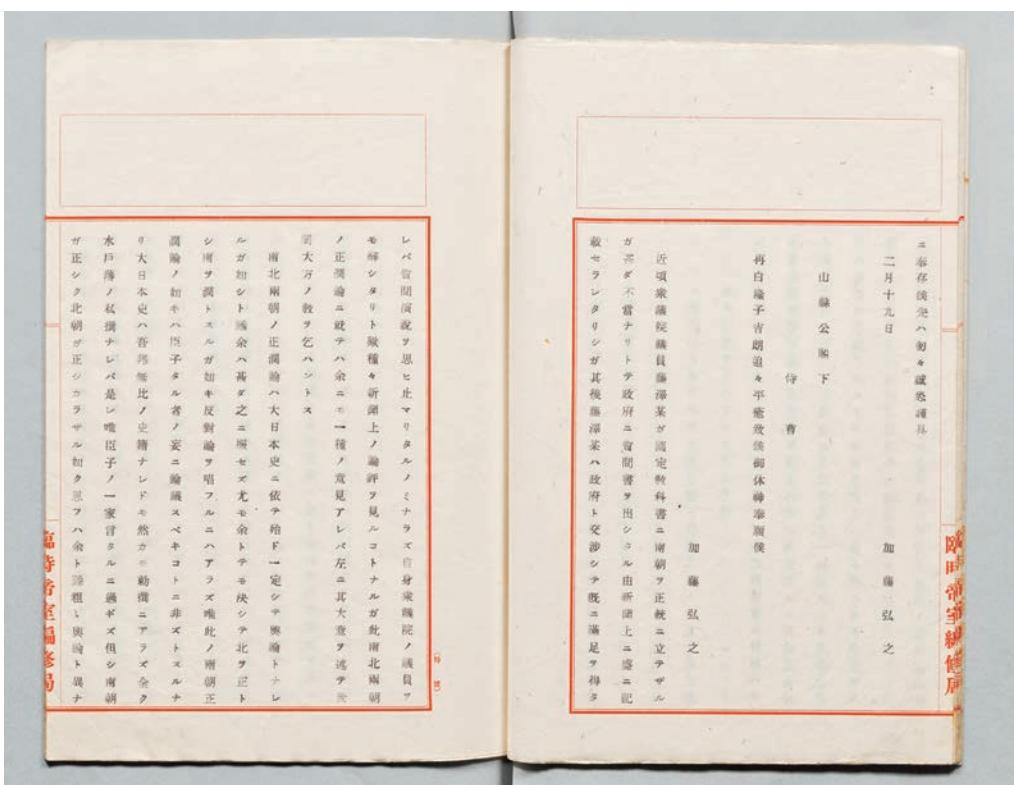
【写真 C-49】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



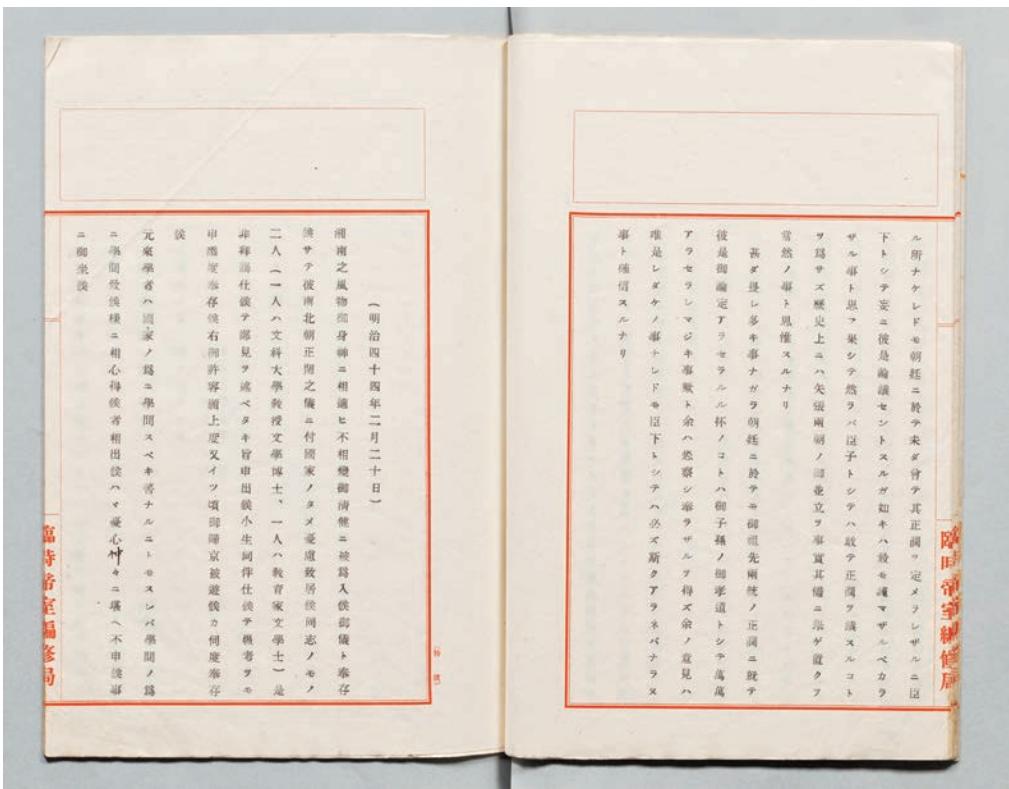
【写真 C-50】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



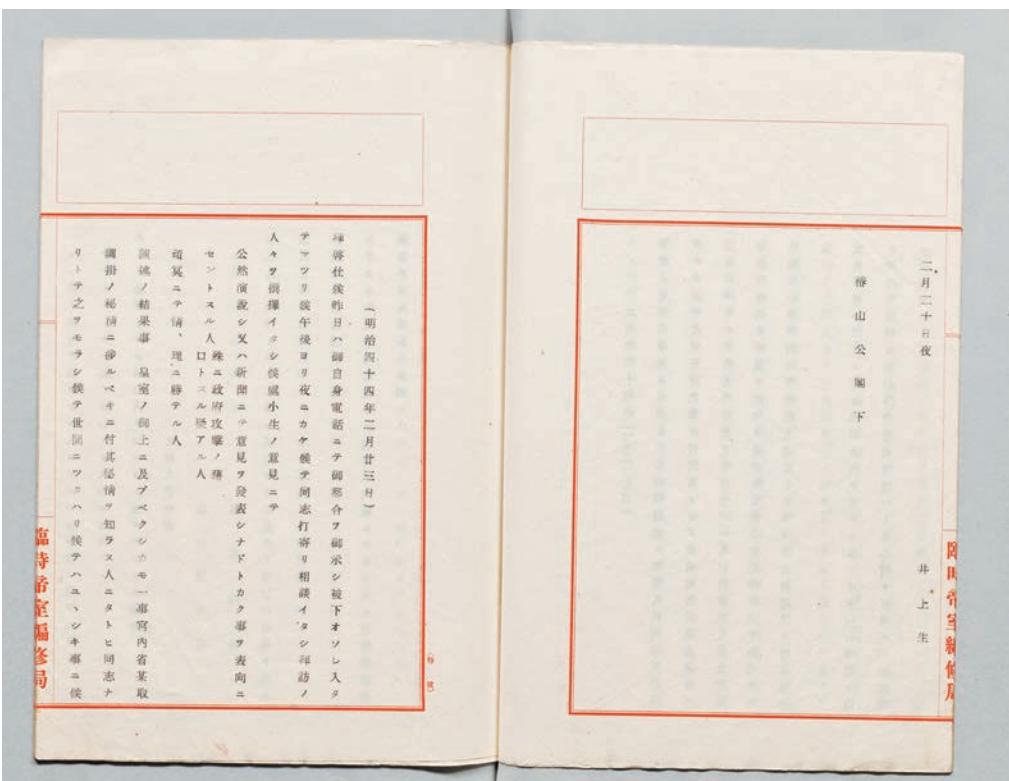
【写真 C-51】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



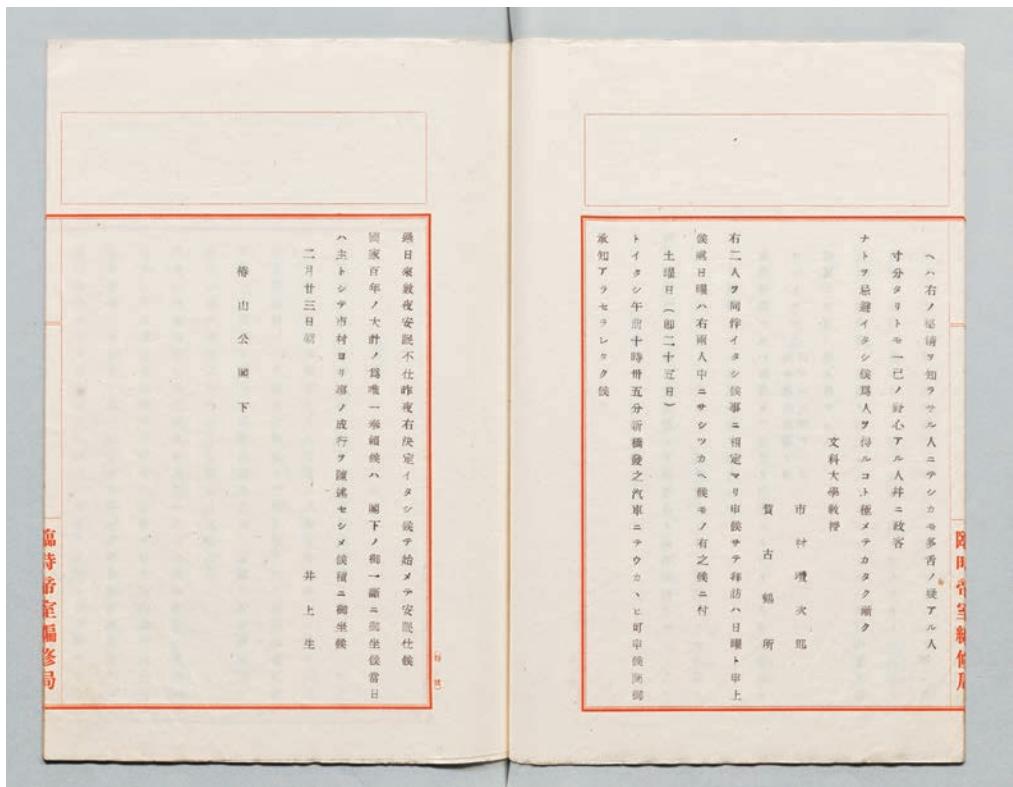
【写真 C-52】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



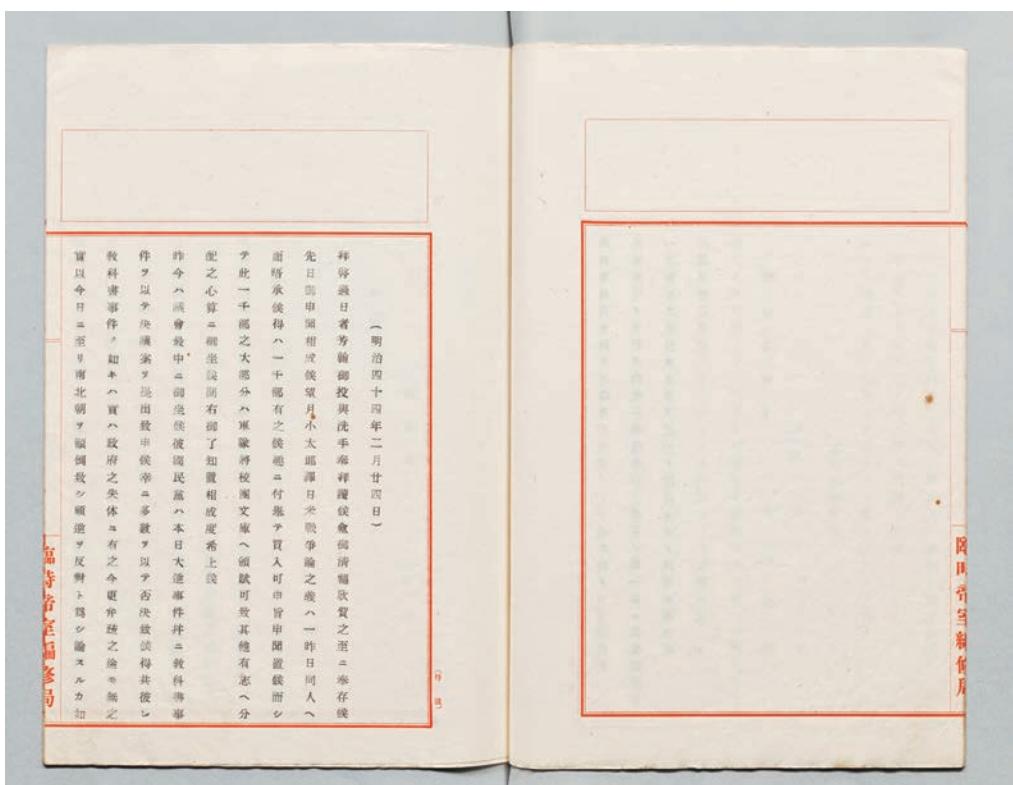
【写真 C-53】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7・昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



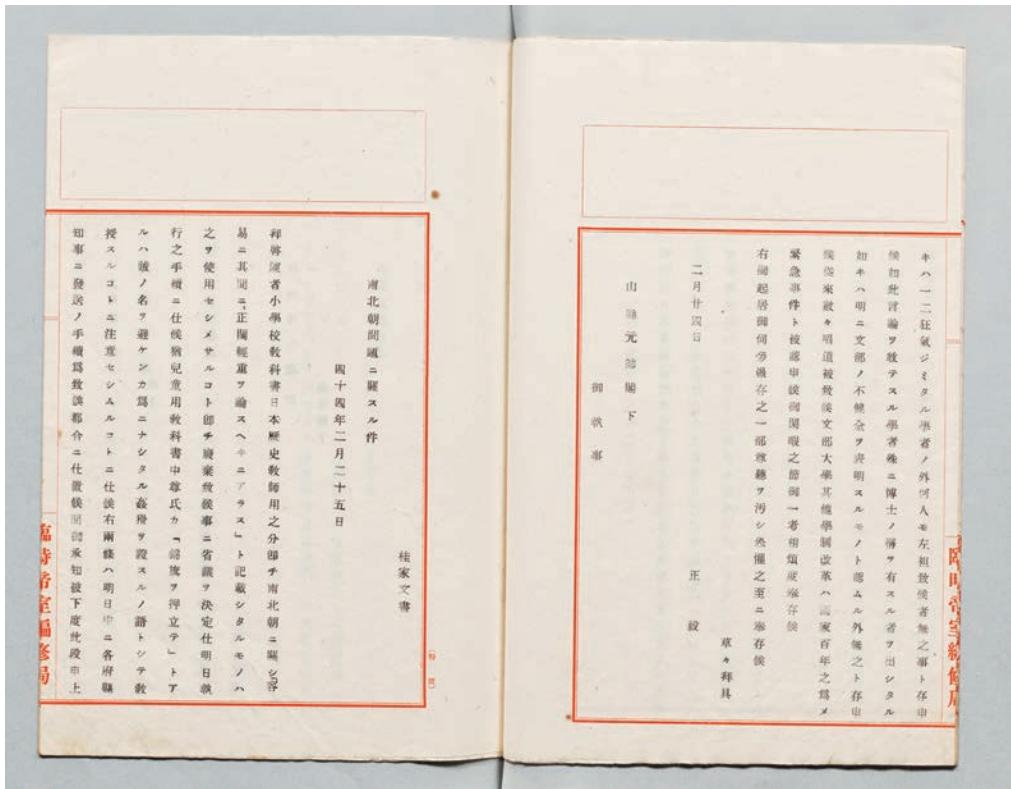
【写真 C-54】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7・昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



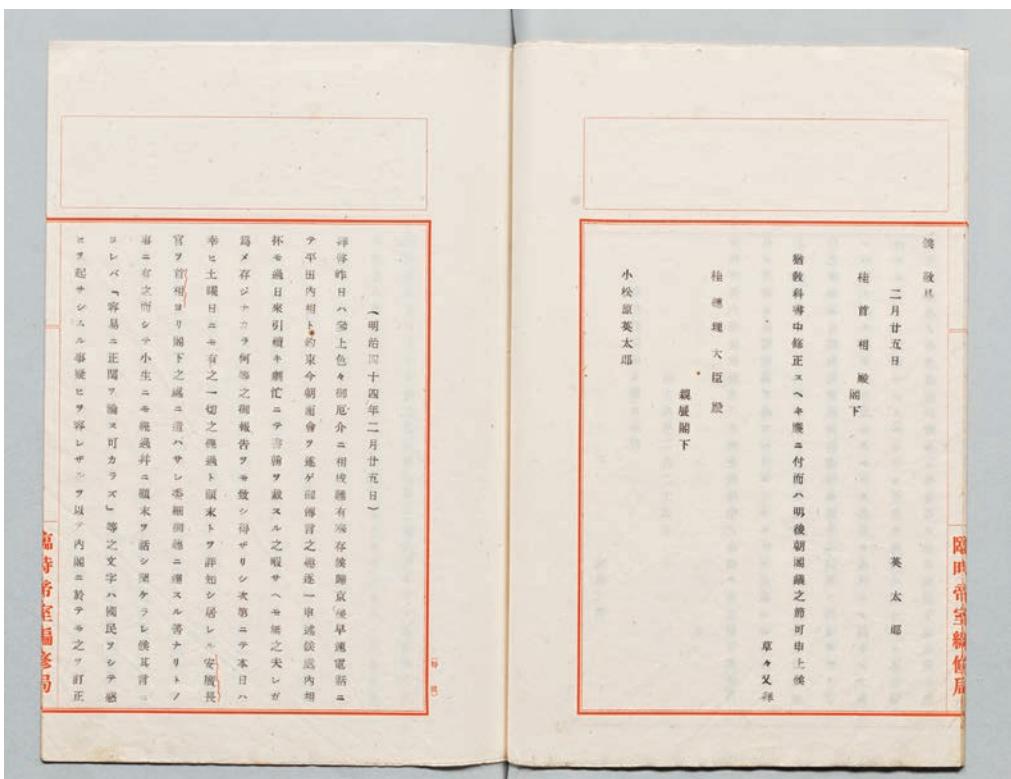
【写真 C-55】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



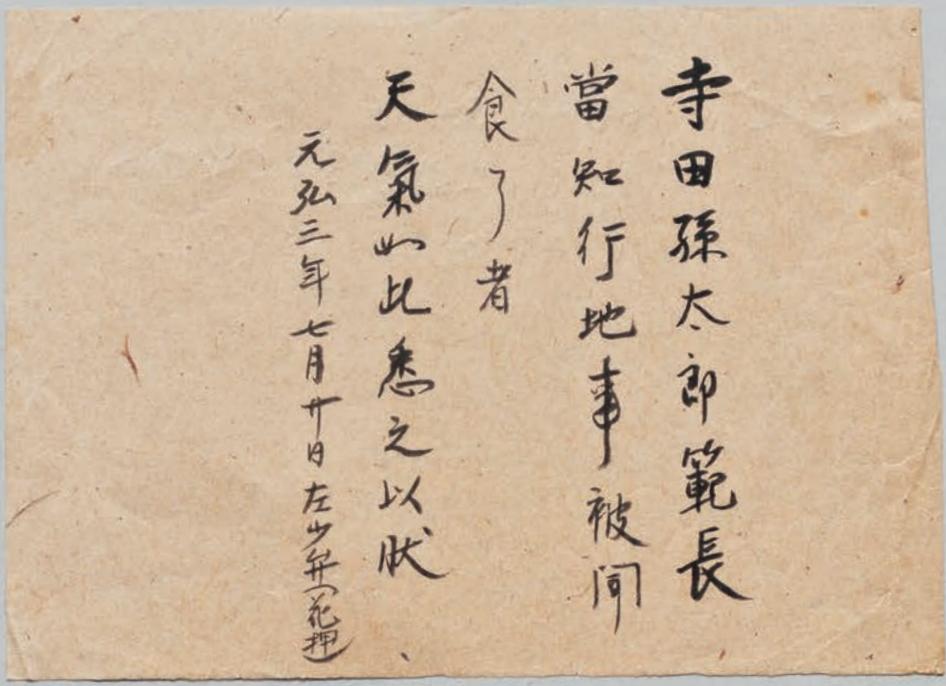
【写真 C-56】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



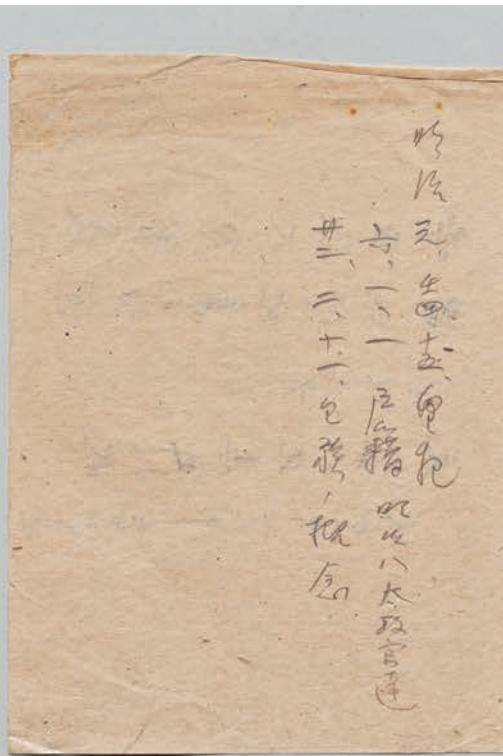
【写真 C-57】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



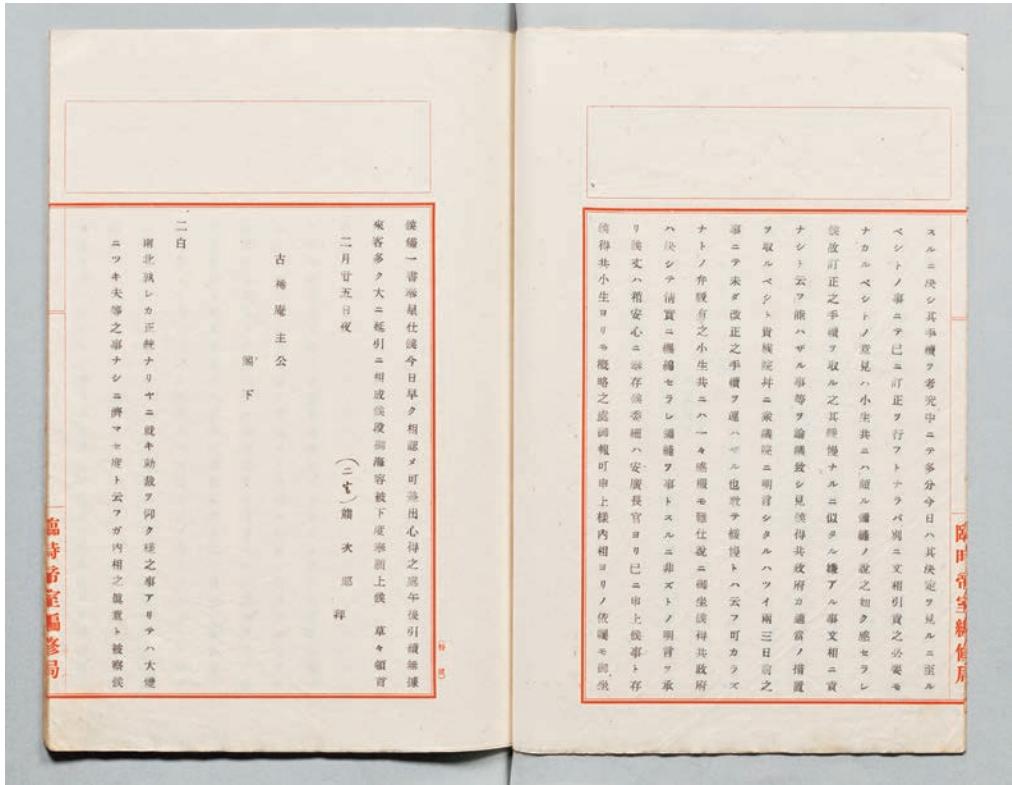
【写真 C-58】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



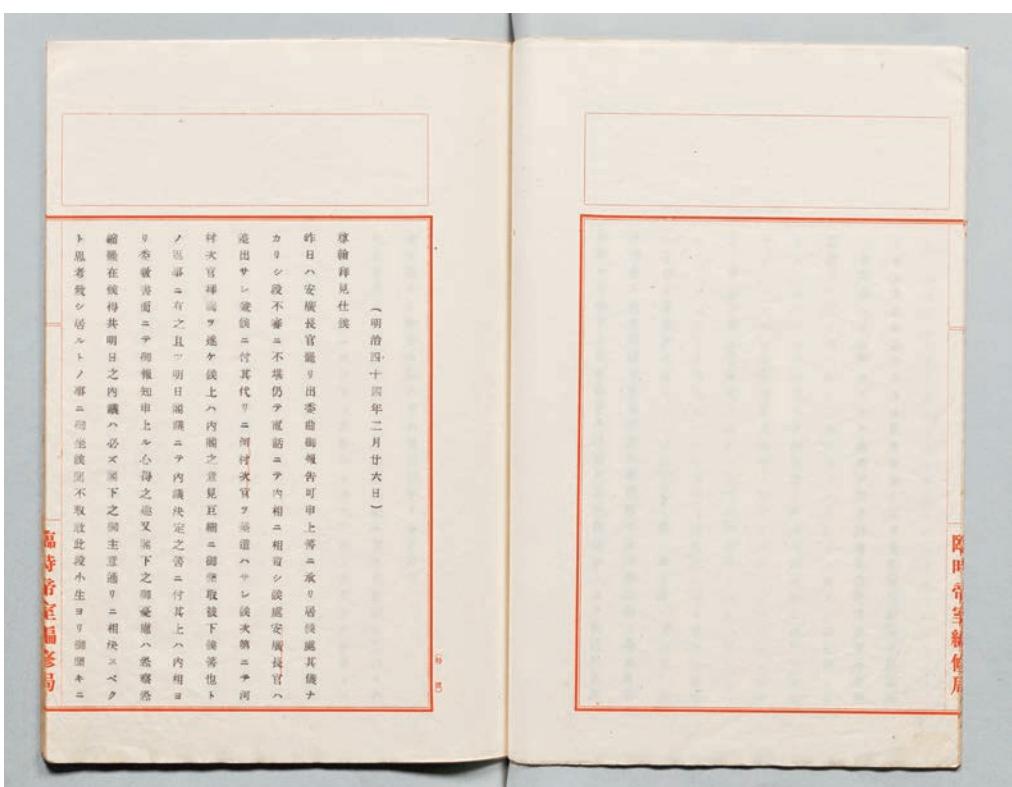
【写真 C-59】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



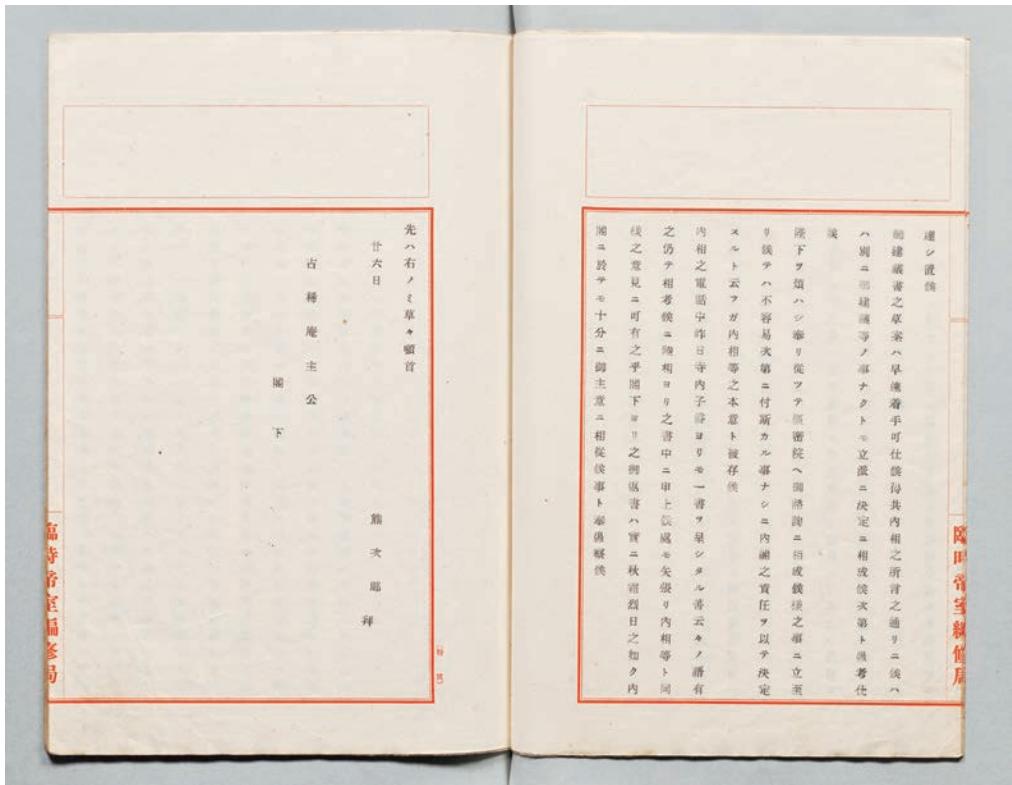
【写真 C-60】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



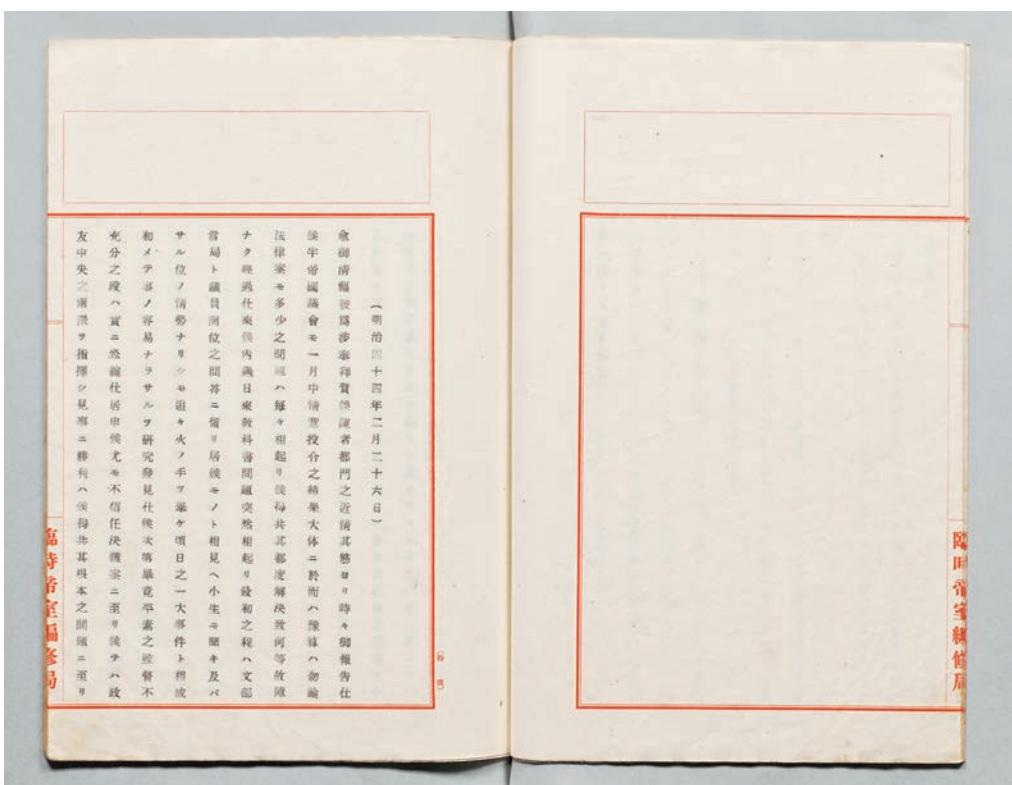
【写真 C-61】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



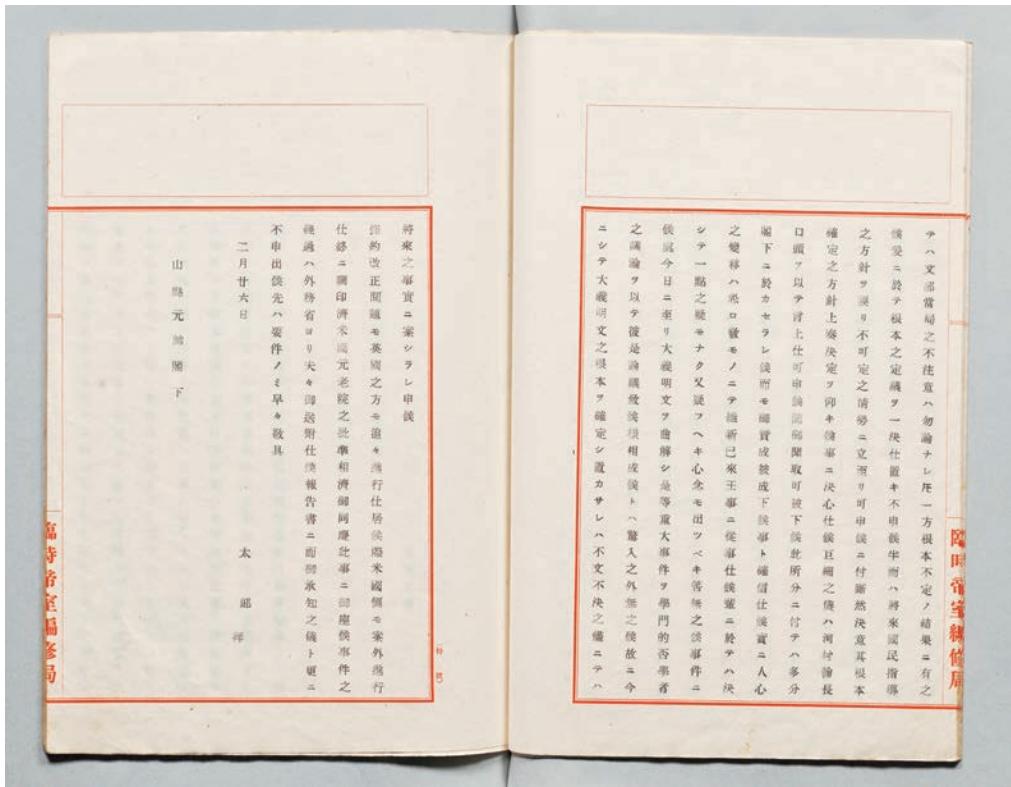
【写真 C-62】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



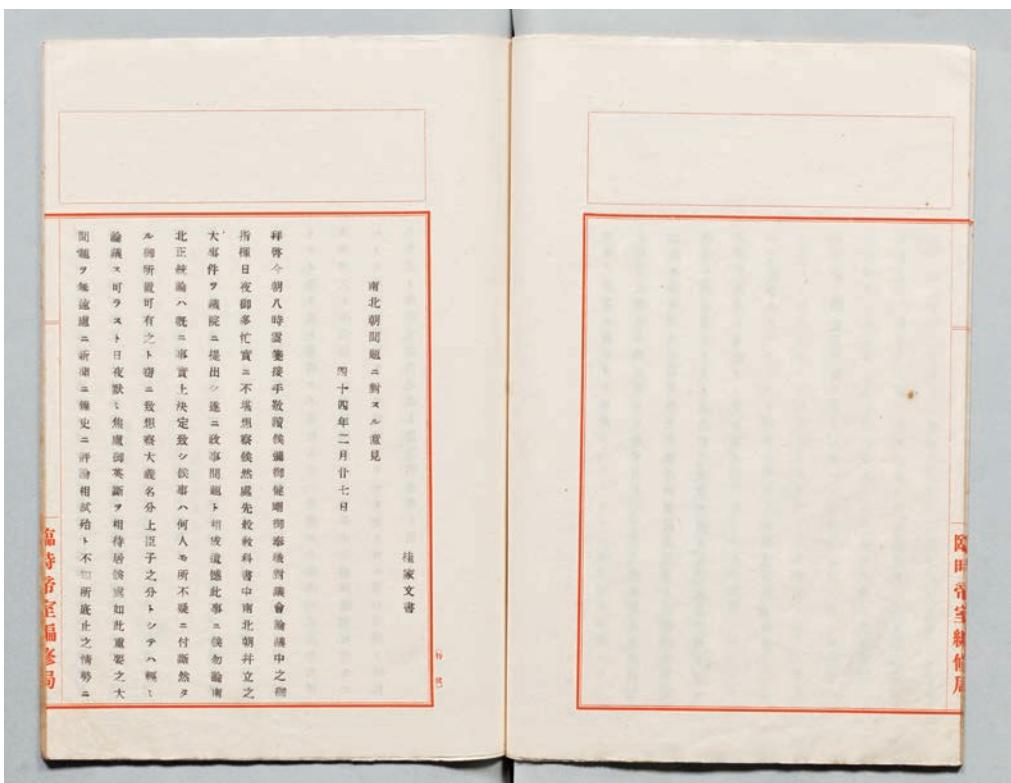
【写真 C-63】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



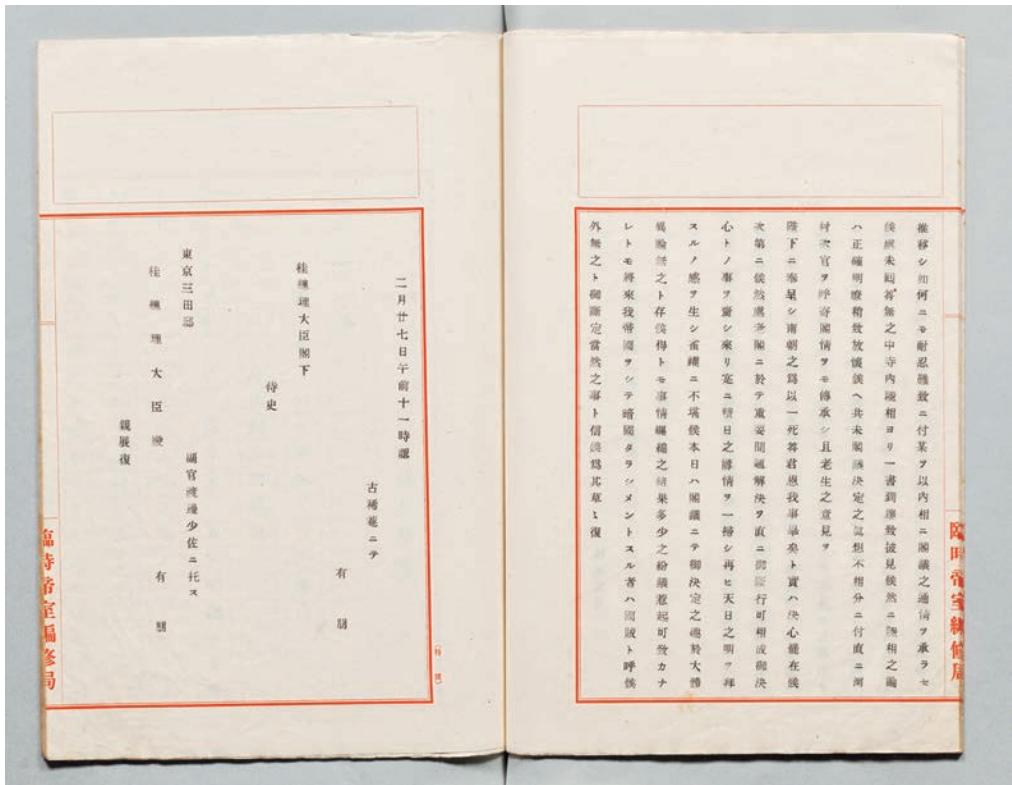
【写真 C-64】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



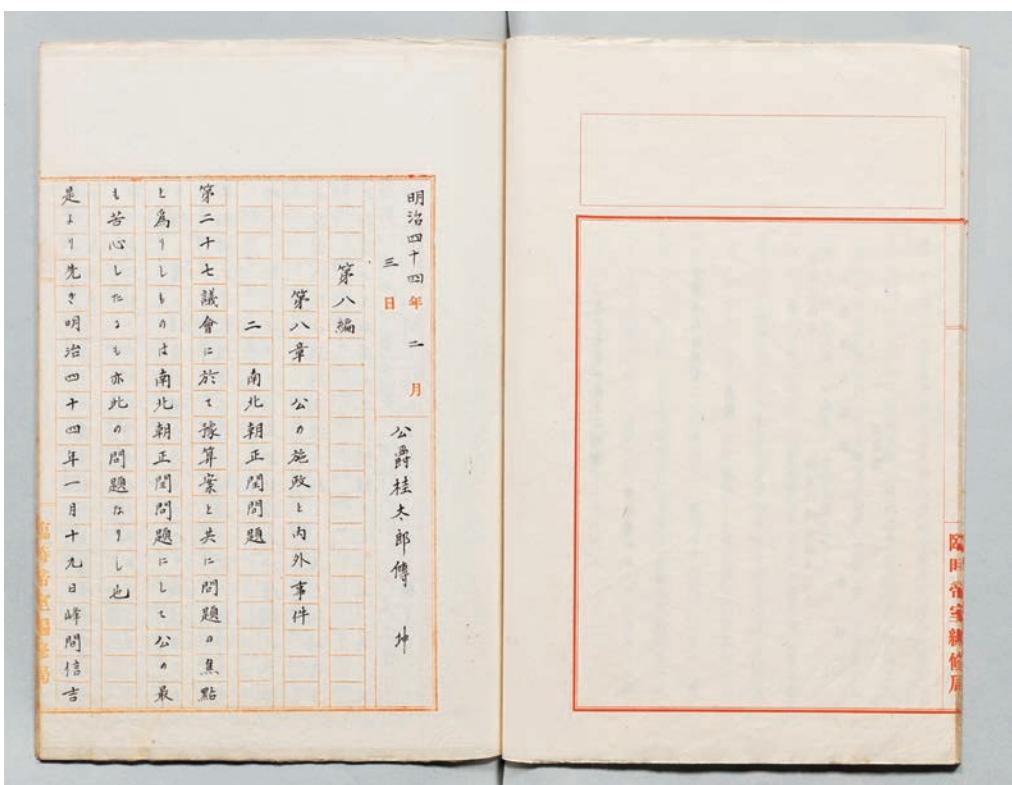
【写真 C-65】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



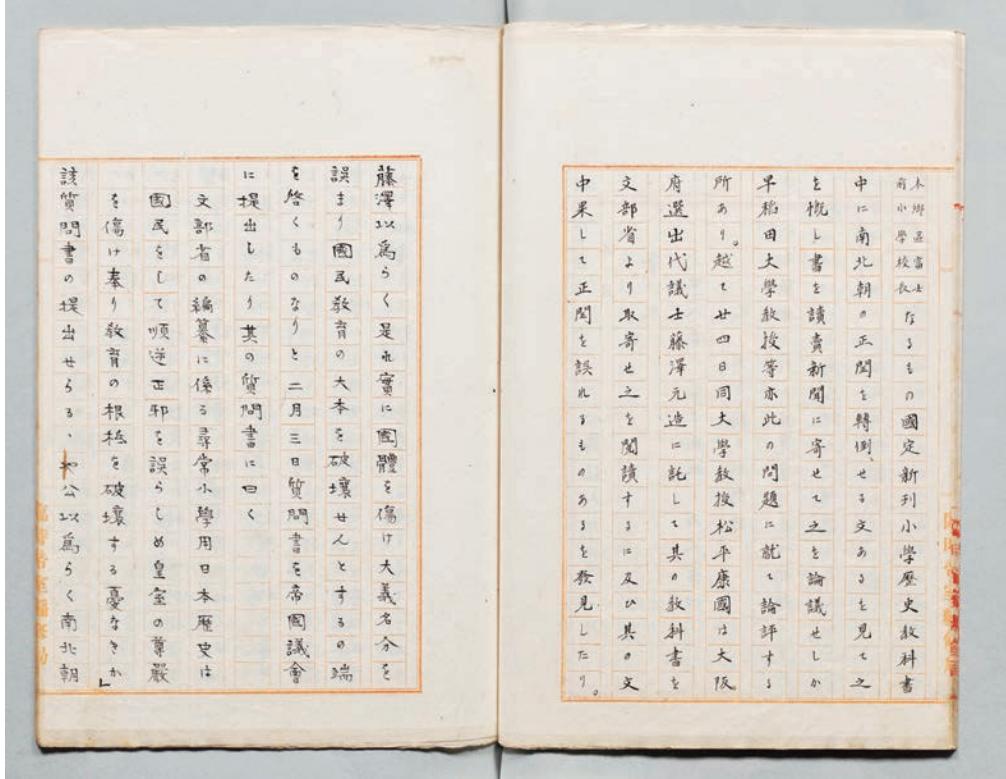
【写真 C-66】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



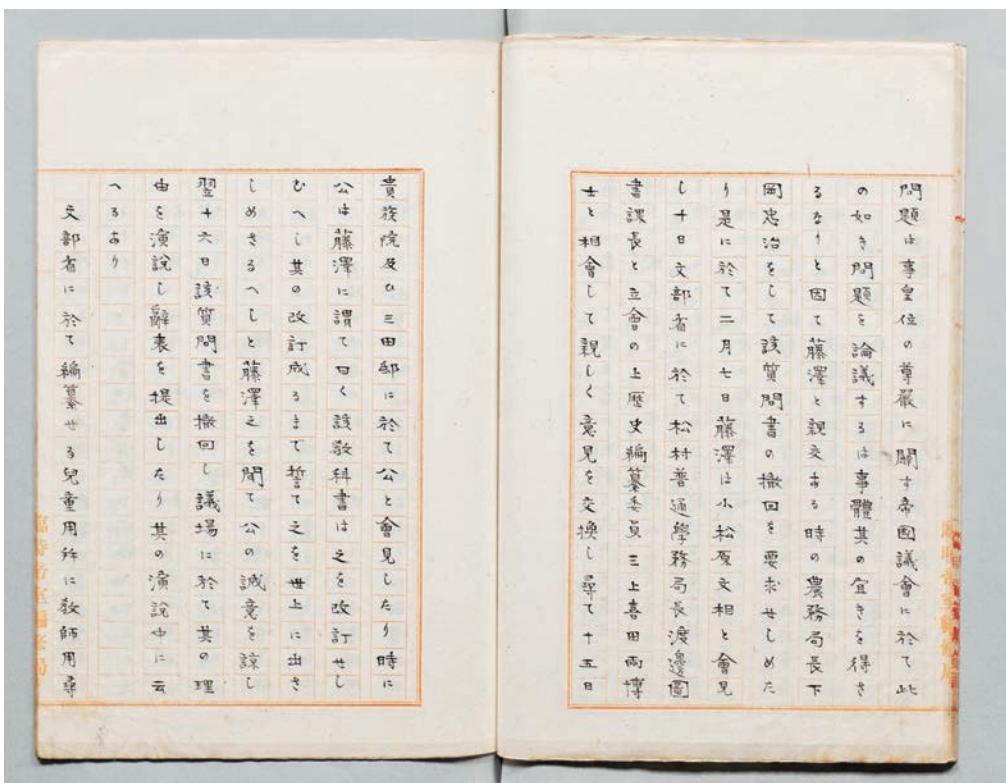
【写真 C-67】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



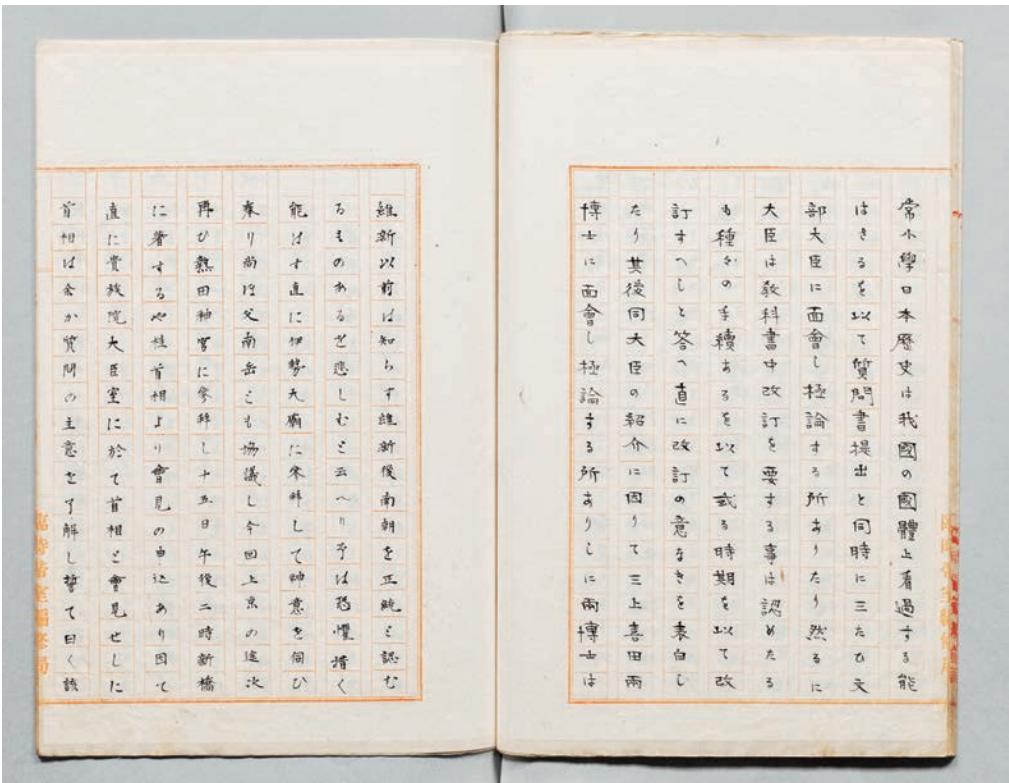
【写真 C-68】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



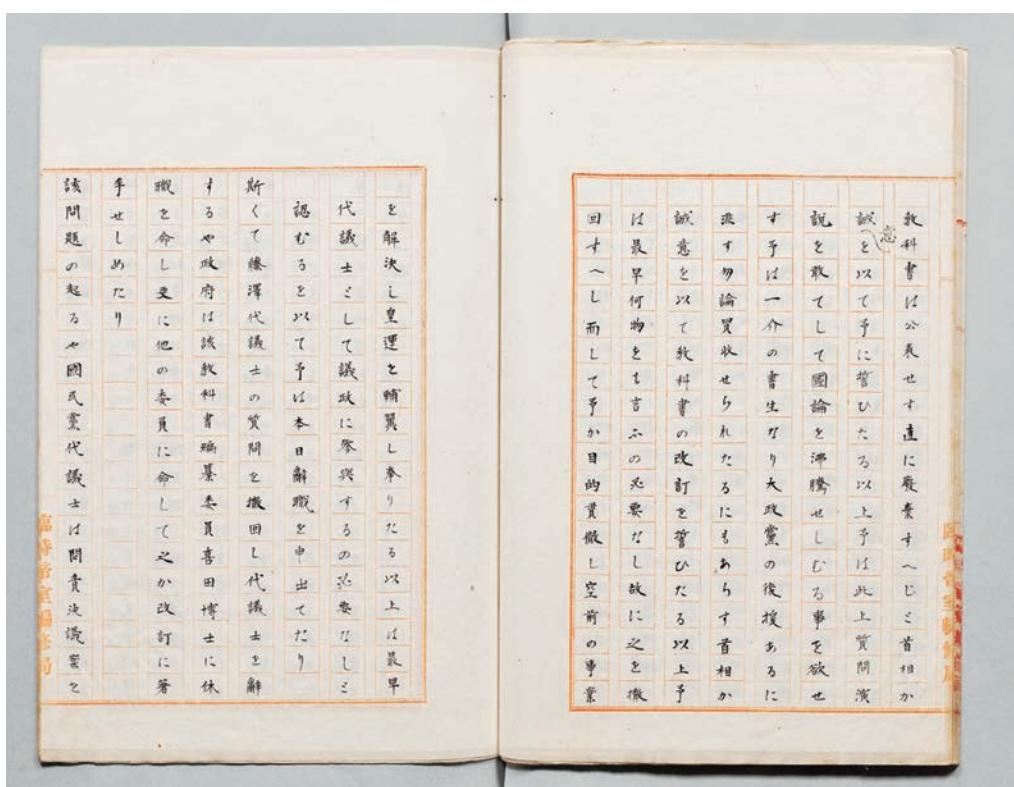
【写真 C-69】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



【写真 C-70】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



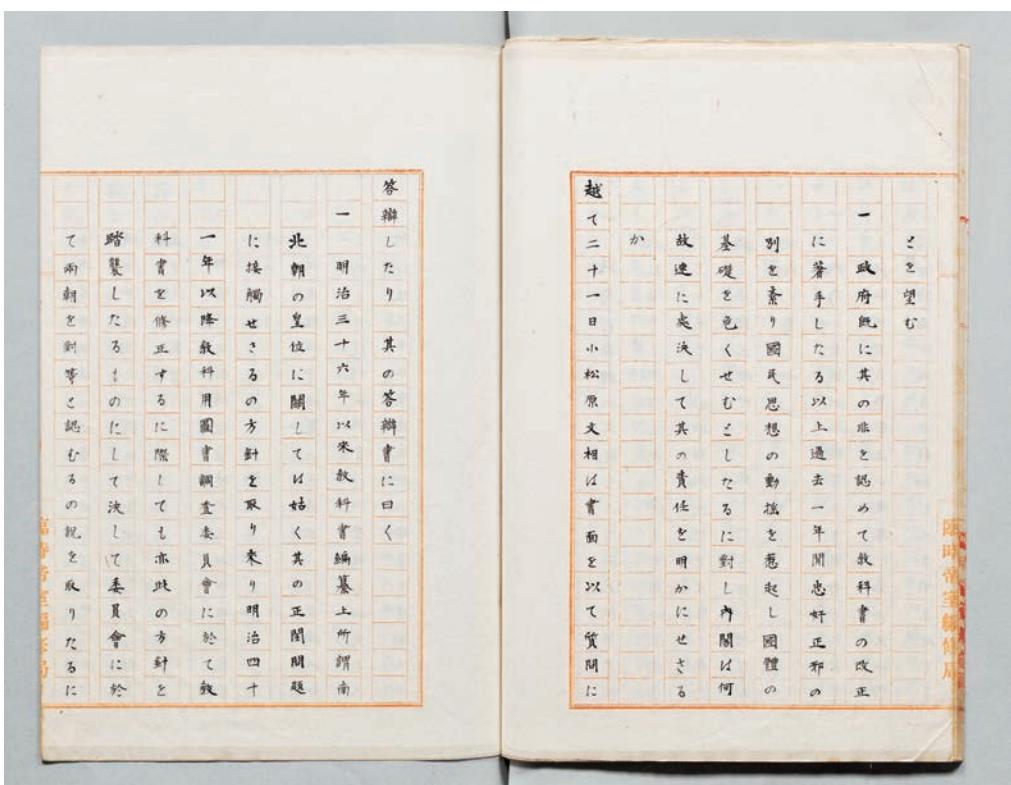
【写真 C-71】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



【写真 C-72】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



【写真 C-73】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



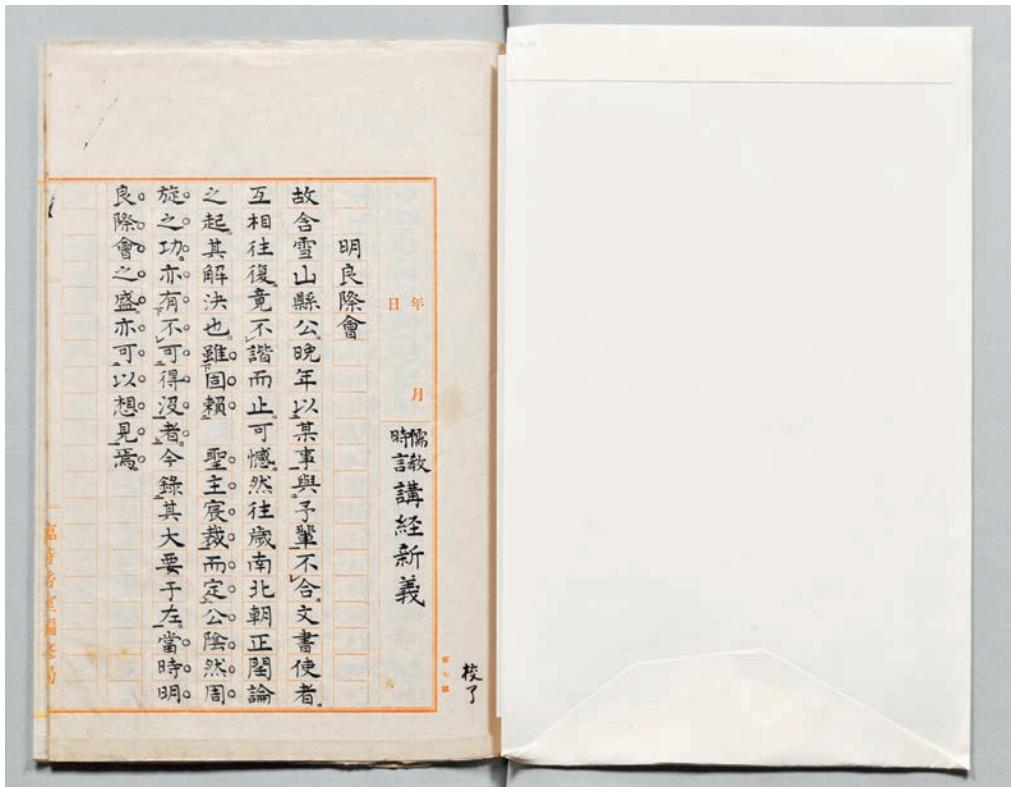
【写真 C-74】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



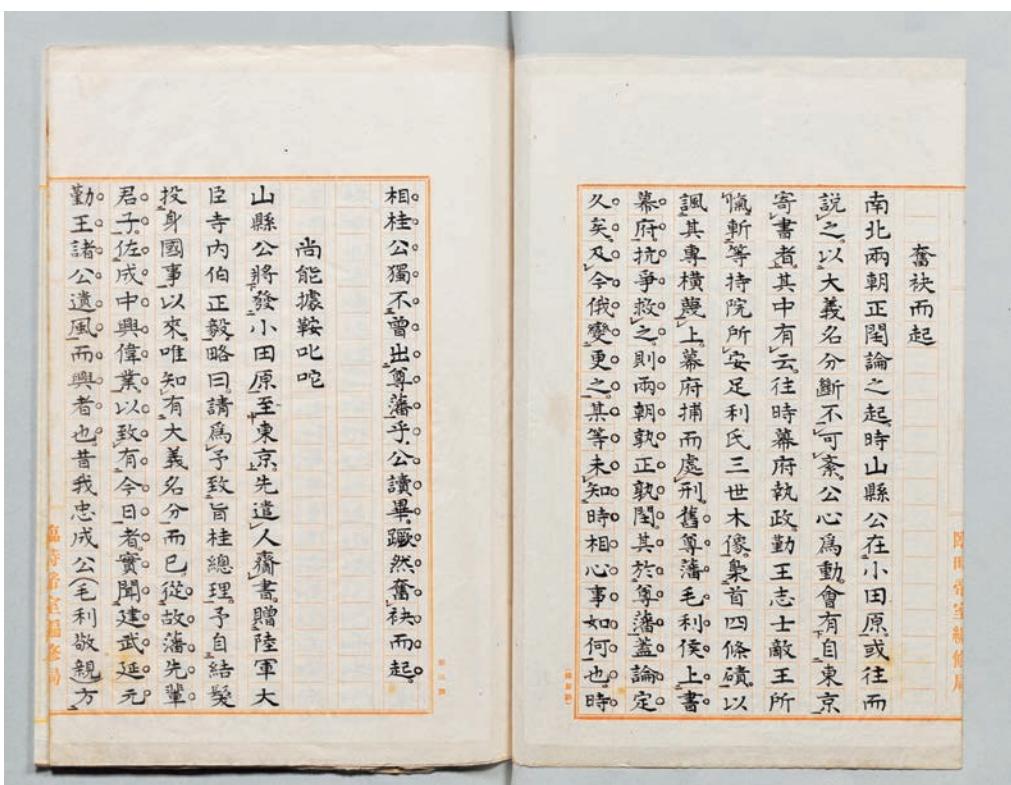
【写真 C-75】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



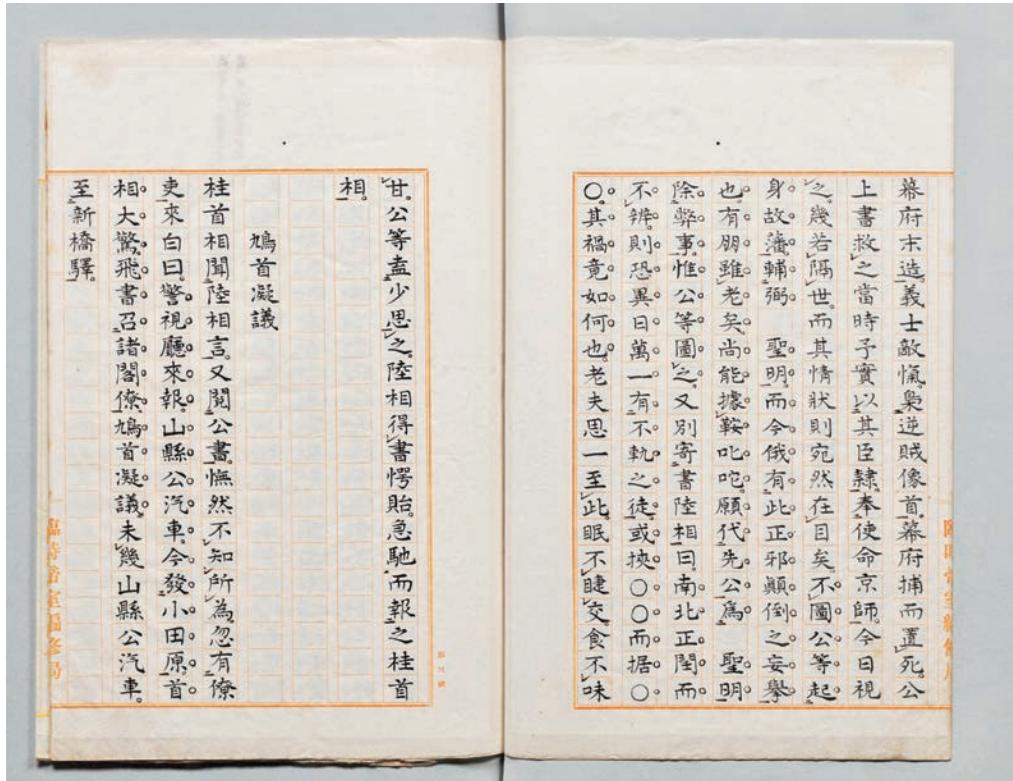
【写真 C-76】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



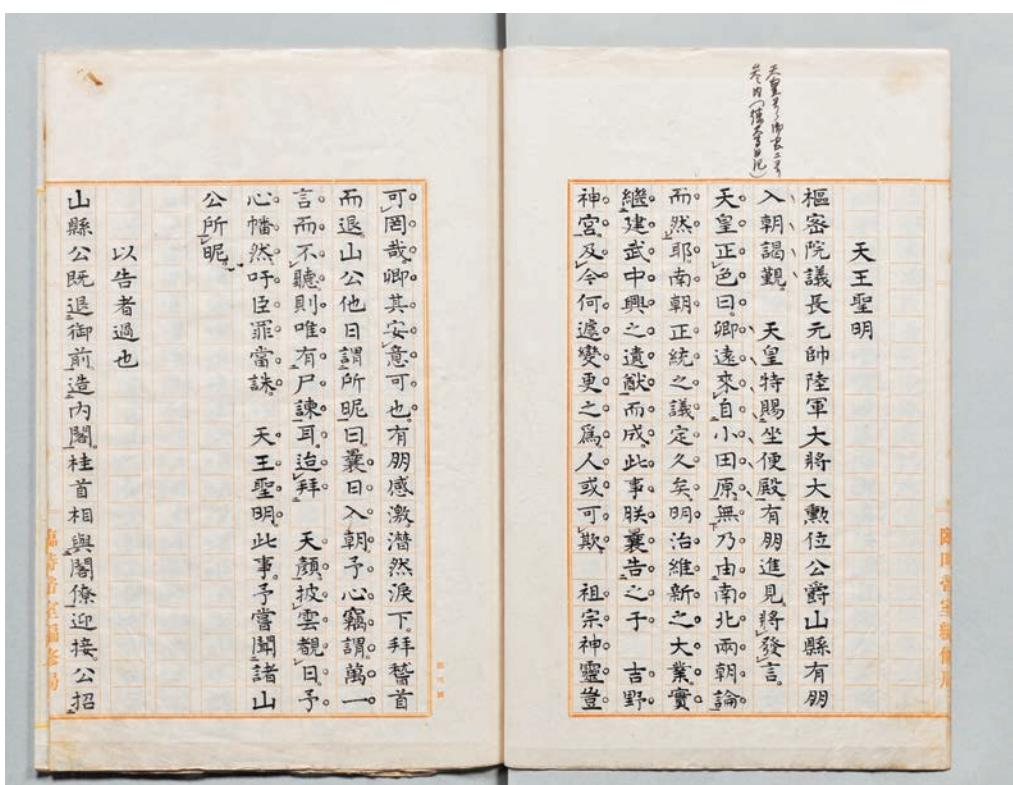
【写真 C-77】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



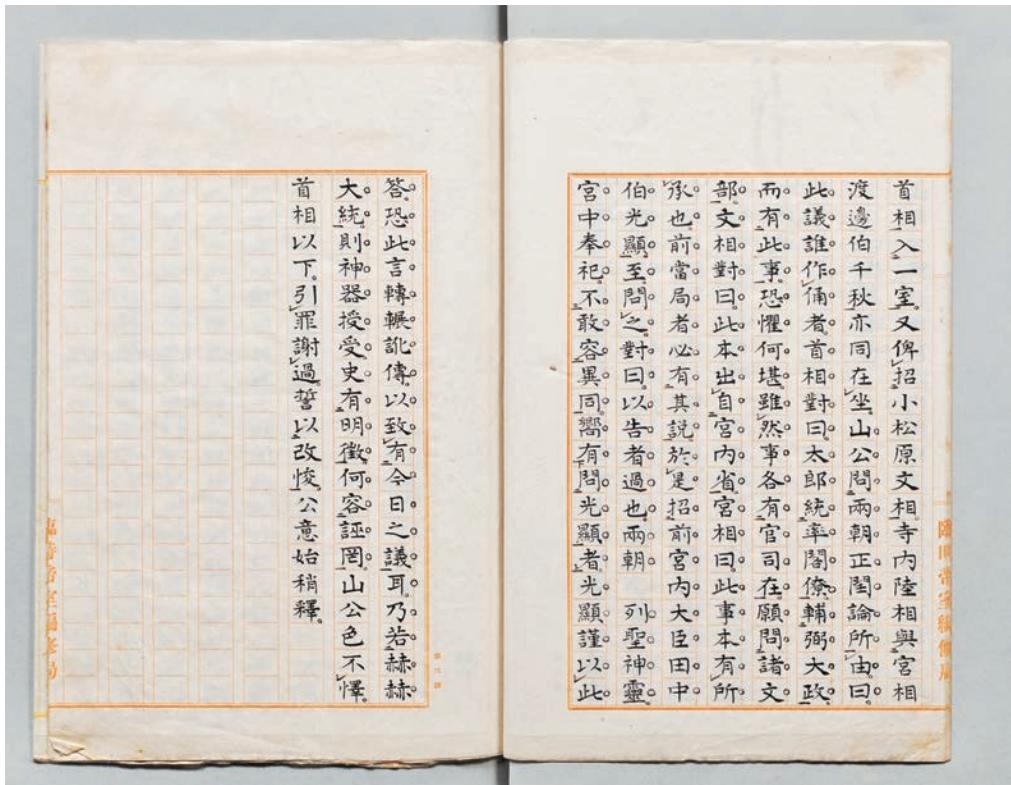
【写真 C-78】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



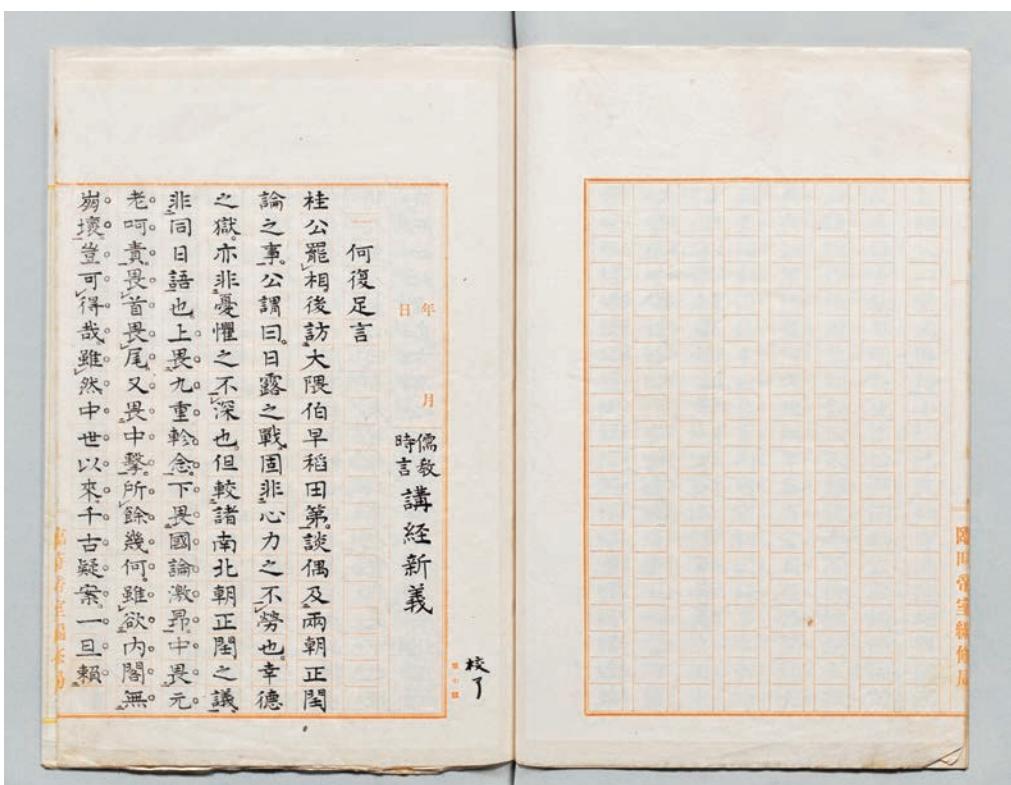
【写真 C-79】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



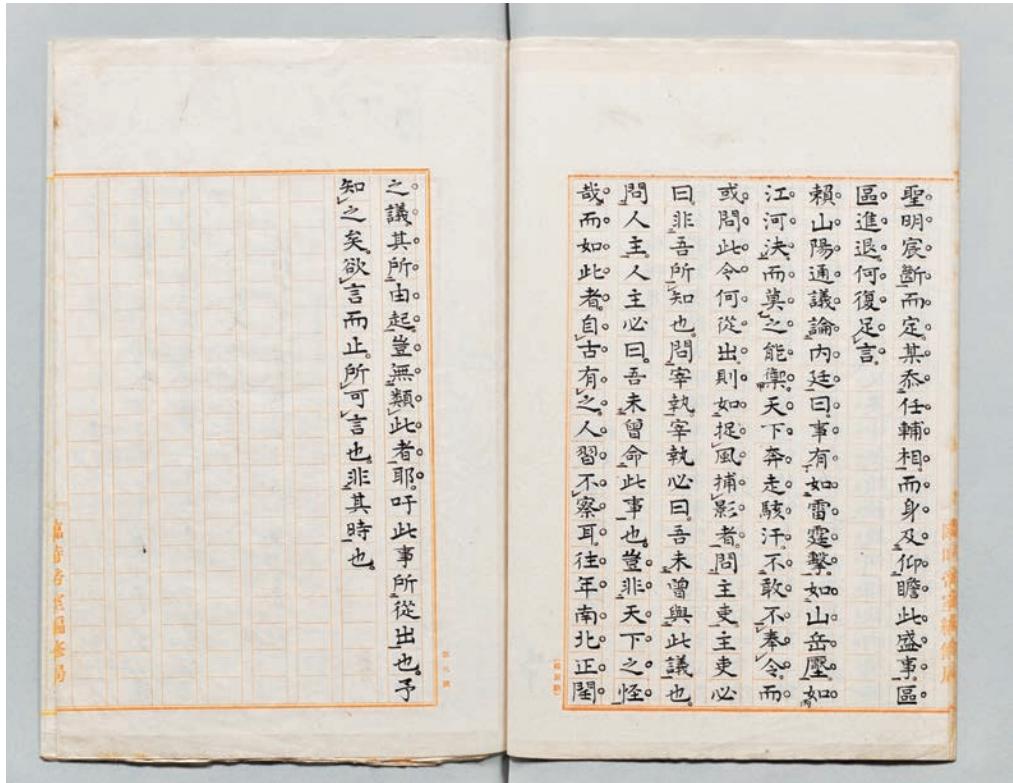
【写真 C-80】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



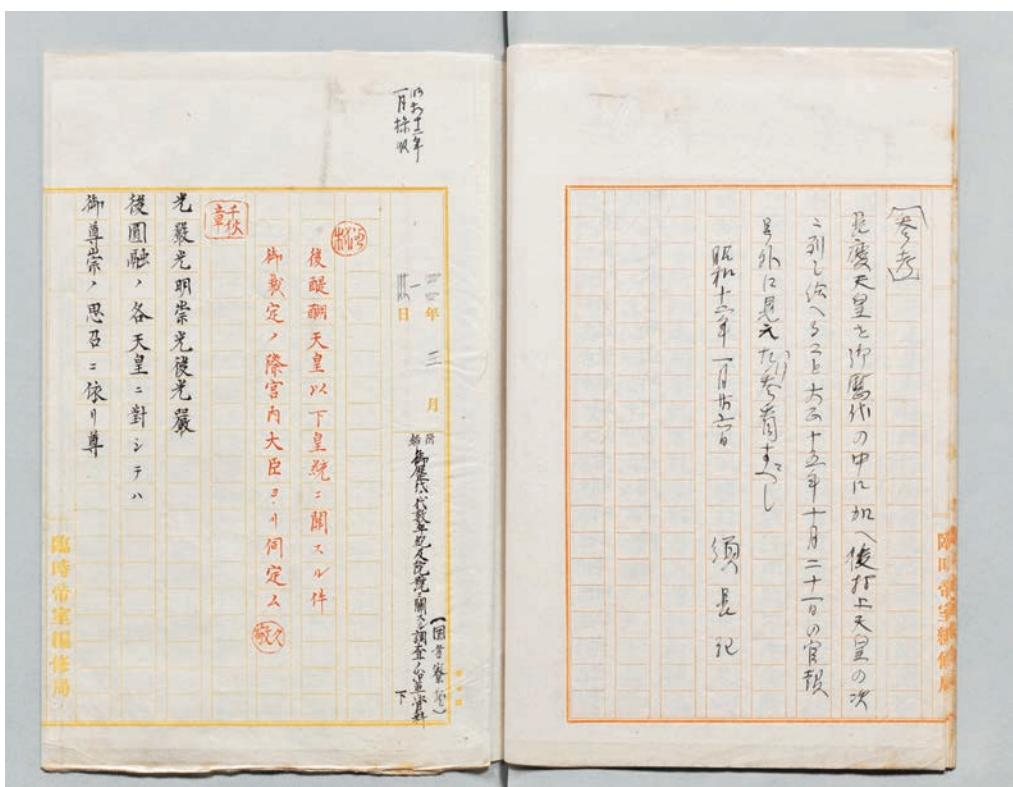
【写真 C-81】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



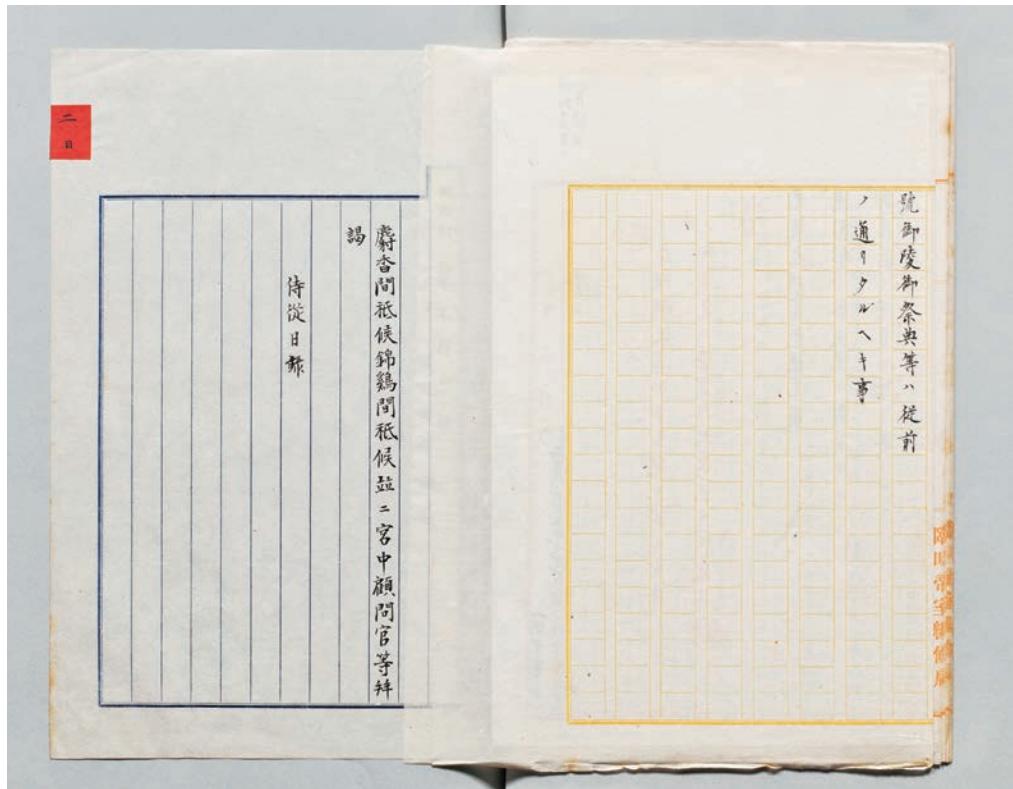
【写真 C-82】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



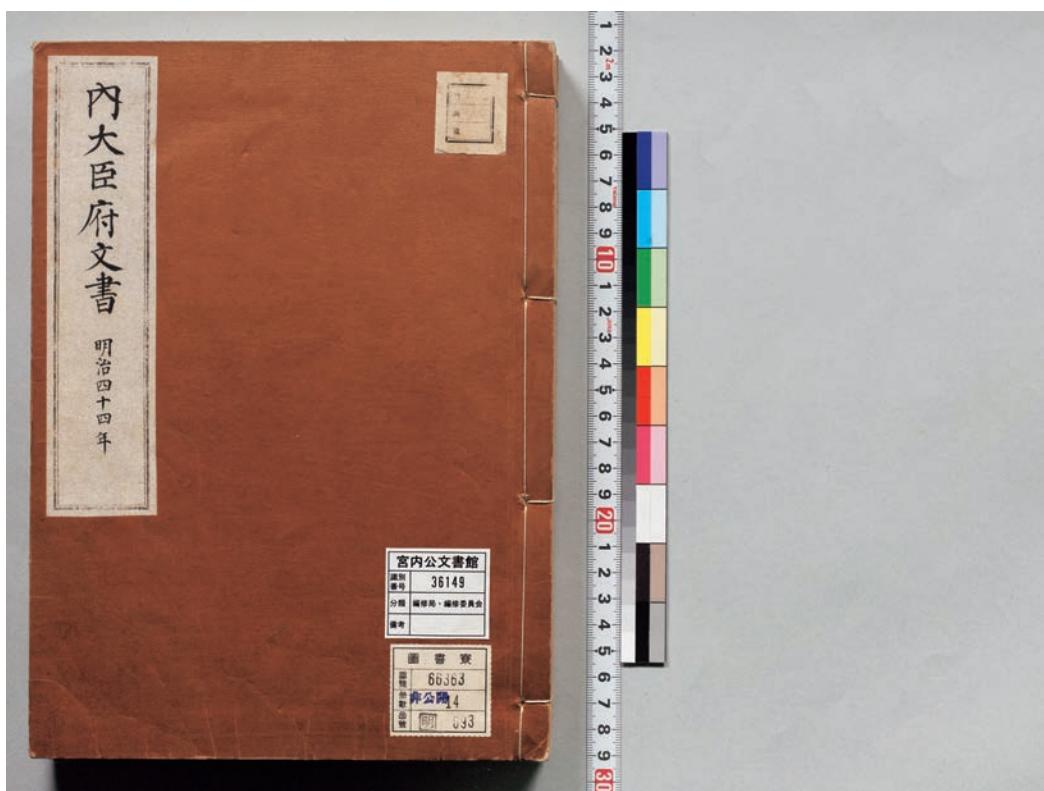
【写真 C-83】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



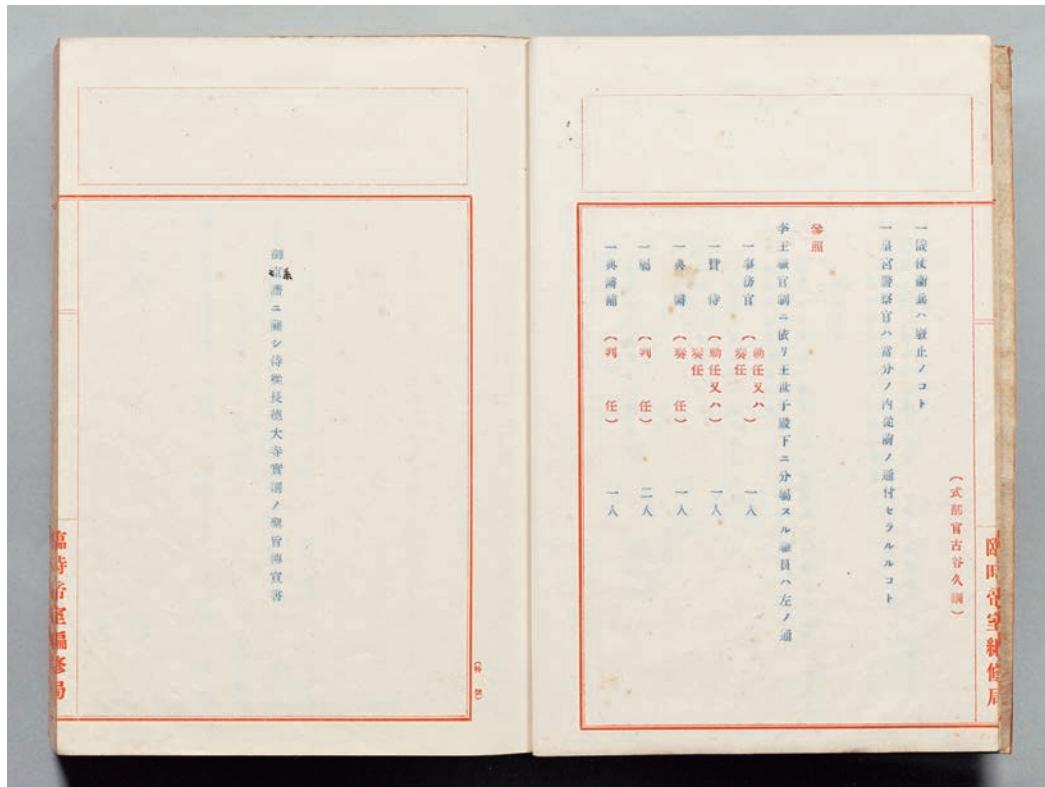
【写真 C-84】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



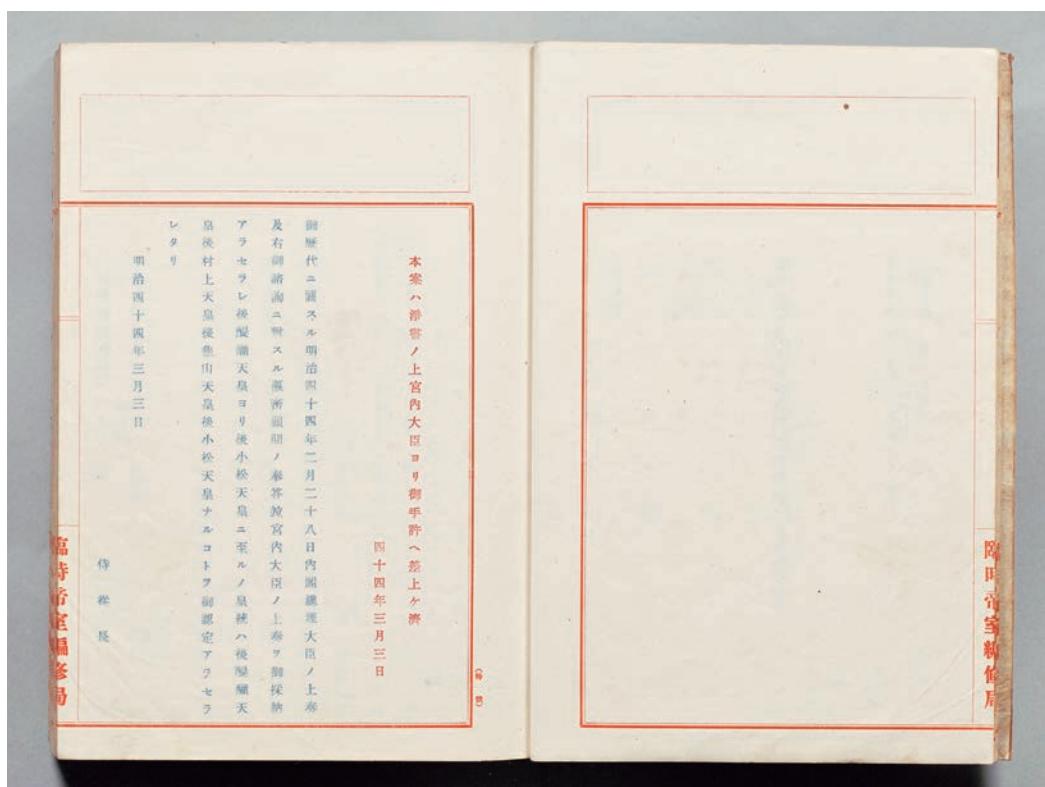
【写真 C-85】明治天皇御紀資料稿本嘉永 5 年～大正元年 1320／大正 7- 昭和 8 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 81487）



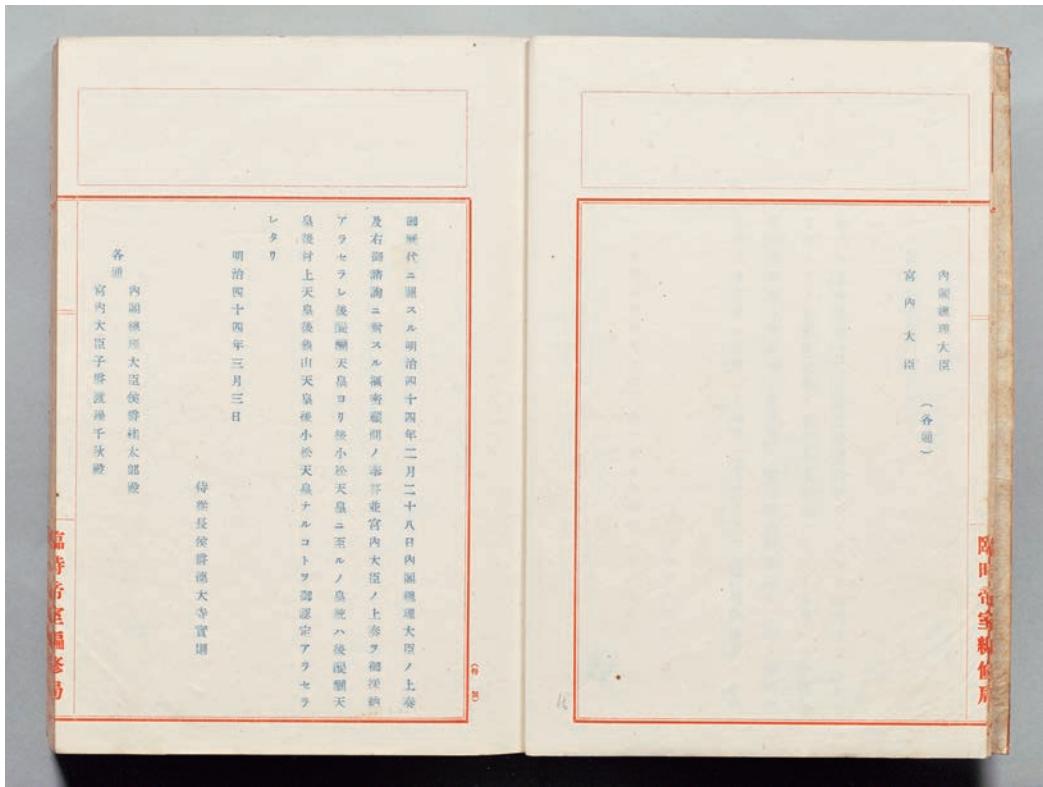
【写真 D-1】内大臣府文書明治 44 年／13／昭和 4 ～ 7 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 36149）



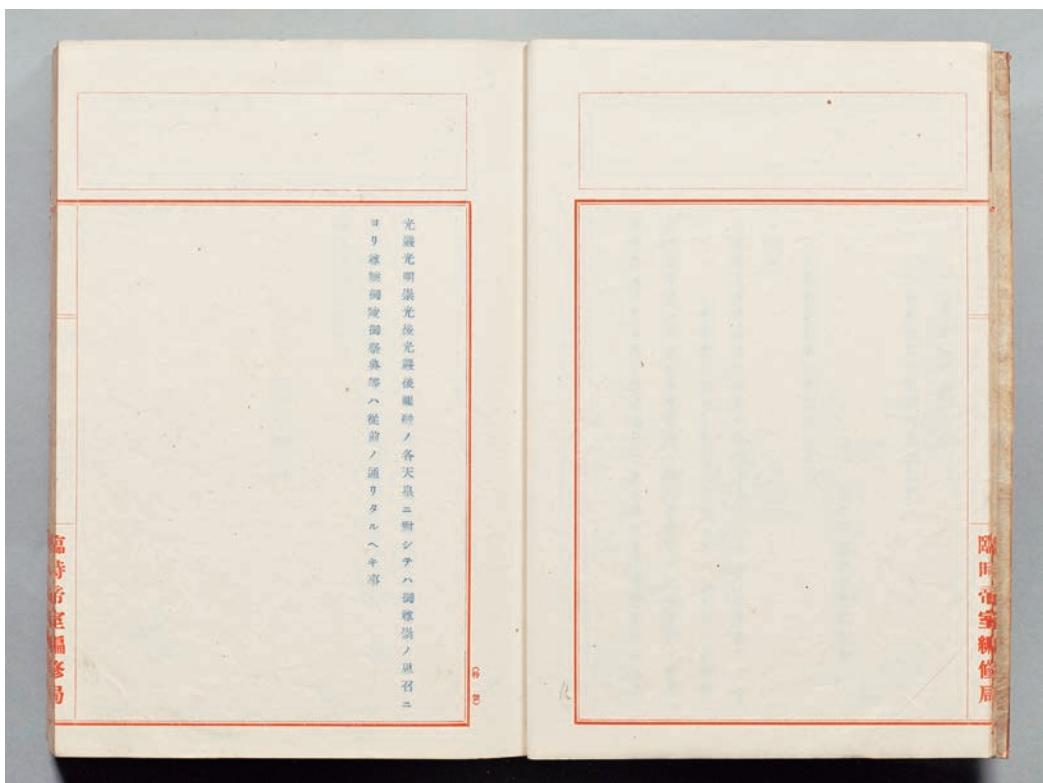
【写真 D-2】内大臣府文書明治 44 年／13／昭和 4～7 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 36149）



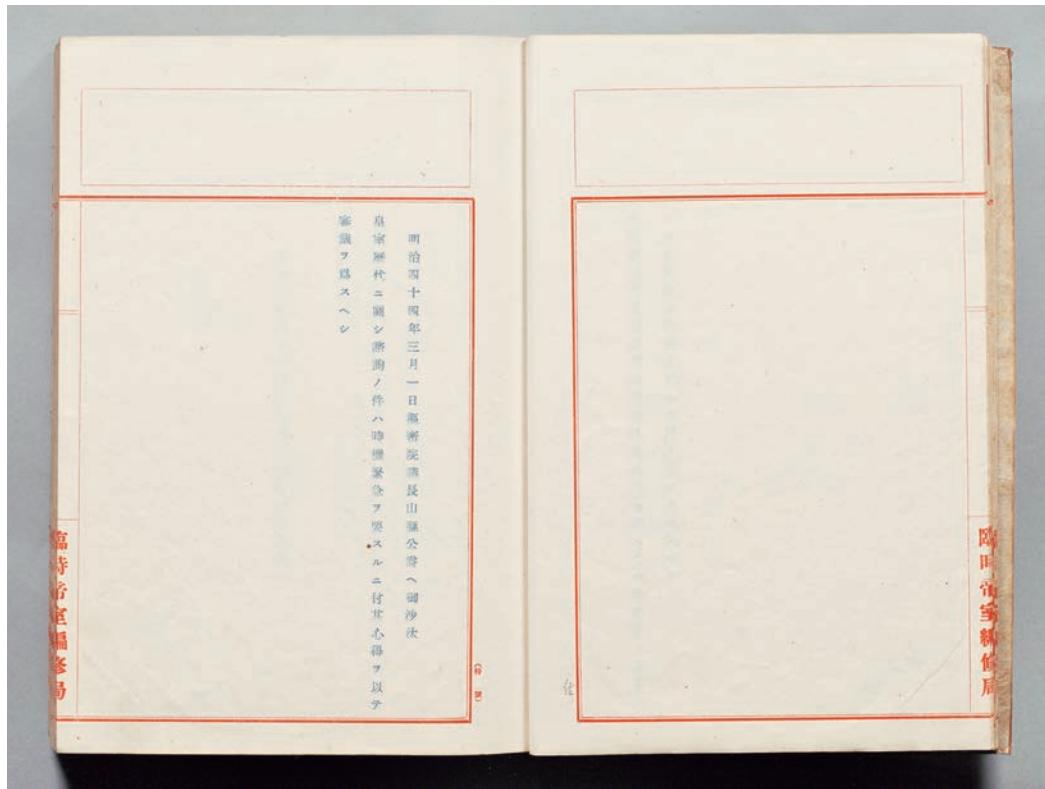
【写真 D-3】内大臣府文書明治 44 年／13／昭和 4～7 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 36149）



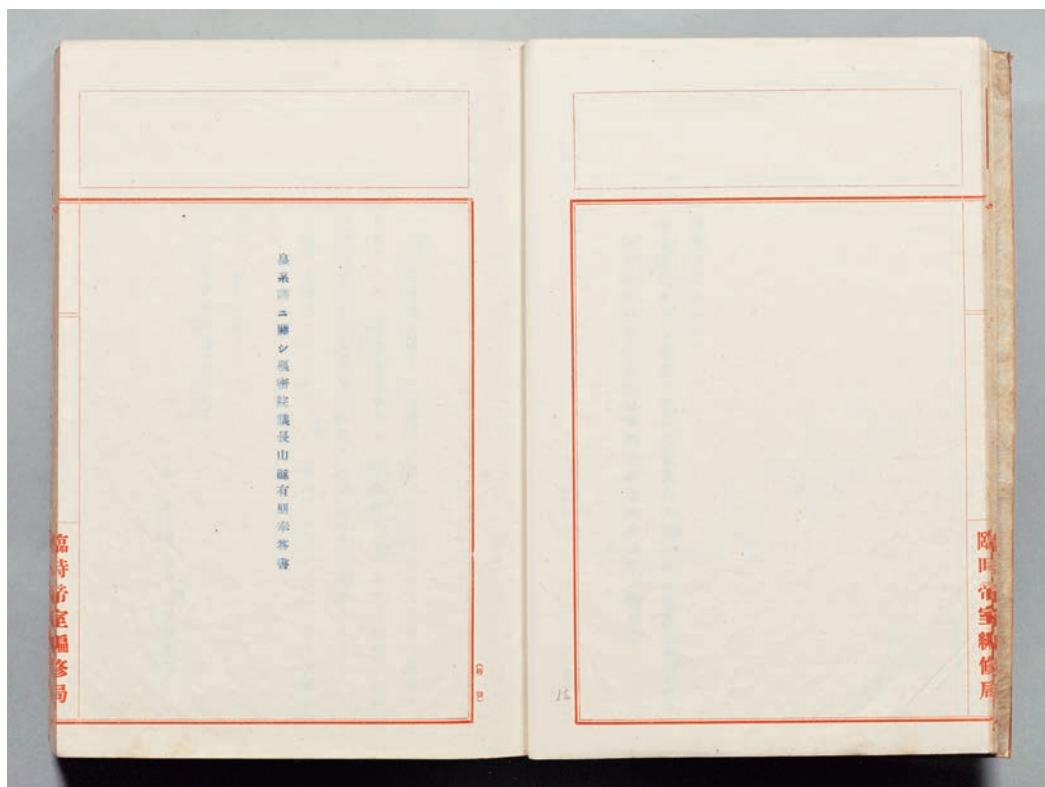
【写真 D-4】内大臣府文書明治 44 年／13／昭和 4～7 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 36149）



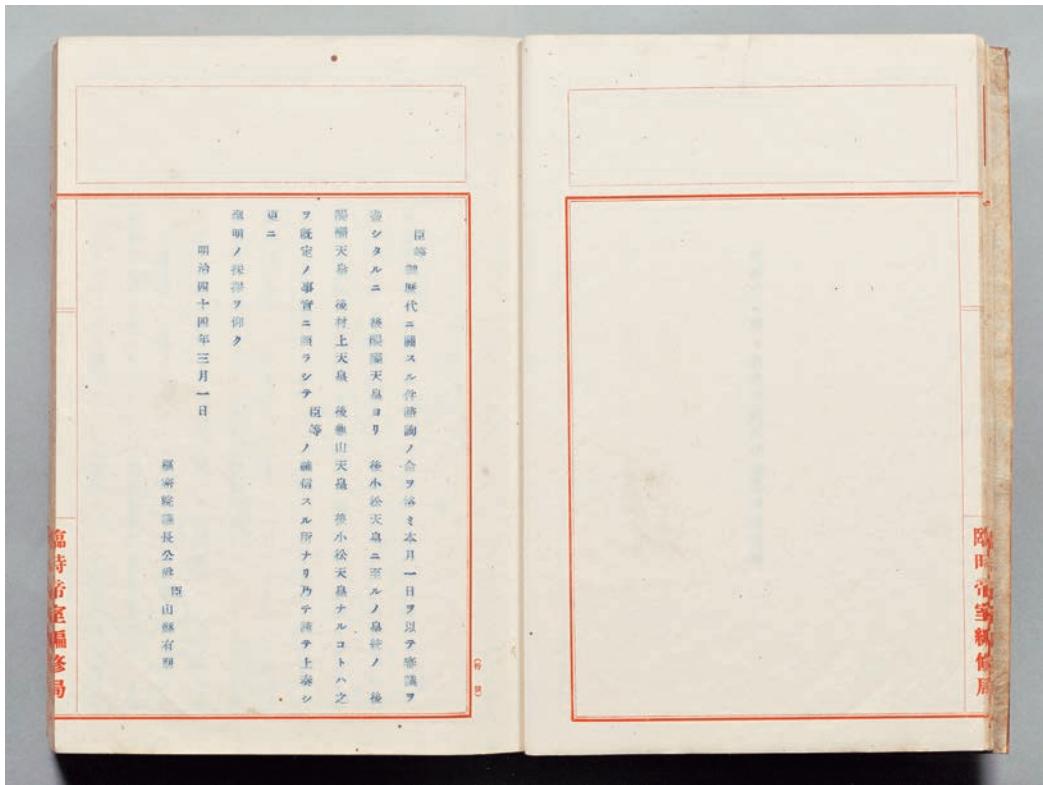
【写真 D-5】内大臣府文書明治 44 年／13／昭和 4～7 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 36149）



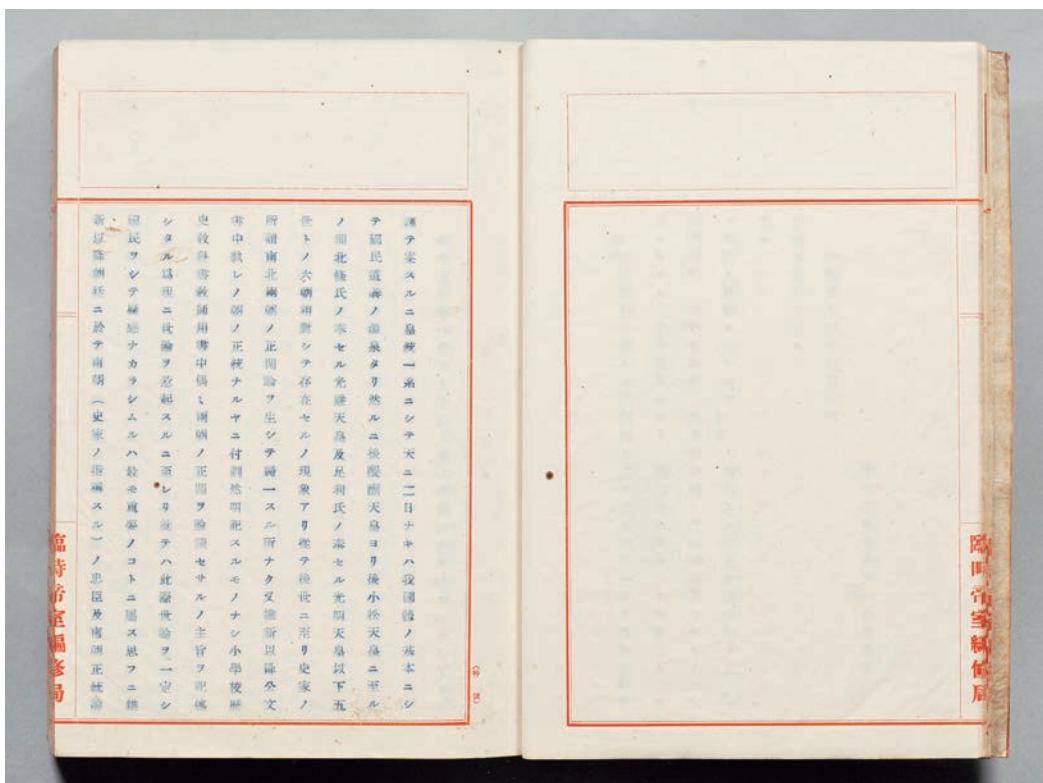
【写真 D-6】内大臣府文書明治 44 年／13／昭和 4～7 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 36149）



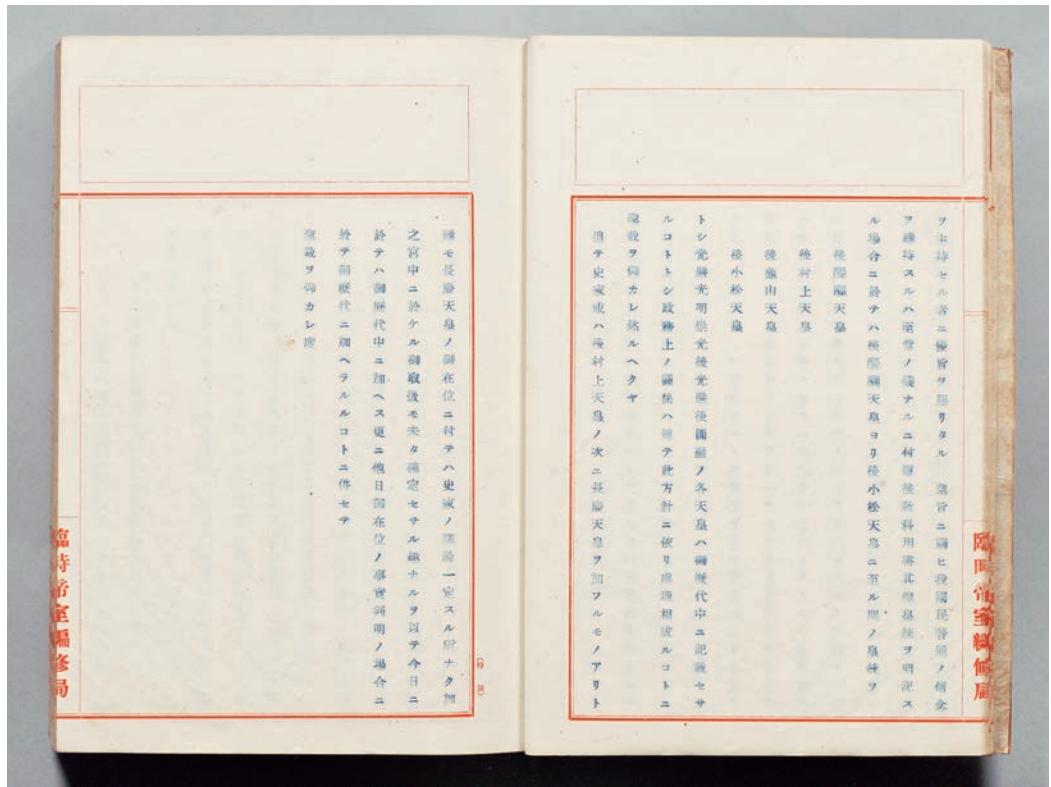
【写真 D-7】内大臣府文書明治 44 年／13／昭和 4～7 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 36149）



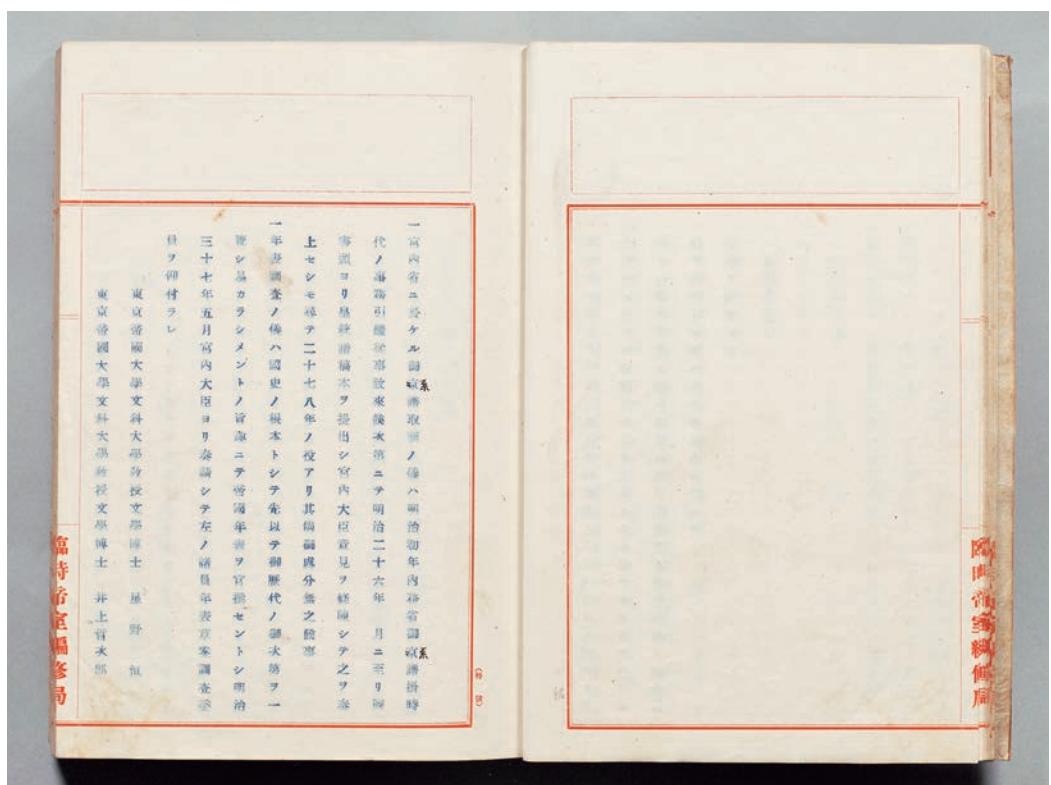
【写真 D-8】内大臣府文書明治 44 年／13／昭和 4～7 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 36149）



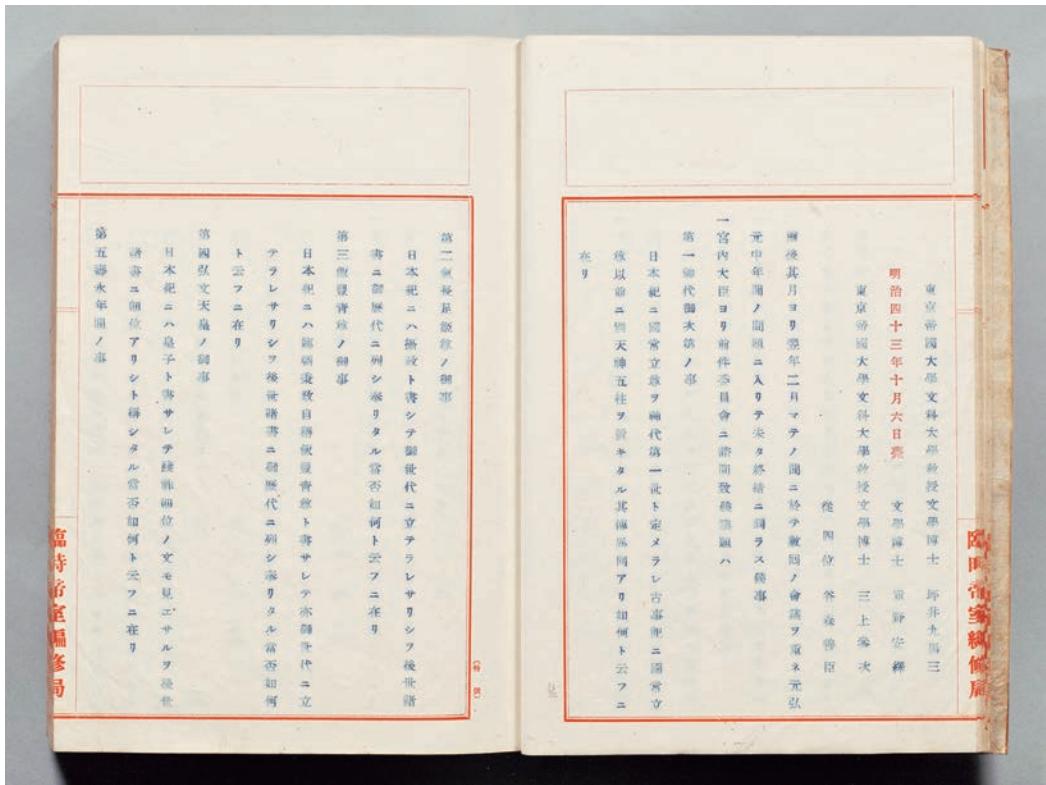
【写真 D-9】内大臣府文書明治 44 年／13／昭和 4～7 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 36149）



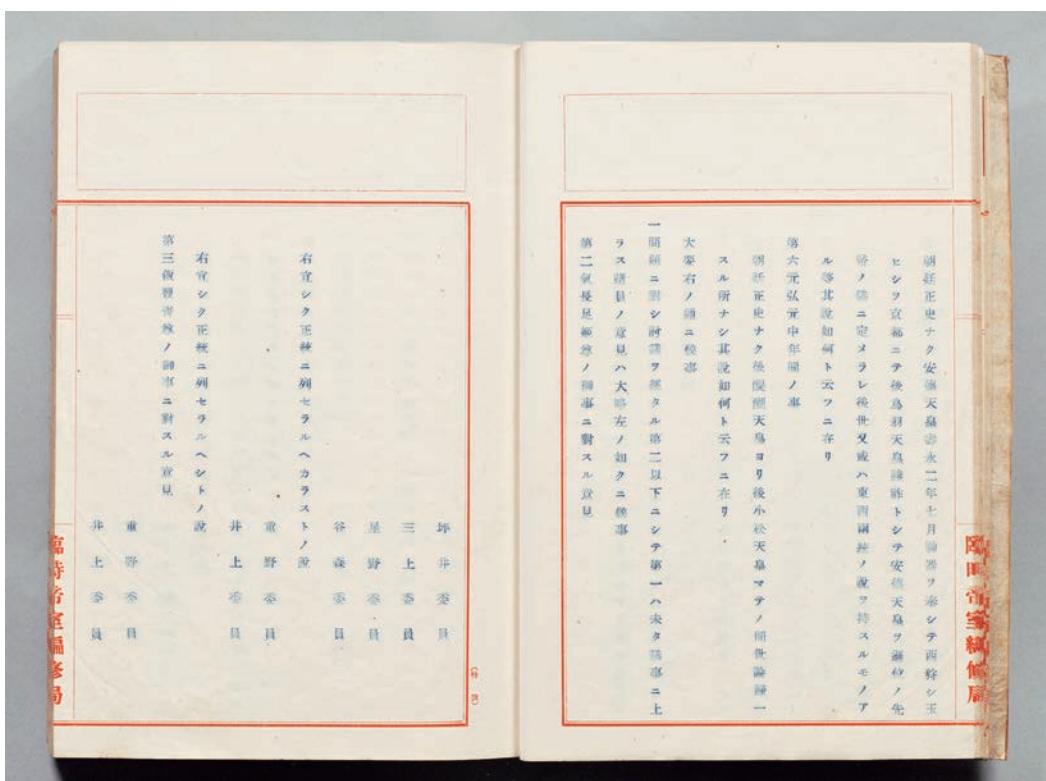
【写真 D-10】内大臣府文書明治 44 年／13／昭和 4～7 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 36149）



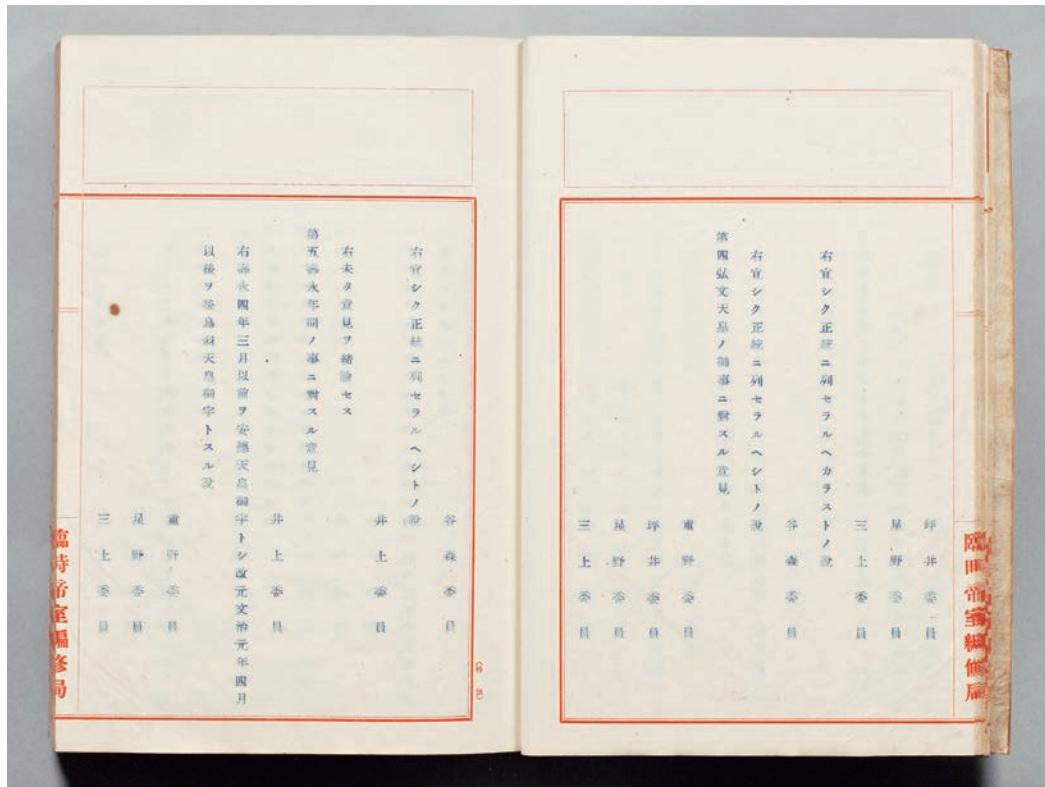
【写真 D-11】内大臣府文書明治 44 年／13／昭和 4～7 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 36149）



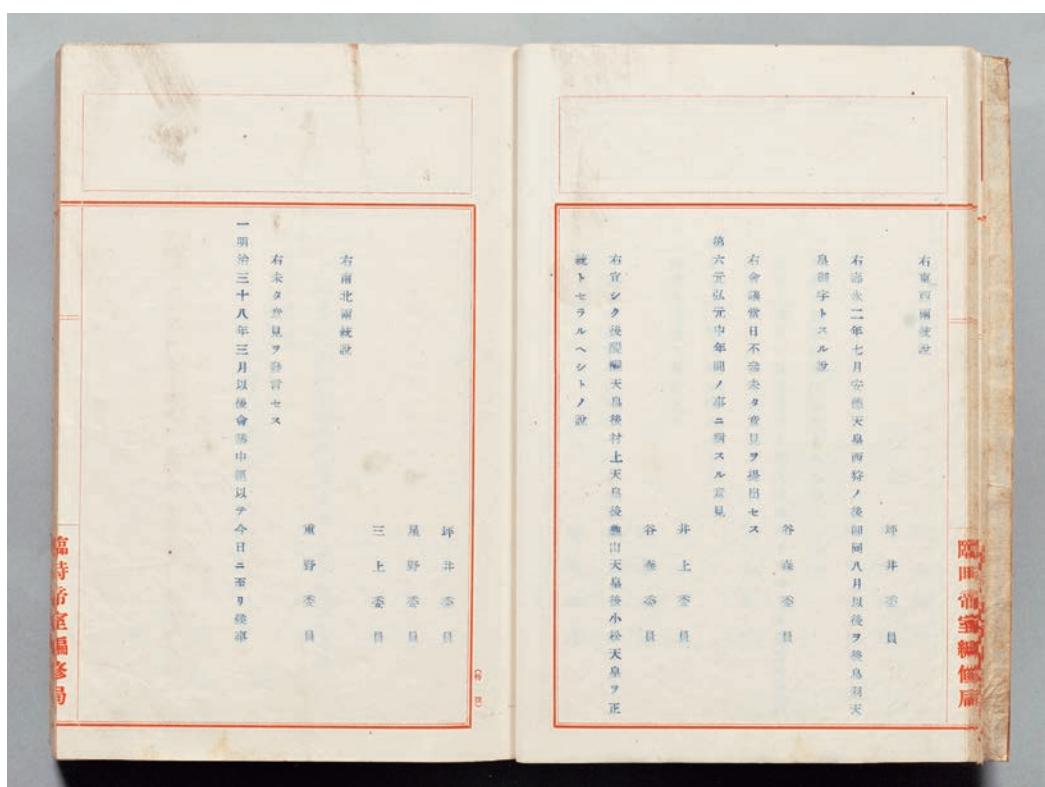
【写真 D-12】内大臣府文書明治 44 年／13／昭和 4～7 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 36149）



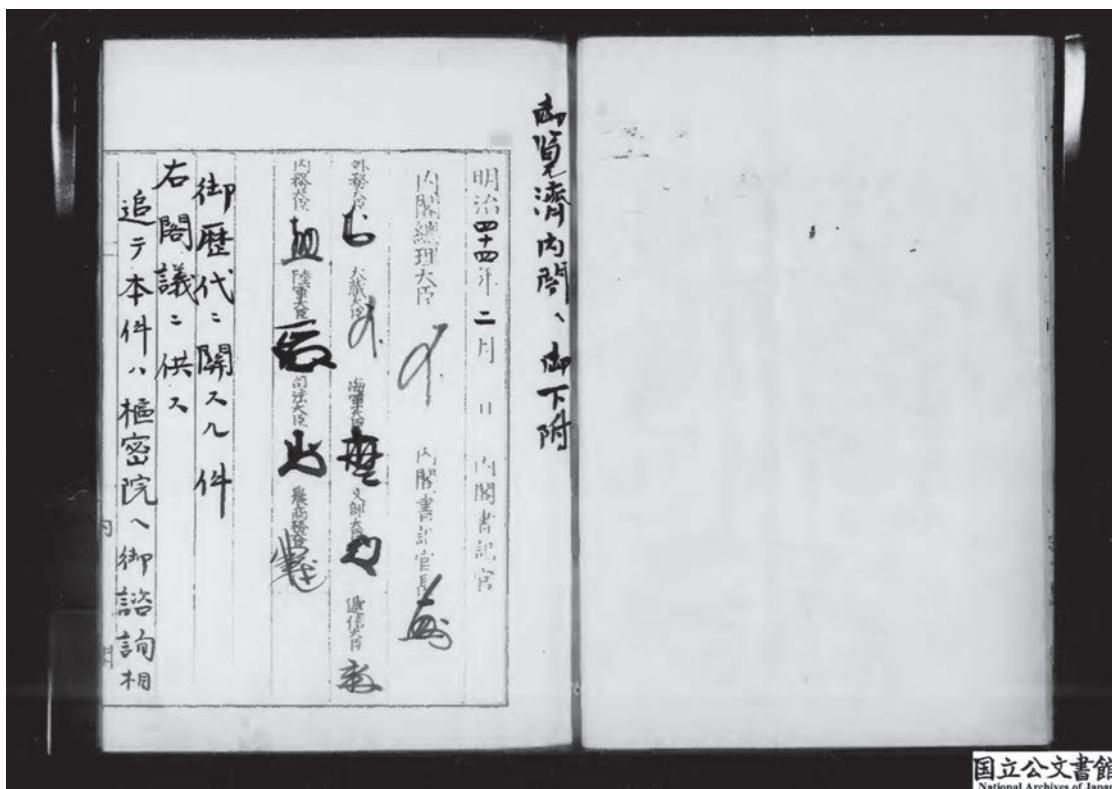
【写真 D-13】内大臣府文書明治 44 年／13／昭和 4～7 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 36149）



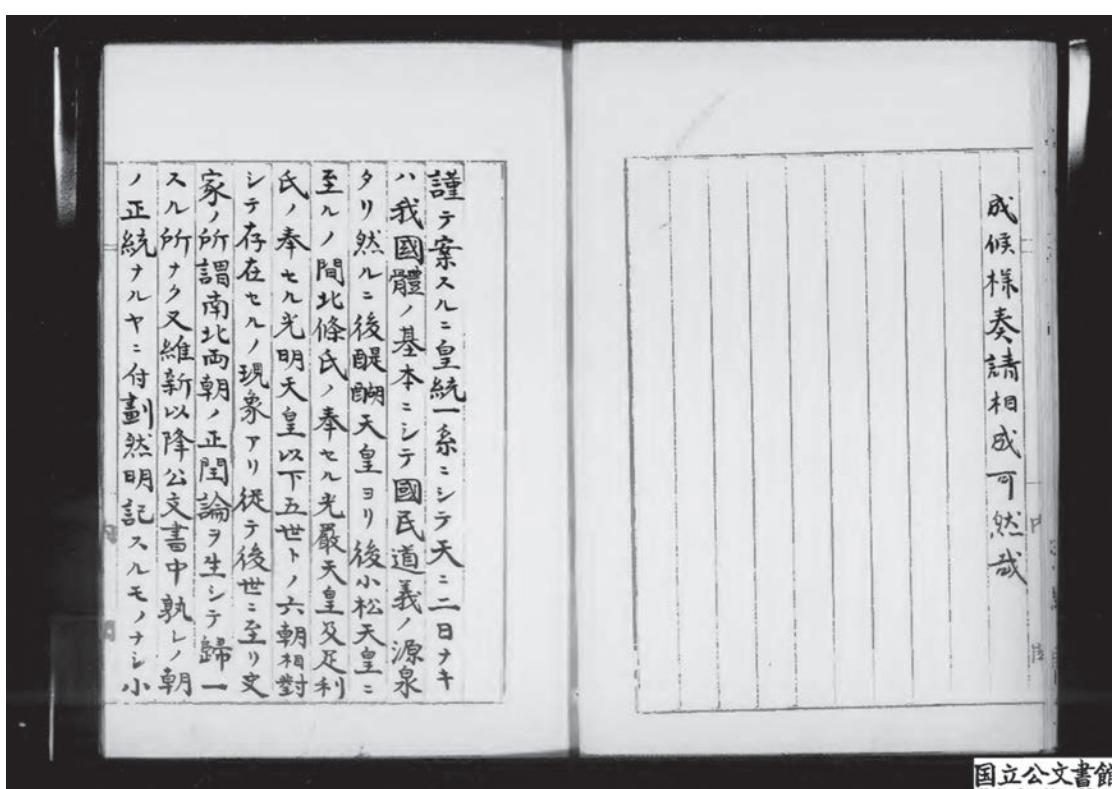
【写真 D-14】内大臣府文書明治 44 年／13／昭和 4～7 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 36149）



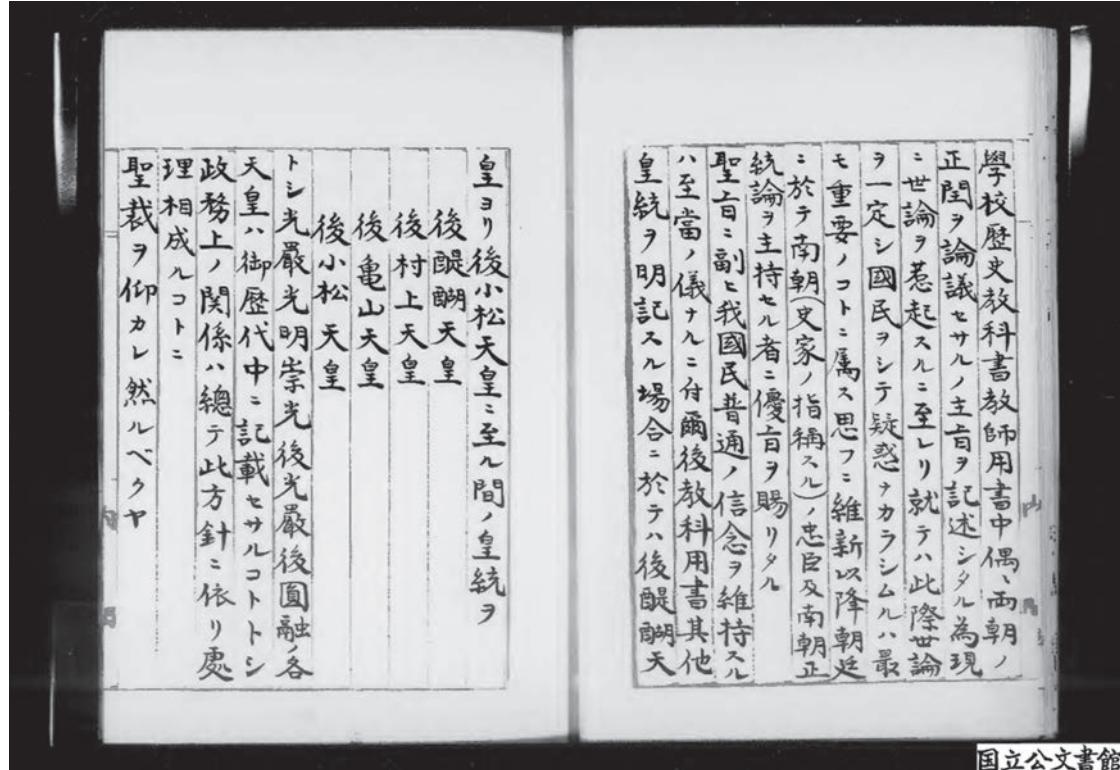
【写真 D-15】内大臣府文書明治 44 年／13／昭和 4 ～ 7 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 36149）



【写真 E-1】皇室喪服規程案（公文類聚・第三十五編・明治四十四年・第一巻・皇室・内廷・政綱一・詔勅・帝国議会・地方自治一・雜載、請求番号：類 01109100、件名番号：001、保存場所：本館 -2A-011-00、明治 44 年 5 月 26 日）国立公文書館所蔵

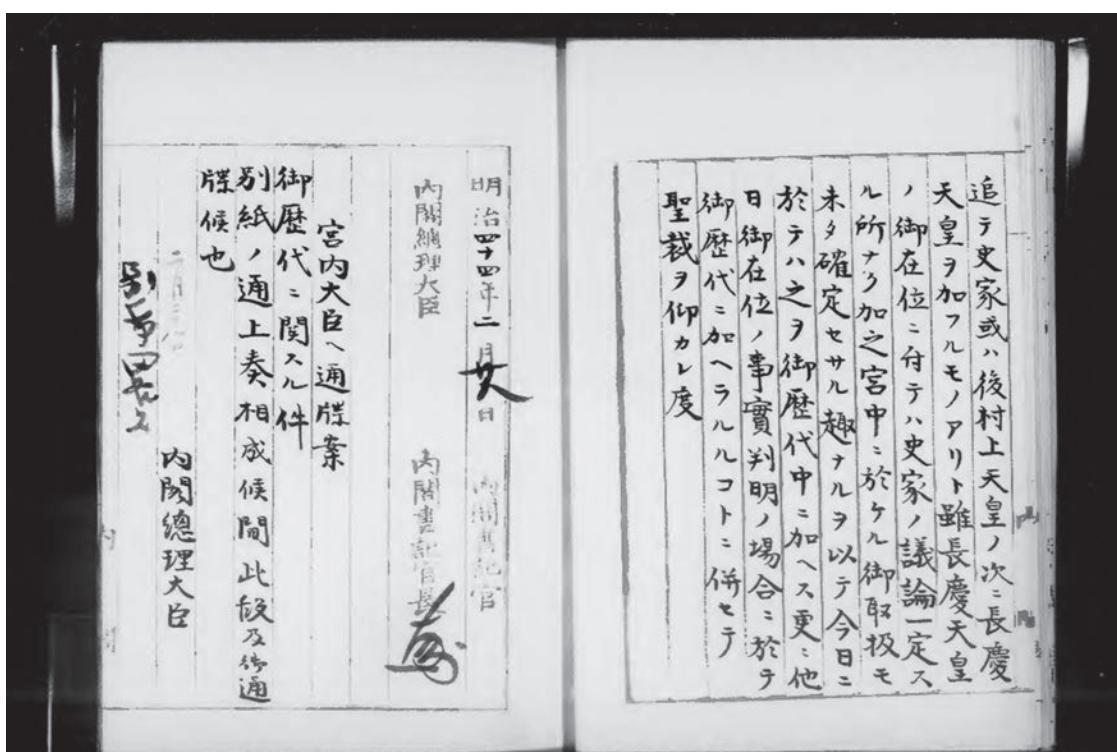


【写真 E-2】皇室喪服規程案（公文類聚・第三十五編・明治四十四年・第一巻・皇室・内廷・政綱一・詔勅・帝国議会・地方自治一・雜載、請求番号：類 01109100、件名番号：001、保存場所：本館 -2A-011-00、明治 44 年 5 月 26 日）国立公文書館所蔵



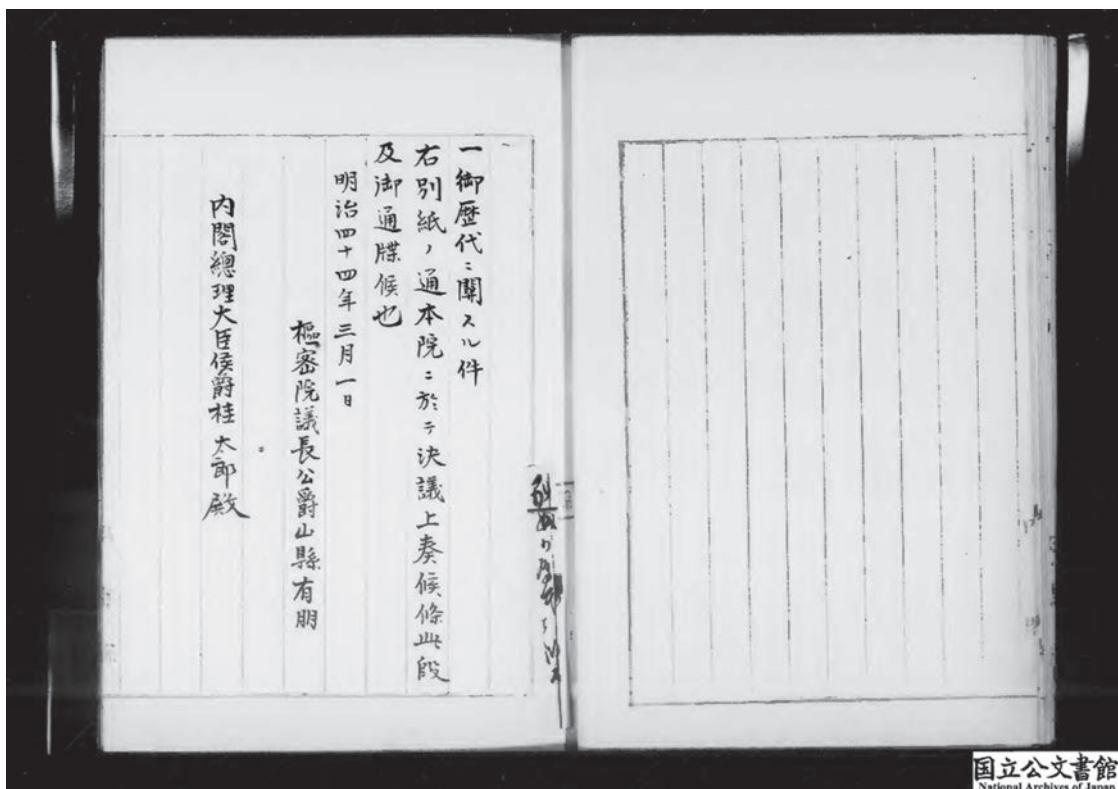
国立公文書館
National Archives of Japan

【写真 E-3】皇室喪服規程案（公文類聚・第三十五編・明治四十四年・第一巻・皇室・内廷、政綱一・詔勅・帝国議会・地方自治一・雑載、請求番号：類 01109100、件名番号：001、保存場所：本館 -2A-011-00、明治 44 年 5 月 26 日）国立公文書館所蔵

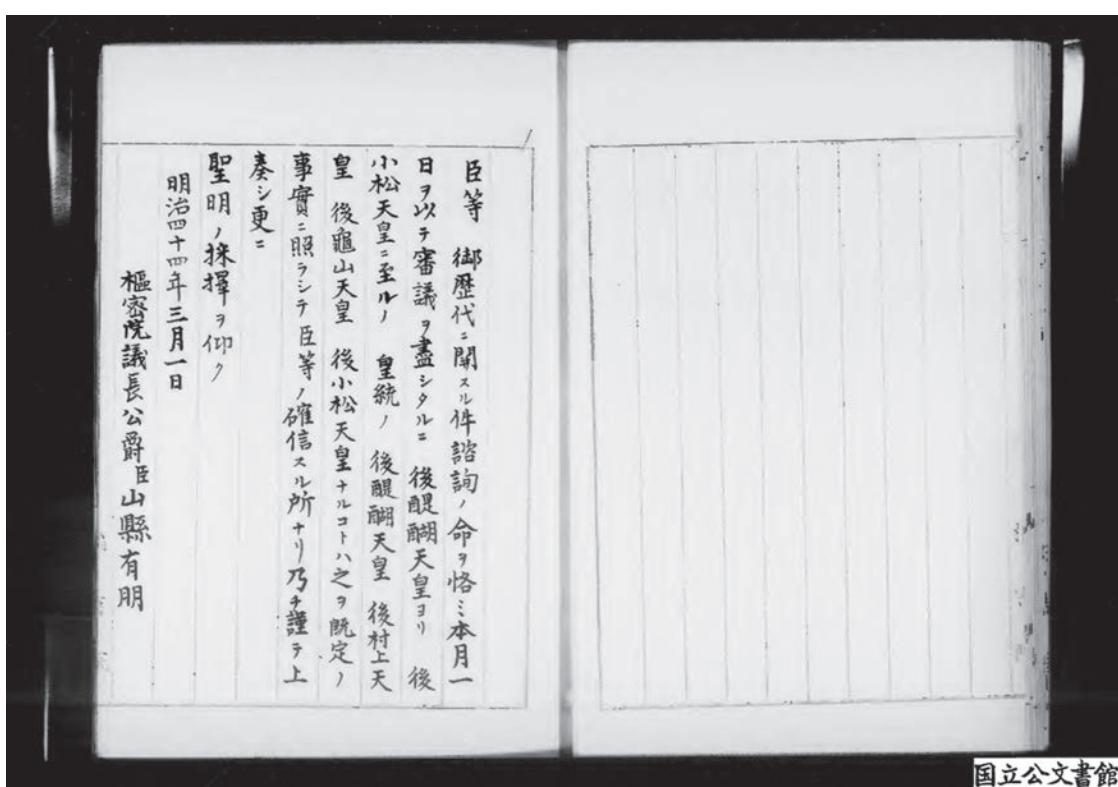


国立公文書館
National Archives of Japan

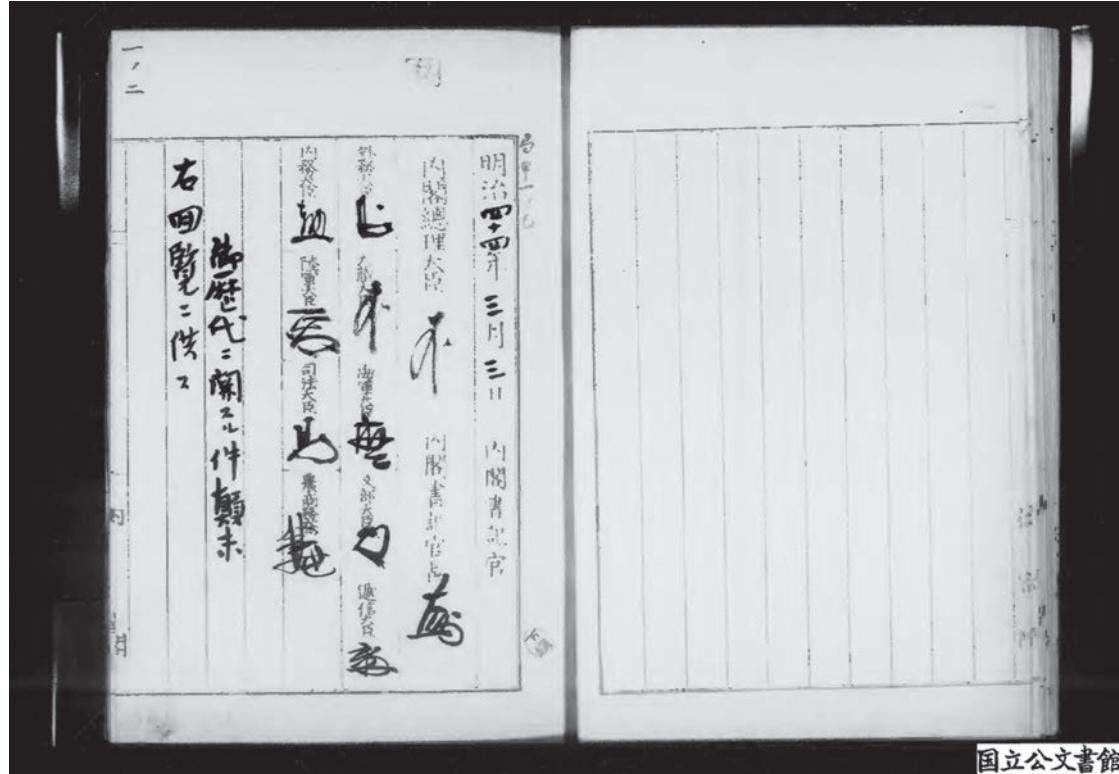
【写真 E-4】皇室喪服規程案（公文類聚・第三十五編・明治四十四年・第一巻・皇室・内廷、政綱一・詔勅・帝国議会・地方自治一・雑載、請求番号：類 01109100、件名番号：001、保存場所：本館 -2A-011-00、明治 44 年 5 月 26 日）国立公文書館所蔵



【写真 E-5】皇室喪服規程案（公文類聚・第三十五編・明治四十四年・第一巻・皇室・内廷、政綱一・詔勅・帝国議会・地方自治一・雜載、請求番号：類 01109100、件名番号：001、保存場所：本館 -2A-011-00、明治 44 年 5 月 26 日）国立公文書館所蔵

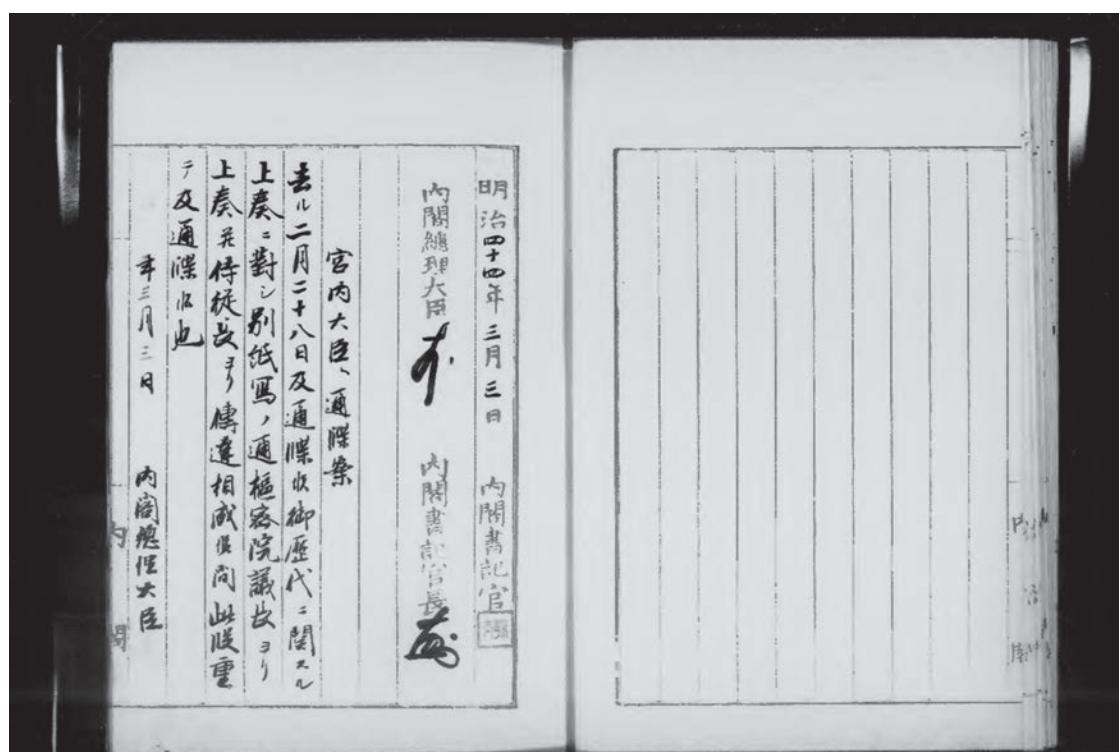


【写真 E-6】皇室喪服規程案（公文類聚・第三十五編・明治四十四年・第一巻・皇室・内廷、政綱一・詔勅・帝国議会・地方自治一・雜載、請求番号：類 01109100、件名番号：001、保存場所：本館 -2A-011-00、明治 44 年 5 月 26 日）国立公文書館所蔵



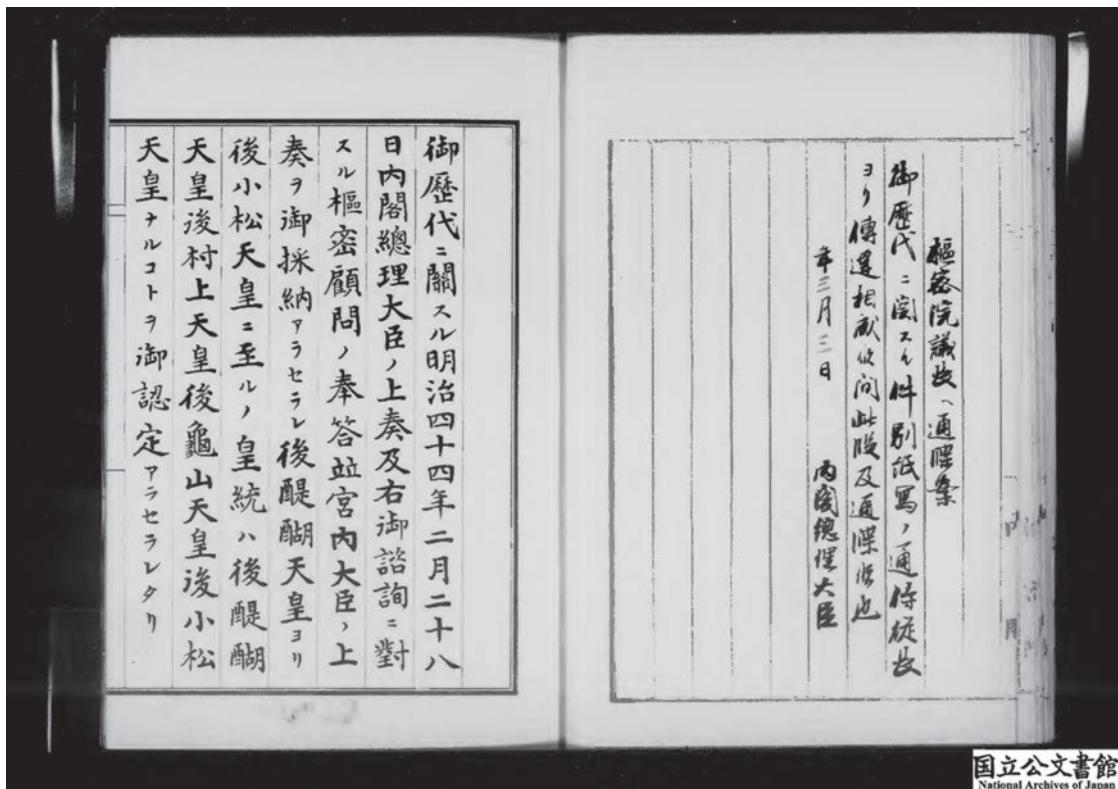
国立公文書館
National Archives of Japan

【写真 E-7】御歴代二閥スル件（公文類聚・第三十五編・明治四十四年・第一巻・皇室・内廷・政綱一・詔勅・帝国議会・地方自治一・雑載、請求番号：類 01109100、件名番号：001、保存場所：本館 -2A-011-00、明治 44 年 3 月 3 日）国立公文書館所蔵

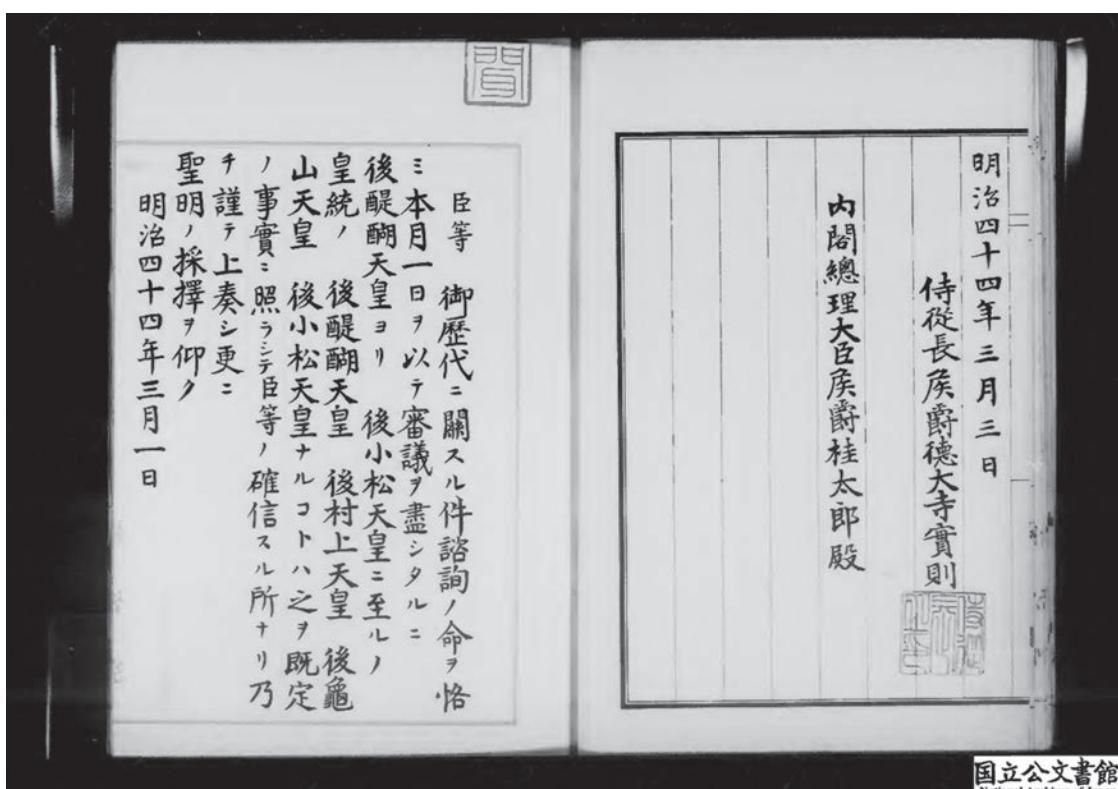


国立公文書館
National Archives of Japan

【写真 E-8】御歴代二閥スル件（公文類聚・第三十五編・明治四十四年・第一巻・皇室・内廷・政綱一・詔勅・帝国議会・地方自治一・雑載、請求番号：類 01109100、件名番号：001、保存場所：本館 -2A-011-00、明治 44 年 3 月 3 日）国立公文書館所蔵



【写真 E-9】御歴代ニ闕スル件（公文類聚・第三十五編・明治四十四年・第一巻・皇室・内廷・政綱一・詔勅・帝国議会・地方自治一・雜載、請求番号：類 01109100、件名番号：001、保存場所：本館 -2A-011-00、明治 44 年 3 月 3 日）国立公文書館所蔵



【写真 E-10】御歴代ニ闕スル件（公文類聚・第三十五編・明治四十四年・第一巻・皇室・内廷・政綱一・詔勅・帝国議会・地方自治一・雜載、請求番号：類 01109100、件名番号：001、保存場所：本館 -2A-011-00、明治 44 年 3 月 3 日）国立公文書館所蔵

樞密院議長公爵臣山縣有朋

国立公文書館
National Archives of Japan

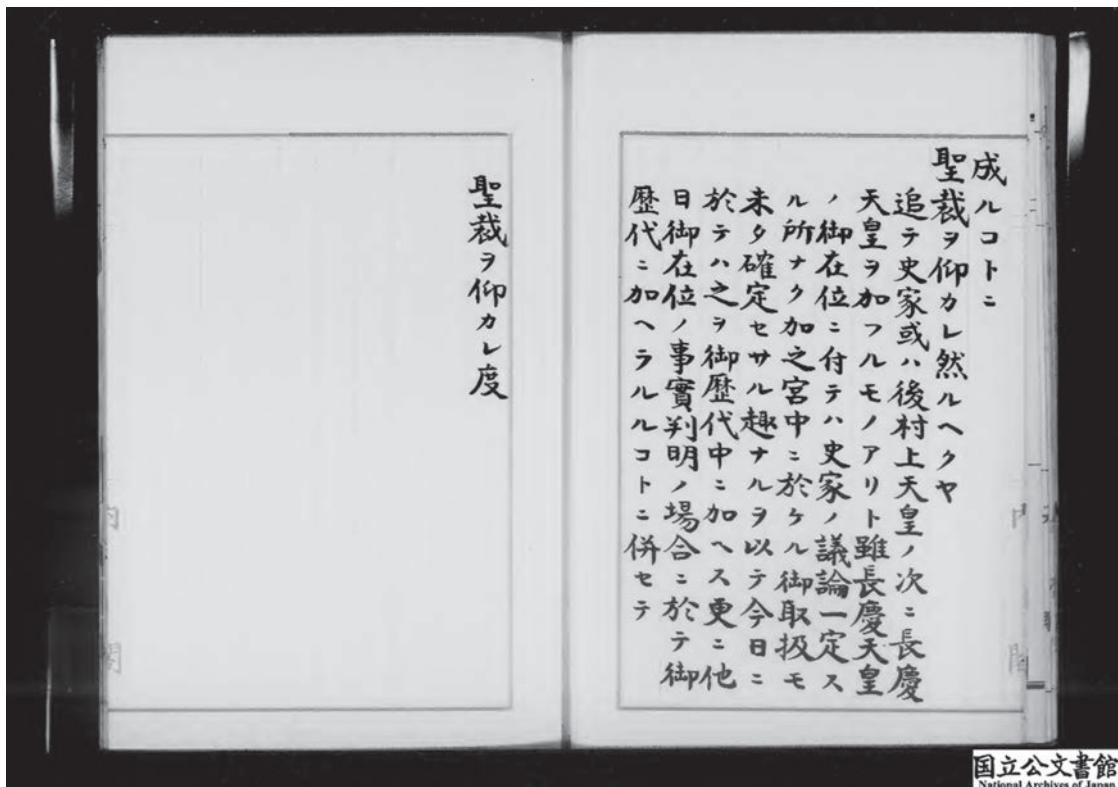
【写真 E-11】御歴代ニ関スル件（公文類聚・第三十五編・明治四十四年・第一巻・皇室・内廷、政綱一・詔勅・帝国議会・地方自治一・雑載、請求番号：類 01109100、件名番号：001、保存場所：本館 -2A-011-00、明治 44 年 3 月 3 日）国立公文書館所蔵

謹テ案入ルニ皇統一系ニシテ天ニ二日
ナキハ我國體ノ基本ニシテ國民道義ノ
源泉クリ然ルニ後醍醐天皇ヨリ後小松
天皇ニ至ルノ間北條氏ノ奉セル光嚴天
皇及足利氏ノ奉セル光明天皇以下五世
トノ六朝相對シテ存在セルノ現象アリ
従テ後世ニ至リ史家ノ所謂南北兩朝ノ
正閏論ヲ生シテ歸一スル所ナク又維新
以降公文書中孰レノ朝ノ正統ナルヤニ

付劃然明記スルモノナシ小學校歴史教
科書教師用書中偶々兩朝ノ正閏ヲ論議
セサルノ主旨ヲ記述シタル為現ニ世論ヲ
惹起スルニ至レリ就テハ此際世論ヲ
一定シ國民ヲシテ疑惑ナカラシムルハ
最重要ノコトニ屬思フニ維新以降
朝廷ニ於テ南朝史家ノ指稱スルノ忠臣
及南朝正統論ヲ主持セル者ニ優旨ヲ賜
リタル
聖旨ニ副ヒ我國民普通ノ信念ヲ維持ス

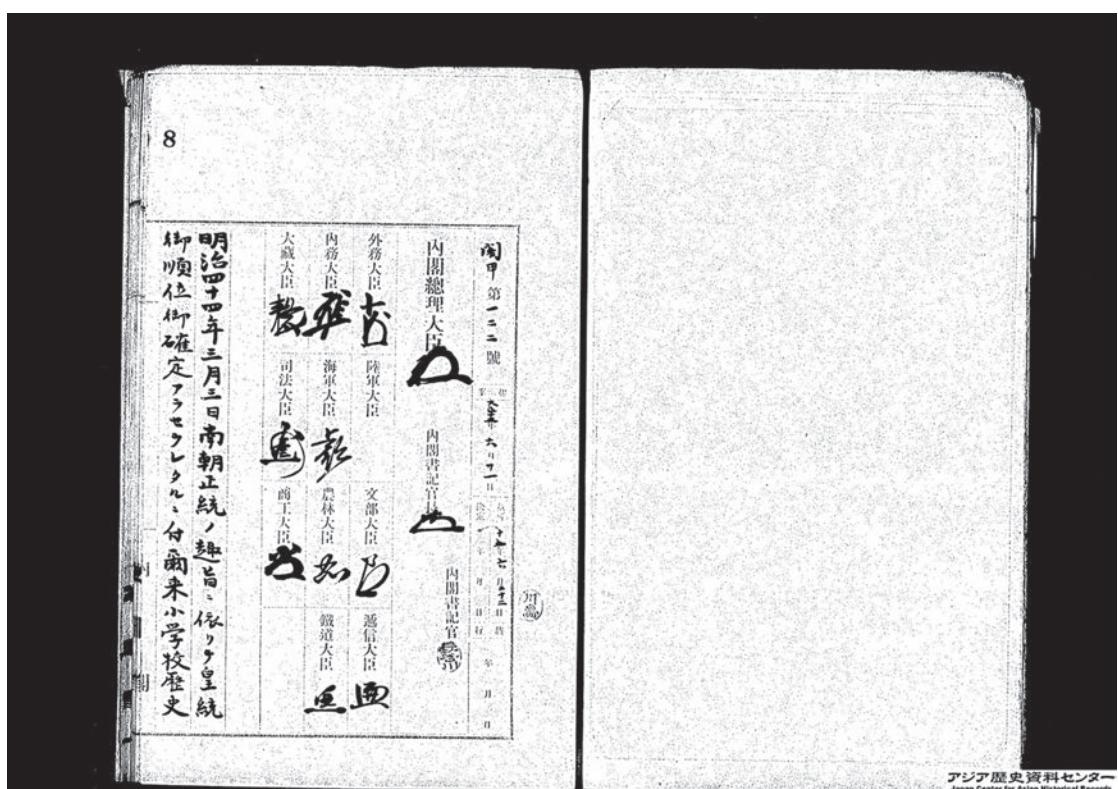
国立公文書館
National Archives of Japan

【写真 E-12】御歴代ニ関スル件（公文類聚・第三十五編・明治四十四年・第一巻・皇室・内廷、政綱一・詔勅・帝国議会・地方自治一・雑載、請求番号：類 01109100、件名番号：001、保存場所：本館 -2A-011-00、明治 44 年 3 月 3 日）国立公文書館所蔵



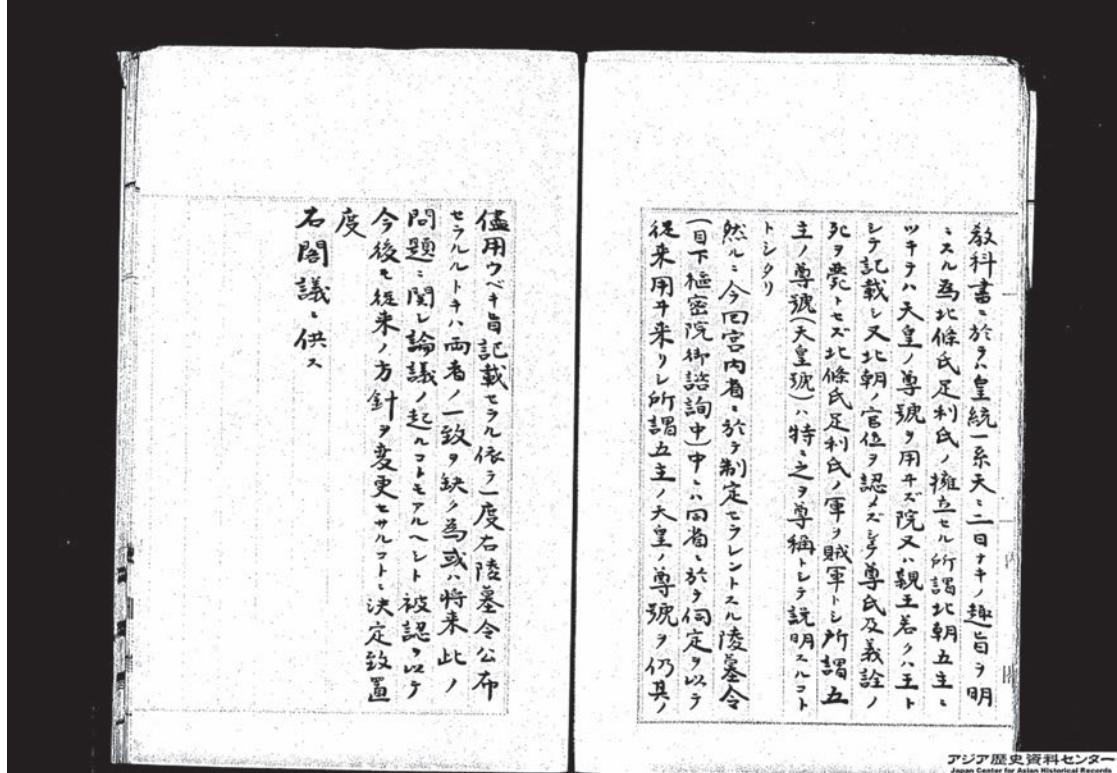
国立公文書館
National Archives of Japan

【写真 E-13】御歴代二閥スル件（公文類聚・第三十五編・明治四十四年・第一巻・皇室・内廷・政綱一・詔勅・帝国議会・地方自治一・雑載、請求番号：類 01109100、件名番号：001、保存場所：本館 -2A-011-00、明治 44 年 3 月 3 日）国立公文書館所蔵



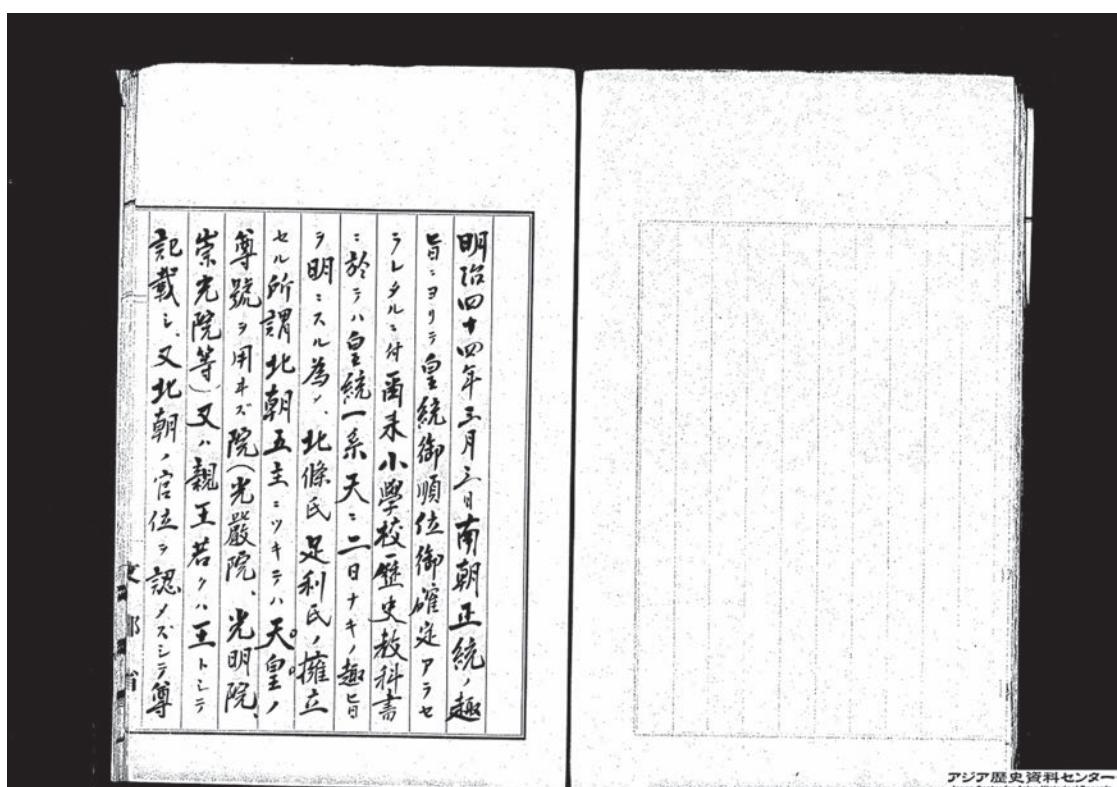
【写真 F-1】皇統御順位御確定ノ件（公文別録・内閣・大正十二年～昭和十九年・第一巻・大正十二年～昭和八年）請求番号：別 00231100、件名番号：008、保存場所：本館 -2A-001-00、アジア歴史資料センター・アーリンスコード：A03023581700（大正 15 年 6 月 22 日）国立公文書館所蔵

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
<http://www.jcar.org>



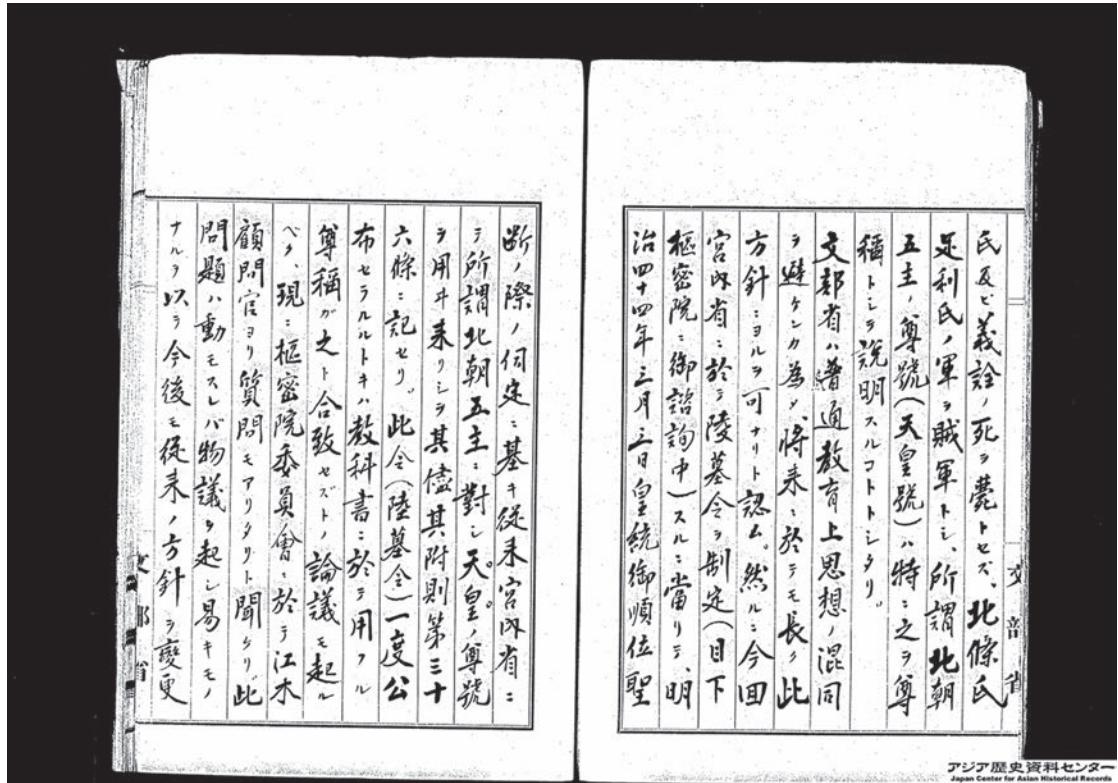
アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records

【写真 F-2】皇統御順位御確定ノ件（公文別録・内閣・大正十二年～昭和十九年・第一巻・大正十二年～昭和八年）請求番号：別 00231100、件名番号：008、保存場所：本館 -2A-001-00、アジア歴史資料センターレファレンスコード：A03023581700（大正 15 年 6 月 22 日）国立公文書館所蔵

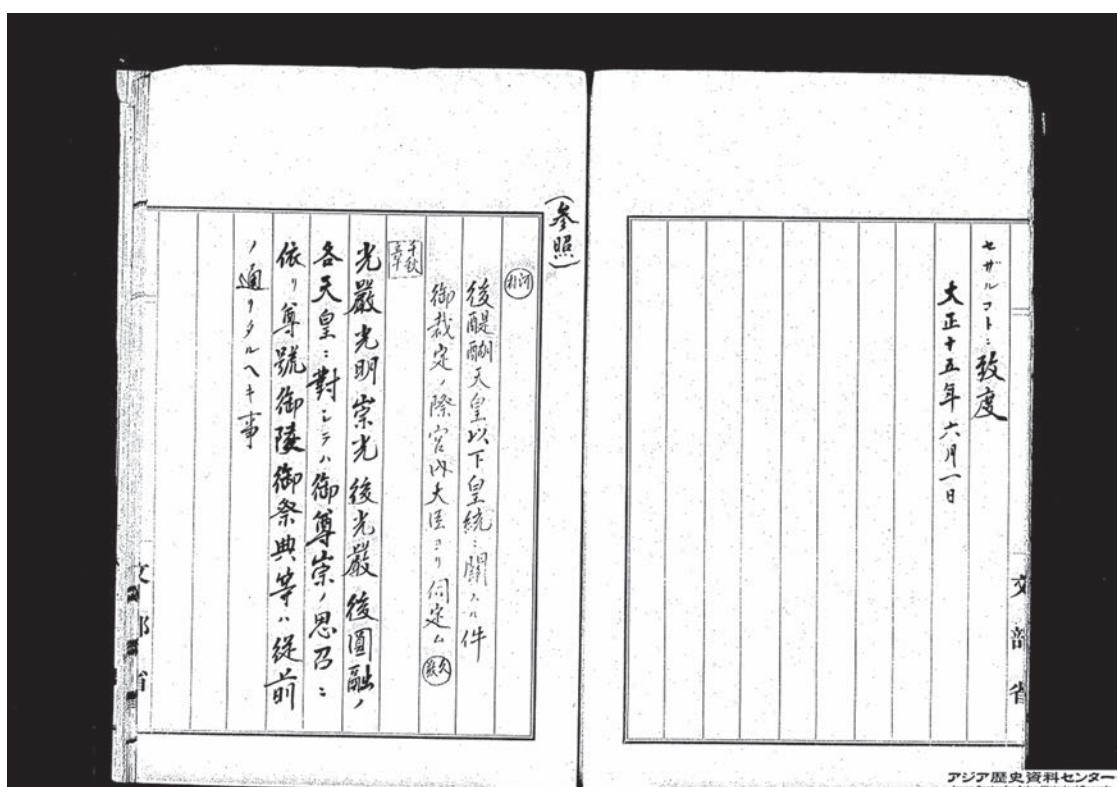


アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records

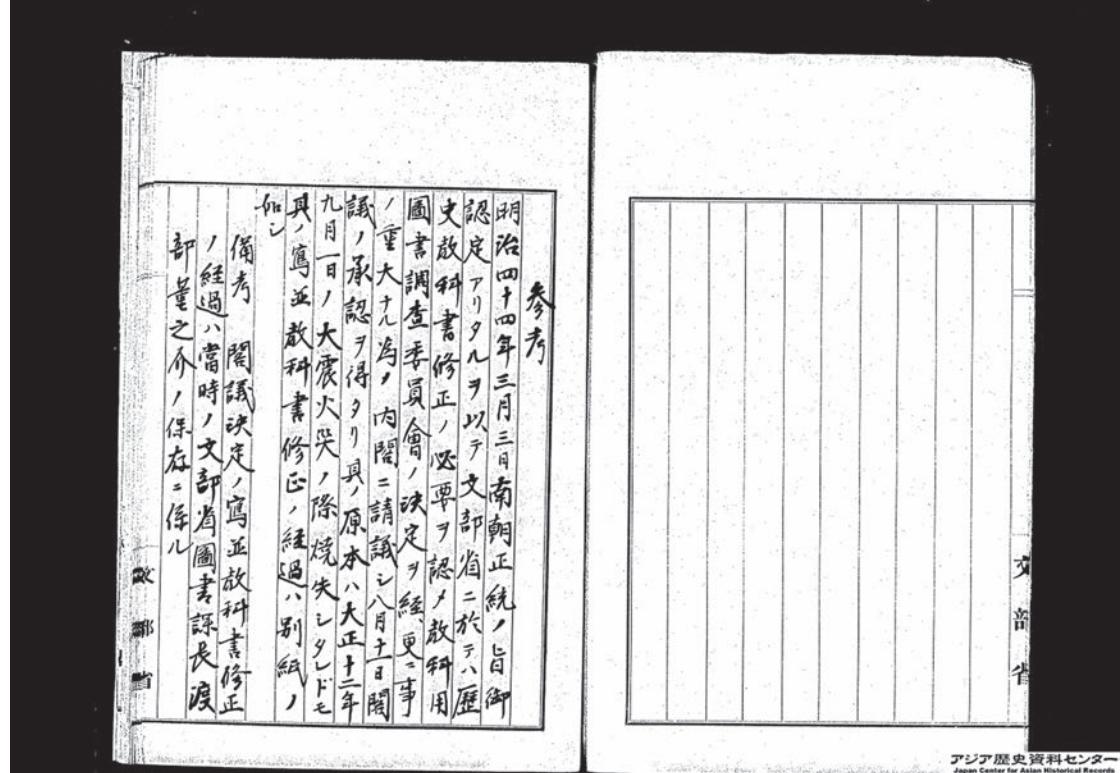
【写真 F-3】皇統御順位御確定ノ件（公文別録・内閣・大正十二年～昭和十九年・第一巻・大正十二年～昭和八年）請求番号：別 00231100、件名番号：008、保存場所：本館 -2A-001-00、アジア歴史資料センターレファレンスコード：A03023581700（大正 15 年 6 月 22 日）国立公文書館所蔵



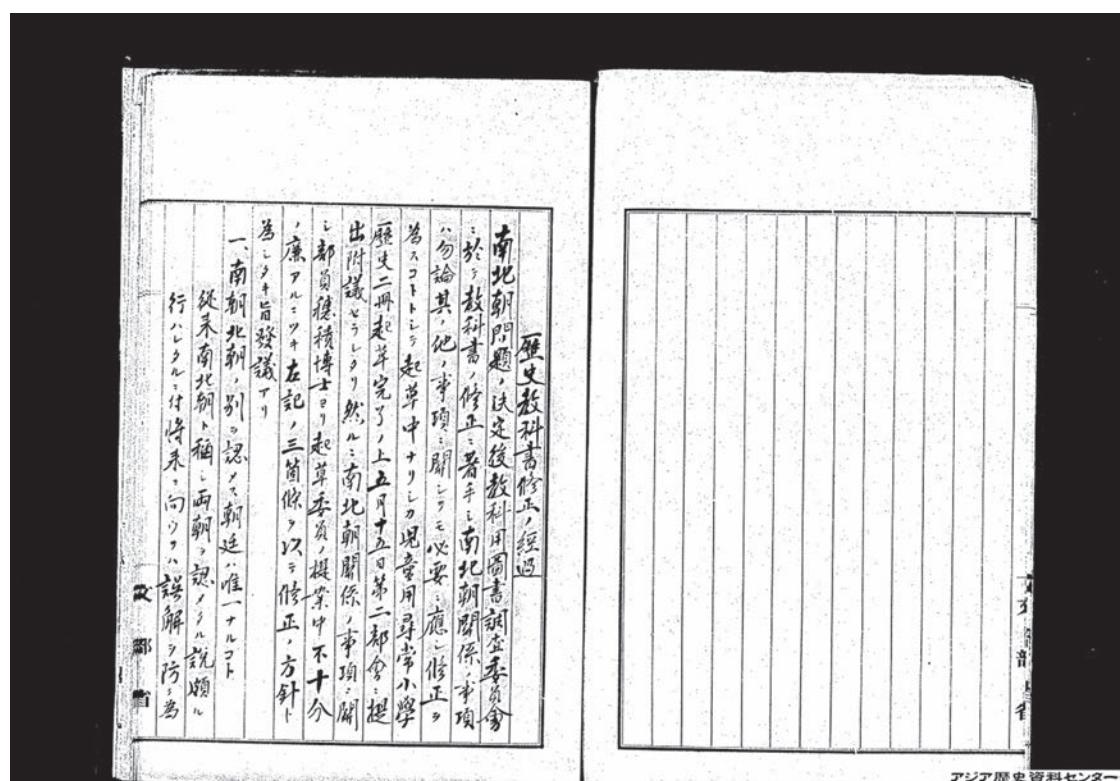
【写真 F-4】皇統御順位御確定ノ件 (公文別録・内閣・大正十二年~昭和十九年・第一巻・大正十二年~昭和八年) 請求番号:別 00231100、件名番号: 008、保存場所: 本館 -2A-001-00、アジア歴史資料センター・レファレンスコード: A03023581700 (大正 15 年 6 月 22 日) 国立公文書館所蔵



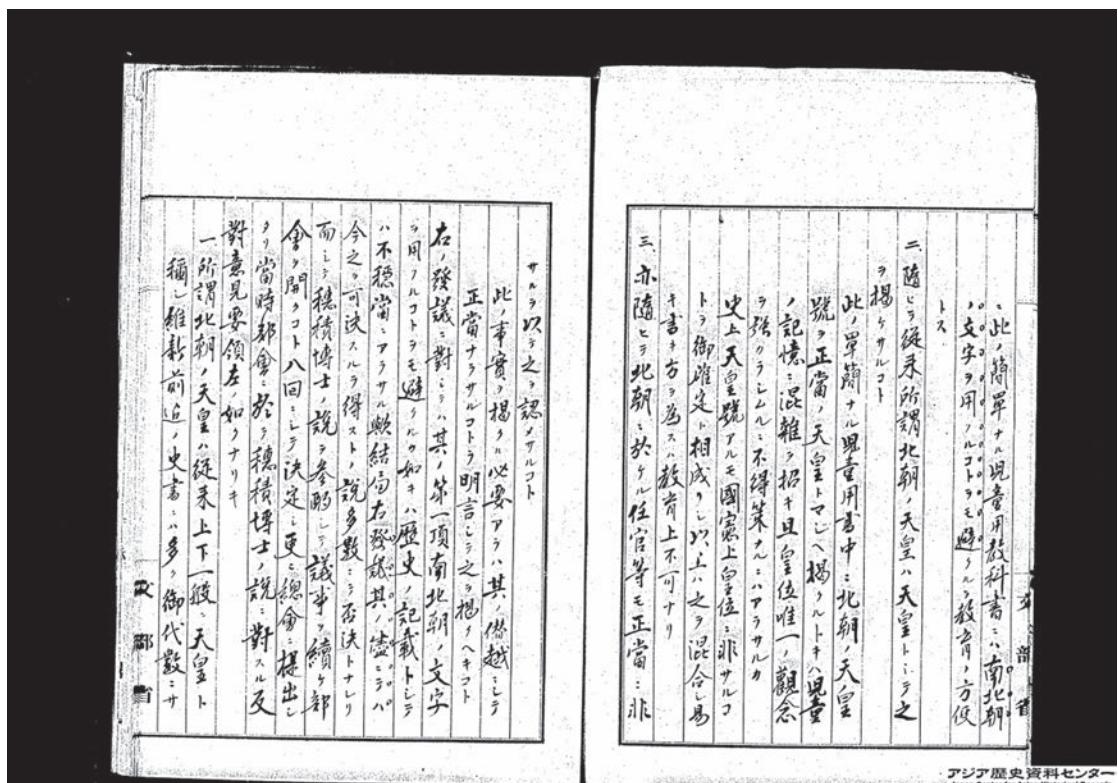
【写真 F-5】皇統御順位御確定ノ件 (公文別録・内閣・大正十二年~昭和十九年・第一巻・大正十二年~昭和八年) 請求番号:別 00231100、件名番号: 008、保存場所: 本館 -2A-001-00、アジア歴史資料センター・レファレンスコード: A03023581700 (大正 15 年 6 月 22 日) 国立公文書館所蔵



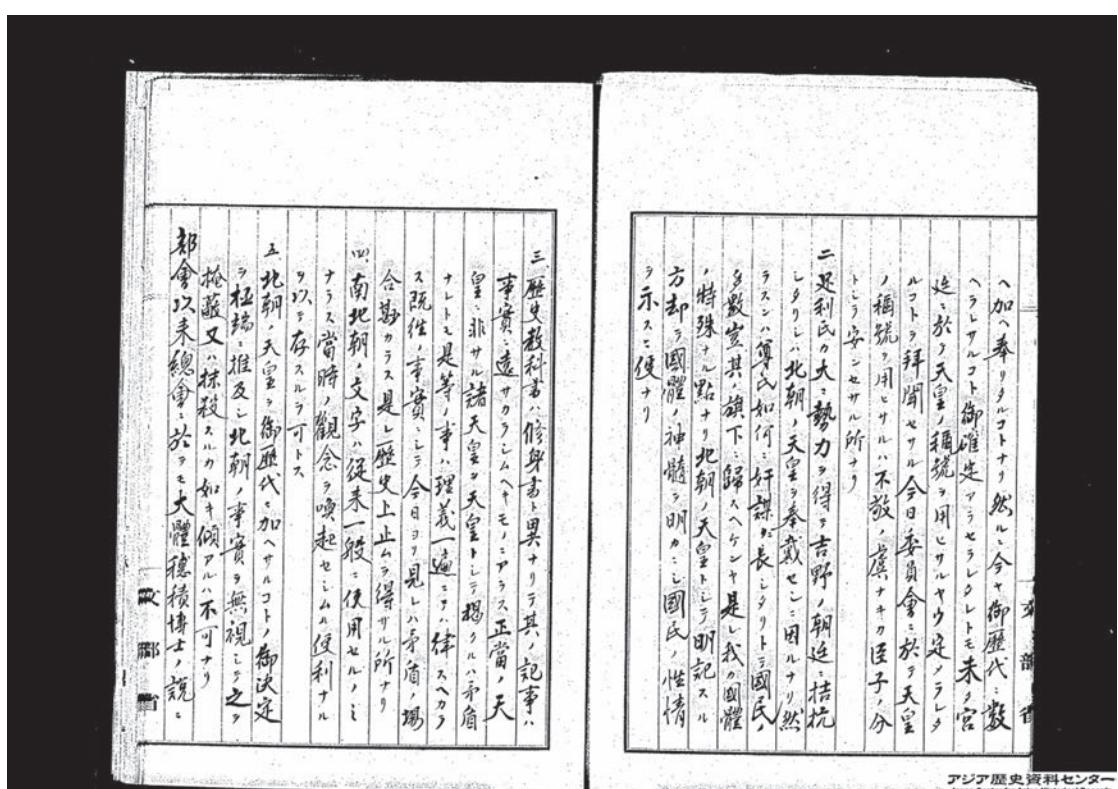
【写真 F-6】皇統御順位御確定ノ件 (公文別録・内閣・大正十二年~昭和十九年・第一巻・大正十二年~昭和八年) 請求番号:別 00231100、件名番号: 008、保存場所: 本館 -2A-001-00、アジア歴史資料センター・レファレンスコード: A03023581700 (大正 15 年 6 月 22 日) 国立公文書館所蔵



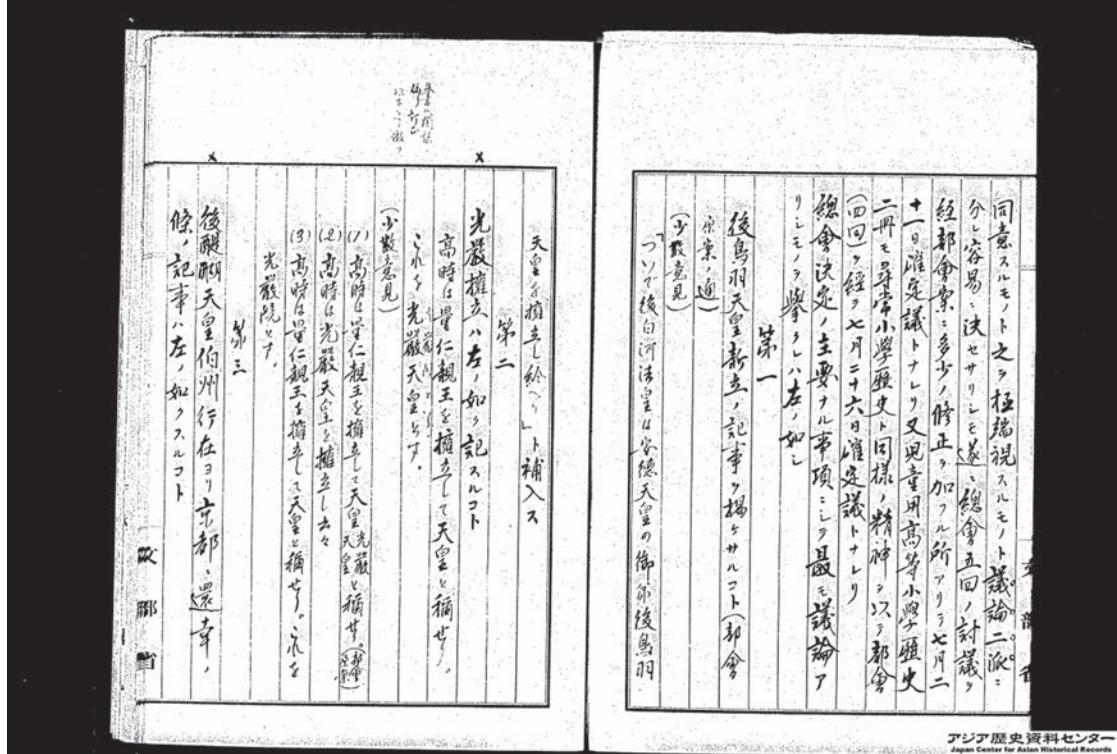
【写真 F-7】皇統御順位御確定ノ件 (公文別録・内閣・大正十二年~昭和十九年・第一巻・大正十二年~昭和八年) 請求番号:別 00231100、件名番号: 008、保存場所: 本館 -2A-001-00、アジア歴史資料センター・レファレンスコード: A03023581700 (大正 15 年 6 月 22 日) 国立公文書館所蔵



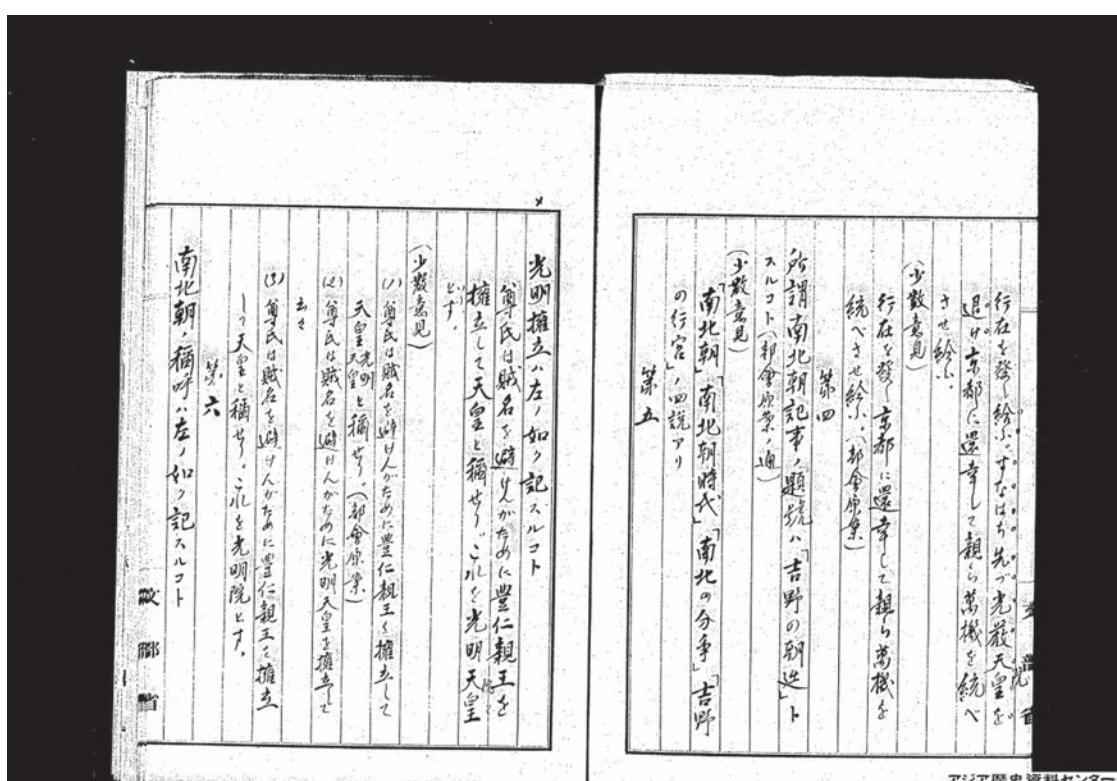
【写真 F-8】皇統御順位御確定ノ件 (公文別録・内閣・大正十二年~昭和十九年・第一巻・大正十二年~昭和八年) 請求番号:別 00231100、件名番号: 008、保存場所: 本館 -2A-001-00、アジア歴史資料センターレファレンスコード: A03023581700 (大正 15 年 6 月 22 日) 国立公文書館所蔵



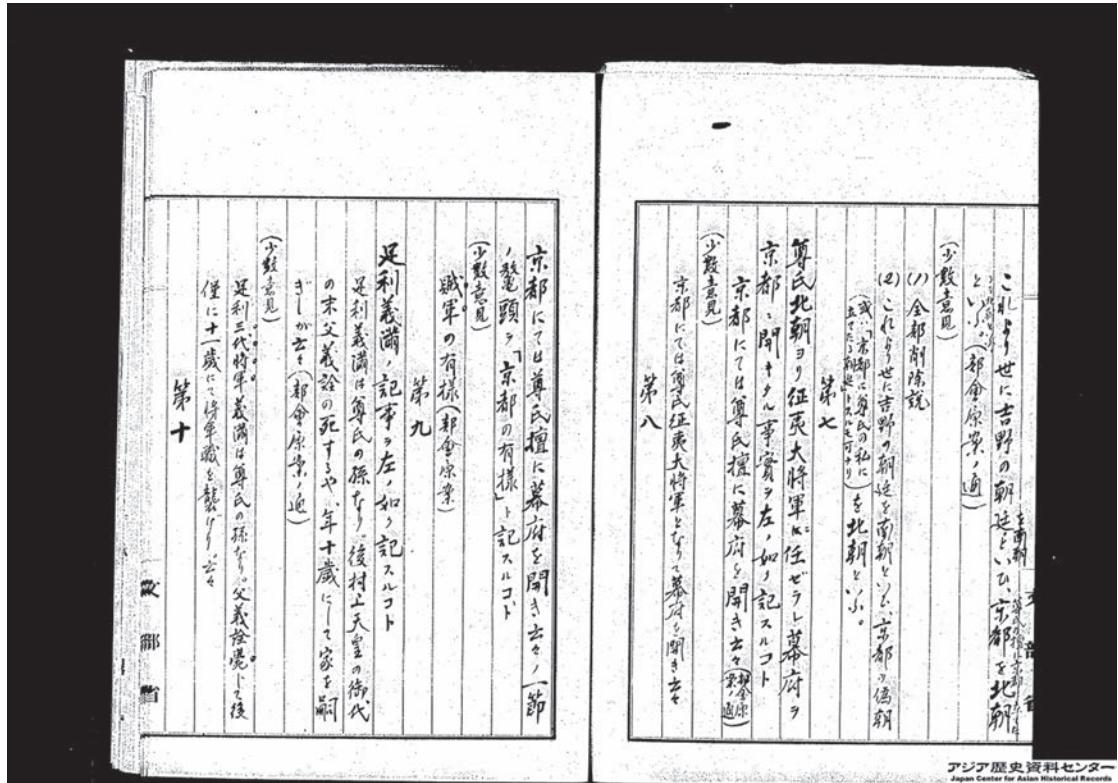
【写真 F-9】皇統御順位御確定ノ件 (公文別録・内閣・大正十二年~昭和十九年・第一巻・大正十二年~昭和八年) 請求番号:別 00231100、件名番号: 008、保存場所: 本館 -2A-001-00、アジア歴史資料センターレファレンスコード: A03023581700 (大正 15 年 6 月 22 日) 国立公文書館所蔵



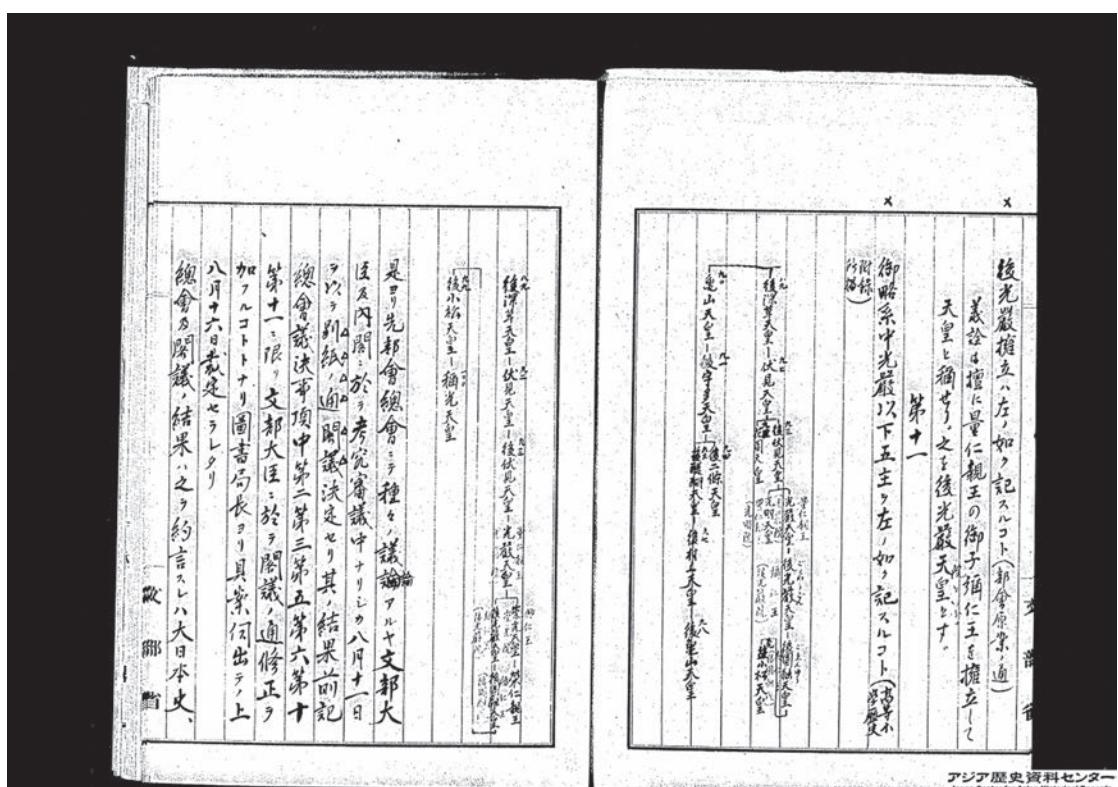
【写真 F-10】皇統御順位御確定ノ件 (公文別録・内閣・大正十二年~昭和十九年・第一巻・大正十二年~昭和八年) 請求番号:別 00231100、件名番号: 008、保存場所: 本館 -2A-001-00、アジア歴史資料センター・レファレンスコード: A03023581700 (大正 15 年 6 月 22 日) 国立公文書館所蔵



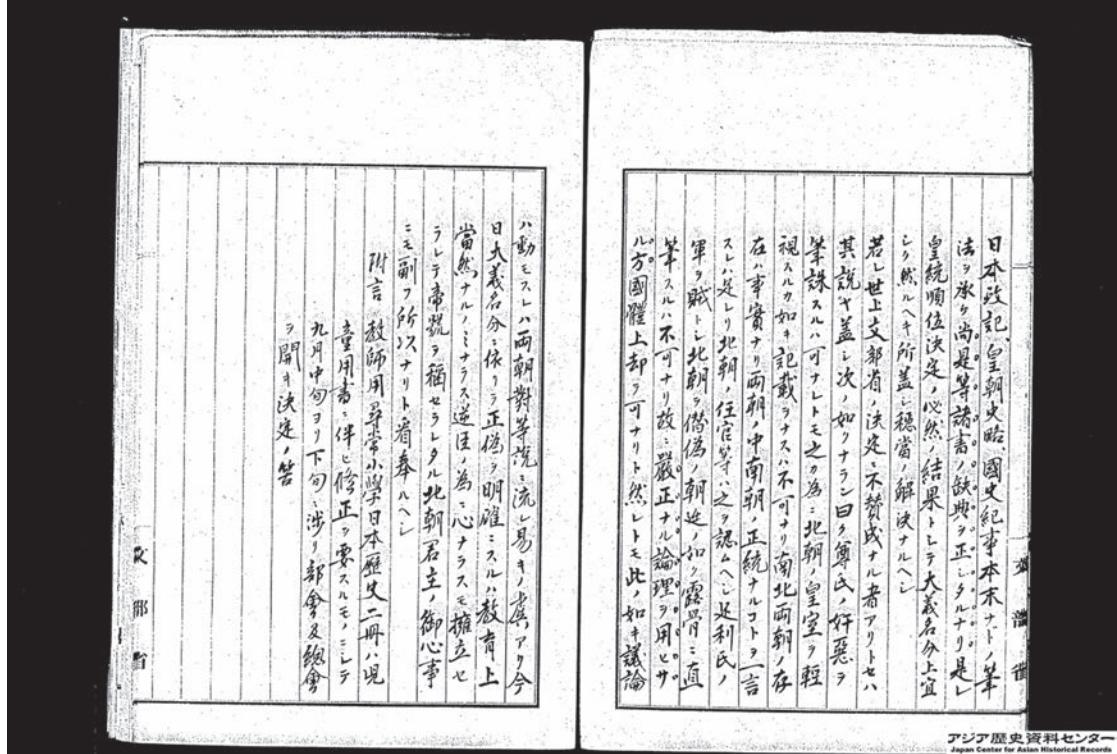
【写真 F-11】皇統御順位御確定ノ件 (公文別録・内閣・大正十二年~昭和十九年・第一巻・大正十二年~昭和八年) 請求番号:別 00231100、件名番号: 008、保存場所: 本館 -2A-001-00、アジア歴史資料センター・レファレンスコード: A03023581700 (大正 15 年 6 月 22 日) 国立公文書館所蔵



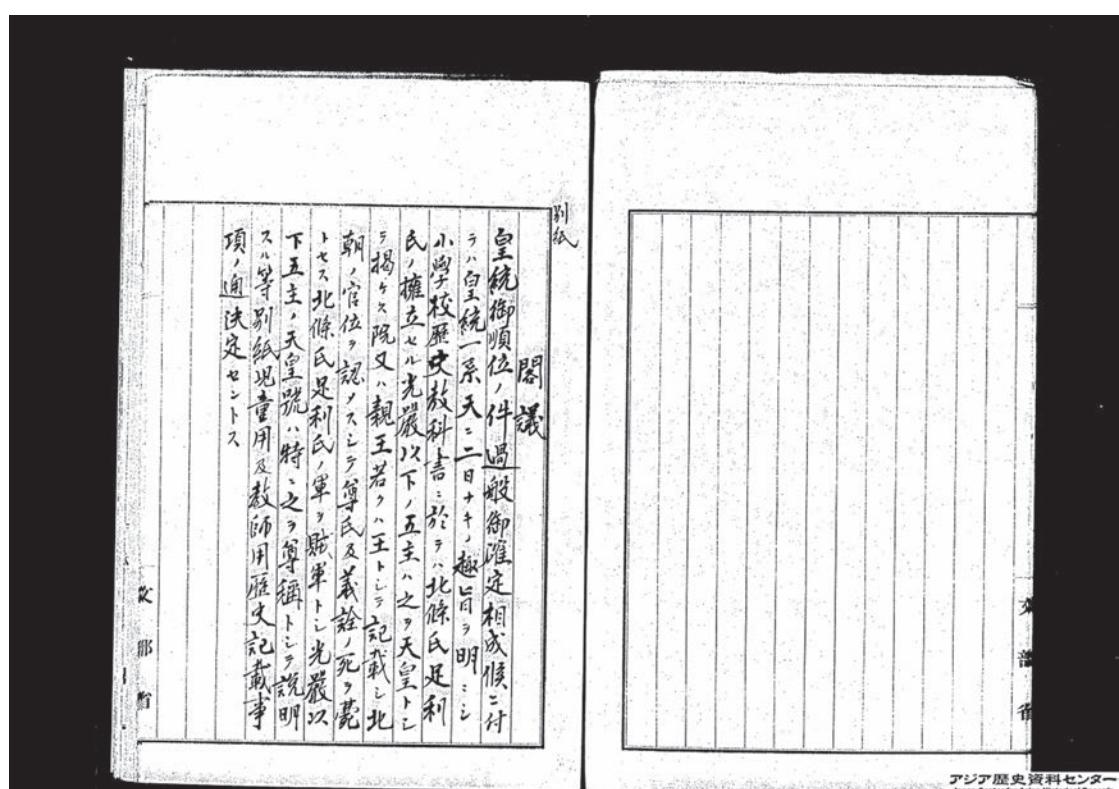
【写真 F-12】皇統御順位御確定ノ件（公文別録・内閣・大正十二年～昭和十九年・第一巻・大正十二年～昭和八年）請求番号：別 00231100、件名番号：008、保存場所：本館 -2A-001-00、アジア歴史資料センター・レファレンスコード：A03023581700（大正 15 年 6 月 22 日）国立公文書館所蔵



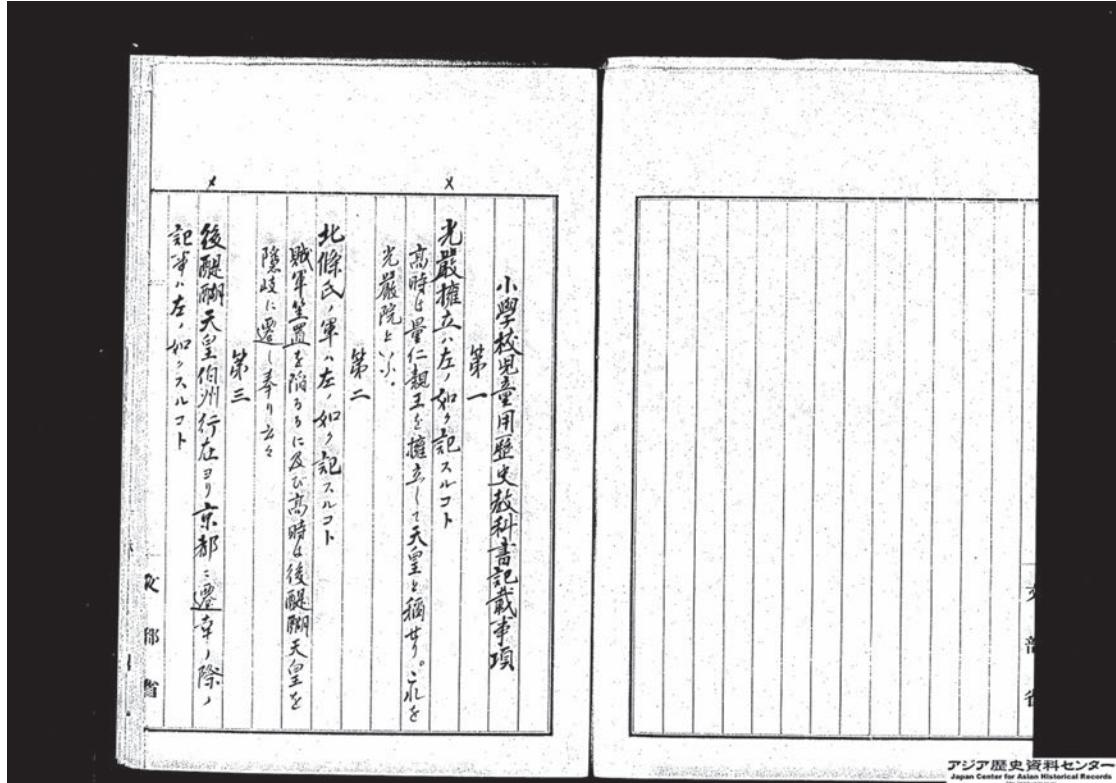
【写真 F-13】皇統御順位御確定ノ件（公文別録・内閣・大正十二年～昭和十九年・第一巻・大正十二年～昭和八年）請求番号：別 00231100、件名番号：008、保存場所：本館 -2A-001-00、アジア歴史資料センター・レファレンスコード：A03023581700（大正 15 年 6 月 22 日）国立公文書館所蔵



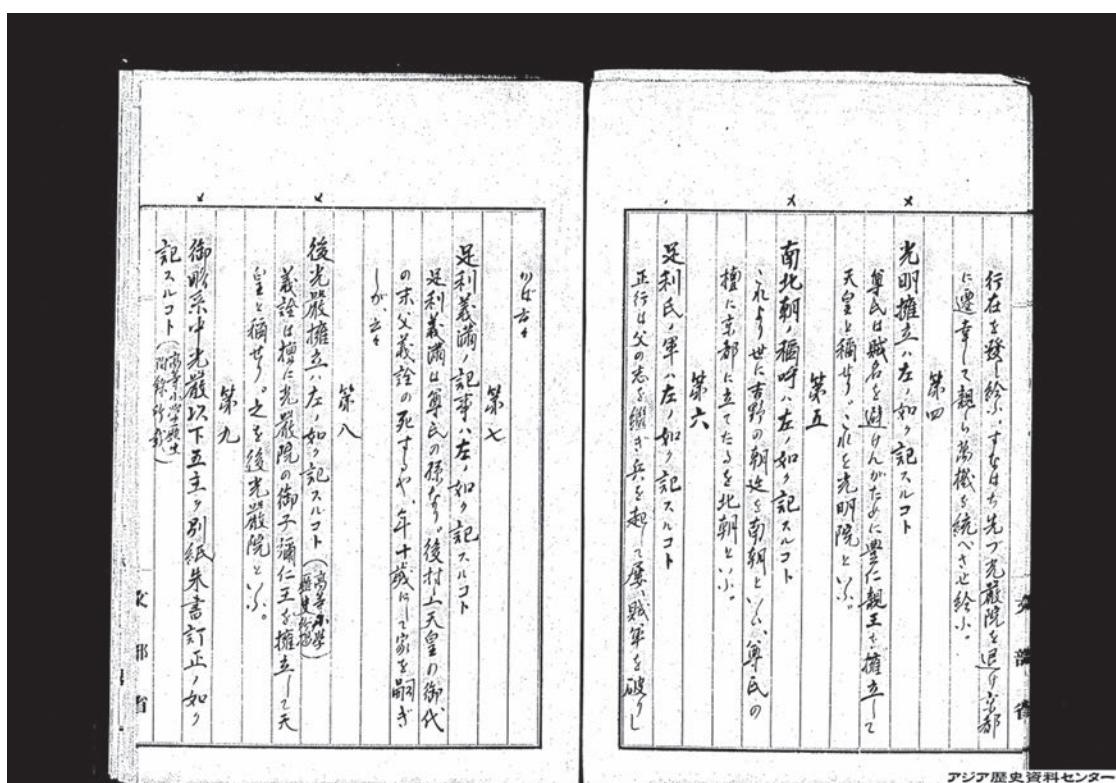
【写真 F-14】皇統御順位御確定ノ件 (公文別録・内閣・大正十二年～昭和十九年・第一巻・大正十二年～昭和八年) 請求番号:別 00231100、件名番号:008、保存場所:本館 -2A-001-00、アジア歴史資料センター・レファレンスコード: A03023581700 (大正 15 年 6 月 22 日) 国立公文書館所蔵



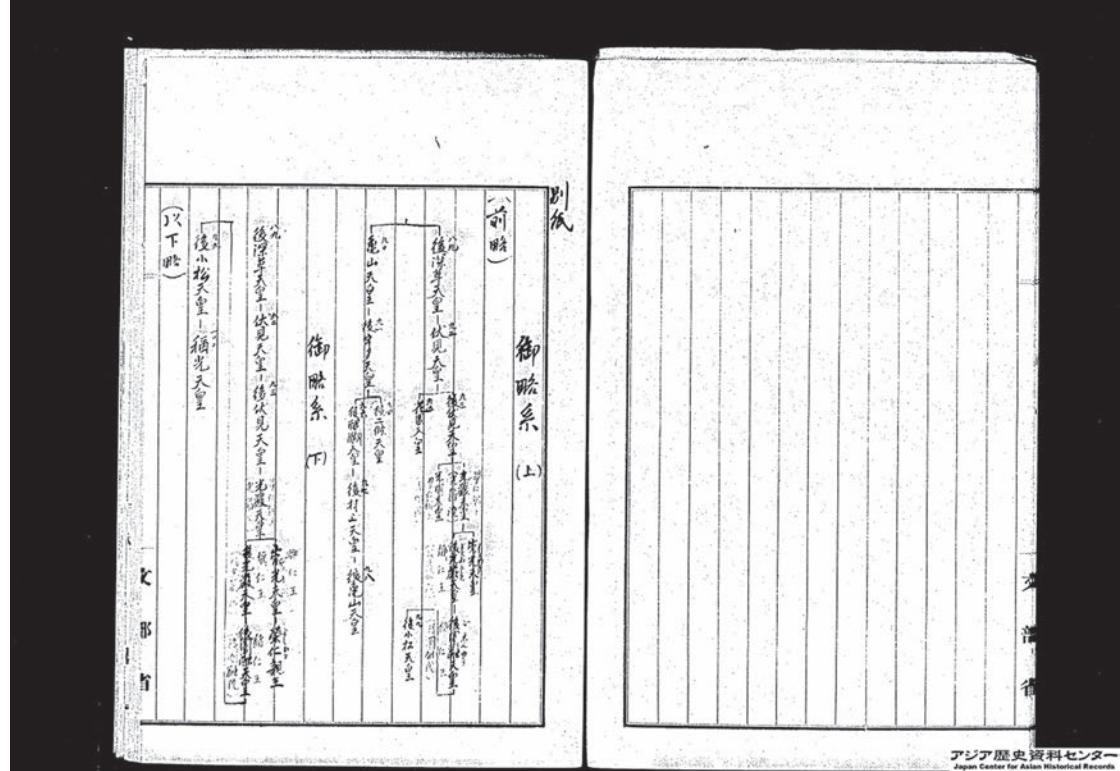
【写真 F-15】皇統御順位御確定ノ件 (公文別録・内閣・大正十二年～昭和十九年・第一巻・大正十二年～昭和八年) 請求番号:別 00231100、件名番号:008、保存場所:本館 -2A-001-00、アジア歴史資料センター・レファレンスコード: A03023581700 (大正 15 年 6 月 22 日) 国立公文書館所蔵



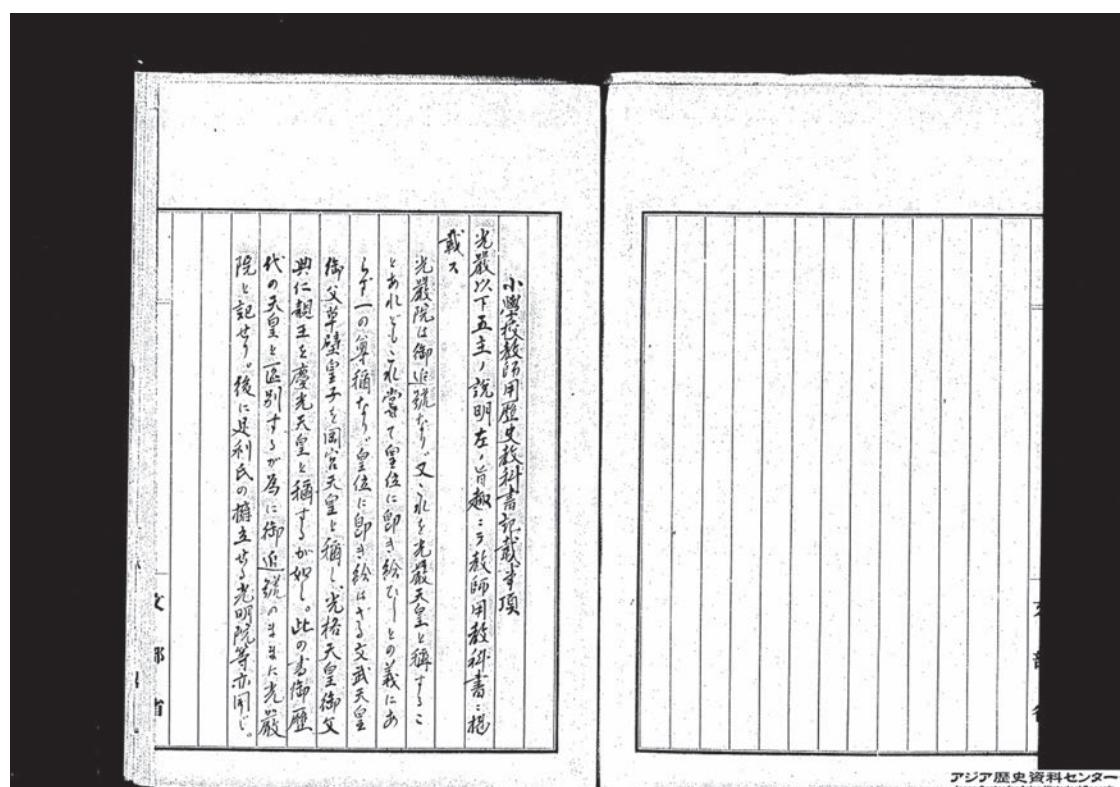
【写真 F-16】皇統御順位御確定ノ件 (公文別録・内閣・大正十二年~昭和十九年・第一巻・大正十二年~昭和八年) 請求番号:別 00231100、件名番号: 008、保存場所: 本館 -2A-001-00、アジア歴史資料センターレファレンスコード: A03023581700 (大正 15 年 6 月 22 日) 国立公文書館所蔵



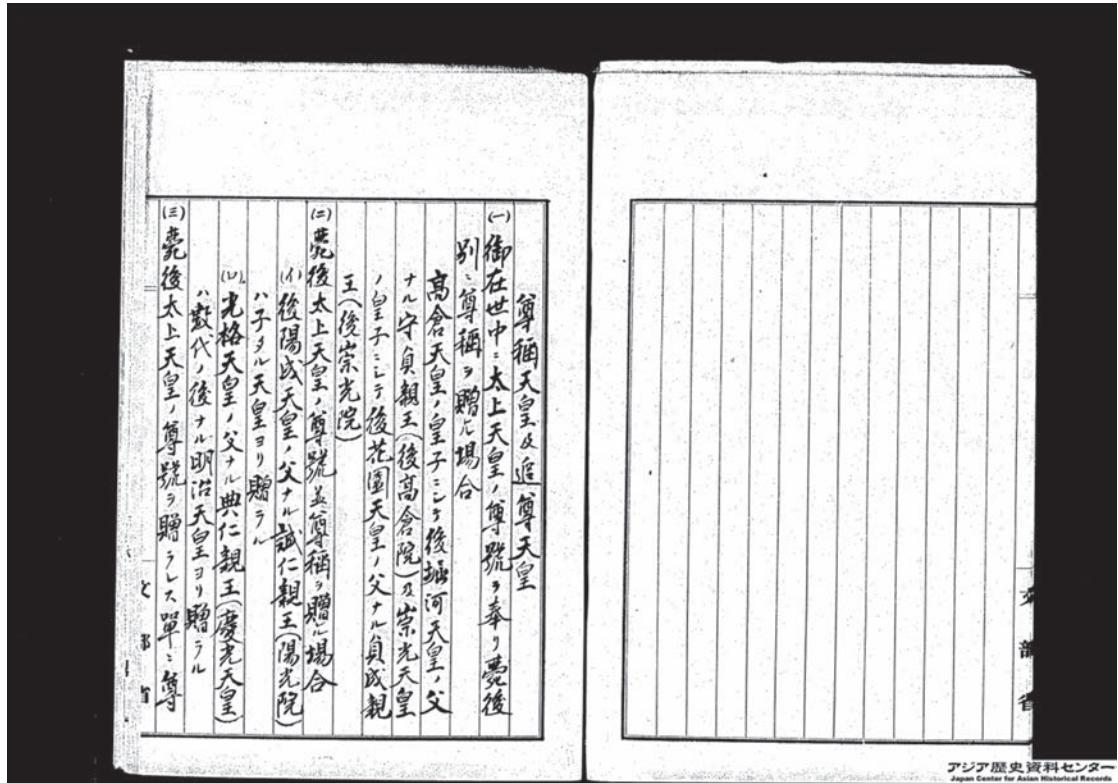
【写真 F-17】皇統御順位御確定ノ件 (公文別録・内閣・大正十二年~昭和十九年・第一巻・大正十二年~昭和八年) 請求番号:別 00231100、件名番号: 008、保存場所: 本館 -2A-001-00、アジア歴史資料センターレファレンスコード: A03023581700 (大正 15 年 6 月 22 日) 国立公文書館所蔵



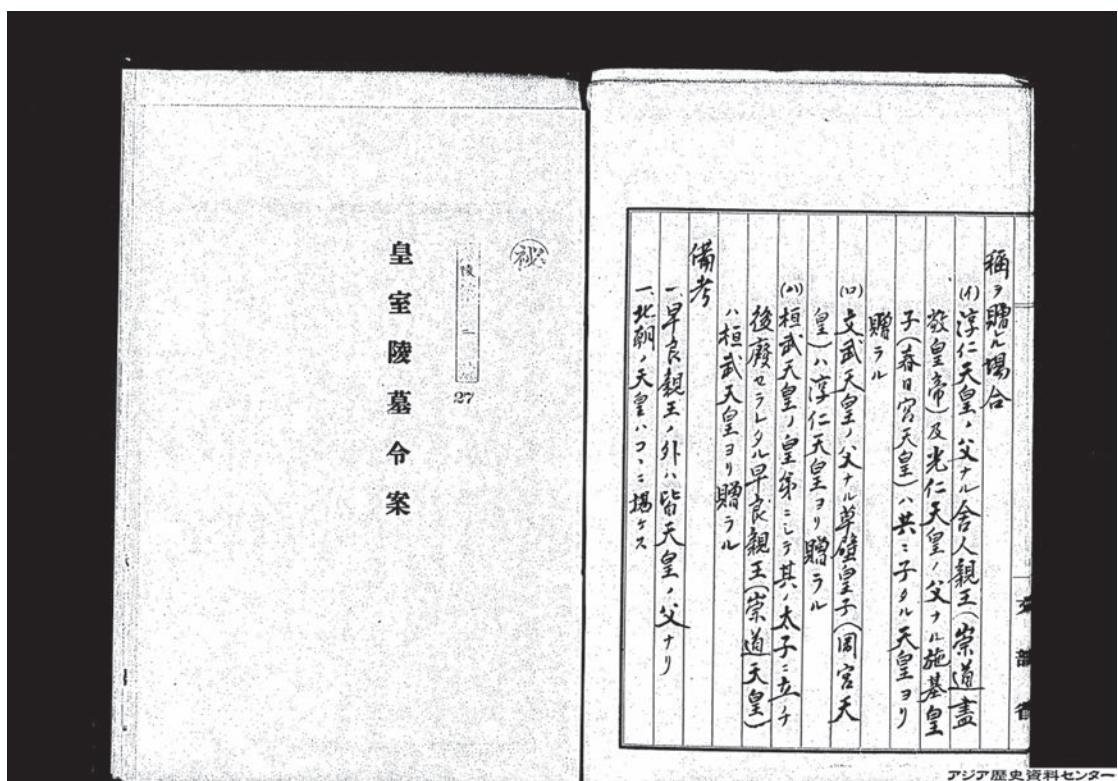
【写真 F-18】皇統御順位御確定ノ件 (公文別録・内閣・大正十二年～昭和十九年・第一巻・大正十二年～昭和八年) 請求番号:別 00231100、件名番号:008、保存場所:本館 -2A-001-00、アジア歴史資料センター・レファレンスコード:A03023581700 (大正 15 年 6 月 22 日) 国立公文書館所蔵



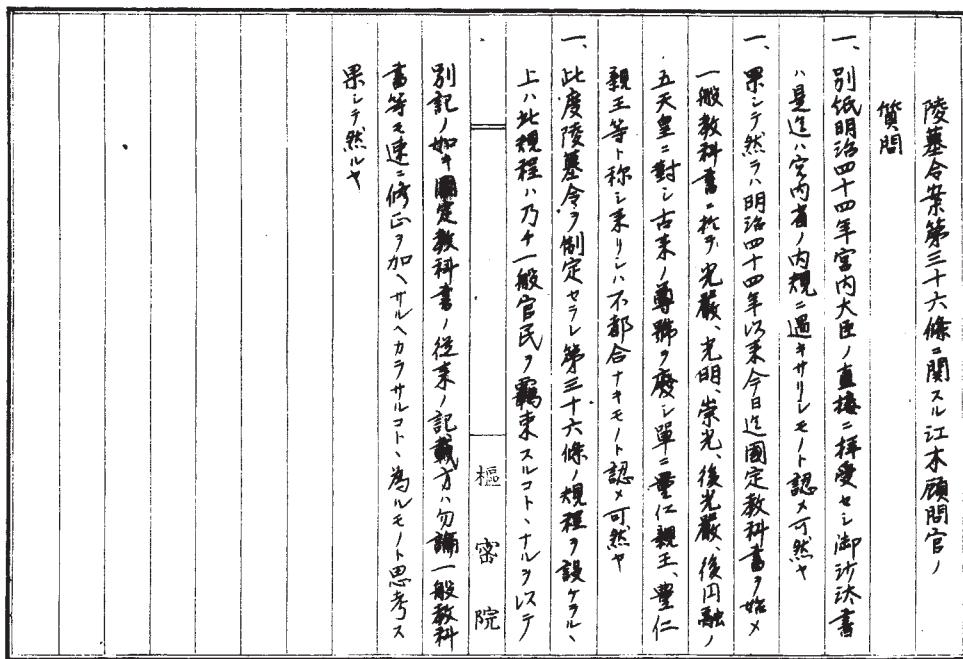
【写真 F-19】皇統御順位御確定ノ件 (公文別録・内閣・大正十二年～昭和十九年・第一巻・大正十二年～昭和八年) 請求番号:別 00231100、件名番号:008、保存場所:本館 -2A-001-00、アジア歴史資料センター・レファレンスコード:A03023581700 (大正 15 年 6 月 22 日) 国立公文書館所蔵



【写真 F-20】皇統御順位御確定ノ件 (公文別録・内閣・大正十二年~昭和十九年・第一巻・大正十二年~昭和八年) 請求番号:別 00231100、件名番号: 008、保存場所: 本館 -2A-001-00、アジア歴史資料センターレファレンスコード: A03023581700 (大正 15 年 6 月 22 日) 国立公文書館所蔵



【写真 F-21】皇統御順位御確定ノ件 (公文別録・内閣・大正十二年~昭和十九年・第一巻・大正十二年~昭和八年) 請求番号:別 00231100、件名番号: 008、保存場所: 本館 -2A-001-00、アジア歴史資料センターレファレンスコード: A03023581700 (大正 15 年 6 月 22 日) 国立公文書館所蔵



【写真 G-1】陵墓令案第 36 条に関する江木顧問官の質問（国立国会図書館憲政資料室所蔵平沼駿一郎関係文書 366-3）



【写真 G-2】陵墓令案第 36 条に関する江木顧問官の質問（国立国会図書館憲政資料室所蔵平沼駿一郎関係文書 366-3）

四國定教科書一括テハ歴史上ノ尊神如何。拘ラス御歴代ノ 天皇以外ノ方ニ對シテハ御歴代ノ天皇ト思想上ノ異同ノ 避クル為一切天皇ノ裕呼ヲ用ヰタル方針ヲ以テ偏幕セラレ 陵墓令制定後ト雖文部省當局ハ依然此方針ヲ更ナリ ルモノ如シ然レトモ光嚴天皇或ハ追尊天皇ノ尊神ヲ否 認スルエニ非サンコトハ文部省偏幕主義師用尋常小學 曰本歴史教科書等十九頁ニ児童ニ對スル説明上ノ注意 トレテ次ノ如ノ記載シアルニ見テえ明ナリ
(前略)光嚴院ハ御追拂ナリ又光嚴天皇ト裕スルコトア レトキラレ嘗テ皇位ニ即キ信ヒシトノ意ニテラヌ一ノ尊神ト
樞 密 院
シテ申スナリカカル尊称トシテハ文武天皇ノ御父尊壁皇 子ノ國宮天皇ト裕シ光嚴天皇ノ御父興仁親王ノ慶光 天皇ト裕スル等ノ例アリ本教科書ニハ光嚴院ニ關シ御 歴代ノ天皇ト區別スルカ為ニ御追拂ノマタノ記セリ足利 氏ノ擁立セル光明院等亦同レ
五陵墓令ハ皇室令案ナリ皇室令ハ國家ノ法規トシハ法律又 ハ勅令ト同様政府及國民ノ拘束スモナリ然レトモ本令 ハ尊神ノ宮内省ノ所管ニミ属スル事項ヲ規定スル法規シ テ尊神ノ使用ヲ一般的・強制スルモノニ非ス隨テ政府ハ之 基キ直ニ國定教科書ヲ改訂セサルヘカラル關係ノ生ムル

【写真 G-3】陵墓令案第 36 条に関する江木顧問官の質問（国立国会図書館憲政資料室所蔵平沼駿一郎関係文書 366-3）

モノニ非スト認メラル唯陵墓令ノ法規タル結果トシテ其ノ 制定公布ノ後ハ政府及國民共ニ實行者ニ於テ光嚴天皇 等ト稱スルコトヲ法律的ニ否認シ得サル一シ
樞 密 院
樞 密 院
樞 密 院
樞 密 院

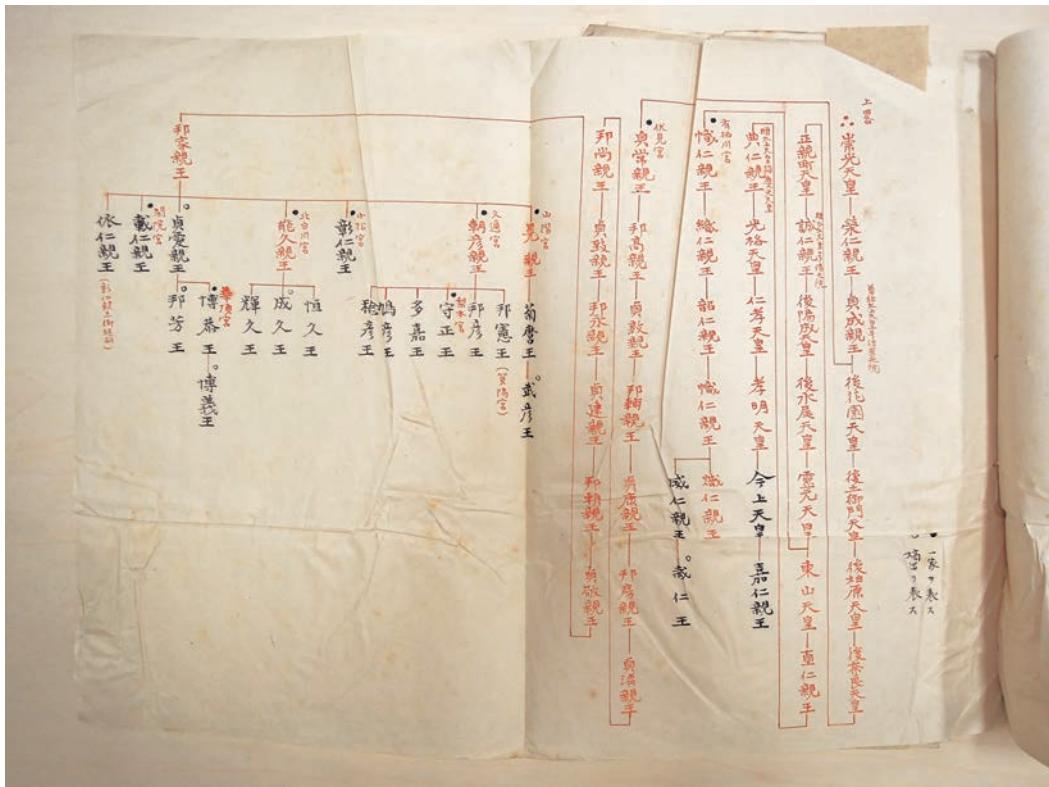
【写真 G-4】陵墓令案第 36 条に関する江木顧問官の質問（国立国会図書館憲政資料室所蔵平沼駿一郎関係文書 366-3）



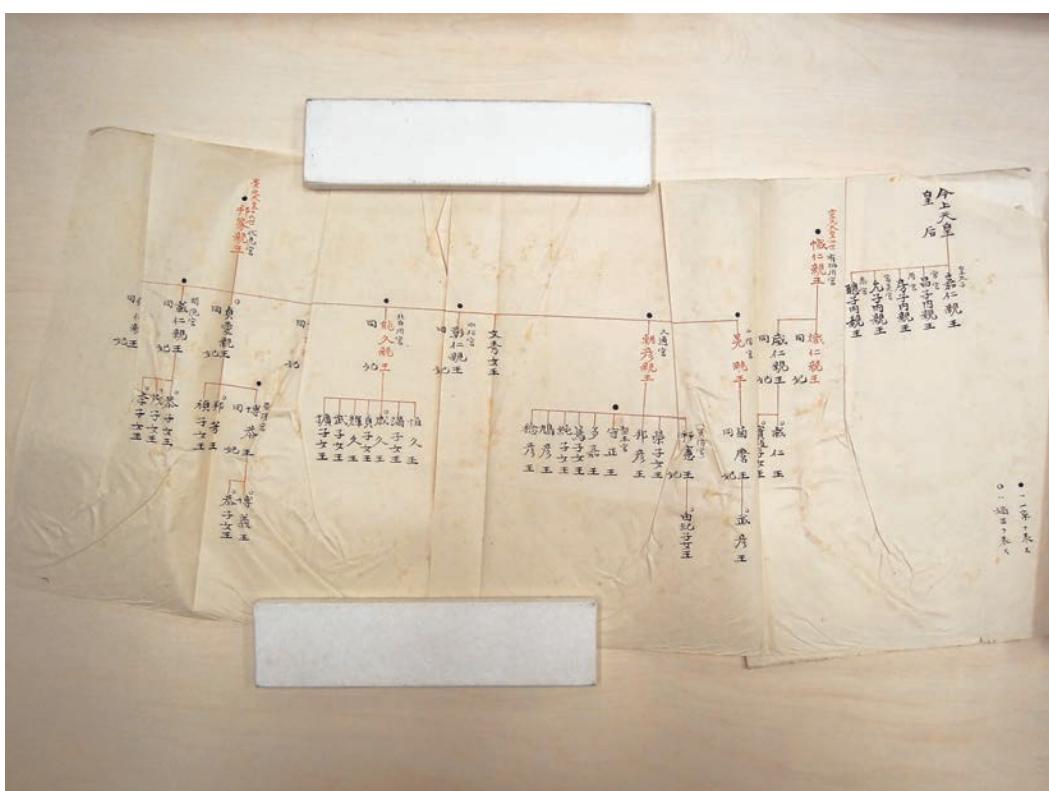
【写真 H】長慶天皇を皇代に列せらるるの詔書正本／大正 15 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 49977）



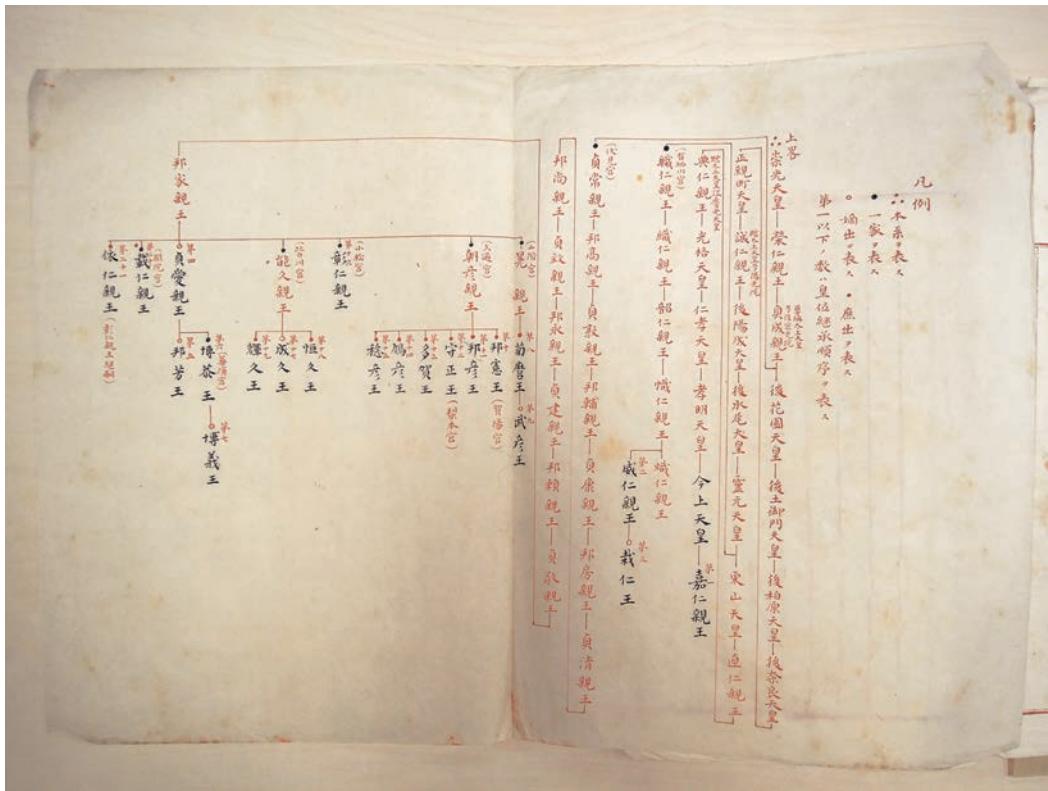
【写真 I-1】明治三十二年八月調崇光天皇以降御系図皇族現在調（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 95242）



【写真 I-2】明治三十二年八月調崇光天皇以降御系図皇族現在調（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 95242）

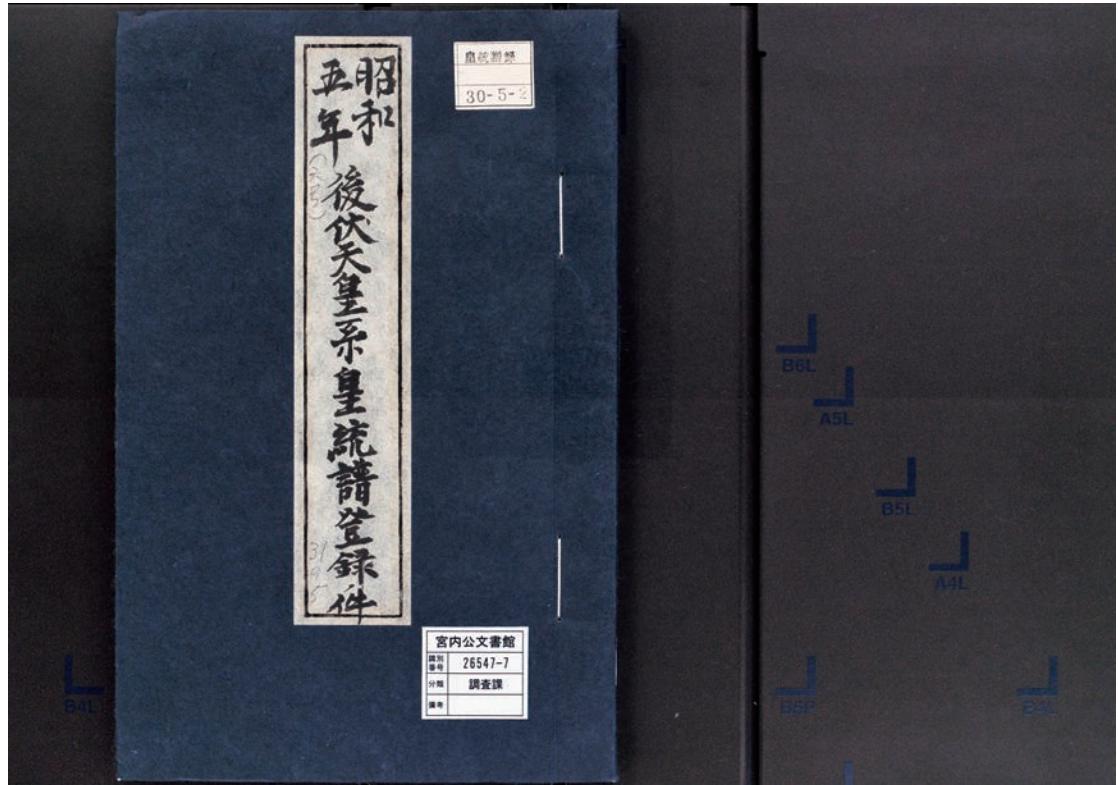


【写真 I-3】明治三十二年八月調査光天皇以降御系図皇族現在調（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 95242）

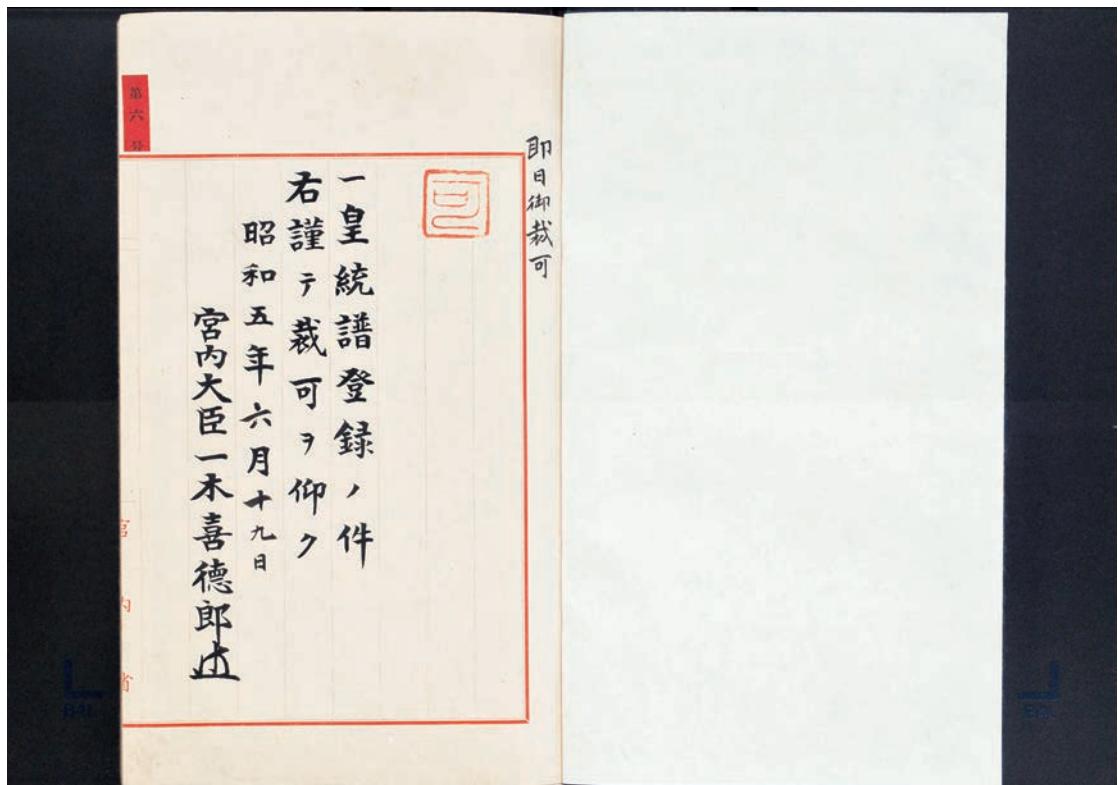


【写真 I-4】明治三十二年八月調崇光天皇以降御系図皇族現在調 (宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 95242)

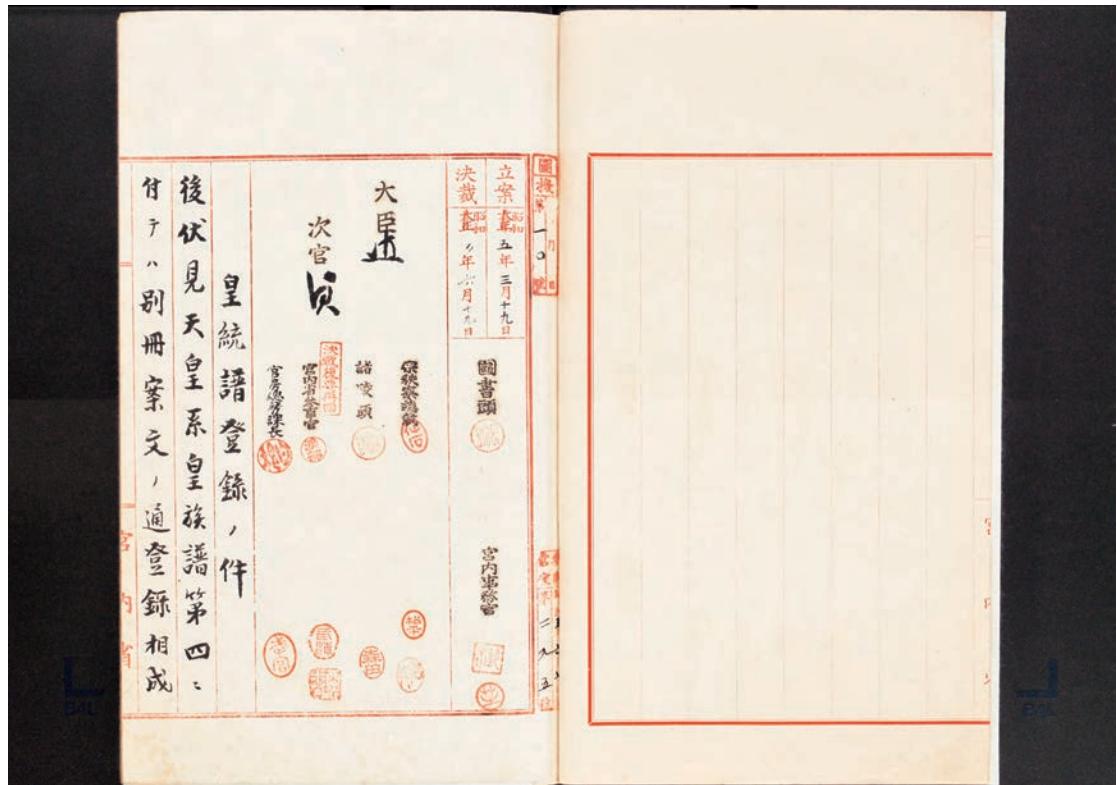
【写真 J】歴代外天皇（国立国会図書館憲政資料室所蔵平沼駿一郎関係文書 245-28）



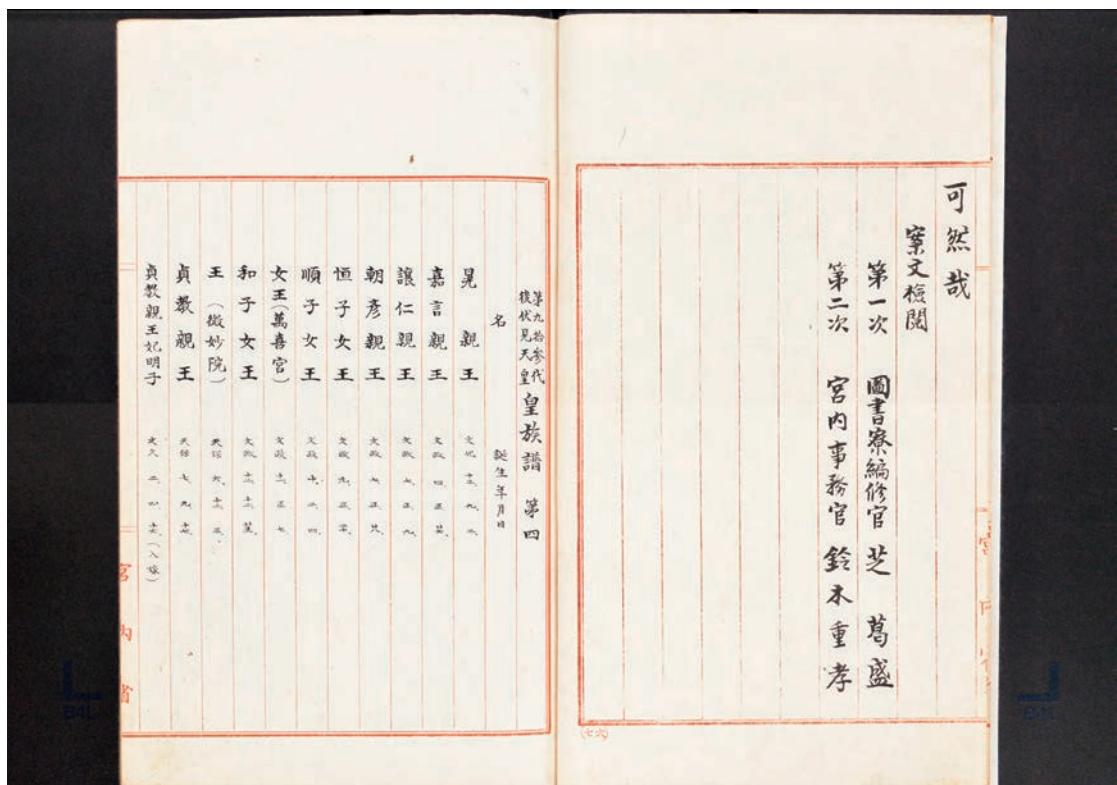
【写真 K-1】後伏見天皇系皇統譜登録の件／昭和 5 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 26547-7）



【写真 K-2】後伏見天皇系皇統譜登録の件／昭和 5 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 26547-7）



【写真 K-3】後伏見天皇系皇統譜登録の件／昭和 5 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 26547-7）



【写真 K-4】後伏見天皇系皇統譜登録の件／昭和 5 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 26547-7）

【写真 K-5】後伏見天皇系皇統譜登録の件／昭和 5 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 26547-7）

錄 子女 王	天保 十 月 三
王 (喜久宮)	天保 三 月 三
女王 (菩提院)	天保 三 月 三
文秀女 王	天保 三 月 三
彰仁親 王	天保 三 月 三
能久親 王	天保 三 月 三
王 (廣宮)	天保 三 月 三
王 (愛宮)	嘉永 六 月 三
則子女 王	嘉永 六 月 三
博經親 王	嘉永 六 月 三
女王 (嘉世宮)	嘉永 六 月 三
日榮女 王	嘉永 六 月 三
女王 (利宮)	安政 二 月 七
智威親 王	安政 二 月 七
貴子女 王	安政 二 月 七
貞愛親 王	安政 二 月 七
女王 (歡樂院)	安政 二 月 七
女王 (多明宮)	嘉永 六 月 三
王 (六十宮)	大正 一 月 三
載仁親 王	嘉永 六 月 三
依仁親 王	嘉永 六 月 三
女王 (智當宮)	光治 一 月 五
王 (慈宮)	光治 一 月 五
邦憲王	慶應 丙 戊
女王 (見喜宮)	安政 丙 戊
王 (德宮)	安政 五 月 五

【写真 K-6】後伏見天皇系皇統譜登録の件／昭和 5 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 26547-7）

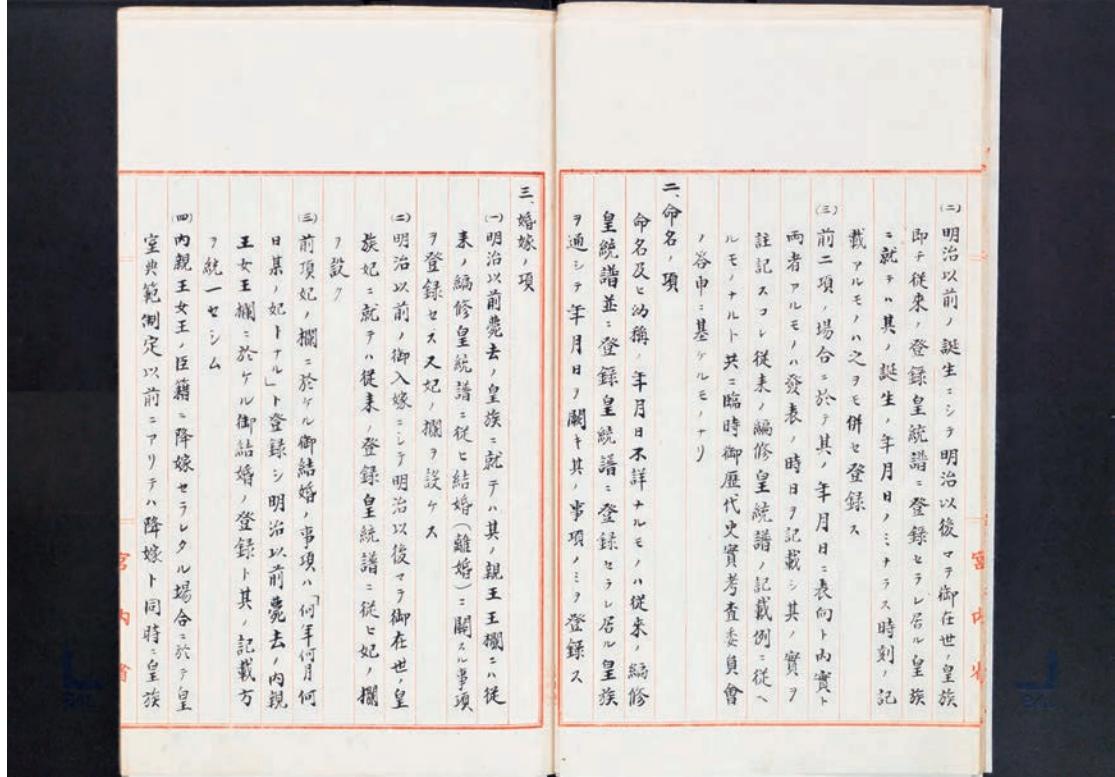
後伏見天皇皇族譜第四凡例

本冊ニ登録セラレタル皇族ハ何レモ明治以前ノ御誕生ニ屬スレトモ其ノ薨去ハ明治以後ニ及ヘルモノアリ從テ從来ノ皇統譜ノ明治以前薨去ノ皇族ニ屬スル所謂編修皇統譜ト明治以後マテ御在世ノ皇族ニ属スル所謂登録皇統譜トノ兩者ニ亘レルヲ以テ其ノ登録事項ノ記載方ニ就テモ自ラ一樣ナラサルモノアルモ昭和三年七月十日ノ同定ニヨリ登録スルヲ以テ左記異同アリ

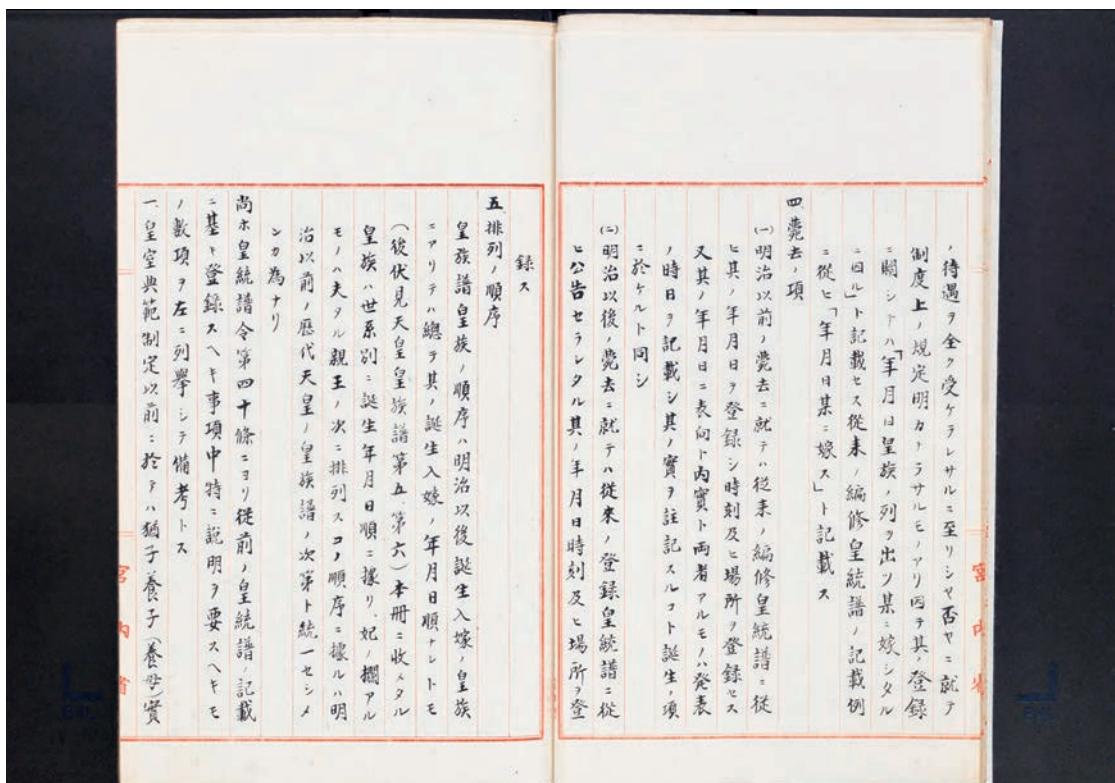
一誕生ノ項

(一) 明治以前薨去ノ皇族ニ就テハ從来ノ編修皇統譜ノ記載ニ従ヒ其ノ誕生ノ年月日ノ登録シ

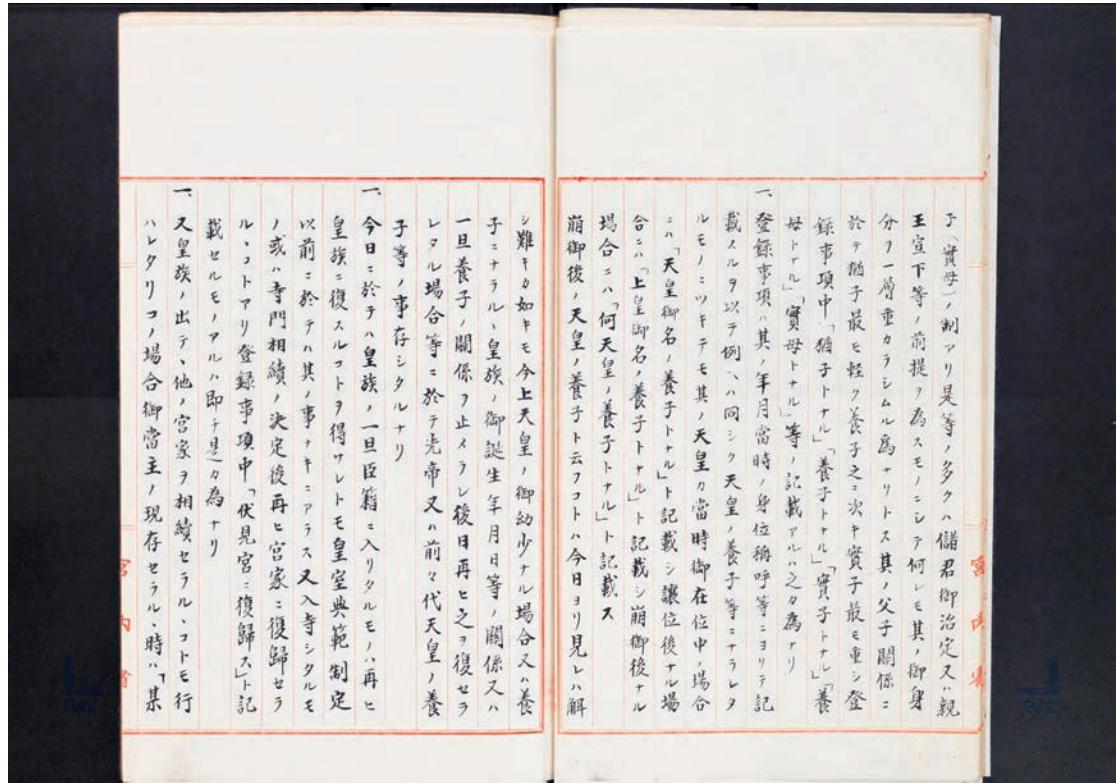
時刻場所ヲ登録セス



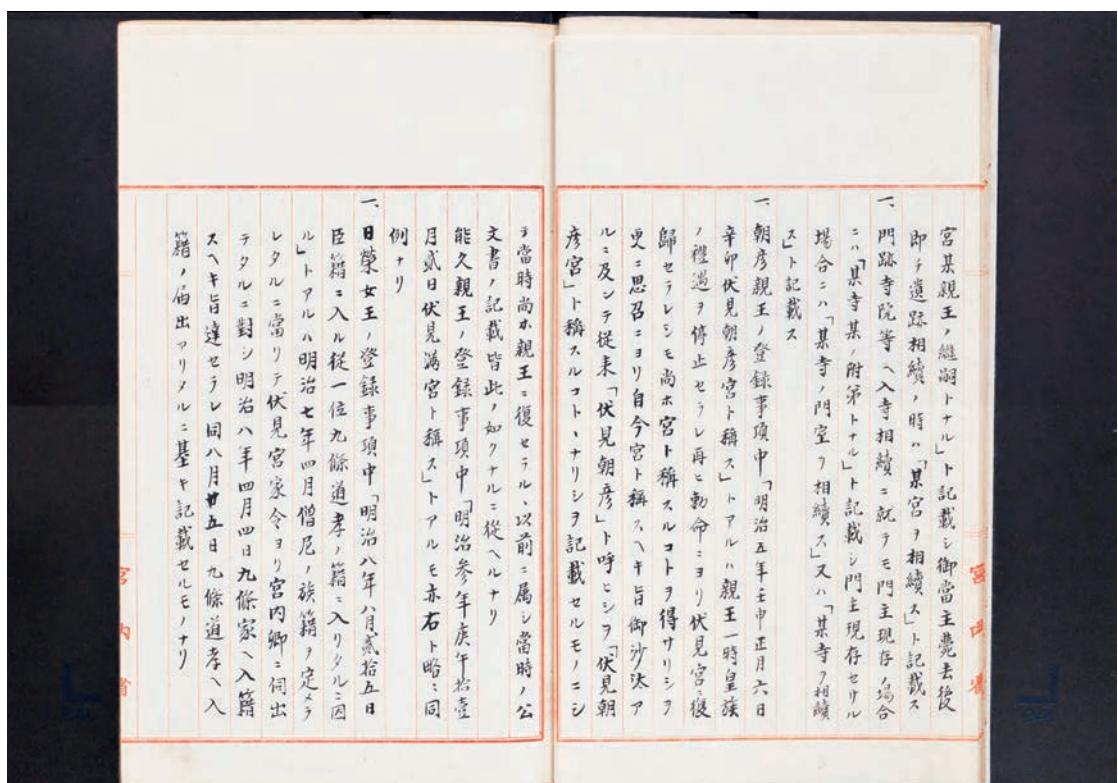
【写真 K-7】後伏見天皇系皇統譜登録の件／昭和 5 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 26547-7）



【写真 K-8】後伏見天皇系皇統譜登録の件／昭和 5 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 26547-7）



【写真 K-9】後伏見天皇系皇統譜登録の件／昭和 5 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 26547-7）



【写真 K-10】後伏見天皇系皇統譜登録の件／昭和 5 年（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号 26547-7）

Stable Imperial Succession and the Issue of Legitimacy in the Nanbokuchō Period: Emperor Meiji's Decision Regarding the Imperial Lineage and its Historical Influence

Gen NOMURA

The supplementary resolution of the committees of both the House of Representatives and the House of Councillors regarding the Law for Special Exception of the Imperial House Law Concerning Abdication, etc. of the Emperor sought from the government a speedy beginning of deliberations and a report on the findings concerning the issues involved in achieving a stable Imperial succession and that of female members of the Imperial family. It is possible that in the future the treatment of male descendants of former members of the Imperial family will become an issue. The public's awareness of the existence of former members of the Imperial family is an issue. However, Emperor Sukō, who is the ancestor of such persons, was determined to not belong to the Imperial lineage, and so there is also the issue of whether a future Imperial succession should be entrusted to persons whose ancestor was an Emperor outside of the Imperial lineage.

The reason the ancestor of former members of the Imperial family was considered to be outside the Imperial lineage is due to the 1911 issue regarding Imperial legitimacy in the Nanbokuchō Period, and Emperor Meiji's decision on Imperial succession based on the legitimacy of the Imperial line in the Southern Court period. In this paper the author has attempted to elucidate the deeper aspects within the issue of Imperial legitimacy in the Nanbokuchō Period that had an influence on the present Imperial system, using new materials as much as possible.

As a result it was learned that Emperor Meiji's decision, while of significance to the Imperial family in the sense of establishing the legitimate line of Imperial succession, was given in a text that was neither an imperial edict nor an imperial writ as stipulated by Kōshikirei. Also, that judgment had an impact on members of the Imperial family belonging to the Fushimi House and its branches, which traced its lineage back to Emperor Sukō of the Northern Court. In the Taishō period and into the Shōwa period the lineage of Emperor Sukō was reorganized as the lineage of Emperor Go-Fushimi, and this even extended to a movement to demonstrate that the ancestor of the members of the Imperial family belonging to the Fushimi House and its branches was not an emperor outside the Imperial lineage.